

第356回高知県議会（12月）定例会日程

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 | 行 事 |
|--------|-----|-----|--|
| 12月10日 | 木 | 本会議 | 開会 新任職員の紹介 会期の決定（15日間） 賀詞奉呈の件 議案の上程20件（予算6、条例3、その他11） 提出者の説明 濱田知事 決算特別委員長報告（25件） 採決（355第13号—355第14号、355報第1号—355報第23号） 自治功労者表彰状の伝達 |
| 11日 | 金 | 休 会 | 議案精査 |
| 12日 | 土 | 休 会 | |
| 13日 | 日 | 休 会 | |
| 14日 | 月 | 休 会 | 議案精査 |
| 15日 | 火 | 本会議 | 質疑並びに一般質問 加藤議員 大野議員 吉良議員 |
| 16日 | 水 | 本会議 | 質疑並びに一般質問 下村議員 塚地議員 今城議員 |
| 17日 | 木 | 本会議 | 質疑並びに一般質問 西内(隆)議員 弘田議員 委員会付託 |
| 18日 | 金 | 休 会 | 委員会審査 |
| 19日 | 土 | 休 会 | |
| 20日 | 日 | 休 会 | |
| 21日 | 月 | 本会議 | 議案の追加上程1件（第21号） 提出者の説明 濱田知事 質疑 加藤議員 米田議員 委員会付託 |
| | | | 委員会審査 |
| 22日 | 火 | 休 会 | 委員会審査 |
| 23日 | 水 | 休 会 | |

| | | | |
|-----|---|-----|---|
| 24日 | 木 | 本会議 | <p>委員長報告</p> <p>採決</p> <p>議案の追加上程 2 件（第22号—第23号）</p> <p>提出者の説明</p> <p>濱田知事</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第 1 号—議発第 6 号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第 7 号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第 8 号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第 9 号）</p> <p>討論</p> <p>中根議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第10号）</p> <p>討論</p> <p>岡田議員</p> <p>採決</p> <p>継続審査の件</p> <p>閉会</p> |
|-----|---|-----|---|

第356回高知県議会定例会会議録目次

| | |
|------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 議員席次 | 1 |

第1日（12月10日）

| | |
|--------------|----|
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 説明のため出席した者 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 4 |
| 議事日程 | 4 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 新任職員の紹介 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 賀詞奉呈の件 | 6 |
| 議案の上程、提出者の説明 | 7 |
| 濱田知事 | 7 |
| 決算特別委員長報告 | |
| 森田決算特別委員長 | 13 |
| 採決 | 18 |
| 自治功労者表彰状の伝達 | 19 |
| 三石議長 | 19 |
| 濱田知事 | 19 |
| 上田(周)議員 | 20 |

第2日（12月15日）

| | |
|------------|----|
| 出席議員 | 23 |
| 欠席議員 | 23 |
| 説明のため出席した者 | 23 |
| 事務局職員出席者 | 23 |
| 議事日程 | 24 |
| 諸般の報告 | 24 |

質疑並びに一般質問

| | |
|--|----|
| 加藤議員 | 25 |
| 1 政治姿勢（新型コロナウイルス感染症の急拡大への対応、営業時間短縮の協力要請、1年間を振り返っての感想と2年目に向けた決意、国の新たな経済対策への所見）について | 25 |
| 2 グリーン社会の実現とデジタル化（2050年カーボンニュートラル宣言、行政のデジタル化推進、市町村との連携）について | 27 |
| 3 新型コロナウイルス感染症に係る事象（雇用維持と事業継続に向けた対策、移住促進、特定地域づくり事業、結婚新生活支援事業、少子化対策）について | 28 |
| 4 教育（小中学校へのタブレット端末の整備、ハード・ソフトと人材の一体的な整備、高等学校への整備）について | 30 |
| 5 種苗法の改正（農業への影響と農家の負担軽減）について | 32 |
| 6 管理型産業廃棄物最終処分場の整備（進捗状況と地域住民への対応、佐川町の地域振興策）について | 32 |
| 濱田知事 | 33 |
| 井上総務部長 | 37 |
| 松岡商工労働部長 | 37 |
| 沖本産業振興推進部長 | 38 |
| 尾下中山間振興・交通部長 | 38 |
| 福留地域福祉部長 | 39 |
| 伊藤教育長 | 40 |
| 西岡農業振興部長 | 41 |
| 川村林業振興・環境部長 | 42 |
| 加藤議員 | 42 |
| 大野議員 | 43 |
| 1 政治姿勢（就任1年で見えてきた課題と理想の県政、新型コロナウイルス感染症拡大防止策と決意、令和3年度の予算編成、関西圏との経済連携にIRを含めることの必要性と意義、大阪府政への所見、阪神タイガースとの連携、牧野富太郎博士の顕彰活動への支援、中山間・奥山間地域への思いと市町村との連携、ふるさと納税制度への所見、市町村の基準違反へのチェック体制）について | 43 |
| 2 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用対策（解雇・雇い止め人数と厳しい雇用環境の方々への支援、倒産件数並びに小規模商店等零細事業者の現状と支援策、医療従事者が安心して働き続けられるための支援）について | 49 |
| 3 高収益作物次期作支援交付金（運用の見直しに対する取組）について | 49 |
| 4 デジタル化への対応（行政の推進体制整備、人材の確保策）について | 50 |

| | | |
|---|--|----|
| 5 | 県立日高特別支援学校寄宿舎の老朽化対策について…………… | 50 |
| 6 | 骨髄ドナー登録事業について…………… | 51 |
| 7 | 自然史標本（現状と課題、管理への支援）について…………… | 52 |
| 8 | 仁淀川流域の課題と振興（保全条例の制定、新たな管理型産業廃棄物最終処分場整備に係る不安解消への取組と地域振興策、国道33号の整備促進）について…………… | 52 |
| | 濱田知事…………… | 54 |
| | 井上総務部長…………… | 58 |
| | 松岡商工労働部長…………… | 59 |
| | 鎌倉健康政策部長…………… | 60 |
| | 西岡農業振興部長…………… | 61 |
| | 伊藤教育長…………… | 61 |
| | 川村林業振興・環境部長…………… | 62 |
| | 岩城副知事…………… | 63 |
| | 村田土木部長…………… | 63 |
| | 大野議員…………… | 64 |
| | 濱田知事…………… | 64 |
| | 大野議員…………… | 65 |
| | 吉良議員…………… | 65 |
| 1 | 政治姿勢（学問の自由の意義と政治及び科学との関係、日本学術会議法の解釈変更、会員の任命拒否、桜を見る会前夜祭に関する前総理の国会答弁）について…………… | 65 |
| 2 | デジタル化の推進（地方自治を否定する危険性、個人情報の保護、マイナンバーカードが普及しない要因、県職員の取得状況報告、社会保障個人会計への結び付け）について…………… | 67 |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症対策（直接支援策の要求、検査費用の支弁の在り方、社会的検査の実施、緊急包括支援交付金医療分の支給、医療機関への直接的な支援、財政制度等審議会の建議への抗議と県独自の中小企業支援策の強化、生活福祉資金制度における総合支援資金の貸付期間）について…………… | 68 |
| 4 | 国民健康保険の保険料水準の統一（課題解決に向けた公費支出、認識の変化、医療費の適正化、高額レセプトに対する共同化の仕組みの変更、一般会計からの法定外繰り入れ）について…………… | 70 |
| 5 | ビキニ核被災船員の救済（核兵器禁止条約発効への認識、ヒバクシャ国際署名への賛同及び締結国会議への参加、追跡調査、広島地方裁判所の判決及び日本弁護士連合会の意見書への認識と法的救済への取組、シンポジウム開催）について…………… | 72 |
| 6 | 仁井田米の偽装販売問題（調査内容と実態の認識、JA高知県の体質、内部 | |

| | |
|---|----|
| 調査結果の公表、県の認識と再発防止) について…………… | 73 |
| 7 教員採用 (採用辞退者数及びその中の臨時教員数と原因、選考審査制度の転換) について…………… | 74 |
| 濱田知事…………… | 75 |
| 鎌倉健康政策部長…………… | 83 |
| 西岡農業振興部長…………… | 84 |
| 伊藤教育長…………… | 84 |
| 吉良議員…………… | 85 |
| 濱田知事…………… | 86 |
| 吉良議員…………… | 87 |

第3日 (12月16日)

| | |
|---|-----|
| 出席議員…………… | 89 |
| 欠席議員…………… | 89 |
| 説明のため出席した者…………… | 89 |
| 事務局職員出席者…………… | 89 |
| 議事日程…………… | 90 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 下村議員…………… | 90 |
| 1 新型コロナウイルス感染症対策 (経済と感染症対策の両立、医療関係者・機関への支援の充実、COCOAインストールの呼びかけ、陽性者との接触確認後の検査の流れ) について…………… | 91 |
| 2 企業誘致 (今後の活動、IT人材の育成と県内就職) について…………… | 93 |
| 3 デジタル化の推進 (通信インフラに係る市町村支援とIT企業誘致に必要なインフラ、中山間地域での整備、県庁業務の電子決裁化、県職員のテレワーク時の情報共有と環境整備) について…………… | 94 |
| 4 観光振興 (ワーケーションへの取組、インバウンド観光再開に向けた準備) について…………… | 96 |
| 5 教育施策 (大変革期における授業の在り方、オンライン学習の課題と可能性、家庭や放課後児童クラブの通信インフラの差、学校外の情報セキュリティー、エドテックの普及、教員の研修の負担軽減、受験生が感染した場合のケアと入試のサポート) について…………… | 96 |
| 6 国際人材の育成 (ハイブリッド型の国際教育、日系移民の体験の後世への引き継ぎ、青年海外協力隊の積極的な受入れ) について…………… | 98 |
| 濱田知事…………… | 100 |

| | |
|--|-----|
| 鎌倉健康政策部長 | 101 |
| 松岡商工労働部長 | 102 |
| 井上総務部長 | 102 |
| 吉村観光振興部長 | 103 |
| 伊藤教育長 | 104 |
| 岡村文化生活スポーツ部長 | 108 |
| 下村議員 | 109 |
| 塚地議員 | 109 |
| 1 男女共同参画、ジェンダー平等の推進（203050目標の認識と指導的立場への女性参画の目標、管理職における女性職員割合目標の引上げ、選択的夫婦別姓制度、非正規雇用の実態を踏まえた取組、会計年度任用職員の正規職員化）について | 109 |
| 2 コロナ禍における相談体制（女性相談支援センターの相談業務、年末年始の体制）について | 111 |
| 3 パートナーシップ制度の導入（高知市における制度、導入と高知市との協議）について | 113 |
| 4 不妊治療（支援拡充の周知、県職員の休暇制度の創設）について | 113 |
| 5 大規模風力発電の集中立地（計画に臨む姿勢、住民合意を要件とする取組の強化）について | 114 |
| 6 鏡吉原石灰石鉱山開発（事業者への助言、希少動植物の状況と対応策、事業者の説明、説明会の実施範囲、県道6号線の道路改良計画とその予算、道路拡幅の見通しと費用、事業開始への所見）について | 115 |
| 濱田知事 | 117 |
| 岡村文化生活スポーツ部長 | 120 |
| 井上総務部長 | 120 |
| 鎌倉健康政策部長 | 121 |
| 川村林業振興・環境部長 | 121 |
| 松岡商工労働部長 | 122 |
| 村田土木部長 | 122 |
| 塚地議員 | 123 |
| 濱田知事 | 124 |
| 井上総務部長 | 124 |
| 松岡商工労働部長 | 124 |
| 村田土木部長 | 124 |
| 塚地議員 | 125 |
| 今城議員 | 125 |
| 1 政治姿勢（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算確保に | |

| | |
|--|-----|
| 対する評価、県民座談会「濱田が参りました」の現状と今後、まち・ひと・しごと創生総合戦略第1期の総括と第2期の取組、四国遍路の世界遺産登録、四国新幹線の早期実現) について…………… | 125 |
| 2 新型コロナウイルス感染症対策（離島における搬送体制と行政の対応）について…………… | 127 |
| 3 警察行政（サイバー犯罪への取組、交通安全施設の管理、妨害運転罪の検挙状況）について…………… | 128 |
| 4 男女共同参画（県の役職に占める女性の割合、次期プランの策定）について…………… | 129 |
| 5 土木行政（四国8の字ネットワークの未事業化区間、一級河川以外の流域治水、河川改修の推進と維持管理の継続、がけ地近接等危険住宅移転事業、クルーズ船の寄港促進、宿毛湾港の利活用、建設業活性化プラン）について…………… | 129 |
| 濱田知事…………… | 132 |
| 鎌倉健康政策部長…………… | 135 |
| 熊坂警察本部長…………… | 135 |
| 井上総務部長…………… | 136 |
| 岡村文化生活スポーツ部長…………… | 136 |
| 村田土木部長…………… | 137 |
| 今城議員…………… | 140 |

第4日（12月17日）

| | |
|--|-----|
| 出席議員…………… | 141 |
| 欠席議員…………… | 141 |
| 説明のため出席した者…………… | 141 |
| 事務局職員出席者…………… | 141 |
| 議事日程…………… | 141 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 西内(隆)議員…………… | 142 |
| 1 憲法改正（緊急事態条項）について…………… | 142 |
| 2 教育（進学指導力の向上、自己分析シートの活用、県立学校運動場の水はけ状況と整備、スポーツ施設の水はけ状況）について…………… | 144 |
| 3 教育勅語について…………… | 146 |
| 4 観光（着地型旅行商品の開発とセールスの強化、DMOや観光事業者等の役割、こうち旅広場）について…………… | 148 |
| 5 県庁職員による挨拶の励行について…………… | 149 |
| 6 糖尿病の発症予防の取組（健診機関と連携した窓口の設置）について…………… | 150 |

| | |
|---|-----|
| 濱田知事 | 151 |
| 伊藤教育長 | 152 |
| 岡村文化生活スポーツ部長 | 153 |
| 吉村観光振興部長 | 154 |
| 鎌倉健康政策部長 | 155 |
| 西内(隆)議員 | 155 |
| 弘田議員 | 156 |
| 1 政治姿勢（記者会見に臨む思い、新型コロナウイルス感染症の真ただ中で の情報発信、憲法改正の必要性、国会で議論を進めてもらうためにできるこ と、県立学校の休校や市町村教育委員会への依頼の決断、自衛隊に対する看 護師などの派遣要請、感染症対策と経済対策の両立）について | 157 |
| 2 高知競馬（再建過程で印象に残っていることと将来につなげていかなければ ならないこと、施設の改修計画の進捗状況、執行機関の体制の強化）につい て | 160 |
| 3 阿佐海岸鉄道DMV（支援と地域活性化の取組）について | 161 |
| 4 圃場整備事業（庄毛地区の発展への期待、農業基盤の整備に関する制度の周 知や意欲の醸成）について | 161 |
| 5 漁業者の収入安定策（インターネット販売の活用と漁獲共済への加入の促進） について | 162 |
| 6 医療ICT（導入状況と関係団体等と共に国に支援を求めること）について | 163 |
| 濱田知事 | 163 |
| 伊藤教育長 | 166 |
| 西岡農業振興部長 | 166 |
| 尾下中山間振興・交通部長 | 168 |
| 田中水産振興部長 | 169 |
| 鎌倉健康政策部長 | 169 |
| 弘田議員 | 170 |
| 議案の付託 | 170 |
| 請願の付託 | 171 |

第5日（12月21日）

| | |
|------------|-----|
| 出席議員 | 173 |
| 欠席議員 | 173 |
| 説明のため出席した者 | 173 |
| 事務局職員出席者 | 173 |

| | |
|--|-----|
| 議事日程 | 173 |
| 議案の追加上程、提出者の説明 | 174 |
| 濱田知事 | 174 |
| 質疑 | |
| 加藤議員 | 175 |
| 1 営業時間短縮要請協力金（引上げの背景と知事の思い、支給対象の見直し、 要請期間の延長、支給体制、県経済の回復）について | 175 |
| 濱田知事 | 177 |
| 松岡商工労働部長 | 178 |
| 加藤議員 | 179 |
| 米田議員 | 179 |
| 1 営業時間短縮要請協力金（休業要請の対象、休業時間の根拠、営業時間短縮 に伴う影響、支給対象外の事業者への支援、年内支給、周知徹底、申請手続 の一本化、要請期間と支給期間の延長）について | 179 |
| 濱田知事 | 182 |
| 松岡商工労働部長 | 183 |
| 米田議員 | 184 |
| 議案の付託 | 184 |

第6日（12月24日）

| | |
|------------------------------|-----|
| 出席議員 | 187 |
| 欠席議員 | 187 |
| 説明のため出席した者 | 187 |
| 事務局職員出席者 | 187 |
| 議事日程 | 188 |
| 諸般の報告 | 189 |
| 委員長報告 | |
| 浜田危機管理文化厚生委員長 | 189 |
| 黒岩商工農林水産委員長 | 192 |
| 田中産業振興土木委員長 | 194 |
| 横山総務委員長 | 196 |
| 採決 | 198 |
| 議案の追加上程、提出者の説明、採決（第22号—第23号） | 199 |
| 濱田知事 | 199 |
| 議案の上程、採決（議発第1号—議発第6号 意見書議案） | 200 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 議案の上程、採決（議発第7号 意見書議案） | 201 |
| 議案の上程、採決（議発第8号 意見書議案） | 201 |
| 議案の上程、討論、採決（議発第9号 意見書議案） | 202 |
| 中根議員 | 202 |
| 議案の上程、討論、採決（議発第10号 意見書議案） | 204 |
| 岡田議員 | 204 |
| 継続審査の件 | 206 |
| 閉会の挨拶 | |
| 三石議長 | 207 |
| 濱田知事 | 207 |

巻末掲載文書

| | |
|--|-----|
| 委員会報告書 | 209 |
| 令和元年度高知県歳入歳出決算審査報告書 | 211 |
| 令和元年度高知県公営企業会計決算審査報告書 | 221 |
| 意見書に関する結果について | 226 |
| 賀詞案 | 229 |
| 議案の提出について | 231 |
| 人事委員会回答書 | 232 |
| 議案付託表（令和2年12月17日配付） | 233 |
| 請願文書表 | 237 |
| 議案の追加提出について | 243 |
| 議案付託表（令和2年12月21日配付） | 244 |
| 議案の追加提出について | 245 |
| 意見書議案の提出について | |
| 議発第1号 国民の暮らしを支えるコロナ対策の抜本的拡充と早急な実施を求める意見書議案 | 246 |
| 議発第2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書議案 | 248 |
| 議発第3号 障害福祉サービス等報酬改定に当たって食事提供加算及び送迎加算の継続を求める意見書議案 | 251 |
| 議発第4号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書議案 | 253 |
| 議発第5号 小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書議案 | 256 |
| 議発第6号 林野関係予算の確保を求める意見書議案 | 258 |
| 議発第7号 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進 | |

| | |
|---|-----|
| 的な協定) 参加を積極的に支援するよう求める意見書議案…………… | 261 |
| 議発第 8 号 土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書議案…………… | 264 |
| 議発第 9 号 日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書議案…………… | 267 |
| 議発第10号 後期高齢者の医療費 2 割負担への引上げを撤回し、誰もが必要な医療を 受けられるよう求める意見書議案…………… | 270 |
| 継続審査調査の申出書…………… | 272 |
| 決算特別委員会審査結果一覧表…………… | 274 |
| 委員会審査結果一覧表…………… | 275 |
| 議決一覧表…………… | 277 |

招 集 告 示

高知県告示第933号

高知県議会定例会を、令和2年12月10日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和2年12月3日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 上 治 堂 司 君 | 2番 | 土 森 正 一 君 |
| 3番 | 上 田 貢太郎 君 | 4番 | 今 城 誠 司 君 |
| 5番 | 金 岡 佳 時 君 | 6番 | 下 村 勝 幸 君 |
| 7番 | 田 中 徹 君 | 8番 | 土 居 央 君 |
| 9番 | 野 町 雅 樹 君 | 10番 | 浜 田 豪 太 君 |
| 11番 | 横 山 文 人 君 | 12番 | 西 内 隆 純 君 |
| 13番 | 加 藤 漠 君 | 14番 | 西 内 健 君 |
| 15番 | 弘 田 兼 一 君 | 16番 | 明 神 健 夫 君 |
| 17番 | 依 光 晃一郎 君 | 18番 | 梶 原 大 介 君 |
| 19番 | 桑 名 龍 吾 君 | 20番 | 森 田 英 二 君 |
| 21番 | 三 石 文 隆 君 | 22番 | 山 崎 正 恭 君 |
| 23番 | 西 森 雅 和 君 | 24番 | 黒 岩 正 好 君 |
| 25番 | 大 石 宗 君 | 26番 | 武 石 利 彦 君 |
| 27番 | 田 所 裕 介 君 | 28番 | 石 井 孝 君 |
| 29番 | 大 野 辰 哉 君 | 30番 | 橋 本 敏 男 君 |
| 31番 | 上 田 周 五 君 | 32番 | 坂 本 茂 雄 君 |
| 33番 | 岡 田 芳 秀 君 | 34番 | 中 根 佐 知 君 |
| 35番 | 吉 良 富 彦 君 | 36番 | 米 田 稔 君 |
| 37番 | 塚 地 佐 智 君 | | |

第356回高知県議会定例会会議録

令和2年12月10日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君

34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君
 36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長 沖 本 健 二 君
 産業 振 興 推 進 部 長 尾 下 一 次 君
 中山間振興・交通部長 松 岡 孝 和 君
 商工労働部長 吉 村 大 君
 観光振興部長 西 岡 幸 生 君
 農業振興部長 川 村 竜 哉 君
 林業振興・環境部長 田 中 宏 治 君
 水産振興部長 村 田 重 雄 君
 土 木 部 長 井 上 達 男 君
 会 計 管 理 者 橋 口 欣 二 君
 公 営 企 業 局 長 伊 藤 博 明 君
 教 育 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 長 原 哲 君
 人 事 委 員 会 長 小 田 切 泰 禎 君
 事 務 局 長 熊 坂 隆 君
 公 安 委 員 長
 警 察 本 部 長

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 中村 知 佐 君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 長 行宗 昭 一 君
事務局 次長 織田 勝 博 君
議事課 長 吉岡 正 勝 君
政策調査課長 川村 和 敏 君
議事課長補佐 馬殿 昌 彦 君
主 査 久保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和2年12月10日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号 賀詞奉呈の件
- 第 4 号
 - 第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
 - 第 2 号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
 - 第 3 号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
 - 第 4 号 令和2年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第 5 号 令和2年度高知県工業用水道事業会計補正予算
 - 第 6 号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第 7 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 9 号 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 11 号 令和3年度当せん金付証券の発売総額に関する議案
- 第 12 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 13 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 14 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 15 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 18 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル (I)) 工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 国道493号(北川道路) 道路改築(和田トンネル (II)) 工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋上部工) 工事請負契約の締結に関する議案
- 第 5 号
 - 355第13号 令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
 - 355第14号 令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
 - 355報第1号 令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算
 - 355報第2号 令和元年度高知県収入証紙等管

| | |
|---|---|
| <p>理特別会計歳入歳出決算 355報第3号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算 355報第4号 令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算 355報第5号 令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算 355報第6号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算 355報第7号 令和元年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算 355報第8号 令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算 355報第9号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 355報第10号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算 355報第11号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算 355報第12号 令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算 355報第13号 令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 355報第14号 令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算 355報第15号 令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算 355報第16号 令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算 355報第17号 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算 355報第18号 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算</p> | <p>355報第19号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 355報第20号 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算 355報第21号 令和元年度高知県電気事業会計決算 355報第22号 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算 355報第23号 令和元年度高知県病院事業会計決算</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開会 開議</p> <p>○議長（三石文隆君） ただいまから令和2年12月高知県議会定例会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>諸般の報告</p> <p>○議長（三石文隆君） 御報告いたします。</p> <p>商工農林水産委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p>さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p>次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。</p> <p>次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類</p> |
|---|---|

が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、令和元年度高知県歳入歳出決算審査報告書、令和元年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末209、211、221、274、226ページに掲載〕



新任職員の紹介

○議長（三石文隆君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。

総務部長井上浩之君、産業振興推進部長沖本健二君、商工労働部長松岡孝和君。

（新任職員演壇前に整列）

○議長（三石文隆君） それでは、順次自己紹介願います。

○総務部長（井上浩之君） 総務部長の井上浩之と申します。どうかよろしく願いいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 産業振興推進部長の沖本健二でございます。よろしく願い申し上げます。

○商工労働部長（松岡孝和君） 商工労働部長の松岡孝和でございます。よろしく願いいたします。（拍手）



会議録署名議員の指名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君をお願いいたします。

5番 金岡佳時君

16番 明神健夫君

29番 大野辰哉君



会期の決定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月24日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月24日までの15日間と決しました。



賀詞奉呈の件

○議長（三石文隆君） 次に、日程第3、賀詞奉呈の件を議題といたします。

皇嗣文仁親王殿下におかれましては本年11月8日に、立皇嗣の礼を上げられ皇位継承者としての地位が広く内外に宣明されましたことは、県民と共に私どもも、心からお喜びを申し上げるところであります。

本議会は、慶賀の意を表するため、天皇陛下及び皇嗣殿下に賀詞を差し上げたいと存じます。ついては、その賀詞案を、それぞれお手元にお配りいたしてあります。

この文案により、賀詞を差し上げることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

〔賀詞案 巻末229ページに掲載〕



議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末231ページに掲載〕

日程第4、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第20号「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上20件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、令和2年12月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

昨年12月に、私が知事に就任させていただいてから、今年7月ではや1年を迎えました。改めて振り返りますと、特に本年2月以降新型コロナウイルス感染症への対応に全力を傾けた1年であったと感じております。この感染症の影響により、本県における5つの基本政策と3つの横断的な政策は、必ずしも当初の予定どおり取組が進んでいない面が見られます。そうした中でも様々な工夫を重ね、各政策のさらなる発展に向けた仕込みに努めてきたところであり、一定準備が整いつつあるものと考えております。

また、県民座談会「濱田が参りました」については、感染症の影響で6月からの開始となり

ましたが、これまでに25の市町村にお伺いさせていただきました。座談会では、様々な厳しい状況を抱える中山間地域などにおいて、地域の皆様が真正面から課題に立ち向かい、創意工夫を凝らしながら解決しようと真摯に取り組む姿を目の当たりにし、私自身、大いに感銘を受けたところです。今後も、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないとの強い思いで、中山間地域の振興を一層図ってまいりたいと考えております。

引き続き、共感と前進を県政運営の基本姿勢として、官民協働、市町村政との連携・協調の下、本県が目指す3つの姿、すなわち、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知の実現に向けて、前へ前へと全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症については、本県においても先月末以来感染が急速に拡大しております。昨日までの直近7日間で116人もの新たな感染が確認され、最大確保病床の占有率も50%に達しました。こうした状況を踏まえて、昨日、対応のステージを5段階中、上から2番目の特別警戒に引き上げたところです。今後、さらに感染拡大が進めば、より厳しい社会経済活動の抑制をお願いせざるを得ず、県民生活への影響も大きくなるのが懸念されます。

このため、今年16日までの間、高齢者や基礎疾患のある方などに酒類の提供を伴う飲食店への外出を控えていただくこと、また県民の皆様にご会食の人数を4人以下のグループかつ2時間以内としていただくことなどをお願いいたしました。あわせて、事業者の皆様にもガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を再度お願いしたところです。そして、何より感染拡大防止にはマスクの着用、手洗いの励行、3密の回避といった基本的な対策が重要であることから、これらを一層周知徹底してまいります。

県といたしましては、これ以上の感染拡大を何としても防ぐという強い決意の下、保健所による積極的疫学調査をはじめとする様々な対策を行うとともに、より一層の緊張感を持って検査体制の強化と医療提供体制の確保に取り組みます。県民の皆様、事業者の皆様の御協力を賜りながら、この難局を乗り切るべく全力を尽くしてまいります。

今月8日、国において事業規模73兆6,000億円の新たな経済対策が閣議決定されました。今回の追加対策は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」、「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」の3つを柱としています。この中には、地方創生臨時交付金の拡充をはじめ、国土強靱化対策の継続など、これまで本県や全国知事会から提言を行ってきた内容が数多く盛り込まれており、大いに評価しております。

県といたしましては、本経済対策に基づく国の予算を最大限に活用し、感染症対策を進めるとともに、県勢浮揚に向けた取組を加速したいと考えております。あわせて、国の施策が本県の取組の後押しとなるよう、引き続き時期を捉えて積極的に政策提言を行ってまいります。

今議会では、新型コロナウイルス感染症への対応を図るとともに、5つの基本政策などを着実に推進するため、総額10億1,000万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額46億3,000万円余りの債務負担行為の追加を含む一般会計補正予算案を提出いたしました。

このうち、感染症対応に関しては、入院病床の確保に必要な経費を増額しております。また、5つの基本政策に関しては、本県の産業振興を担う人材の育成を強力に推進するため、土佐まるごとビジネスアカデミーのオンライン講座の充実を図ることとしております。加えて、医師

の働き方改革を進めるため、勤務環境の改善に必要な体制整備を支援いたします。このほか、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に必要となる工事用道路に係る予算などを計上しております。

続いて、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの影響で大きな打撃を受けた本県経済は、県が全国に先んじて行ってきた事業者の資金繰り支援や、国の事業とも連動した経済影響対策の実施などにより、徐々に持ち直しつつあります。しかしながら、全国的な感染の第3波が本県にも及び、本格的な経済回復にはまだ時間を要するものと考えております。

このため、感染症の影響で経営が悪化している県内事業者への支援とともに、県産品の消費拡大、観光需要喚起などの取組を推進してまいります。さらには、ウイズコロナ、アフターコロナ時代における社会の構造変化に対応し、県経済を再び成長軌道に乗せるべく、デジタル技術の活用や本県への新しい人の流れの創出に特に力を入れ、各施策のバージョンアップを図ってまいります。

地産の強化、外商の強化、成長を支える取り組みの強化という3つの施策群から成る産業振興計画については、新しい生活様式への対応を図るなど、各般の取組を進化させ、全力で進めているところです。

このうち、地産の強化に関しては、各産業分野における担い手不足の克服と生産性の向上、さらには社会の構造変化への対応を図るため、デジタル技術を活用した取組を積極的に推進しております。

例えば、農業分野ではNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発を進めており、県内170戸の農家におけるハウス内の環境情報や、作物の生育状況などのデータを一元的に集積する取

組を先月から開始いたしました。これらのデータを分析、診断し、生産者に対してフィードバックする仕組みを整備することにより、付加価値の高い農業の実現に向けて取り組んでまいります。

また、デジタル技術の活用については、県庁としても行政手続のオンライン化や、RPAによる業務効率化などに全庁を挙げて取り組んでいるところです。引き続き、国の施策も踏まえ、行政のデジタル化をさらに加速してまいります。

外商の強化に関しては、地産外商公社のネットワークを活用したオンラインでの商談会の開催に加え、そのノウハウを学ぶセミナーの開催に積極的に取り組んでおります。また、事業者からの要望が多い対面での商談会についても、感染防止対策を徹底して実施するなど、外商機会の確保に努めているところです。

引き続き、関係者の御意見を踏まえて、コロナ禍の環境変化に対応した外商活動の充実を図るとともに、県内事業者の戦略づくりや新たな商品開発などへの支援を強化してまいります。

本県と関西圏との経済連携に向けては、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を開催し、関西を代表する経済界の方々などから御助言をいただき、戦略の策定を進めているところです。

このうち、観光推進に関しては、本年10月に公益財団法人大阪観光局と連携協定を締結いたしました。今後、双方の強みを生かした新たな観光ルートの開発をはじめ、国内外に向けたプロモーション、スポーツを通じた交流人口拡大などの取組を進めてまいります。

また、食品等の外商拡大及び万博・IRとの連携については、これまでに培ってきた関西圏の企業や団体とのネットワークをさらに広げ、各分野の経済連携を一層強化することにより、県産品の外商拡大につなげてまいりたいと考えております。

今後、アドバイザーの方々からいただいた御助言も踏まえて検討を深め、来年3月末までに新たな戦略を策定することとしております。あわせて、戦略の実行初年度となる令和3年度当初予算に具体的な施策を盛り込み、関西圏との連携強化に向けた取組を本格的にスタートさせます。

産業振興計画における、成長を支える取り組みの強化のうち、移住促進に関しては、本県への移住者は10月末時点で555組、対前年同期比で92%にとどまっているものの、人々の動きが本格化し始めた8月以降は前年を上回っており、回復の兆しが見えてきております。

こうした中、先月29日には、感染防止対策を徹底した上で、本年度初めてとなる対面ブースを設置した移住フェアを大阪市で開催いたしました。当日は私も参加し、本県の仕事や暮らしについて熱心に相談をされる方々を目にして、改めて地方暮らしへの関心の高まりを強く感じたところです。

一方、移住促進に取り組む自治体間の競争は、今後さらに激化すると予想されます。このため、都市部企業のサテライトオフィスや、地方でテレワークを実践する方を本県に呼び込む拠点施設の整備を急いで進めているところです。

さらには、本県の強みであるきめ細かなフォローアップ体制を生かして、より多くの方に本県を移住先として選んでいただけるよう、施策のバージョンアップに向けた検討を進めてまいります。

次に、観光分野では、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた観光需要の早期回復を図るため、7月から国のGo To Travelに連動する形で観光リカバリーキャンペーンを展開しております。このキャンペーンの交通費用助成には、約4か月半で15万件を超える申請をいただいておりますほか、主要観光施設の利

用者数も9月、10月は前年の8割を超えるなど、本県観光は徐々に回復基調へ向かいつつあるものと捉えております。

今後は、本県観光のさらなる回復を図るべく、屋外観光施設の磨き上げや、全国メディアを活用したプロモーションなどの取組を進めてまいります。

また、JRグループ6社の協力の下、四国4県が連携して来年秋から展開する四国 destination キャンペーンに向けては、先月、全国各地から招聘された旅行会社の方々に、本県の観光資源を生かした旅行商品の造成と販売を要請したところです。四国を一体的に売り込むこの機会を追い風として、全国から切れ目なく本県に誘客ができるよう、リョーマの休日キャンペーン関連の施策を一段と強化してまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりなどの取組について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、先ほど申しましたとおり厳しい状況にありますことから、医療・福祉体制における対応を一段と強化いたします。

まず、検査体制については、県内183の検査協力医療機関をさらに増やすなど、県全体の検査能力向上を図るほか、年末年始においても十分な検査対応ができるよう関係機関との調整を進めます。

次に、医療提供体制については、入院患者の受入れ用に最大200床を確保するとともに、軽症者などが療養する宿泊施設の確保も進めているところです。

また、社会福祉施設において集団感染が発生した場合でも、他施設からの職員派遣などにより事業を継続することができるよう、協力施設として469施設に登録をいただいております。引き続き関係団体と連携しながら、施設相互の応

援ネットワークを拡充してまいります。

第4期日本一の健康長寿県構想に関しては、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進の取組として、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防を図るために、県民全体を対象としたポピュレーションアプローチと、重症化のリスク要因を持つ層に対するハイリスクアプローチを、それぞれ強化しております。

このうち、ハイリスクアプローチとしましては、県内3つのモデル地域において、透析導入が数年後に予測される患者に対し、市町村などの保険者と医療機関が連携して強力に保健指導を行うプログラムを9月末に策定いたしました。現在、3地域で40人の患者にプログラムへの参加をいただいております。引き続き透析導入時期の延伸などといった具体的な成果につながるよう取組を進めます。

また、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化に関しては、県内外の有識者や関係団体の方々に構成する在宅療養推進懇談会を設置し、県内における在宅療養体制をさらに充実させるべく検討を行っております。先月開催した第2回会議では、中山間地域における在宅療養環境の整備、あるいはICTを活用した見守り支援といった新たな施策について、県外の先進事例や本県の実情を踏まえた貴重な御意見をいただいたところです。来年度に向けて、具体的な施策と事業について検討を深め、在宅療養体制の強化につなげてまいります。

国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる新たな制度がスタートし、市町村及び国保連合会とも連携して安定的な制度運営に取り組んでおります。一方、人口減少や高齢化に加え、医療の高度化により1人当たりの医療費増加は避けられず、市町村間で保険料水準の差が一段と拡大す

ることが見込まれます。

このため、将来的に県内の保険料水準を統一することを目指した議論を行うべく、市町村への意見照会と第2期運営方針案に関するパブリックコメントを実施してまいりました。これに対し市町村からは、保険料水準の統一に向けた議論は必要、被保険者の保険料負担を急増させないための対応が必要といった御意見をいただいたところです。引き続き、市町村などの関係者と丁寧な議論を行い、第3期方針を策定する令和5年度までに結論を得たいと考えております。

少子化対策の充実強化に関しては、企業における働き方改革の推進や育児休業の取得促進など、働きながら子育てしやすい環境整備に向けて官民協働で取り組んでいるところです。

こうした中、県庁においては、率先して子供を産み育てやすい社会づくりに取り組むため、令和6年度末までに男性職員の育児休業取得率を50%とする高い目標を掲げております。本年度は、私自身、直接部局長と面談し、男性職員の育休取得を促してまいりました結果、先月までに23人が取得しており、その率も昨年度の18%を大きく上回る40%近くまで伸びているところです。

一方、男性職員の育児に伴う休暇と休業を合わせた取得期間は、その多くが1か月未満にとどまっております。このため、子供が生まれる予定の男性職員に対して、積極的に子育てやパートナーのサポートをするよう私からメッセージを送るとともに、管理職員からも1か月以上の取得を勧奨しているところです。あわせて、業務分担の見直しや代替職員の配置など、適切なバックアップ体制を確保し、職員が子供を産み育てやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、子供たちが安定した学校生活を送りながら、変化の激しい社会を生きる力を身につけていくことができるよう、教育大綱に基づく各施策を一段と強化する必要があると考えております。

特に、来年度からは公立小中学校などに1人1台タブレットが導入されることとなり、これを活用して個々の学ぶ力を引き出す、新たな学習スタイルの確立が急がれます。このため、体系的な研修プログラムを構築し、教員のICT活用力の強化を図りたいと考えております。あわせて、県立高等学校、特別支援学校においてもICTを活用した学習を推進するため、ICTの活用を専門的にサポートする体制の整備などにも取り組んでまいります。

また、コロナ禍において、厳しい環境にある家庭が増えていることは重大な社会問題であると認識しております。貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、子供たちの社会的自立に向けた支援を一層充実しなければならないと考えております。このため、個々の児童生徒の実情に応じたきめ細かなサポートを行うことができるよう、学校と福祉部門など関係機関との連携を強めてまいります。さらに、各学校においてキャリア教育や進路指導の取組を強化するとともに、生徒が希望する進路を実現できるようオンライン教育の充実を図ってまいります。

不登校対策については、3日連続の欠席などが見られた段階で家庭訪問を実施するなど、各学校において未然防止や早期対応の取組が行われております。中でも、本年度から専任の不登校担当教員が配置された学校では、新規不登校の発生率が前年よりも減少するといった具体的な成果が表れているところです。

今後、これらの学校で得られたノウハウを県内全域に広げていくとともに、校内に適応指導教室を設置するなど、子供たち一人一人の状況

に合った学習の場を提供し、社会とのつながりを保ちながら自立していくことができるよう、支援を拡充したいと考えております。あわせて、心の教育センターによる学校や市町村への助言を充実させるなど、重層的な支援体制の強化を図ってまいります。

以上のような視点でさらに議論を深め、来年度からの教育大綱の改訂につなげてまいります。

高知国際中学校・高等学校においては、グローバルな視点を持つ人材の育成に取り組む中、このほど国際バカロレア機構から全国の公立中学校では3校目となるミドル・イヤーズ・プログラム実施校の認定を受けました。さらに、高知国際高等学校は、国内外の大学入試に活用できる卒業資格を得られるディプロマ・プログラム実施校として年度内に認定される見込みとなっております。

今後は、高知国際中学校・高等学校における探究学習プログラムなどの取組を県内のほかの学校にも広げ、グローバルな視点を持つ、探究心や他者への思いやりのある若者を育成してまいります。

次に、南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策の取組について御説明申し上げます。

南海トラフ地震や豪雨災害などから県民の生命と財産を守るため、これまで国の財政措置を最大限活用し、津波避難タワーの整備や堤防の耐震化など様々な対策を進めてまいりました。しかしながら、対策が必要な箇所は依然として多く、さらには災害時要配慮者の津波避難対策といった新たな課題への対応も生じております。

このため、国に対し、本年度が期限となっている3か年緊急対策の継続などについて積極的に政策提言を行ってきたところ、新たに15兆円規模の5か年対策を取りまとめる方針が閣議決定されました。この新たな対策の下、本県の防

災・減災、国土強靱化に資するインフラの整備や老朽化対策などを一段と加速してまいりたいと考えております。

南海トラフ地震対策については、第4期行動計画に基づき、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策を着実に進めております。

このうち、命を守る対策については、津波避難タワーなどの整備後、実際に避難訓練を行う中で、高齢者など要配慮者の避難が間に合わないといった新たな課題が明らかになってまいりました。こうした課題に対応するため、県が独自に創設した交付金制度を活用し、4市1町において新たなタワーの設計や整備が進められているところです。

また、命をつなぐ対策については、災害時に要配慮者が円滑に避難生活を送ることができるよう、避難所において要配慮者へのアセスメントや相談対応などの支援を行う災害派遣福祉チームを昨日発足させました。今後は、円滑な支援活動の実施に向け、活動スキルを高めるための研修や訓練を実施するとともに、県外から福祉チームを受け入れるための仕組みづくりにも取り組んでまいります。

生活を立ち上げる対策については、震災後速やかに復興に着手できるよう、市町村が発災後の基本的な土地利用の考え方や公共施設の配置などを復興まちづくり計画として事前に定めておくことが重要であります。このため、来年2月をめどに、有識者や沿岸の市町村長などで構成する検討会を設置し、市町村が計画を検討するための指針の策定を進めてまいります。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について御説明申し上げます。

佐川町加茂地区における最終処分場の整備に向けては、地質調査や基本設計などを進める一方で、周辺安全対策と地域振興策の内容や実施期間などについて町と協議を重ねてまいりまし

た。先月27日に開催した第5回連携会議において、振興策に関する財源として県から15億円を限度に交付する考えを提示し、町の合意が得られましたことから、年内に協定を締結したいと考えております。

また、施設の整備費用に係る各市町村の負担額に関しては、県内全市町村に算定の考え方を説明し、御協力をいただけるようお願いしてきたところです。引き続き、国に対して提言を行い、県及び市町村の費用負担の軽減を図ってまいります。

今後とも加茂地区住民の皆様をはじめ、佐川町、佐川町議会、さらには県内市町村や関係団体などの御理解と御協力を賜りながら、施設の整備と地域振興などの取組を着実かつ丁寧に進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和2年度高知県一般会計補正予算などの6件です。

条例議案は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案など3件です。

その他の議案は、高知県が当事者である和解に関する議案など11件です。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



決算特別委員長報告

○議長（三石文隆君） 日程第5、355第13号「令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第14号「令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに355報第1号

「令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第23号「令和元年度高知県病院事業会計決算」まで、以上25件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長森田英二君。

（決算特別委員長森田英二君登壇）

○決算特別委員長（森田英二君） 令和2年9月県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました令和元年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、並びに令和元年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、令和元年度一般会計及び特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置き、併せて前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査をいたしました。その結果は、お手元に配付されております令和元年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、ここでは審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中で、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められます。したがって、一般会計決算及び各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付したの

で、各種施策の実施に当たっては十分留意することを求めます。

まず、行財政運営等についてであります。

令和元年度は、県勢浮揚の歩みをより確かなものとしていくために、経済の活性化や南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化など5つの基本政策と、中山間対策の充実強化など3つの横断的な政策のさらなるバージョンアップを図り、実効性の高い施策にスピード感を持って取り組んできました。

決算状況については、歳入歳出ともに「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応などに伴い増加しています。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度から悪化しています。本県の自主財源は3割程度の脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要があります。

歳入の確保については、引き続き未収金の回収や新たな滞納発生防止に取り組むとともに、遊休財産は計画に基づきスピード感を持って処分を進めるよう望みます。

歳出については、事業の必要性、事業効果等を慎重に見極めて、適切な予算見積りを行うとともに、事業の計画的な執行に努めるよう求めます。

財務会計事務の処理については、会計検査等における指導や監査委員からの指摘を踏まえ、様々な対策を講じてきました。その結果、改善には向かっているものの、いまだに不適切な事務処理が見受けられます。ついては、人事異動で担当職員が替わっても事務の正確性などが担保できる仕組みづくりや、AIやRPAの導入など職員の負担軽減や経費節減も含めた検討を行い、事務の適正化に向けた一層の取組を望みます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであり

ます。

自主防災組織については、地域での共助の取組を進める上で重要な役割を果たすことが期待されますが、地域によって組織体制や活動状況にばらつきが見受けられます。ついては、実践的な防災訓練や研修会の取組をさらに強化し、自主防災組織の目的を確実に実行できるような支援を行うとともに、引き続き県民の防災意識の向上に向けて取り組むことを望みます。

消防団については、団員の高齢化が進む中、若い世代を中心に団員確保対策を行ってきたはいるものの、事業効果は一時的なもので課題解決には至っていません。ついては、事業内容や効果、また市町村が条例で定める団員定数の見直しも含め、関係市町村と連携・協議し、適正な団員数の確保に向けて取り組むことを望みます。

漁港内の沈没船については、所有者への撤去指導のほか、所有者不明船の簡易代執行や、市町村への費用補助により撤去処理を進めてはいますが、新たな放置艇の発生などにより、むしろ増加傾向にあります。ついては、津波襲来時の漂流物による被害を防ぐため、漁協や市町村と連携した沈没船処理の取組を一層強化するよう望みます。

次に、保健・福祉・医療対策等についてであります。

不妊治療については、不妊専門相談センターによる相談対応や特定不妊治療費の助成、一般不妊治療助成事業を実施している市町村への補助などを行っていますが、全国的に不妊治療への関心が高まる中、今後相談件数が増えることも予想されます。ついては、助成事業が円滑に行われるよう市町村と連携をし、国の動向も注視しながら、相談体制の強化についても検討していくことを望みます。

福祉・介護人材の確保については、求人側と

求職者のマッチングや資格取得の支援など様々な取組を進めているものの、依然として人材不足は解消されていません。ついては、引き続き福祉・介護人材の不足に対しての取組を進め、特に厳しい状況にある中山間地域での対策は、関係市町村としっかり連携して取り組むことを望みます。

里親養育包括支援事業については、里親を確保するための広報や養育技術の向上のための研修などを実施することで、里親委託の推進を図ってはいますが、委託児童数は措置児童全体の約20%にとどまっています。ついては、里親制度の普及啓発をさらに行うとともに、家庭的養護の必要性も踏まえ、支援体制を強化して取組を進めることを望みます。

ファミリー・サポート・センターについては、現在県内11市町で設置されていますが、運営に当たっては会員数の確保や病児対応のスキルなどが重要であります。ついては、センターの機能が十分発揮できるように、補助制度の内容などの支援方法について市町村のニーズを把握するとともに、関係部署と連携しながら取組を進めていくことを望みます。

次に、地域の振興等についてであります。

集落活動センターについては、県内に現在61か所が開所され、地域の特産品を販売するなどの経済活動も行われてはいますが、自立的な運営に向けてはまだ課題を抱えています。ついては、集落活動センターが継続的に運営できるよう、各センターの活動状況をしっかり把握して、市町村と共に引き続き必要な支援を行うことを望みます。

バス事業者の運転士確保対策については、ホームページでの広報や、バス営業所の見学会を行うなど支援を行っていますが、運転士不足は解消されていません。ついては、事業者との連携を強化し、運転士を確保できない原因をわか

りと分析した上で、運転士の効果的な確保の方策を講ずるよう望みます。

情報通信基盤整備については、市町村が行う超高速ブロードバンド環境の整備への支援や、ユニバーサルサービス化に向けた国への提言などを行っていますが、中山間地域においては情報通信事業を安定的に継続するために整理すべき課題も残っています。ついては、情報通信基盤整備の促進に際し、地域の特性を十分に踏まえた取組が行われることを望みます。

次に、商工業の振興についてであります。

大学生Uターン就職実態調査については、県出身大学生が県内企業等に就職するに際し、行政施策に期待する事項等をアンケート方式で回答してもらい、新規大卒者のUターン就職の促進に向けて活用しています。ついては、調査結果を他部局とも共有することで、各産業分野での県内就職促進施策にこの調査の成果が活かされることを望みます。

商店街等の空き店舗対策については、新規出店の際の支援のほか、既存店舗における後継者の把握や事業承継の希望を実現するための取組なども行われていますが、中山間地域においては廃業した店舗が空き家になっていく状況も生じています。ついては、地域の商工団体と連携し、事業者の廃業を把握した際には、店舗所有者の意向を確認した上で、店舗の有効活用が図られるよう一層の取組を望みます。

ワーク・ライフ・バランス推進の啓発冊子作成等委託については、仕事と生活の調和に向けた取組の優良事例集を作成して、県内企業や高校の生徒等に配布しています。ついては、事業効果を把握するため、配布した生徒からの感想や学校現場における評価を確認することを望みます。

次に、観光の振興等についてであります。

観光拠点の整備については、市町村への補助

等により観光資源の磨き上げの取組を支援していますが、魅力的な観光スポットとしての認知度を高め、拠点をつなぐ広域的な展開を図ることにより、さらなる誘客も期待できます。については、拠点の整備やこれらの情報発信等に引き続き取り組むとともに、地元市町村においても、より主体的に取組が行われるよう支援することを望みます。

観光特使については、本県ゆかりの500名以上の方に御就任いただき、パンフレットや名刺を送付し、観光や地産外商などのPRをしていただいています。については、観光特使は高知県の魅力をPRする上で重要な役割を担っていますので、より積極的に活動してもらえよう工夫した取組を望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

農地中間管理機構による農地の流動化や集積の取組については、棚田などの耕作条件が不利な農地は借受けを断られることがあり、耕作放棄地となってしまう場合があります。については、基盤整備をすることで農地として活用し得る場合には、そうした整備を行うなど、中山間地域における耕作放棄地の発生の防止と農地集積の取組をより一層推進するよう望みます。

森林の伐採跡地については、鹿被害防護施設や下刈りに要する経費を含め、森林所有者における再造林の負担を支援するなどの取組を行っていますが、伐採後の再造林率は40%程度となっています。については、原木の増産と併せ、森林の持つ公益的機能を損なうことのない資源循環型の森づくりに向け、再造林を促進する施策のさらなる充実を望みます。

高知県1漁協構想の早期実現に向けた取組については、各漁協への合併協議会に関する説明や、市場統合、漁協の人材育成への支援が行われていますが、合併不参加漁協においては将来

を見据えた合併協議の必要性がまだ十分に理解されていない状況にあります。については、合併に関して各漁協が不安視していることを踏まえた上で、漁業と漁協組織を取り巻く状況の将来見通しを含め、引き続き各漁協に丁寧な説明を行い、合併協議への理解が得られるよう取組を進めることを望みます。

次に、社会基盤の整備等についてであります。

がけくずれ住家防災対策費補助金については、崖崩れ対策を行う市町村に対して県が支援しているものでありますが、活用度合いが低い市町村があります。については、住民生活に直結した非常に重要な事業であることから、市町村の財政状況やニーズに沿って、効果的に県の補助事業が活用されるようさらなる取組を望みます。

公共土木施設災害復旧事業については、被災箇所の状況等によって地元との調整などに時間を要するほか、入札の不調、不落により、復旧までの期間が長期に及ぶ場合があります。については、これまでも入札・契約制度の改善を行っているところではありますが、地域住民の安全確保のため、早期に復旧がなされるようさらなる取組を望みます。

道路整備については、社会情勢にも対応しながら、計画に基づいた整備が行われています。については、道路は県民生活に直結する重要なインフラであることから、引き続き整備を推進することを望みます。

次に、教育についてであります。

教員の働き方改革については、校務支援システムの導入に加え、校務支援員や運動部活動指導員の配置等により教員の負担軽減を図っています。しかし、依然として教員の多忙な状況は大きな課題となっています。については、教員の置かれた状況について分析を行い、しっかりと実態を把握した上で、組織的に働き方改革の取組を進めることを求めます。

自転車ヘルメット着用推進事業については、児童生徒が使用する自転車用ヘルメットの購入に係る助成制度を設けていますが、助成件数は見込みを大きく下回り、着用率も十分とは言えない状況であります。ついては、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の趣旨を踏まえ、ヘルメット着用により児童生徒の命を守るための取組がより積極的に行われることを求めます。

児童生徒の基礎学力向上については、組織力向上エキスパートの招聘や指導主事の派遣を行い、学校での組織的な授業改善に取り組むとともに、実践例を研修等で紹介することにより、その取組を広げています。ついては、引き続き学校での組織的な取組を推進し、その成果を県内で展開することで、県全体の学力向上につなげることを望みます。

最後に、警察活動についてであります。

交通安全施設の整備については、予算の中で優先順位をつけながら、信号機の整備や横断歩道の補修などが行われています。ついては、これらの交通安全施設整備に当たっては、引き続き状況を調査した上で計画的に行い、道路交通環境がよりよくなることを望みます。令和元年度一般会計及び特別会計決算については以上であります。

次に、令和元年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置き、併せて前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査をいたしました。その結果は、お手元に配付されております令和元年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については説明を省略させていただきます、ここでは審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行については不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付したので、事業の執行に当たっては十分留意することを求めます。

最初に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が1億1,590万円余となっており、前年度に比べて1億6,640万円余減少しています。これは、吉野発電所オーバーホール工事や大豊風力発電所の撤去工事などにより、総費用が増加したことによるものであります。

大豊風力発電所においては、固定価格買取り期限の令和元年8月末をもって営業を終了しましたが、初期の設備投資や施設の維持管理経費、また営業終了による撤去費用など、これまでの採算面と社会環境の変化などを含めた総括を行った上で、今後の風力発電事業の経営につなげていくよう望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が9,530万円余となっており、前年度に比べて6,283万円余増加しています。これは、香南市工業用水道事業との統合による香南市からの寄附金により特別利益が増加したことなどによるものであります。

鏡川工業用水道事業については、需要の低迷

に対応するため継続して営業活動を行っていますが、給水量の拡大にはつながっていません。また、耐用年数を経過している管路の約8割が未更新であり、ダウンサイジングの検討も進めているものの、課題解決には至っていません。については、経営状況も踏まえた上で、管路の更新や利用料金の引上げ、将来的な事業の継続や廃止など、関係市町村と連携しながら、今後の対策を総合的に検討することを望みます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況について、赤字額は前年度に比べ3億4,617万円余減少しています。これは、幡多けんみん病院の入院及び外来延べ患者数の増加により医業収益が増加したことなどによるものであります。しかし、医師の増員や時間外勤務の増加などにより給与費が増加したことで医業費用が増加し、純損失は9,906万円余となっています。

經常損益は7,203万円余の赤字となっており、赤字額は、前年度に比べて3億3,788万円余減少し、第6期経営健全化計画における当年度の計画額に比べても2,000万円余少ないものとなっています。については、引き続きジェネリック医薬品の継続的使用や委託費等の抑制に取り組むとともに、経営の健全化に向けて、業務改善策の検討や進捗管理の徹底を図ることを望みます。また、中核病院として、地域で医療サービスを提供する上では医師の確保が重要であるため、引き続き関係機関との連携を取りながら、医療体制の充実を図ることを望みます。令和元年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、355第13号議案及び同第14号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、355報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、355報第2号議案から同報第23号議案まで、以上22件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上22件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。



自治功労者表彰状の伝達

○議長（三石文隆君） ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から在職15年以上の自治功労者として上田周五君が表彰を受けられました。

これより、上田周五君にその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

上田周五殿

あなたは高知県議会議員として在職15年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります。よってここにその功労をたたえ表彰します。

令和2年10月28日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。（拍手）

高いところからではございますが、一言お喜びを申し上げます。

このたび、上田周五議員におかれましては、議員として在職15年以上の長きにわたり地方自治の発展に貢献されましたその御功績に対し、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰されました。ただいまその表彰状を伝達申し上げたところでございます。心からお喜びを申し上げます。

どうか今後とも御自身の健康を大切にしながら、その豊富な経験と深い見識をもちまして、県勢発展のために御尽力賜りますよう心からお願ひ申し上げます。簡単ではございますがお喜びの言葉といたします。

誠におめでとうございます。

知事から御祝辞をいただきます。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました上田周五議員に、心からお喜びを申し上げます。

上田議員におかれましては15年以上にわたりまして県議会議員として在職をされ、地方自治と県勢の発展に努めてこられました。上田議員の多大なる御尽力に深く感謝申し上げますとともに、その榮譽をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

上田議員が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、100年に一度と言われる未曾有の経済危機、東日本大震災や、それを契機とした災害への危機感の高まり、今なお全世界に影響を及ぼしている新型コロナウイルスの感染拡大など、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大変大きな変化がありました。また、この間、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、中山間地域をはじめとする地方の疲弊が進んでまいりました。

そうした中、国においては、地方創生や行政のデジタル化などが打ち出されるなど、新しい時代に即した対応がなされようとしています。他方、今般のコロナ禍を契機として地方回帰の新しい人の流れが生まれ、東京一極集中の是正につながることを期待されます。地方においてはこうした変化の兆しを捉えて、各地の特色を生かした活力ある地域づくりに向けた取組を進める必要があります。同時に、各自治体において創意工夫を発揮し、各産業分野におけるデジタル技術の活用を促進するなど、社会の構造変

化への対応を一層強化することにより、日本全体の活力を高めることが求められております。

こうした状況の中、県経済の活性化に向けた産業振興計画の推進や中山間地域の活性化のための対策、南海トラフ地震から県民の命を守る対策、そして日本一の健康長寿県づくりに向けた取組など、県民の皆様がそれぞれの地域で健康で将来に希望を持って暮らしていけますよう県勢浮揚に向けて全身全霊を傾けて取り組む必要がございます。

上田議員におかれましては、常に変わらぬ高い識見と卓抜した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場に反映してこられましたことに心から敬意を表します。

今後も、産業振興計画の推進をはじめとする各種の施策に全力で取り組んでまいり所存です。引き続き、執行部に対しまして多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

どうか今後とも十分に御自愛されますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども私からの祝辞とさせていただきます。

誠におめでとうございました。

○議長（三石文隆君） 次に、受賞者の上田周五君から御挨拶があります。

（31番上田周五君登壇）

○31番（上田周五君） それでは、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

このたびは、全国都道府県議会議長会から永年勤続による自治功労者として表彰をいただきました。誠に身に余る光栄と喜びの気持ちでいっぱいでございます。また、ただいまは三石議長並びに濱田知事から、丁重な、そして過分なお

褒めの言葉を賜りまして、大変恐縮しているところでございます。私がこうして自治功労者として表彰を受けられますのも、ひとえに県民の皆様をはじめ先輩・同僚議員の方々並びに執行部の皆様や報道関係の方々の温かい御指導と御援護によるものと、ただただ感謝のほかはございません。

さて、私は伊野町役場の職員としまして33年余りの長きにわたり地方行政に携わってまいりました。そうしたことから、この16年間県民に身近な存在であり続けることを心がけてまいりました。本日のこの榮譽に恥じることはないよう、今後も議会活動を通じて県民の皆様の声を県政に反映させるとともに、監視機能の強化や積極的な政策提言を行い、国に向け地方の状況をしっかりと届けて、地域の活性化に向けて一層の努力を重ねていかなければならないと、決意を新たにしているところでございます。

特に、現在本県においても新型コロナウイルス感染症への新規感染者が急増しており、県民の不安は増大しており、感染拡大防止が強く求められております。あわせて、これまでの感染症の影響により低迷している経済の回復を図っていかなければなりません。

私としましても、県民の皆様が常に安心・安全に暮らし続けられるよう県勢浮揚に向けて、微力ではございますが全力を尽くしてまいりたいと存じますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。終わりに臨みまして、皆様の御自愛、御多幸をお祈り申し上げ、甚だ意を尽くしませんが、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、自治功労者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

明11日から14日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月15日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月15日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時14分散会

令和2年12月15日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振 興 沖 本 健 二 君
 推 進 部 長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部 長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部 長
 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 行 宗 昭 一 君
 事 務 局 次 長 織 田 勝 博 君
 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
 政策調査課長 川 村 和 敏 君
 議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
 主 幹 春 井 真 美 君
 主 査 久 保 淳 一 君



議事日程(第2号)

令和2年12月15日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 令和2年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 令和2年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第11号 令和3年度当せん金付証券の発売総額に関する議案
- 第12号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第13号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第14号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第15号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案

- 第17号 (仮称)高知布師田団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(I))工事請負契約の締結に関する議案
- 第19号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(II))工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

第7号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末232ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長(三石文隆君) これより日程に入ります。
日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会

計補正予算」から第20号「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上20件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番加藤漠君。

（13番加藤漠君登壇）

○13番（加藤漠君） 皆さんおはようございます。

自由民主党会派の加藤漠でございます。ただいま三石議長のお許しをいただきましたので、会派を代表して質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症で現在も闘病中の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、医師や看護師をはじめ医療に従事されている方々が、患者さんの命を救うために、そして感染の拡大を防ぐために、日夜現場の最前線で対応をされています。さらには、高齢者や子供たちに関わる介護士さんや保育士さん、生活必需品を提供する小売業の皆様、通信や公共交通機関、そして県民生活を守る公務員の方々など、生活維持に欠かせない業務を担っていただいている皆さんのおかげで、コロナ禍にあっても私たちは日常生活を送ることができています。改めて皆様に深い敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、昨年12月に中国の湖北省武漢市で病原体が特定されていない肺炎の患者さんが確認されて以来、新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大し、今なお健康への被害にとどまらず、社会経済全体に影響を及ぼす大災難に発展しています。国内では11月に入って以降、連日のように新規感染者が過去最多を更新するなど感染症が全国で猛威を振るっており、各地で病床や医療人材が逼迫し、地域によっては救急患者の受入れが制限される事例も出るなど、緊張が高

まっています。

全国がこうした感染症のいわゆる第3波に見舞われる中、県内においても新規感染者が連日2桁を超える事態が続いています。先週までの直近1週間の人口10万人当たり感染者数は全国で6番目に多くなるなど、大変厳しい事態が続いており、今年9日からは県内の感染症対応の目安となるステージが、5段階で上から2番目の特別警戒に引き上げられました。県では、これまでも感染防止対策の徹底とともに、感染拡大に備えてPCR検査体制の拡充や感染者用の病床を確保するなど、必要な医療提供体制の構築を行ってまいりました。しかしながら、第1波、第2波を大幅に上回るペースでの感染拡大に対して、この先も医療現場が十分に対応できるのかどうか、不安に感じている県民の方々も少なくないものと思います。

実際に、本県よりも速いペースで感染拡大が続いている大阪や北海道、東京といった地域では、感染者用の病床には多くの医療スタッフが必要となることから、病床を確保するまでに時間がかかり、計画どおりに稼働できていないケースも目立ってきています。また、高齢者や基礎疾患のある方も含めた感染者が急増しており、重症者の増加がさらなる医療現場の逼迫につながっています。

そのような中、先日県内の感染拡大の状況を踏まえ、宿泊療養施設として民間のホテルに御協力いただきましたことは、医療崩壊を招かないための非常に重要な御決断をいただいたものと、頭の下がる思いがしております。この場をお借りして、関係者の皆様には心から感謝を申し上げます。

今後についても、引き続き療養のための宿泊施設や病床の確保に万全を期していくと同時に、緊急避難的に自宅療養を選択せざるを得ない状況も検討しておくなど、より厳しい環境下での

対応も想定していただきたいと思います。これからさらに気温が低下する年末年始にかけては、インフルエンザの流行など、新型コロナウイルス感染症以外の患者さんが増加することも予測されます。

新型コロナウイルス感染症への対応と同時に、それ以外の患者さんにも支障を来すことのないよう、医療提供体制を確保していくことが求められますが、目下の感染症急拡大をどのように乗り越えていくのか、まず冒頭、知事の御見解をお伺いいたします。

感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立すべく、可能な限りの対応を図っていくことが大変重要であります。感染者が急増している現状を踏まえれば、当面感染拡大の防止に軸足を移していかなければなりません。また、県民の皆様の健康を守ることはもとより、緊急事態宣言を行うといった大きな影響を受ける事態を回避するためにも、高知県にとっては今が正念場と言えます。

こうした中、昨日知事は、県内の全地域を対象として飲食店などに営業時間短縮の協力要請を呼びかけられ、あわせて協力した店舗への協力金の支払いを決定されました。感染が急拡大する現状を踏まえ、これ以上の感染を断ち切るために、強い決意を持って対策を講じられたものと思います。

これまで知事は、こうした措置について、県として取り得る最後の手段と述べられていましたが、協力要請の決断に至った背景と、対象地域を県内全域とした理由について知事にお尋ねいたします。

引き続き、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。新型コロナウイルスによって時々刻々と事態が動いている中、濱田知事におかれましては、大変な緊張感を持ちながら日々の業務に当たっておられるものとお察しいたします。

早いもので、昨年12月に知事に就任されてから今月で1年となりました。これまでの間、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面し、全国、さらには全世界が手探りの対応を余儀なくされている状況下で、県政のかじ取りを担ってこられました。感染拡大を防止するため積極的なPCR検査の実施をはじめ、医療や相談体制の強化、また売上げが落ち込む事業者向けに、いち早く県独自の融資制度を創設されたことなど、新型コロナウイルスに関してスピード感ある対応は、多くの県民の方々から支持を得られていると感じています。

知事就任早々から、前例のない難局に対し適切に対応策を講じることができたのは、濱田知事がこれまで培ってこられた行政経験やお人柄、リーダーシップがあったからこそだと私は思っております。まだまだ予断を許さない状況は続きますが、我々自由民主党会派も感染拡大の波を乗り越えていくため、必要な対策をしっかりと後押ししてまいる所存であります。

感染症が一旦落ち着きを見せて以降は、県民との対話集会「濱田が参りました」や、関西との経済連携を目指したアドバイザー会議の開催など、知事が就任当初から目指していた取組が実行されてきました。当初の予定どおりには取組が進んでいない面はありながらも、コロナ禍のピンチをチャンスに変えていくという気概で、多くの課題に取り組まれているものと思います。

知事からの提案説明では、さらなる発展に向けた準備が一定整いつつあると、これまでの手応えについても強調されておりますが、就任からこの1年間を振り返り、どのような御感想をお持ちでしょうか、また2年目の県政運営に向けた決意を併せて知事にお伺いいたします。

一方、国においては、菅内閣が発足して3か月となります。この間、デジタル庁の創設や携帯料金の引下げ、縦割り行政の改革など、具体

的で国民目線の政策を矢継ぎ早に打ち出し、その実現に向けた取組が進められています。また、新型コロナウイルス感染症への対応については、強い危機感を持って感染拡大の防止に努めると同時に、経済の立て直しに全力で対応されています。先週8日には、感染拡大防止の対応に加え、コロナ後を見据えた経済構造の転換・好循環の実現、さらには国土強靱化の推進を中心とする追加の経済対策が閣議決定されました。

これまでの雇用対策の延長や独り親家庭への支援、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保など、現在の厳しい状況を乗り越え、コロナ後の経済の回復を目指す内容となっております。中でも、防災・減災対策をはじめとする国土強靱化の推進については、今年度が最終年度となっていた3か年緊急対策が、新たに5か年の加速化対策として継続されることが示されました。自然災害の多い本県にとって、長期的な視点での取組につながるものと大変心強く感じています。

知事は、新たな国の経済対策について、最大限に活用して県勢浮揚に向けた取組を加速したいと決意を述べておられますが、今回の対策をどのように受け止めているのか、御所見をお尋ねいたします。

グリーン社会の実現とデジタル化についてお聞きいたします。

コロナ後に向けた経済成長の大きな軸として、菅政権ではグリーン社会とデジタル化の実現が掲げられ、このたびの追加経済対策でもその取組の加速化が期待されます。総理就任後初となる所信表明演説では、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、2兆円の基金を創設し、取組の支援を行っていくことが表明されました。今後は、積極的な温暖化対策を行うことが経済社会の変革をも

たらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要となります。

これまでは気候変動といえば世界レベルの問題であり、壮大なイメージも強かった面がありましたが、ここ最近は全国で集中豪雨や台風が頻発化しており、これらの原因として地球温暖化が関係していると言われ、気候の与える影響が身近な地域に関連する課題となってきました。さらに、温暖化は感染症との関連性も示唆されており、病気を媒介する動物の分布域が変化することや、高温化に伴ってウイルスの感染力が増大するおそれも指摘されています。

2015年に合意されたパリ協定では、平均気温上昇の幅を2度未満とする目標が掲げられ、国際的に広く共有されています。また、昨年公表されたIPCC——国連の気候変動に関する政府間パネルの1.5℃特別報告書においては、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

こうした状況を受け、全国の自治体においても先週末の時点で188の団体が、2050年までのCO₂排出量の実質ゼロとする、2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言されているなど、その取組は加速してきています。さらに、さきの国会においては、現在の気候変動を危機的状況と捉え、脱炭素社会に向けた気候非常事態宣言が衆議院、参議院ともに全会派一致で決議されました。CO₂の増加で気候や生態系に大きな影響が出始めていることが懸念されており、地球温暖化問題はもはや喫緊の課題であります。

ぜひ本県においても、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいく姿勢を示すべきではないかと考えますが、知事のお考えをお尋ねいたします。

デジタル化の推進については、ウイズコロナ

の生活が続く中、オンラインでの手続やキャッシュレス決済などのニーズは急速に高まっており、行政の対応も待ったなしと言える状況です。しかし、本県のデジタル化については、総務省が毎年行っている情報化の進捗状況調査によると、他の都道府県の取組と比較しても後れを取っている項目が少なくありません。例えば、行政手続のオンライン化や公共料金の電子納付の実現といった行政サービスの向上・高度化の分野、さらには公共施設の予約や公共事業の電子入札を自治体間で共同利用するといった業務・システムの効率化の分野など、今後検討すべき項目は多岐にわたるのではないかと感じています。

さらに、マイナンバーカードについては、今後健康保険証や運転免許証との一体化が予定されるなど、より一層の用途拡大が見込まれていますが、制度が始まって以来、本県の交付率は全国最下位の状況が続いております。活用の機会もまだまだ少ないため、なじみが薄く、個人情報等に対する漠然とした不安の声を伺うこともあります。例えば県庁の職員証としての利用や図書館カードとして登録可能にするなど、県としても利便性を高める工夫を行い、様々な場面で身近に活用できる環境整備をしていただきたいと思っております。

知事は、デジタル化の取組は特に重視をする政策の一つとの決意も述べられており、本県が全国の流れに追いつき、一歩先を行くためにも、そのリーダーシップを大いに期待しております。

行政のデジタル化の推進によって業務の効率化はもとより、県民の利便性の向上につながるよう改革を推進していくべきと考えますが、いかに取組を加速していくお考えなのか、知事にお聞きいたします。

また、デジタル化の推進には県内自治体との連携も大変重要になってくるものと考えますが、市町村のデジタル化についてどのように認識し、

今後の連携を図っていくのか、総務部長にお聞きいたします。

以下、本県の新型コロナウイルス感染症に関連する事象についてお聞きいたします。

感染症の影響による厳しい状況が続く中、Go To キャンペーンをはじめとする需要喚起策等によって全体としては少しずつ回復傾向にある国内の経済活動も、先行きの不透明さが増し、日本の企業に大きな影響を及ぼしています。特に、航空や鉄道など観光を支える産業は軒並み苦境に立たされ、大手飲食チェーンやアパレル業界は閉店が続くなど、赤字を抱えた企業では人員整理を余儀なくされている状況です。県内も感染症の影響による厳しさはありながら、景気は持ち直しつつありましたが、今月に入ってから感染拡大以降、宿泊や忘年会のキャンセルが相次ぎ、旅館やホテル、飲食業などからは悲鳴が上がっています。

また、先月県議会の商店街振興議員連盟において、県内の商店街の方々との意見交換を行った際には、それぞれの商店街組合の理事長さんから大変厳しい現状もお聞きいたしました。コロナ禍における通行量の減少は深刻であり、閉店する店舗が今後さらに増えるのではないかと心配される方も多く、また組合組織の存続についても危惧する御意見も伺いました。

さらに、明日から飲食店などが営業時間を短縮することで、ハイヤーやタクシー、代行業、飲食店と取引のある事業者さんなど、関連する方々にも経営に対する不安が広がってきています。こうした感染拡大の影響が長く続けば、懸命に事業を継続されている多くの事業者さんが、再度厳しい経営状況に置かれるのではないかと大変懸念しております。

感染症による経済への影響が長期化する中、雇用の維持や事業の継続に向けて、引き続き支援の強化を図っていくべきと思いますが、今後

いかに対策を講じていくのか、商工労働部長のお考えをお聞かせください。

コロナ後を見据え、今から社会の変化に対応した取組を進めていく視点も欠かせません。感染症の拡大によって、都市部への人口集中、過密に伴うリスクが注目され、東京一極集中を是正することの重要性についての認識が改めて広がってきています。今年5月から6月に内閣府が行った調査によると、コロナ禍で地方移住への関心が高くなったと答えた方が、東京23区の20代では35.4%となっています。さらに、若い世代を中心に、仕事と比べて生活を重要視するようになってきた傾向も示されています。今後は、これまで以上に地方での暮らしが見直され、地方への移住願望が強くなる傾向があるのではないかと期待しており、こうした変化を本県の移住施策の追い風とすべきではないかと考えています。

本県では、これまでも移住の促進に積極的に取組を続けてきており、昨年度には過去最高の1,030組、1,475人が県内に移り住むなど、着実に成果を上げてきました。さらに、感染症の拡大に伴い、対面での移住相談が困難となる中、オンラインを活用した移住フェアの開催や、スマートフォン用アプリを開発して情報発信を行うなど工夫を凝らしながら、移住希望者に対してアプローチされているともお聞きしております。

今後は、さらに感染症の拡大に伴うテレワークや副業などの経験により、多くの方々の意識や働き方が変化していることに着目し、移住施策の幅を広げていく取組も重要な視点となるのではないのでしょうか。また、特に改めて日々の生活について考えるきっかけとなっていることから、既に御家族や御友人が県内に住まわれている本県出身の方々にUターンを促していくには、ウイズコロナ、アフターコロナは絶好の

タイミングだと考えています。地方への関心が高まっている中、コロナ禍でもたらされた変化にいち早く対応し、取組を強化していただきたいと思います。

今後、本県への移住促進にどのように取り組むのか、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

移住促進は、人手不足の観点からも重要な対策となります。農業をはじめ1次産業などの分野を中心に、コロナ禍でも人手が足りない状況は続いています。特に、外国人技能実習生を受け入れる予定だった事業者では、入国制限等の措置により外国人の来日が予定どおり進まなかった結果、さらに厳しい状況も見受けられます。しかし、人手不足が深刻な分野では、季節ごとに人手が少なくて済む時期と人手が多く必要な時期があり、年間を通じた仕事の確保も課題になってまいります。少子高齢化が進み、産業の担い手が減少する中、こうした状況に対応できるよう流動的な人材を確保していくことは、地域全体にとっても大変重要となっています。

現在、人口が急速に減少している地域の担い手を確保するため、国において特定地域づくり事業協同組合制度による支援が行われています。例えば、春には農作物の種まきや収穫の作業を行い、夏には食品加工や宿泊業に従事するなど、季節によって雇用が必要な複数の事業者を組み合わせることで、職員さんを通年雇用することができる仕組みとなっています。この制度の活用によって、安定した雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくることで、地域の担い手確保につながると同時に、地域外からの移住、さらには現在県内の各地域で活躍されている地域おこし協力隊の方々の定住のきっかけにもつながるのではないかと期待しています。

特定地域づくり事業協同組合の認定は、県知事の権限とされており、さらに県庁内において

も複数の部局間での連携が必要となることはもとより、十分な事前相談や調整が必要となるため、市町村自治体に対する県の支援が欠かせません。

人口が急減する地域の人手不足解消につなげるためにも、特定地域づくり事業の実施に向けた支援を積極的に行っていただきたいと思います。県内における検討状況と今後の取組について中山間振興・交通部長に御見解をお尋ねいたします。

感染症の影響は、少子化の進行にも、より深刻な事態を及ぼすのではないかと懸念をしています。厚生労働省が発表した妊娠届出数の状況によると、全国の自治体で今年の5月から7月に受理された妊娠届の件数が前年同期比で11.4%、実に2万6,000件余りのマイナスとなり、来年に生まれてくる子供の数は大幅に減少する見通しとなりました。

本県においても全国と同様に、5月から7月の届出数はそれぞれ前年を割り込んでいます。感染防止のため、立会い出産やお見舞いの制限、都市部から実家に帰省する里帰り出産も難しくなるなど、昨年までとは出産環境が異なっており、そうしたことが影響している可能性も考えられます。また、感染症や雇用に対する不安のほか、今年は結婚式や披露宴が延期または中止になった事例もお聞きします。少子化の最大の要因である未婚化や晩婚化がさらに進むのではないかと危機感を持っています。

こうした中、菅政権では不妊治療への保険適用拡大が掲げられました。それに先立ち、来年度からは現行の不妊治療に対する助成制度を拡充する方向で議論が進められています。また、結婚生活のスタートを支援する結婚新生活支援事業についても、現在の30万円から来年度は60万円の上限に増額する方針が示されています。所得や年齢に制限があるものの、経済的理由で

結婚に踏み切れない方々の後押しとなるよう、これを機会に県内においても事業の実施が進むことを期待しています。

来年度に向けて都道府県が中心となって取り組むモデル事業の検討もされていると伺っておりますので、国の動向にも注視していただきたいと思います。結婚新生活支援事業における自治体の検討状況はいかがでしょうか、地域福祉部長にお伺いいたします。

少子化対策は感染症流行以前から国難とも言える重要課題であります。いずれは結婚をしたい、子育てをしたいと思っている方々の希望をかなえるため、一つ一つの対策を積み重ね、これまで以上に国や市町村とも連携をして施策を強化していただきたいと思います。

コロナ禍が少子化に与える影響をどのように捉え、今後の対策を講じていくのか、地域福祉部長のお考えをお尋ねいたします。

次に、教育についてお尋ねいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応により、学校現場では3月に全国一斉休校となり、県内の学校では5月のゴールデンウィーク明け頃から徐々に再開となりました。しかし、再開後もしばらくの間は分散登校となり、授業日数を確保するために多くの学校で夏休みを短縮する措置も取られました。

こうした中、今後に感染拡大のような事態が起こった場合でも、子供たちの学びの機会を確保するために、ICTを使ったオンライン学習の環境を整備することは急務と言えます。本県では、遠隔授業配信センターを設置し、小規模な学校の生徒に向けた遠隔授業を開始するなど、全国でも先進的と言える取組が始まっており、また臨時休校時には、児童生徒向けの家庭学習支援動画を配信し、5万回を超える動画の視聴があったとお聞きしております。

また、現在は国のGIGAスクール構想の推

進施策と連動して、全ての小中学生に1人1台ずつ、タブレット端末の配備に向けた準備が進められています。現在は、全国で端末の確保に動き出しているため、品薄状態になっているとの話も伺いますが、来年度からの実施に向けては、遅くとも本年度中に各学校へ配備しておくことが必要ではないかと考えております。この点、文部科学省が全国の自治体を対象に実施した調査によると、端末の納品予定が令和3年3月としている自治体が4割近くあり、感染症の再拡大をはじめ、何らかの要因で作業が滞れば、来年度にずれ込むおそれがあるとの結果が報告されています。

県内の市町村の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。また、仮に年度内の配備が困難な自治体がある場合は、一日でも早く児童生徒の元へタブレット端末が届くよう、早期の配備に向けた支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、併せて教育長にお尋ねいたします。

また、せっかく配備されたタブレット端末が利用される際に、通信環境が原因となって端末がフリーズしてしまうようでは、授業で利用することはできません。配備される端末が最大限活用されるためには、1人1台端末に対応できる安定した通信環境も必要不可欠となるほか、Wi-Fi環境が整っていない家庭への対応や学習用のソフトウェア、先生方への研修やICTの専門知識を持った人材配置など、一連の環境整備が求められます。

デジタルが当たり前の時代を生きる子供たちにふさわしい学びを実現するため、ハード・ソフト、人材を一体として整備をしていくべきと考えますが、どのように取組を進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

義務教育段階で1人1台の端末整備が進む中、高等学校においてもICT環境や端末の配

備を行い、一貫した取組となることが必要ではないでしょうか。特に、高校生は卒業後企業への就職や大学等に進学し、社会の担い手となります。レポートの作成をパソコンで行うことや、連絡をオンラインで情報共有する、あるいはプリントの配布や提出をペーパーレス化するなど、一般社会では当たり前に行われているICT活用を、学校でも行うメリットは大きいものと考えます。

現在、県内の高等学校では、校内の無線LANの整備やタブレット端末の導入など、ICTの活用に向けた環境整備を急ピッチで進めているものとお聞きしております。しかし、一方でタブレット端末の整備については、既に個人負担などで1人1台端末を実現している学校も一部にはあるものの、多くの高等学校は限られた台数の配備にとどまっており、1人1台の環境には程遠い状況にあります。

今後、高等学校の授業の中でもタブレット端末を必須のものとして利用していくのであれば、それを個人の購入に委ねるのはふさわしいことではないと思いますし、円滑な授業を実施するためには、機種についても同じものをそろえる必要があると考えております。また、既に他県においては、公費での対応を表明しているところも多くある中で、本県の子供たちがデジタル社会を力強く生き抜く力を身につけられるよう、県自らが責任を持って高等学校におけるタブレット端末の配備を進める必要があるのではないのでしょうか。

財政的負担や実施に向けた課題もあると思いますが、高等学校におけるタブレット端末の1人1台配備に向けた教育長の御所見をお伺いたします。

今後は、端末の活用や遠隔でのオンライン授業がそれぞれの教育現場で有効な手段となることを期待していますが、やはり教育の基本は対

面を通じた指導であり、体を動かして、目で見て、触れるといった体験が不可欠であることに変わりはありません。

今後とも、対面と遠隔、デジタルとアナログのバランスの取れた指導を行っていただきますことを要請いたします。

次に、種苗法の改正についてお聞きいたします。

ブランド果実などの種や苗木が海外へ不正に持ち出されることを防止するため、種苗法の改正案が今月2日国会で可決されました。小説や音楽などに著作権があるように、農作物や花の新品種にも育成者権という知的財産権が設けられていますが、近年、日本で育成された優良品種の海外流出が後を絶たない状況が続いています。例えば、皮ごと食べられる人気のブドウ品種シャインマスカットは、国の研究機関が交配試験開始から品種登録まで約18年を費やしているにもかかわらず、苗木が中国や韓国に流出して産地化され、さらにそこからタイやマレーシアなど東南アジアへ輸出されていることが確認されています。

気候変動や消費者ニーズに対応した新品種の開発は、生産性や付加価値の向上につながり、農業の発展には欠かせません。長年の開発努力を積み重ねてきた優良品種は国や自治体、あるいは開発者の方々の努力の結晶とも言えます。しかし、現状では登録されている新品種の種苗であってもホームセンターなどで販売されており、購入後に海外へ持ち出しても、多くの場合違法とはなりません。優良な登録品種の海外流出を防ぐためにも、法改正は当然の対応だったと評価しています。

しかし、一方では農家が登録品種を自家増殖する際、開発者の許諾を必要とした点について、許諾制によって事務手続の負担が生じることや、許諾料が高くなるのではないかとといった不安の

声もあるようにお聞きしております。これまでも農家は収穫物の一部を翌年の生産のための種苗として活用しており、こうした御心配の声に対してもしっかりと説明を行い、対応していくことが必要だと考えております。

種苗法の改正が本県農業にもたらす影響をどのように考えているのか、また農家の負担軽減をいかに図っていくのか、農業振興部長に御見解をお伺いいたします。

最後に、管理型産業廃棄物最終処分場の整備についてお聞きいたします。

今議会に提出されている予算案には、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた工事用道路の整備費用が計上されています。佐川町で計画中の本事業については、日高村に設置されているエコサイクルセンターにおいて、廃棄物の埋立てが当初の計画を大幅に上回るペースで増加したため、平成29年に基本構想を策定し、これまで整備に向けた取組が進められてきました。これまでの間、佐川町加茂地区を施設整備の候補地として選定し、地域の方々への説明を重ねてこられ、昨年7月には県と佐川町の間で確認書が締結されました。それ以降、施設整備に向けた基本設計や地質調査などが行われているものと承知しています。

施設整備に当たっては、まずは何といたっても地域住民の方々の御理解が第一であります。住民の皆様のお不安の声などに対しては、今後も真摯に向き合い、丁寧な説明を行いながら進めていっていただきたいと思っております。

現在の施設整備の進捗状況はいかがでしょうか、またこれまで地域住民の皆様にごどのように対応し、御理解をいただいていたのか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

またあわせて、知事からの提案説明では、整備に向けて地域の方々の不安解消のため、安全対策の取組と地域振興策についても、佐川町を

はじめ関係機関の方々との協議を重ね、15億円を限度に振興策をまとめ、年内に協定を結ぶ方針との説明がありました。管理型産業廃棄物最終処分場は、県内事業者の経済活動を下支えする上で必要不可欠な施設であり、佐川町はじめ地域の皆様や関係者の方々には、その施設の受入れという大変重い決断をしていただいたものと感じております。

今後は、佐川町の住民の皆様に、施設の受入れによって佐川町がよくなった、加茂地区が住みやすくなったと認めていただくためにも、生活環境の不安を払拭する取組や地域振興策をしっかりと進めていくべきと考えています。

佐川町の地域振興策をどのように取りまとめ、いかに進めていくのか、知事のお考えをお尋ねし、私からの第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の急拡大を踏まえました医療提供体制についてお尋ねがございました。

本県においては、昨日までの直近7日間で新たな感染が122人確認されるなど、先月の末以来、新型コロナウイルスへの感染が急速に拡大をしております。そうした状況の中で、医療提供体制につきましては、お話にありましたように、しっかりと新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、その他の疾患に対する地域医療にも支障を来さないようにする必要がございます。

そのため、新型コロナウイルス感染症の患者に対しましては、県内に2つある感染症指定医療機関に加えまして、複数の医療機関を入院協力医療機関に指定して対応いたしております。一方で、原則新型コロナウイルス感染症患者の入院対応を行わない医療機関を、患者増大時においても救急対応や高度医療の拠点として位置

づけるなど、医療機関の間での役割分担を図っているところであります。その上で、感染症患者の入院対応を行いますベッド数につきましては、患者数に応じて確保すべき病床数などを算出し、現在はいわゆるフェーズ4という段階でありまして、即応病床200床を確保しているところでございます。

また、御指摘ございましたように、今月の4日からは宿泊療養施設やまももの運用を再開し、入院後病状が安定した患者を順次受け入れまして、入院医療機関の負担軽減に努めてまいりましたけれども、患者数の拡大に伴いまして入院調整の方が増えてきたということがございましたので、12日からは高知市内の民間ホテルの御協力を得まして、そこで新たに81室分の宿泊療養の運用を開始いたしたところでございます。

県といたしましては、引き続き一旦は医療機関に入院をしていただきまして、一定病状が安定した患者は宿泊療養施設に移ってもらって経過を見ていくといった形で、関係医療機関と連携をしながら医療体制の維持を図ってまいります。そのために、さらなる宿泊療養施設の確保に努めるなどの対応を検討してまいります。

ただ、御指摘がございましたように、今後感染がさらに拡大をし、そこまで手を尽くしましても、なおそうした対応が困難となったような場合には、一部の患者に緊急避難的に自宅療養をお願いする可能性についても視野に入れて、検討する必要があるというふうと考えております。

次に、飲食店などへの営業時間短縮の協力要請に関しましてお尋ねがございました。

昨日、県内全域を対象といたしまして、明日から今月30日までの間、飲食店やカラオケ店などの方々に対し、営業時間を午後8時までとさせていただくように協力を呼びかけいたしました。あわせて、御協力いただいた場合には、協

力金をお支払いするということを決定いたしました。先月の末以降、県内全域で感染が急拡大をしております、昨日までの直近7日間の新たな感染者数は122人という状況でございます。国の分科会が示すステージⅢの指標に相当する状況を上回る状態が継続している状況でございます。

そして、この間の県内の感染事例・傾向を見ますと、飲食あるいは会食時に感染したと思われ、事例が多数に上っているところであります。このため、県民の皆さんの生活への制約はできる限りかけたくないという思いはある中でございますけれども、そうした中で苦渋の決断ではありましたが、これ以上の感染拡大を何とでも防ぎたいという思いの下、広く飲食店などへの時間短縮営業の協力要請に踏み切ったというところでございます。

また、先ほど申し上げましたこれまでの感染傾向を踏まえ、当初の県内の感染者は高知市在住の方々に集中していた傾向が見られましたけれども、ここ数日間は県内各地へ感染が拡大しつつある、こういった傾向が見られますことから、要請のエリアは限定せず、対象を県内全域ということにいたしましたところでございます。

飲食店などの皆様には、忘年会シーズンのいわゆる書き入れどきに当たる時期ではありますが、何とぞ御理解の上、御協力をいただきますよう、この場をお借りしまして改めてお願い申し上げたいと存じます。

次に、この1年間を振り返っての感想と、2年目の県政運営に向けた決意はどうかという御質問がございました。

県民の皆さんからの御負託を賜りまして、昨年12月に知事に就任させていただきましてから1年が経過をいたしました。提案説明でも申し上げましたように、改めまして振り返りますと、

2月以降国内外で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症への対応に力を注いだ一年であったというふうに感じております。この感染症の影響によりまして、様々な制約を受ける状況下ではございましたけれども、経済の活性化をはじめとする5つの基本政策、中山間対策の充実強化など3つの横断的な政策、各種の取組の延期などを余儀なくされた、そうした部分もあったところでございます。

こうした逆風の中でピンチをチャンスに変えるべく、局面が変わる場面を見据え、各施策のさらなる展開に向けた準備を進めているところであります。とりわけ県政運営の柱の一つであります経済の活性化、中でも近年経済活力に満ちております関西圏との経済連携につきましては、現在関西を代表する経済界の方々などから御助言をいただきながら、実効性のある経済戦略の策定に取り組んでいるところであります。来年度は具体的な事業に着手をいたしまして、観光の推進、食品等の外商の拡大など、県経済のさらなる活性化につなげていく重要な一年にしたいというふうに考えております。

他方、今後は今回のコロナ禍を契機として生まれつつあります地方回帰の新しい人の流れといった変化の兆しを的確に捉えました、移住あるいは企業誘致などの施策を展開し、活力ある地域づくりの推進に力を尽くしてまいります。

また、その地域活性化の基盤となるのがデジタル化の推進であると考えます。各自治体の実情に即した創意工夫を発揮して、各産業分野におきますデジタル技術の活用を促進し、地場産業との融合を進めるなど、社会の構造変化への対応を一層強化してまいります。

知事に就任して1年が経過をいたしました、大切なふるさとの活力を底上げし、誇りを持って定住できるような、魅力あふれる県にしたいとの思いを強く持っているところであります。

これからも高知の持てる潜在力を十分発揮して、経済の活性化、中山間地域の振興など、本県のさらなる県勢浮揚に向けた取組を力強く進めてまいります。引き続き、共感と前進を県政運営の基本姿勢といたしまして、官民の協働、市町村政との連携・協調の下に、県民の皆様と共に元気な高知県づくりを進めてまいる所存であります。

次に、国の新たな経済対策の受け止めについてお尋ねがございました。

今回の経済対策は、議員のお話にもありました、第1に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、第2にポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、第3に防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保、この3つの柱で構成をされているところであります。

この中には、これまで本県や全国知事会から提言を行ってきた内容が数多く盛り込まれておりまして、大いに評価をするものであります。具体的に申しますと、まず新型コロナ関連で言いますと、医療提供体制の強化に資する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充に加えまして、地域の実情に応じた取組を支援いたします新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1.5兆円追加をされました。このことは、本県におきます感染拡大防止対策、そして経済影響対策の大きな後押しになるものと捉えております。

また、経済構造の転換・好循環の実現に向けましては、ポストコロナの時代を見据えて、デジタル化やグリーン社会の実現、中小企業の生産性向上など、我が国を再び成長軌道に戻すための施策が掲げられているところであります。さらには、地方への人の流れを促進するため、新たに地方創生テレワーク交付金の創設なども盛り込まれております。

あわせまして、防災・減災、国土強靱化に関

しては、本年度末が期限の3か年緊急対策の後を受けまして、御指摘もありましたように、新たに15兆円規模の5か年対策が決定をされました。これに伴いまして、緊急防災・減災事業債など有利な財政措置の継続、そして対象事業の拡大についても期待をいたすところであります。こうした国の対策を最大限活用し、南海トラフ地震対策をはじめといたします防災・減災対策のほかに、インフラの老朽化対策、四国8の字ネットワークの整備、こういった施策を一段と加速してまいりたいと考えております。

今後、国におきましては、本経済対策を踏まえ、令和2年度の第3次補正予算、併せまして令和3年度の当初予算が編成をされます。本県におきましても、今回の経済対策を大きな追い風といたしまして、感染症対策はもとよりでございますが、県勢浮揚に向けた取組を一段と強化すべく、具体的な施策の検討と予算編成を進めてまいります。

次に、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言すべきではないかというお尋ねがございました。

本県におきます温室効果ガス排出量の状況を見ますと、直近の値であります2017年度におきましては、総排出量から森林吸収量を差し引きました実質的な排出量が約703万二酸化炭素トンとなっております。2050年のカーボンニュートラルを目指すということは、この約703万二酸化炭素トン在今后ゼロにしていくということでありまして、チャレンジングな容易ではない目標と認識をいたしております。

しかしながら、御指摘もありましたように、気候変動問題は世界的な課題でありまして、世界で取り組んでいかなければならない課題でございますし、また近年の集中豪雨等の状況を見ますと、ある意味身近な問題として我々自身が取り組まなければならない問題でもございます。

国におきましては、カーボンニュートラルの実現に向けた挑戦を新しい成長戦略と位置づけまして、取組を進めていくということといたしております。

本県といたしましても、気候変動問題への対応と産業振興の両立を目指して、本県として果たすべき役割をしっかりと果たしていく必要があると考えております。このため、この場をお借りいたしまして、高知県として2050年のカーボンニュートラルを目指し、取り組んでいくことを宣言させていただきたいというふうに考えております。

取組の具体的な方向性といたしましては、大きく2つあると考えております。1つ目は、本県の豊富な森林資源を生かしました林業振興を通じました森林吸収源対策、そして都市の木造化の推進であります。持続可能な林業の振興を通じまして、森林吸収源としての高知の森を守る取組を進めていく、このことが全国で1位の森林面積比率を誇ります高知県にふさわしい貢献の道ではないかというふうに考えております。さらに、CLTの普及、県産材の利用促進などを通じまして、建築材を環境負荷の少ない木へと置き換えて建物の木造化を推進していくことにより、都市の脱炭素化を図っていくという考え方でございます。

2つ目は、ものづくりやサービスの省エネルギー化の促進によります産業振興と脱炭素化の両立でございまして、事業所などの設備機器などをより省エネ性能の高いものに更新をしていくということ、あるいは建物の高断熱化を通じました空調などの省エネルギー化などによりまして、産業振興と脱炭素化の両立を目指してまいります。

こうした2つの方向性を大きな柱といたしまして、今後高知県としての具体的な取組の検討を進めてまいります。

次に、マイナンバーカードを活用できる環境整備とデジタル化の取組についてお尋ねがございました。

今年3月に策定をいたしました本県の行政サービスデジタル化推進計画におきましては、行政事務の効率化に加え、県民サービスの向上を図るということを基本方針として取り組んでおります。例えば、電子申請システムにつきましては、来年1月から運用を開始いたしまして、令和5年度末までには県が受理をいたします申請などの全件数の約4分の3に当たります年間約18万件がオンライン対応となる、そういう形で比率を高めていくという見込みとしております。このシステムは電子収納にも対応しておりまして、年間約5万件程度の施設利用あるいは様々な許可申請手続の手数料などの支払いも、令和4年度から順次オンライン化を予定して取り組んでいるところでございます。

また、マイナンバーカードの個人認証機能を使った申請も可能となっております。福祉分野など厳格な本人確認が必要な業務での利用も可能なものとする考えであります。加えて、市町村に対しましては、コンビニで住民票などの交付を受けられるサービスの導入促進を図ることなどを通じまして、マイナンバーカードを活用できる環境のさらなる拡大を図ってまいります。

今後は、計画をさらにバージョンアップしてマイナンバーカードの普及、活用や、デジタル化の取組をさらに拡大することによりましてと考えております。あわせて、今まで庁内に設けておりました推進会議を部局長級で構成をいたします本部会議に昇格をさせまして、庁内体制も強化をしてまいります。国のほうもデジタル社会の対応が大きな政策の柱の一つとなっておりますから、こういったものに呼応して、本県におきましても各取組のKPIが達成

できますように、PDCAサイクルを回しながら進捗管理を行いますとともに、さらには市町村とも緊密に連携を図りながら、取組を加速させてまいりたいと考えております。

最後に、管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係ります佐川町地域振興策についてお尋ねがございました。

地域振興策につきましては、住民の皆さんから以前より地域がよくなったと思っただけことが何よりも大事だと考えております。これまで佐川町におかれましては、地域振興策の具体的な内容について、住民の皆さんの御意見を丁寧に酌み上げ、取りまとめを行っていただきました。その上で、県と町との連携会議で御提案をいただきまして、協議をしております。

県庁内では、推進本部の下に関係課長などで構成するプロジェクトチームを立ち上げまして、活用可能な補助制度などの検討を行ってまいりました。このように協議検討を重ね、先月の末に開催をいたしました連携会議におきまして、御要望いただいた80の事業全てを対象にすることを決定いたしました。

また、県からの15億円を限度とする交付金の案をお示しし、合意に至ったところでございます。例えば地元の町道ですとか公民館の整備といたしました振興策の一つ一つの事業には、住民の皆様の熱い思いが詰まっております。住民の皆さんが安心して暮らし続けられますように、町や関係機関としっかり連携をしながら取り組んでまいります。

私からは以上であります。

(総務部長井上浩之君登壇)

○総務部長(井上浩之君) 市町村のデジタル化に向けた連携についてお尋ねがありました。

デジタル化による住民サービスの向上や業務の効率化は、市町村にも求められているところ

であります。本県には規模の小さな市町村も多く、デジタル関係のスキルや最新の動向に精通した職員が不足しているという、人材面での課題があるというふうに認識をしております。

このため、県では、直接市町村を訪問し、全国的な取組事例や技術動向につきまして市町村長や幹部職員へ直接説明を行いますとともに、市町村の担当職員の参画を得てワーキンググループを開催いたしまして、RPAの活用やウェブ会議システムの共同利用などについて意見交換を行うなど、デジタル化の取組を促進してきております。また、来年4月からは県の電子申請システムについて市町村との共同利用を開始する予定でありまして、市町村にアプローチしたところ、過半数を超える18の市町村に参加の意向を示していただいております。

さらに、来年度に向けましては、AIやRPAなど新しい技術に関する専門家による実践的な研修の実施や、それらの技術を市町村が共同利用する場合の支援制度の創設なども検討を進めているところであります。

今後も、国や先行する他の自治体の動きも踏まえつつ、また市町村の意向もしっかりと確認しながら、県と市町村が一体となって行政のデジタルシフトを加速していきたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 県内事業者の雇用維持と事業継続についてお尋ねがございました。

県では、これまで経済の回復に向け、事業の継続と雇用の維持、経済活動の回復及び社会の構造変化への対応の3つの局面に応じた対策を行ってまいりました。商工労働部におきましても、全国に先駆けた実質無利子の融資制度や、感染拡大防止のための施設改修や設備導入を対象とした補助制度を創設するなど、3つの局面

に応じた対策を充実強化してきたところです。その結果、庁内関係部や国、市町村の経済影響対策なども相まって、新型コロナウイルス感染症に関連した倒産や解雇等の状況は全国でも最も低い水準で推移してきましたし、景気回復の兆しも見られていたところです。

しかしながら、誠に残念なことに、先月末以来感染が急速に拡大し、昨日には県内全域の飲食店等を対象とした15日間の営業時間短縮の協力要請がなされました。まずは、これに伴う協力金の給付に迅速に対応してまいります。

また、12月は多くの県内企業の資金需要が高まる時期でありますことから、企業の資金繰りもしっかりと支援してまいります。経営相談窓口を休日も開設し、資金繰りや雇用維持などについての相談に、金融機関、信用保証協会、労働局などと連携し、ワンストップで対応してまいります。

加えて、新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響や事業者のニーズをしっかりと把握してまいります。その上でこれまでの施策の検証も行い、必要な対策の充実強化を図ってまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) コロナ禍を契機とした今後の移住促進策についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、都市部の方々の地方暮らしへの関心の高まりや、全国的なテレワークの広がり、都市部から地方への移住を後押しするものと考えております。こうした中、本県への移住者は、人の動きが本格化し始めた8月以降は前年を上回っておりますが、今後移住促進に取り組む自治体間の競争がさらに激化するものと予想されますことから、ウイズコロナ、アフターコロナ時代を踏まえた戦略的な取組が必要になると考えております。

具体的には、移住の裾野を広げるため、関係人口へのアプローチの強化や、SNSやウェブ広告など、様々なメディアを組み合わせた戦略的な情報発信などにより、他県との差別化を図ってまいります。

また、対面とオンラインを組み合わせ、多様なニーズにお応えできるような相談会やセミナーを開催するとともに、本県の強みである移住・交流コンシェルジュなどによるきめ細かなフォローアップ体制を生かして、相談に来られた方の移住の実現につなげてまいりたいと考えております。

さらに、都市部企業のサテライトオフィスや、地方でテレワークを実践する方を本県に呼び込むため、現在整備を進めております拠点施設や、地域のシェアオフィスを生かしたアプローチの強化にも、より一層取り組んでまいります。

また、コロナをきっかけに、仕事さえ見つかればすぐにでもUターンしたいといった相談が数多く寄せられていることから、本県出身者は移住促進の極めて有望なターゲットであることは言うまでもありません。このため、県出身者に特化した相談会やセミナーを開催するなど、アプローチを強化するとともに、高知にUターンしても志を満たすことのできる魅力的な仕事の掘り起こしと情報発信に、一層力を注いでまいります。

今後、こうした戦略的な取組をスピード感を持って進めますことで、地方への新しい人の流れを着実に本県に呼び込んでまいります。

(中山間振興・交通部長尾下次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下次君) 特定地域づくり事業の県内における検討状況と今後の取組についてお尋ねがございました。

特定地域づくり事業につきましては、現在県内の9市町村において、事業協同組合の設立に向けた関係者による検討や協議が行われており

ます。

このうち3つの町では、町、関係団体、県などで構成するプロジェクト会議を立ち上げ、県が派遣しましたアドバイザーの指導の下で、事業協同組合の体制をはじめ、業務の洗い出しや人役の確認、収支計画の策定など、具体的な協議が進められております。また、4つの町村では、プロジェクト会議の立ち上げを視野に、事業者のニーズ調査を行っております。残る2つの市町では、地域の雇用状況などの把握を進めながら、制度の活用に向けた検討を行っているところです。

議員のお話にございましたように、本制度は、担い手不足が深刻化する本県の中山間地域に地域外から若者などを呼び込み、地域づくり人材の確保につなげることはもとより、移住や定住にも資する大変効果的な仕組みであります。このため、県といたしましても、先行して取り組む市町村が早期に事業協同組合を立ち上げ、それを起点として県内各地域に普及拡大していきたいと考えております。

今後とも中小企業団体中央会とも連携を図りながら、アドバイザーの派遣、プロジェクト会議の運営、先行事例の周知など、市町村の取組をしっかりと後押ししてまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** まず、結婚新生活支援事業における自治体の検討状況についてお尋ねがございました。

結婚新生活支援事業については、国において対象世帯や補助上限額の拡充とともに、新たに都道府県が中心となって本事業を実施する市町村の拡大を図るモデル事業が検討されているところです。こうした事業の充実強化は、結婚を希望しながらも経済的な理由などにより結婚をちゅうちょされている方にとって、後押しになるものと考えております。

県内では、来年度に向けて、現時点で17市町村が事業の実施を検討しているとお聞きしているところです。今後とも、より多くの市町村にこの事業を実施していただけるよう、積極的に働きかけてまいります。

また、モデル事業については、国の補助率のかさ上げとともに、受給者である新婚世帯に対する家事・育児講座などへの参加の義務づけや、全市町村が参加する協議会の設置などを実施要件とすることが検討されています。このため、今後の国の検討状況を注視するとともに、市町村の御意見などもお聞きしてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍が少子化に与える影響と今後の対策についてお尋ねがございました。

人口動態統計の速報値によると、今年1月から9月までの本県の出生数は、前年同時期に比べて5.9%の減となっています。また、婚姻件数については、昨年は5月に令和婚の効果で大幅に増加したこともありますが、前年の1月から9月までと比較して13%減少しています。また、今年8月下旬から9月上旬に実施した県民意識調査では、コロナ禍において出会いが少ない、結婚に向けた前向きな取組を実施しづらいといった意見もいただいたところです。このような状況から、コロナ禍においては雇用環境や所得など将来にわたる不安感から、結婚や妊娠へのためらいにつながっているのではないかと考えております。

こうした中、国においては少子化対策の強化に向けて、先ほど申し上げた結婚新生活支援事業の拡充などが検討されているところです。県としましては、こうした国の事業も積極的に活用しながら、結婚を希望しながらもちゅうちょされている方の後押しや、オンラインの活用による出会いの機会の創出など、未婚化・晩婚化対策にしっかりと取り組んでまいります。その際

には、地域の実情に応じた様々な取組が実施されるよう、市町村を個別に訪問し、意見交換や助言を行うなど、市町村と連携しながら取り組んでまいります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症は、働き方や家庭での過ごし方などにも変化をもたらしています。これを機に、働き方改革の取組や男性の家事・育児参画が促進されるよう、高知家の出会い・結婚・子育て応援団に登録いただいている企業などと連携しながら機運醸成を図ってまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、市町村立小中学校へのタブレット端末の整備についてお尋ねがありました。

1人1台端末環境の実現は、子供たち一人一人の理解度や興味、関心に応じた学びが可能になるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業の際などにおける教育活動の継続に大きな効果があるものと考えております。

県教育委員会としましては、GIGAスクール構想の実現に向けた国の補助金を活用し、小中学校等に有効かつ速やかにタブレット端末を整備できるよう、合同入札の実施や県内統一の仕様書の作成等による、各市町村が行う調達の支援をしっかりと行ってきたところでございます。

こうした結果、8月末の調査では、国の補助金を活用した整備が年内に完了する予定の自治体は6自治体、年度内に整備が完了する予定は28自治体、1学校組合となっております。しかしながら、この調査の後、独自に校内の通信環境の整備とタブレット端末の調達を併せて実施しようとした2つの自治体から、手続に時間を要し契約が締結できていない状況にあり、年度内のタブレット端末の整備が困難となるおそれがあるとの報告を受けております。これら2

つの自治体に対しましては、タブレット端末の販売事業者の情報を収集して提供するなどしており、引き続きできるだけ速やかに端末整備ができるよう支援を行ってまいります。

次に、ハード面とソフト面の一体的な整備についてお尋ねがございました。

1人1台端末を有効に活用し、教育の質を向上させるためには、端末の整備に加え、通信環境や学習用ソフトの充実、教員のICT活用指導力の向上と支援員等の配置を一体的に進めていくことが重要です。

まず、通信環境については、国の補助金を活用した校内無線LANの整備等を進めるとともに、インターネット接続に関して学校内の通信容量の増加に対応できるよう、市町村の実態等を踏まえた適切な接続方法に変更することなどについて、各市町村と具体的な協議を進めているところでございます。

また、9月議会において議決いただいた補正予算により、子供たちが自らの学習定着度に応じて学ぶことを可能とする学習支援プラットフォームの構築に向けた取組を進めているところです。また、学校休業時などにおいて、タブレット端末を自宅で利用する際などは、家庭の通信環境が課題となる場合がありますことから、県や各市町村において国の補助金を活用し、経済的に厳しい家庭に対するモバイルルーターの貸出しや、それらを利用する際の通信費の支援を実施する体制を整えているところでございます。

教員のICT活用指導力の向上については、まず今年度中に基本的な操作研修を実施するとともに、文部科学省が示す各教科指導等における活用事例を周知してまいります。来年度には、授業での活用等についてのモデル構築や研修等を実施し、教員がタブレット端末を各教科の授業改善に活用するなど、授業の中で使いこなせ

るようサポートしてまいります。加えて、ICT支援員等についても、県教育委員会で研修を実施しますほか、人材登録をして市町村に利用していただくようにもしましたので、庁内の関係部とも連携し、関係する団体や企業、大学等に協力を呼びかけてまいります。

最後に、高等学校におけるタブレット端末の1人1台整備に向けたお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、本年度中にほとんどの小中学校には1人1台タブレット端末が導入され、新しい学びの実現に向けて、学校のICT環境整備は加速しております。高等学校においても、義務教育での新しい学びを継承し、個別最適学習などを通しての自立した学習者の育成や、データサイエンス、プログラミングなどデジタル社会に対応する能力の育成に向けて、1人1台タブレット端末の整備による学びの改革を推進していくことが必要だと考えております。また、1人1台タブレット端末を整備することで、成績データの収集・分析による適切な指導や自学自習の支援が容易になり、進学指導等の充実に加え、教員の働き方改革を促進させることにもつながるものと考えております。

高等学校における1人1台タブレット端末の整備に向けては、大学、高校、PTA代表による検討会を開催し、1人1台タブレット端末はこれからの教育には必要であり早急に導入すべきとの意見もいただきました。また、1人1台タブレット端末の導入には、家庭の経済状況に左右されることなく整備することや、管理のしやすさ、動作条件、セキュリティ確保の面から、できれば県立学校は可能な限り統一して、同じ機種で同じOSのタブレット端末の導入が望ましいものと考えております。

このような意見や考え方を踏まえ、県教育委員会としましては、高等学校の生徒1人1台タブレット端末の早期導入に向けて具体的な検討

を進めているところでございます。その際、約1万800台、保管庫も含めまして約6億円に近い多額の財政的負担を伴いますことから、現在作業が進められております国の3次補正予算の動向を注視し、国の事業などを最大限活用し、また整備の年次進行による財政負担の平準化等についても研究、検討しつつ、できるだけ早期に実現できるよう検討してまいりたいと考えております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 種苗法の改正に伴う本県農業への影響と農家の負担軽減についてお尋ねがございました。

今回の種苗法の改正は、優良な登録品種が許可なく他国に流出している状況を背景として行われたもので、育成者権者の意思に応じて栽培地域を限定することや、自家増殖を許諾制にすることで新品種を保護し、日本の農業の強化を図るものであります。

本県の農産物は、作付するたびに種や苗を購入する品種が多いため、改正に伴う本県への影響は限定的であると考えております。しかしながら、これまで農家が自由に行えた水稻の自家採種や果樹の接ぎ木などは、育成者の許諾が必要となることから、許諾に係る事務手続や費用など新たな農家負担の発生が懸念されております。このような状況を受けまして、国では、JAなどの団体が複数農家を一括して許諾を受ける、団体許諾による事務手続の軽減策を検討しているとお聞きしております。

本県の水稻種子につきましては、主要農作物種子法が廃止された後、高知県主要農作物種子生産要綱などに基づいて県育成品種の供給を行ってまいりましたが、自家増殖の許諾についての規定がございませんので、改正に伴って明記する必要性が生じてまいりました。このため、今後示される国のガイドラインを確認しながら、

県育成品種の自家増殖への団体許諾の導入と、できるだけ農家に新たな負担が発生しない措置を検討してまいります。

その際には、許諾に伴って発生する負担につきましては、農家の義務にも関わりますので、慎重に対応していかなければならないと考えております。現在の要綱の改正でどこまで規定していけるのか、場合によっては条例への位置づけも含めて、新たな仕組みを検討してまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 管理型産業廃棄物最終処分場の整備の進捗状況と、住民の皆様への対応についてお尋ねがございました。

昨年7月に県と佐川町との間で確認書を締結して以降、県では、各種の調査など施設整備に向けた取組や、長竹川の増水対策をはじめとする地域住民の皆様への不安解消のための取組を進めてまいりました。現在の状況といたしましては、令和3年度後半の施設本体工事の着手に向けて引き続き測量や設計などを進めており、今後は用地買収などにも着手していく予定でございます。

こうした取組の過程におきましては、節目節目にその状況を住民の皆様へ丁寧に御説明させていただいており、直近では本年7月に住民説明会を開催させていただいたところです。これまでの説明会では、電気探査とボーリングによる地質調査の結果、建設予定地の地下には5メートルを超える大きな空洞は確認されなかったことなどを報告させていただきました。そして、県として施設整備が可能な状態であると判断したことを御説明させていただいております。

また、佐川町との確認書でお約束いたしました進入道路のルートの再検討についても、住民の皆様への御意見を踏まえながら、ルート案の絞り込みを進めてまいりました。その結果としま

して、住民の皆様のご生活も含めた周辺環境に及ぼす影響が最も少ないと考えられるルートに決定をさせていただいたところでございます。

次回の住民説明会につきましては、施設の基本設計の取りまとめができた後、年明けの2月に開催し、基本設計の概要などについて御説明をさせていただきたいと考えております。今後におきましても住民の皆様への丁寧な説明を通じて、御不安の解消に努め、御理解をいただきながら事業を進めてまいります。

○13番(加藤漠君) それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。

2問目、これは質問というよりは要請という形になるかと思いますが、昨日菅総理が首相官邸で開かれた新型コロナウイルス感染対策本部で、観光事業のGo To Travelについて、今月28日から来年1月11日まで全国一斉の利用について一時停止を表明されました。またあわせて、都道府県が営業時間短縮の要請に応じた飲食店などにお支払いする、いわゆる協力金について、年末年始の期間、支給額の単価を倍増し、最大で1か月当たり120万円を支給する考えも示されました。その後の担当大臣の記者会見によりますと、明日12月16日から1月11日までの期間で1店舗当たり1日最大2万円の支給額の単価を4万円に倍増し、1か月当たりに換算すると120万円になるとの説明がありました。

折しも、本県の要請期間と同じ明日からの運用ということでございますが、昨日に開かれた県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、1日当たり2万円として支給額を決定したばかりという状況でございます。昨日の発表を受けて東京都や大阪府など、国に準じた対応を行うことが既に発表されておる状況でございます。昨日の発表ということにもなりますので、しっかり高知県においても情報収集を行って、迅速な対応を取っていただきますように要請を

させていただきたいというふうに思います。

申請の受付が21日からということでございますので、もう少し時間がある中で対応をいただきたいというふうに思っております。

新型コロナウイルスの関連の質問を今日は中心にさせていただきましたけれども、予断を許さない状況というのは本当に続いているなというふうに感じております。しかし、今コロナウイルスとの闘いが転機を迎えてきたというふうにも感じております。今月の8日からアメリカの製薬大手ファイザーとドイツの企業ビオンテックが開発した新型コロナウイルスのワクチンの接種がイギリスで行われています。また、アメリカやカナダなどにもワクチンが輸送され、本日からワクチン接種が始まりました。日本においてもワクチンの管理に必要な超低温の冷凍庫の準備が進められており、早ければ来年3月に接種が始まる可能性も出てきました。もちろん、ワクチン接種については不安の声も多く、一朝一夕に克服できるかどうか分からないということも多い状況ではありますが、間違いなくいい方向に向かっていることは確かだと感じております。

これから本格的な冬を迎え、感染者数の急拡大で予断は許されませんが、県民一丸となってこの困難な状況を乗り越えていくことができますように期待をし、あわせて一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願い、私からの一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩



午後1時再開

○副議長(西内健君) 休憩前に引き続き会議を

開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

29番大野辰哉君。

(29番大野辰哉君登壇)

○29番(大野辰哉君) 県民の会の大野辰哉です。議長にお許しをいただきましたので、県民の会会派を代表しまして質問をさせていただきたいと思っております。知事はじめ執行部の皆様どうかよろしくお願いいたします。

早いもので12月も中旬となり、今年も残すところあと僅かとなりました。本来ならオリンピックイヤーでにぎわっていたはずの2020年は、新型コロナウイルスによって世界中の人々の命や健康が脅かされる未曾有の一年となってしまいました。改めまして、お亡くなりになられた皆様方の御冥福と、患者様の一日も早い御回復、お見舞いを申し上げますとともに、今このときにも新型コロナウイルスに対して、それぞれの現場で闘われている医療従事者をはじめ関係各位の皆様へ、敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスは、私たちの暮らしや仕事、学校、経済など様々な場面で影響を及ぼし、日常生活や社会機能を混乱させただけでなく、人々の行動や考え方、社会の在り方、さらにはその国の行政や政治の姿までも浮き彫りにすることとなりました。

私たちの国日本では、手洗いやうがい、マスクの励行、行動自粛など、真面目で勤勉な国民性や衛生意識などによって感染拡大が抑えられてきた一方で、本来国民を守る役割の政府や政治が国民への説明責任を果たさず、迷走を繰り返し、国民の不安や混乱、分断を生じさせることもありました。

クルーズ船など水際対策に始まり、子供たちや教育関係者を混乱させた突然の全国一斉休

校、進まない検査や検査体制、国が都道府県に責任を転嫁したかのような非常事態宣言、政治家の手柄の奪い合いなどによって支給が大幅に遅れた全国民への10万円の給付金。さらに、国難とも言える中で組まれた補正予算では、医療や検査体制、感染防止対策より、通称アベノマスクやGo To キャンペーンなどが優先され、多額の税金が一部の企業や団体に流される実態が国民の前に明らかとなるなど、世界の中でも先進国だと信じてきたこの国の政治や行政が決して一流でなかったことが、新型コロナウイルスによってメッキを剥がされたような気がしています。

そうしたコロナ禍においても政治の世界は大きく激変をしています。今年9月には、歴代最長の7年8か月にも及ぶ第2次安倍政権が総理の病気辞任で突然の終わりを告げ、安倍政権の継承と新型コロナウイルス対策を最重点に菅新政権が誕生。菅新総理は、たたき上げの庶民派として、温室効果ガス排出ゼロの表明をはじめ、デジタル化の推進や不妊治療への健康保険の適用、携帯電話料金の値下げに取り組むなど、国民の期待を背負う中、政権運営をスタートさせています。

そうした激動する社会や政治情勢の中、本県においては、昨年12月、3期12年にわたって本県のかじ取りをされてこられた尾崎前知事からバトンを受け、濱田新知事が誕生されました。思えば昨年のこの12月議会において濱田新知事への質問の機会をいただき、知事からは、県民の皆様の共感を得ながら県政運営を行っていく共感と前進という姿勢や、若者が夢と希望を持って暮らし続けられる高知県にしたいという思いなど、本県のニューリーダーの熱い決意を聞かせていただきました。

あれから早いものでもう1年となるわけですが、先ほど申し上げましたとおり、この一年は

新型コロナウイルスの出現によって社会が大きく混乱し変貌することとなり、本県においても県民の命や健康、暮らし、経済などあらゆる面において新型コロナウイルスへの対策が求められるなど、就任後いきなりの荒波の中で、濱田県政のかじ取りが始まることとなりました。

そうした新型コロナウイルス対策に多くを割かれる中においても、知事は、県職員の皆様らと共に関西圏の経済活力を呼び込む仕掛けをはじめ、南海トラフ地震や豪雨などの災害対策、新たな産業廃棄物最終処分場の整備、不登校対策やひきこもり支援など、幅広く様々な課題に対して着実、堅実に施策を進めてこられました。また、県民座談会「濱田が参りました」の開催などを通して、地域課題の把握や市町村との連携強化にも努めてこられました。そうした中で、改めて気づかれたことや感じられたことも少なからずあったのではないかと思います。

そこで、就任1年で見えてきた課題と理想の県政について知事にお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策については、県内で初の感染者が確認され、経済的な影響も出始めていた今年2月の県議会において、県民生活を守り抜くという知事の力強い決意をお聞かせいただき、これまでに感染予防や感染拡大防止対策、経済影響対策など様々な対策が講じられてまいりました。

感染拡大防止対策においては、濃厚接触者などへの積極的なPCR検査を実施し、感染者を限定的に捉えることによって感染の拡大防止を図り、経済影響対策では、国や全国の自治体に先駆けて、資金繰りが厳しい中小事業者への制度融資を行うなど、その迅速な対応に事業者からは感謝の声も聞かれています。また、休業要請に応じていただいた飲食店への協力金、ホテルやバス会社など観光関連事業者への支援、高知型福祉あったかふれあいセンター職員への慰

労金など、これまで実施されてきた本県の新型コロナウイルス対策は、県民からも評価を得ているのではないかと思います。

そうした実績の一方で、政府や政治に対するコロナ対策への不信感が全国で高まる中、本県経済の回復や県産食材の地産地消推進などを目的に開催された、新しい生活様式に対応した100人規模の宴会は、全国のテレビニュースなどでも放映されたことから、コロナ禍での政治家らの高額飲食にも賛否が巻き起こり、県内外から厳しい声や御批判を受けることとなりました。

一方、県内からは、よくやってくれた、高知らしいとの温かな声もあったとのことですが、日々の生活に困窮されている方や基礎疾患があられたり、医療や介護など職場の環境から自粛生活を送らざるを得ない方なども多くいらっしゃり、そうした厳しい立場にある方々への配慮もあれば、なおよかったのではないかと思います。

特に新型コロナウイルスへの対策については、国のGo To キャンペーンなどにも見られますように、経済と人命、感染拡大防止のバランスを取ることは大変困難で、経済活動のオン・オフなど難しいかじ取りを迫られることも多くあると思いますが、新型コロナウイルス対策こそ共感と前進の県政運営そのものだと思います。知事には、これからも様々な意見に惑わされることなく、厳しい状況の中でも頑張られている県民の皆様に寄り添った支援策に期待をしたいと思います。

そこで、先月末からの急速な感染の拡大により、対応の目安のステージを上から2番目の特別警戒とするなど厳しい状況の中、新型コロナウイルス感染症から県民生活を守り抜く決意と、感染拡大防止に関する具体的な対策について知事にお伺いしたいと思います。

次に、令和3年度県予算についてお伺いしたいと思います。本県の財政状況は、中期的な財

政運営に一定のめどが立っているものの、財政調整的基金の残高は減少し、臨時財政対策債を除く県債残高も増加しており、さらに新型コロナウイルスの影響により大幅な税収の減少が避けられない状況ともなっています。

そうした中で、令和3年度当初予算案の編成作業が進められているところでありますが、来年度は、感染拡大防止と社会経済活動の回復という難しいかじ取りを迫られる新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、人口減少が大きな課題となる中で、都市から人の流れを呼び込む取組や、産業振興計画、日本一の健康長寿県構想のさらなる推進、南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策や社会基盤の整備強化、さらにはデジタル化や地方財政対策、新たな過疎対策法、国土強靱化3か年緊急対策後の対応など、国の流動的な動向も見極めながら、様々な諸課題に対して適切で柔軟な予算対応が求められる状況ともなっていると思います。

また、行政事務の効率化や費用対効果、優先順位の検証などによって、県財政を安定的に維持・継続していくための取組も求められており、積極的かつ効果的な予算措置と財政運営など、知事の行財政手腕に期待がされるころでもあります。

そこで、令和3年度の本県予算編成の基本的な考え方について知事にお伺いしたいと思います。

次に、関西圏との経済連携についてお伺いしたいと思います。知事が政策の目玉に掲げられている関西圏との経済連携に向けた取組については、これまで観光振興、外商拡大、そして万博・I Rとの連携を戦略の柱に、大阪観光局との連携協定の締結や、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議の立ち上げなどにより、プロジェクトの推進が積極的に進められてきているところであります。

その戦略の柱の一つとなっているカジノを含む統合型リゾート、いわゆるIRのうち特にカジノについては、外国人観光客の増加や雇用の創出などによって、地域の活性化や経済波及効果が期待される反面、治安の悪化やマネーロンダリングなどの犯罪の温床となることや、一瞬で何百万円、何千万円という多額の賭けもできることから、海外のカジノ業者は日本人のたんす貯金を狙っているという声も聞かれるなど、カジノの解禁によって日本人の生活破壊を心配する声もあります。また、国会議員が逮捕されるなど日本の政治家と世界のカジノ業者との癒着や汚職など、カジノ利権が不正の温床となっている実態も明らかとなるなど、カジノを含むIRのイメージは、国民の間でも微妙なものとなっていると言わざるを得ません。

大阪は、これまでにIRの誘致活動を積極的に進めてこられ、現時点において最も誘致の可能性の高い自治体の一つとはなっていますが、現時点ではまだ正式決定とはなっておらず、そうした不確定要素やカジノに対する国民の不信感や不安要素が大きい中で、本県と関西圏との経済連携戦略の柱の一つにカジノを含むIRが入っていることに、若干の違和感を感じております。

そこで、現時点で関西圏と本県との経済連携の柱の一つにカジノを含む統合型リゾート、いわゆるIRを含めることの必要性とその意義について知事に御所見をお伺いしたいと思います。

その関西圏と本県との経済連携における戦略の最も重要なパートナーとなるのが、知事が以前副知事を務めておられた大阪府であることは言うまでもありません。そのリーダーでもある大阪府知事は、大阪市を廃止して特別区に再編し、府との二重行政を解消する、いわゆる大阪都構想の提唱者の一人で、先月行われた住民投票において僅差ながらも反対が上回り、都構想

が2度目の否決となったことを受けても、選挙後に約半数の賛成派の声を尊重することも大事だとして、条例を用いて財源や権限などを府に一元化する考えを示すなど、大阪改革へ諦めない姿勢を貫いています。

また、新型コロナウイルスへの対応においては、政府への積極的な提言や大阪の象徴通天閣をライトアップして、府民に新型コロナウイルスへの対応指針を示す斬新なアイデアなどが注目され、その発信力や人気は全国の知事の中でもトップクラスともなっています。

一方で、テレビやSNSなどのメディアでの露出が多いがゆえに、誤解や不信感を持たれる場面が少なくない印象もあります。うそのような本当の話として、コロナウイルスにうがい薬が効くとテレビの生中継に出演されたときには、イソジンなどの商品が全国で品薄となり、関連会社の株価も大きく変動するなど、うそかまことかは別として、国民生活や市場への影響力の大きさを証明することとなりました。

また、大阪のライブハウスでクラスターが発生したときには、本県の方が大阪にウイルスを持ち込んだかのような発言が報道もされ、そこには感染し苦しんでいる本県の患者さんらに対する配慮は感じられず、そうした言動に対して本県の関係者からは不快感を示す方もおられたとのことであります。

本県と大阪府政との連携において、大阪府知事と元大阪府副知事であられた濱田知事とのホットラインは欠かせないと思いますが、そうした大阪府知事の言動なども踏まえた、関西圏との経済連携における大阪府政に対する知事の御所見をお伺いしたいと思います。

先般、本県出身の阪神タイガース藤川球児投手の引退試合が阪神甲子園球場で開催されました。引退試合には濱田知事も駆けつけ、新たに創設された、高知くろしお感動大賞を贈るとと

もに、県民を代表して藤川投手に感謝の意を伝え表して、全国に本県をPRされてきたところでもあります。私自身も藤川投手の大ファンであり、この場をお借りしまして、これまでのたくさんの感動と、すご過ぎる剛速球を見せていただいたことに、心から感謝を申し上げるものでございます。

その藤川投手が現役生活のほとんどを在籍された、兵庫県の阪神甲子園球場を本拠地とする阪神タイガース球団は、本県安芸市をタイガースタウンとして毎年のようにキャンプで来高され、これまでに藤川球児投手をはじめ江本孟紀投手や弘田澄男外野手、中西清起投手など本県出身の選手も多く在籍され活躍、さらに今年のドラフト会議においては、高知高校出身の栄枝裕貴捕手を4位、おらんく球団高知ファイティングドッグスの石井大智投手を8位で指名されるなど、本県にとって阪神タイガースは古くから縁深い球団ともなっております。

そうしたことから、今後例えば甲子園球場に高知県民席やブースの設置、子供たちの見学機会の創出など、阪神球団との連携によって県民の皆様に関西圏を身近に感じていただき、夢を見させてもらえるような、楽しめるような仕掛けや取組も検討してみてもとを考えます。

そこで、本県と関西圏との経済連携におけるプロ野球球団阪神タイガースとの連携について知事にお伺いしたいと思います。

その阪神タイガースの本拠地甲子園球場のある兵庫県の県花ノジギクは、その可憐な姿から兵庫県民からこよなく愛される花となっておりますが、そのノジギクを発見、命名されたのは、本県佐川町出身の植物学者牧野富太郎博士であります。

牧野博士は独学で植物を研究され、約40万点もの標本を収集、1,500種類以上の植物に名前をつけるなど、日本の植物分類学の礎を築かれた

郷土の偉人の一人であり、再来年の2022年には生誕160年を迎えることから、地元の高吾北地域を中心に、功績を顕彰した記念事業の開催や県内外への功績の発信のほか、NHKでのドラマ化を目指した署名活動も行われ、署名には海外も含む県内外から約3万2,000人もの署名が集まり、その全国区の人気も改めて注目をされています。今後、そうした取組によって、自然の宝庫でもある本県に全国の牧野ファンが来ていただくようになれば、地域の活性化にもつながると、地元住民も大きな期待を寄せています。

そこで、NHKのドラマ化や記念事業、県内外への発信など、本県出身の植物学者牧野富太郎博士の顕彰活動に対する県の支援について知事の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、中山間対策についてお伺いしたいと思います。私は、これまでの人生を中山間・奥山間地域で暮らし、時代とともに変化する、変わっていく地域の姿を目の当たりにしてまいりました。この間、町村合併や学校、国、県など出先機関の統廃合、郵政や国鉄、電電公社の民営化などによって、地域からユニバーサルサービスはほとんどなくなってしまい、都市部とのインフラや情報の格差だけが大きくなってまいりました。そうしたことに併せて、人口の減少は加速化し過疎高齢化は進み、行政や自治機能も低下を余儀なくされ、地域の住民生活では、高齢者の生活物資の調達、ごみ出し、移動手段の確保、飲水や道路の管理、鳥獣害対策、空き家対策などなど、日々様々な課題が生まれ、山積し続けています。

本県では、これまでそうした地域での課題解決策として、各種の生活支援事業や集落活動センター事業など、中山間地域への様々な対策を行ってきておりますが、効果が上がった施策や地域がある一方で、課題や必要な施策が地域地域によってそれぞれ違い、異なることから、そ

の地域のニーズにマッチした施策の必要性を感じる事例も見受けられるなど、中山間対策の難しさを日々感じているところであります。

事業や取組が地域やその現場の実態に合っていないければ、その施策は絵に描いた餅となってしまうだけでなく、地域住民の間で、あらぬ争いや意見の相違、分断を生じさせる原因をつくってしまうことさえもあります。事業や取組などの実施に当たっては、その地域地域の現場において的確なニーズ把握を行った上で、その地域に寄り添った本当に必要な施策を有効的なタイミングで行い、さらに実施後もしっかりと検証を行うことによって次の世代につないでいくことも大切なことではないかと考えます。

知事は、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして本県の発展はないと、中山間地域の振興に並々ならぬ決意を持たれ、住民に最も身近な市町村との緊密な連携や協働などによって、地域の課題を真摯に受け止め、共有し、慎重に判断された上で、必要な施策を行っていくという姿勢を私は感じています。新型コロナウイルス対策に多くの時間が割かれた中ではありましたが、この一年、「濱田が参りました」や各自治体の首長らとの協議などを通して見えてきた課題などもあるのではないかと思います。

そこで、中山間地域、奥山間地域への思いとその振興のための市町村政との連携について知事にお伺いしたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。安芸郡奈半利町で、ふるさと納税を担当していた地方創生課の元課長補佐など町職員2人が、納税者への返礼品を取り扱う業者から賄賂を受け取っていたとして、逮捕、起訴されました。私自身、奈半利町と同じような自主財源の乏しい自治体で税務やまちづくりを担当していた経験からも、事件には大変なショックを受けると同時に、事件にまで発展してしまっ

た制度そのものへの不信感を強くしています。

ふるさと納税制度は、名前からすれば地方の自治体は歓迎するのが当然と思われるかもしれませんが、ふるさと納税によって他の自治体に寄附されたお金は、もともとその寄附した方が住んでいる自治体に入る予定だった税金です。制度は、その税金、寄附金を自治体同士で奪い合う不毛な競争をもたらすことにもつながり、さらには税金が控除された上に返礼品も頂けることから高所得者ほど恩恵が得られ、今や年間5,000億円もの税金が本来の納税自治体からインターネット上の通販ビジネスに放たれているとも言われるなど、国民の納税、税制度の基本をゆがめ、不公平を広げてしまう欠陥制度と言わざるを得ず、私自身は制度の廃止または抜本的な見直しを行うことが必要ではないかと思っています。

そこで、ふるさと納税制度に対する知事の御所見をお伺いしたいと思います。

総務省は、ふるさと納税による返礼品の調達費用の割合を、寄附額の30%以下の地場産品とするよう基準を定めておられますが、奈半利町では、返礼品の割合を低く偽装して申告していた基準違反も発覚し、全国で初めてとなる、ふるさと納税制度からの除外処分を受けることとなりました。裏を返せば、事件とならなければ基準違反の実態は発覚されなかった可能性が高く、自治体の性善説によるところが大きい制度の矛盾の表れでもあると思います。

奈半利町の事件をその担当者や自治体だけの責任や問題とするのではなく、その背景や原因についても、県や国においてもしっかりと分析、検証をしていただいた上で、今後の再発防止にもつなげていただきたいと切に願うものです。

そこで、ふるさと納税制度における市町村の基準違反に関する県や国のチェック体制はどのようなになっているのか、総務部長にお伺いした

いと思います。

次に、新型コロナウイルスの影響によって厳しい環境にある方々への支援についてお伺いしたいと思います。今のコロナ禍は第3波とも言われていますが、これまでぎりぎり頑張ってきた方々が踏ん張り切れなくなっています。厚生労働省による全国集計で、新型コロナウイルスの影響で解雇された人数が多い業種は、製造業、飲食業、小売業と続き、その半数近くが、近年労働法制の規制緩和によって急増してきた非正規労働者であることが判明しています。特に、全国一斉休校などにより、それまでも不安定な雇用形態や低賃金で働いてこられた女性の非正規労働者が仕事を続けられなくなったり、仕事を休まざるを得なくなるなど、全国でそうした方々へのしわ寄せが深刻な状況が浮き彫りともなっています。

そこで、本県における新型コロナウイルスに関連する解雇や雇い止めの人数と、非正規労働者など厳しい雇用環境にある方々への支援について商工労働部長にお伺いしたいと思います。

また、9月県議会においては、新型コロナウイルスの影響による本県企業の倒産件数はないとのことでしたが、特に大きな影響を受けている飲食店や旅館、旅行業などには小規模な零細事業者が多く、そうした零細事業者の廃業なども増加しているのではないかと思います。特に今、忘年会シーズンを感染拡大の第3波が直撃している飲食業を中心に小規模商店などでは、既に廃業された方や年越しが厳しいとおっしゃられる方もおられるなど、地域からは悲痛な声も聞かれる状況となっています。

そこで、小規模零細事業者の経営実態の把握や把握方法なども含め、新型コロナウイルスの影響による本県企業の倒産件数並びに小規模商店など零細事業者の現状と支援策について商工労働部長にお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、医療従事者の方々の健康や生活、雇用へのしわ寄せがさらに深刻化しています。特に、この間新型コロナウイルス医療現場の最前線で頑張り続けられている医療従事者の方々は、感染リスクや差別、偏見と闘いながら、国が進める旅行どころか、地元での会食さえも制限される状況の中で、新型コロナウイルス対策現場の最前線で感染への不安を抱きながらも、私たちの命と健康、生活を守り支える仕事を担ってくれています。

そうした厳しい環境の中で頑張られている皆様が安心して業務を続けられるためには、賃金の割増し支援はもちろん、過重労働の制限、職場内での感染防止、差別や偏見をなくすための対策、心のケア、健康相談体制の確立など、現場現場に応じた様々な支援策が必要と考えます。

そこで、本県の新型コロナウイルス最前線現場の医療従事者の方々が安心して働き続けられるための支援について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス対策における国の高収益作物次期作支援交付金についてお伺いしたいと思います。

高収益作物次期作支援交付金については、新型コロナウイルスの影響によって、今年2月から4月に卸売市場における売上げが、前年同月比で2割以上減少した野菜、花卉、果樹、お茶などの高収益作物を出荷した農業者に対して、反当たり5万円を基本単価に、次期作に前向きに取り組むための面積に応じて定額交付などを行う事業ですが、当初、予算額242億円に対して第2回の公募において予算額を大きく上回る申請があったことや、交付金の創設当初は要件を簡素で弾力的にしていたことから、新型コロナウイルスの影響を受けていないのに交付金が支払われる矛盾が生じる懸念などから、10月に交付要件が急遽見直され、その結果、交付金の減

額や支援対象から外れる農業者が全国で相次ぎ、交付金を当てに機械や資材などを購入していた農業者もあったことから、全国のJAなど、支援機関の窓口などで混乱が生じる事態ともなりました。

その後、交付金を当てに新たに機械や施設の整備、資材などを購入、発注された農業者などに対しては、追加の支援措置が行われるなど、制度の紆余曲折はありながらも、新型コロナウイルスの影響によって厳しい生活を強いられている農業者への経済支援施策が行われてきているものと理解しています。

そこで、高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに対して、県としてどのように取り組まれてこられたのか、農業振興部長にお伺いしたいと思います。

次に、デジタル化への対応についてお伺いしたいと思います。

菅新政権はデジタル立国を掲げ、情報技術の様々な社会への導入や官民のデジタル化などを推進していくため、IT基本法改正などの法整備を進めるとともに、国の各省庁から職員を集め、さらに職員の2割以上をIT技術の高い民間人から登用するなど、500人規模のデジタル庁新設の準備を進められています。デジタル庁の創設によって、これまでそれぞれ各省庁や地方自治体で整備されてきた情報システムの連携や統合、標準化などの推進が図られ、地方自治体におけるシステム経費や業務量の削減にも期待がされています。

本県では、国に先んじて昨年度から庁内各部署の職員から成る行政サービスデジタル化推進会議を発足させるとともに、本年3月には行政サービスデジタル化推進計画をスタートさせるなど、行政のデジタル化の取組が進められ、知事からも来年度に現行のデジタル化推進組織を本部会議に格上げすることも表明がされていま

す。

そこで、国のデジタル庁創設などに併せたデジタル推進部創設の検討など、本県のデジタル行政推進体制の整備について総務部長にお伺いしたいと思います。

デジタル化が急速に進む一方で、地方自治体や学校現場などにおけるデジタル人材の不足が課題ともなっています。デジタル機材や端末、Wi-Fiなど通信環境の設定、各業務のシステムサーバーの管理、メンテナンスなど多種多様なデジタル機材を安定して稼働させるためには、その職場や職域において、デジタル技術に知識のある人材、いわゆるデジタル人材は欠かせない存在ともなっています。

私が教育委員会事務局で働いていたときには、たまたま事務局職員の中にシステムエンジニア経験者やネットワークなど情報通信技術にたけた職員がいたことから、その職員が通常業務の傍ら、毎日のように学校や役場などの現場に向き、職場のデジタル環境やシステムサーバーの管理、時には壊れた端末のメンテナンス作業も行うなど、その職員の技術力によって、学校や役場などの通信を含むデジタル環境が安定的に運用されていたことを思い出します。

国では、来年度のデジタル庁の創設に併せて、民間登用を含めた情報技術人材の確保策を進めており、今後全国でそうした情報技術人材の争奪戦が行われることも予想もされ、特に地方における情報人材の確保は困難でもあることから、早め早めの対策も必要ではないかと考えます。

そこで、本県におけるデジタル人材の確保策について総務部長にお伺いしたいと思います。

次に、学校施設の整備についてお伺いいたします。時代や環境に応じた特別支援学校の整備が進む中、本県においても県中央部において、児童生徒数の増加に伴って校舎が手狭になってきたことから、新たな知的障害の特別支援学校

の整備が計画され、令和4年度の開校に向け、高知江の口特別支援学校校舎の改修に向けた作業が進んでおります。

そうした中、私はこの夏、コロナ禍の短い夏休み中に、地元にある日高特別支援学校に同校のPTAの役員さんと共に学校を訪問させていただきました。その中で、特に気になったことが寄宿舎の老朽化による課題です。寄宿舎では、湿気が多いためカビが発生しないようエアコンによる除湿や教職員が度々畳を上げるなど、日頃からの努力により対応がされているものの、その老朽化による衛生環境も心配される状態となっており、偶然我が子の生活している部屋を見たPTAの役員のお父さんからも、その状況を心配される声もありました。

校長先生や教職員の先生方にお話を伺いすると、同寄宿舎は昭和40年代前半に建てられて以降一部の改修を行ったものの補修程度にとどまっており、数年前から改築の要望をされているものの、施設改修の優先度などにより、改修計画がなかなか前に進まない状況になっているとのことでした。

一方で、県全体を見たときにはここ数年の間にも様々な大規模施設などが整備、改修がされてきており、執行部には何よりも今日、今もそのような厳しい環境の中で生活をされている子供たちがいるということを御理解いただいて、早急な生活環境改善の取組を願うものであります。

そこで、日高特別支援学校寄宿舎の老朽化対策の現状について教育長にお伺いしたいと思います。

次に、骨髄ドナー登録事業についてお伺いしたいと思います。

骨髄ドナー登録事業は、白血病をはじめとする血液疾患などのため骨髄移植が必要な患者さんと提供するドナーをつなぐ事業ですが、移植

を希望する患者さんを救うためには、早期にドナーを決定し、必要な患者さんが一日でも早く移植手術を受けられることが必要となります。適合するドナーが見つかる確率は、兄弟姉妹の間でも4分の1、血のつながっていない他人ともなると数百から数万分の1とされていることから、一人でも多くの方にドナー登録をしていただくことが必要とされています。

骨髄バンクのドナー登録は18歳から54歳までできますが、骨髄バンクに登録し移植を待つ患者さんのうち、移植手術までつながるケースは約55%、残りの45%のうち約半数が、ドナー候補者が見つかったとしてもその後仕事やドナー候補者との連絡がつかないなど、様々な理由から移植ができないという現実もあります。

私自身も骨髄バンクのドナー登録をしていたところ、ある日突然、あなたとある患者さんのHLAが一致しドナー候補者に選ばれましたと通知が届き、人のお役に立てるのであればと入院の日取りまで調整していたところ、その後私自身の疾患が原因で提供することができず、自分のふがいなさに情けない気持ちになった経験もあります。骨髄の移植提供までには、私のように適合の通知を受け候補者となっても疾病などが原因で提供できないケースをはじめ、仕事の都合や周囲の理解が得られないケース、検査や骨髄提供のための通院や入院時間の確保ができないなど、骨髄を提供して患者さんを助けられるまでには様々なハードルがあり、課題が多いのも現状となっています。

また、今年に入ってから新型コロナウイルスの影響により、新規ドナー登録者数が大きく落ち込んでいる状況ともなっています。そうしたことから、骨髄ドナー登録事業の啓蒙活動や、各事業所におけるドナー特別休暇制度の導入をはじめ、本県でも平成27年より高知黒潮ライオンズクラブが民間で全国初となる助成制度を創

設され、その後県も助成制度を創設されておられますが、県の助成制度は、現在県内で制度を制定している約半数の市町村のみに限られていることから、県内全ての市町村における助成制度の創設が望まれています。

そこで、本県の骨髄ドナー登録事業の現状と課題について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

次に、自然史標本についてお伺いたします。

人口の増加や資源エネルギーの消費、社会経済活動の拡大、工業化の進展などによって地球環境の破壊が急速に進む中、近年地球環境の保全対策における自然史の果たす役割が非常に重要となってきています。自然史の中でも特に自然史標本は、生物など自然物の収集、整理、保管などによって過去と現在の地球環境を体系的に知ることができ、未来への重要な教材となることから、守らなくてはならない貴重な財産ともなっています。

そうした中、本県の自然史標本の現状は、主に動植物の標本を県内10施設で保管しているものの、そのうち専用の保管場所は5施設にとどまっており、その他については施設の空きスペースでの保管など、収容余力のない状態が続いています。

さらに、研究者や収集家の高齢化などにより、近い将来その貴重な標本が、本県から県外へと流出する可能性が極めて高い状況ともなっているとされています。県外への流出などによって失うおそれのある標本の中には、県のレッドリストで絶滅や絶滅危惧に指定されているものなど、本県の自然環境の歴史にとって大変貴重で重要なものも多く含まれることから、自然史標本を県内で将来にわたって保管管理し、とどめ置くことができる環境を整える必要性が高くなっているのではないかと思います。

そこで、本県の自然史標本の現状と課題につ

いて林業振興・環境部長の御所見をお伺いしたいと思います。

また、自然史科学や生物多様性などについて、学習や研究が行える環境を整えることは、自然環境の歴史を知り、未来へとつないでいく上でも大変重要なことでもあり、未来を担う子供たちにとっても動植物など生物の歴史を学ぶ貴重な機会の創出の場ともなると思います。そうした環境を整えるためには、自然史を扱う人材の育成や基礎的データの収集、大学や関係機関との連携、さらに将来的には標本の収集、保管と併せて、研究者をはじめ多くの県民に利用していただける自然史博物館の整備についても検討に値するのではないかと考えます。

そこで、今後の自然史標本などの管理に取り組む県の支援並びに支援体制について林業振興・環境部長の御所見をお伺いしたいと思います。

最後に、仁淀川流域の課題についてお伺いしたいと思います。本県の北西部を流れる仁淀川は、その源の石鎚山から愛媛県の3市町、高知県の7市町村を經由して太平洋へと注ぐ一級河川で、国土交通省が実施している全国水質調査において何度も日本一に輝くなど、その美しさは仁淀ブルーとも表現され、近年ではアウトドアのメッカとしても全国、世界から人々が訪れるようになってきています。

また、仁淀川は、流域人口の減少による過疎化や、森林や田畑の荒廃、ダム建設などにより、水源涵養機能の低下や動植物など生態系への影響を受けながらも、地域住民は大雨や災害と闘いながら、仁淀川を愛し、共に暮らし、日本一の美しい水質や景観を大切に守ってきました。

その日本の大切な資源、宝ともなっている仁淀川を守り、後世にしっかりとつなげていくために、その理念などを明確にした保全条例の制定などにより、仁淀川をオール高知で守り、未来へとつなげていく必要があるのではないかと

思いから、以前の県議会において保全条例の制定を御提案させていただき、当時の知事からは、流域住民の皆様や関係市町村などの御意見などを踏まえ、その必要性を検討していきたいと、前向きな御答弁もいただいているところです。

そこで、その後の検討状況も含め、仁淀川清流保全条例の制定について林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

先ほど午前中に加藤議員からの質問に対する知事からの答弁もございましたが、私からも新産業廃棄物最終処分場整備に係る流域住民の不安解消の取組と、佐川町の地域振興策についてお伺いさせていただきたいと思います。日高村の産業廃棄物最終処分場、エコサイクルセンターが3年後にも満杯となることから、次の埋立場所として佐川町加茂が県内で最も適地とされ、現在同地区に新たな産業廃棄物最終処分場の整備が急ピッチで進められてきております。再び産廃施設が整備されることとなった仁淀川流域の住民の方々には控え目で辛抱強い方が多く、そうした地域性からか、これまで道路などの社会インフラ、社会基盤の整備は遅れに遅れてきております。

そうしたつましい地域住民の暮らしの中に、そのほとんどが都市部から出される産業廃棄物が再び持ち込まれることに対して、流域住民の思いにも複雑なものがあることから、産廃施設整備云々の前に国道や県道の改良、河川改修など、地域の社会基盤整備の道筋をしっかりと示した上で、議論を進めることも必要であると要請もさせていただいてまいりました。

現在、関係者の皆様の御理解をいただき、国道や県道の改良、河川の増水対策など流域住民の不安解消のための取組と併せて、受入れ自治体となった佐川町の地域振興策の取りまとめ作業も急ピッチで進められている状況となっておりますが、特に国道や県道、河川改修など流域住

民の不安解消のための取組については、これまでになされてこなかったことにも問題があるとも考えており、今後国や流域の関係自治体などと連携をさらに強化していただきながら、県が主体性を持ってしっかりと事業を進めていただきたいとも思っております。

また、佐川町の地域振興策については、佐川町役場との連携を密に、佐川町民の意見や意向など町民ニーズに沿った、町民とのコンセンサスをしっかりと図った上で事業を進めていただくことを要請しておきたいと思います。

そこで、新産業廃棄物最終処分場整備に係る流域住民の不安解消の取組及び佐川町の地域振興策について、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた高知県・佐川町連絡会議で最終取りまとめを担当されておられます岩城副知事に御所見をお伺いしたいと思います。

新産業廃棄物最終処分場の整備や観光交流人口の増加など、仁淀川流域を取り巻く環境や状況が大きく変化している中、その仁淀川流域内を走る高知市と松山市を結ぶ国道33号は、高速道路などの代替道路もなく、地域の大動脈でありながら、ところどころで慢性的な渋滞も多く発生、仁淀川町や越知町の一部では雨量による事前通行規制によって、住民の通勤、通学、通院などの日常生活にも支障、影響を及ぼしており、その改良や整備の促進は沿線地域住民の悲願ともなっています。

近年には、沿線市町村の首長や県議会議員らで構成する国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会において、国土交通省や財務省、県選出国會議員などに対する道路財源の確保や早期の整備促進といった要望活動なども積極的に行われるようになり、これまで高知西バイパスの一部や日下橋、橋中津トンネルの完成など、ところどころの整備は進んできておりますが、高知西バイパスのさらなる延伸や大雨時の事前通行

規制の解消、慢性的な渋滞の解消など、まだまだ課題が多いのが現状ともなっています。

沿線住民にとって、安心して安全な生活を送るための悲願でもある国道33号の一日も早い整備促進、加速化の道筋について土木部長にお伺いいたしまして、1問目とさせていただきたいと思えます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大野議員からの御質問にお答えいたします。

まず、知事就任1年で見えてきた課題と理想の県政についてお尋ねがございました。

知事就任後1年が経過いたしました。この間県民座談会などの機会を通じまして、県内各地の実情について県民の皆様からお話を伺ってまいりました。その際、様々な分野におきます人材不足あるいは後継者不足、さらには中山間地域の厳しい現状などについて御意見が寄せられております。高齢化や過疎化に悩む地域が抱えている課題の深刻さを改めて感じているところであります。

本県が直面しているこうした課題を克服するためには、根本的な解決に向けまして、現状をしっかりと踏まえた分析と腰を据えた取組が必要になります。そのためには、地域を支えている県民の皆様との対話を通じて県政に対する共感をいただきながら、また課題の解決に向けて着実に前進をすることが何よりも重要であると考えます。具体的には、関西圏との経済連携あるいは地産外商といたしました経済の活性化など、様々な施策を展開することによりまして、県民の皆さんが誇りと志を持って住み続けられる地域づくりを行ってまいります。

引き続き、産業振興計画あるいは日本一の健康長寿県づくりをはじめといたします県勢浮揚に向けた政策群を継続、強化し、さらに発展をさせていきたいと考えています。新しい時代の

視点に立ちまして、有識者などのお知恵もお借りしながら、就任当初から掲げております基本姿勢でございます共感と前進を今後もしっかりと堅持をして、県政運営に当たってまいりたいと考えます。

次に、新型コロナウイルス感染症から県民生活を守り抜く決意と、感染拡大防止に関する具体的な対策についてお尋ねがございました。

2月に県内で感染が初めて確認されて以降、これまで1つには感染予防、感染拡大防止策、2つには情報発信、相談体制の整備、3つには経済対策、この3つを対策の柱といたしまして、県民生活を守り抜くための様々な施策を講じてまいりました。春の全国第1波の際には、急激に悪化する経済状況に対応するために、県単独の融資制度を新たに設けるといった形で、生活、雇用を守るための対策に重点を置いてまいりました。

緊急事態宣言の解除以降、社会経済活動の回復と感染拡大防止の両立という重い命題が課せられることになりました。こうした中で県内の感染が比較的落ち着いていた時期には、社会経済活動の回復にウエートを置いて施策を展開してまいったところであります。

しかしながら、11月に入りまして全国的な第3波と言われる感染の波が訪れております。本県でも11月の末以降、感染が急拡大をしております。感染拡大防止に、よりウエートを置いた対策が必要な段階に移ってまいったという認識をいたしております。

このため、本来であれば県民生活への制約はできる限りかけたくないという思いでいっぱいではございますけれども、今この段階でこれ以上の感染拡大を防ぐために、昨日飲食店などへの時間短縮営業の協力要請に踏み切ったところでもあります。あわせて、飲食店などへの経済的なダメージを最小限に食い止めるために、

こうした要請に御協力いただいた店舗には協力を金をお支払いすることといたしております。

今後、県内の感染状況、そして経済の状況を見極めながら、スピード感を持って取り得る対策を総動員しまして、県民の健康、生活を守ることを第一義に、難局に立ち向かってまいり覚悟であります。

次に、令和3年度の予算編成に当たっての基本的な考え方についてお尋ねがございました。

来年度の当初予算の編成に当たりましては、まずは新型コロナウイルス感染症による影響を最小限に食い止めるために、感染拡大防止対策と社会経済活動の回復の両立に最優先で取り組んでまいります。その上で、歳出については、5つの基本政策、3つの横断的政策の枠組みは維持をしながら、地方に新しい人の流れを呼び込む取組あるいはあらゆる分野のデジタル化を推進する、こういった形で、社会の構造変化を踏まえた施策を進化させる必要があるというふうに考えております。

一方、歳入面では、新型コロナウイルス感染拡大の収束の見通しが立たない中で、来年度の県税収入などへの影響は避けられないというふうに考えております。そのため、国の有利な財源の活用、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事業の選択と集中、こういったことに取り組みまして、必要な財源の確保に努めてまいります。さらに、今後は国の今年度の第3次補正予算案あるいは令和3年度の当初予算案の動向を踏まえました上で、本県が直面をいたします行政課題の解決に向けて、国の施策を最大限に活用するように工夫を凝らしてまいります。

こうした考え方を基本としながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策をさらに強化するとともに、県勢の浮揚、県財政の持続可能性、この2つが両立をしていくように、これからの予算編成に全力を傾けてまいります。

次に、関西圏との経済連携にIR——統合型リゾートでございますが、これを含めることの必要性、意義についてお尋ねがございました。

大阪府及び大阪市が策定をいたしました大阪IR基本構想におきましては、カジノなどのエンターテインメント施設はございますけれども、これ以外にも国際会議場や展示施設などが一体となりました複合施設が整備されるという見込みであります。カジノが占める割合はかなり限定的で、全体の3%とか、そういった規模だということであります。加えまして、地方も含めた日本の魅力の発信拠点あるいは日本各地への観光の玄関口となる観光のゲートウエーの形成などを、このIRにおいては目指していくということが明記をされております。そして、このIRには、世界中から年間1,500万人の来場を見込んでおきまして、極めて大きな経済波及効果が期待されているところであります。

お話がございました関西・高知経済連携強化アドバイザー会議におきましても、大阪のIRにつきまして、1つには、今後10年、20年を見据えた場合、万博のほうは開催期間が半年間限定であります。IRについては恒久的な施設でありますから、この夢洲に隣接して整備されている万博、IRを一体的に捉えて、高知県経済の活性化につなげるべきだという御助言をいただきました。また、別の方からは、施設内で開催される国際的な展示会、フェアに世界中のバイヤーが集まることになる、そういった場を外貨を稼ぐ場として活用し、県産品の外商拡大につなげるべきではないかといった御意見もいただいているところでございます。

こうした御助言も踏まえまして、関西圏の経済活力を継続的に本県の経済の活性化につなげていくというためには、IRも含めて戦略を策定し、取組を進めていくということが効果的であるというふうに考えているところであります。

引き続き、アドバイザーの皆さんからの御意見も踏まえまして、本県への観光客の誘致あるいは県産品の外商拡大などに向けました具体的な方策を練り上げまして、実効性のある戦略を策定してまいります。

次に、関西圏との経済連携における大阪府政に対する所見についてお尋ねがございました。

私は、以前大阪府の副知事を務めておりました関係がございまして、私も知事に就任した直後に吉村大阪府知事あるいは松井大阪市長、それぞれ副知事として仕えておった関係でございますので、お二方をはじめといたします関西圏の行政機関、経済界の皆様のを訪問いたしまして、関西圏との経済連携について協力を求めるというかたがた、御挨拶に上がったところがあります。

こうした関西圏との経済連携におきます大阪府政に対する所見をというお尋ねでございましたけれども、御指摘がございましたように、大阪都構想あるいはコロナ対策、同じ地方自治体として、この動向は常に私自身注視をしております。しかしながら、大阪府と本県では行政を取り巻く様々な環境なども当然異なっておりますので、こうした議会の場で高知県の知事として、大阪府政における個々の取組について一々所見を申し上げるということは、差し控えるべきであろうというふうに考えております。

一方で、関西圏との経済連携に関しましては、3本柱として観光推進、外商拡大、万博・IR連携を戦略の柱と考えており、具体的なこの連携のための取組といたしましては、関西の中では大阪観光局でございますとか、関西経済同友会あるいは関西エアポート、こういったところとの関係の構築を図りながら、本県の経済の活性化につなげたいというふうに考えているところでございます。もちろん、こうした経済連携の強化のために、大阪府の知事や、あるいは大

阪府の幹部職員との間で直接やり取りを行うことが必要な局面が現れましたら、私自身積極的に意思疎通を図ってまいります。

これまで培ってまいりましたこうした人脈、御縁を最大限活用しまして、万博などの大規模プロジェクトが予定をされる関西圏の経済活力を、ぜひ本県に取り込んでまいりたいと考えております。

次に、阪神タイガースとの連携についてお尋ねがございました。

関西との経済連携戦略におきましては、観光推進プロジェクトの中に、スポーツを通じた交流人口の拡大を位置づけまして、プロやアマチュアスポーツのキャンプの誘致を進めるということを考えております。現在、阪神の球団には、11月に1軍を中心とした秋季キャンプ、2月に2軍の春季キャンプを行っていただいております。ぜひ継続をして実施していただきたいと考えております。また、これまでも甲子園球場で安芸市と合同の高知県フェアを開催するといった形で、球団とは良好な関係を築いてきております。

先日、引退試合を行われました藤川球児投手に、これまでの御活躍への感謝の意味を込めて、高知くろしお感動大賞を授与させていただきました。これからのさらなる御活躍を、私としても非常に期待をいたしているところでございます。今後、藤川球児さんは阪神球団のスペシャルアシスタントとして御活躍をされるというふうにお聞きしておりますので、関西と高知の橋渡し役として、高知県のPRにぜひ御協力をお願いしたいとも考えているところであります。

また、せんだって藤川さんが高知に帰省をされました折には、御自身から子供たちに夢や希望を与えられるように、例えば、野球教室、イベント、こういったものに参加をしたいという御意向も伺いましたので、野球教室、イベント

等に藤川さんに参加をいただくという形で、スポーツへの関心を高める取組を行うことを検討してまいりたいと考えております。

関西圏との経済連携を進める中で、本県の強い味方であります藤川さんの御協力をいただきながら、阪神タイガースとの連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、牧野富太郎博士の顕彰活動についてお尋ねがございました。

牧野博士は、県民の誇りであります。博士の残された植物図あるいは植物標本は、県民共有の財産として県立牧野植物園で管理しております。県では、これらの財産を生かしまして、園の新たな魅力を創出するための磨き上げを進めております。

博士の生誕160年に当たります令和4年は、博士ゆかりの地におきまして様々な記念行事が検討されております。私もその実行委員会の顧問として参加をさせていただいているところでございます。県といたしましても、牧野植物園において連携したイベントなどを開催してまいりたいと考えております。あわせまして、記念事業の開催に当たっては観光プロモーションも実施をいたしまして、牧野植物園や博士ゆかりの県内各地への観光客の誘致にも努力してまいりたいと考えております。

また、お話がございました「朝ドラに牧野富太郎を」の活動を行っている会におきましては、昨年引き続き2度目となりますNHKへの要望活動を行っておりまして、私もせんだってこの会の顧問という位置づけで同行させていただきました。実現をしませば、博士の偉業を全国に伝えられる、あわせまして関係する地元のPRの効果にもつながりまして、観光振興の上でも大きなインパクトが期待できると考えますので、県としても全面的に誘致の活動をバックアップさせていただきたいと考えております。

次に、中山間地域あるいは奥山間地域への思いと、その振興のための市町村政との連携についてお尋ねがございました。

冒頭にもお話がありました県民座談会「濱田が参りました」をはじめとします様々な機会に、中山間地域での生活に触れ、またお住まいの皆様のお話を直接伺いする機会を得てまいりました。そうした中で、例えば飲料水の確保自身に苦労されているあるいは日用品の買物も思うようにままならないといったような話、そして農作物の鳥獣被害が深刻である、後継者不足、若手の人々がない、少ないと、こういった形で多くの切実な声をお聞きいたしました。これは、東京で生活をしてきた頃の自分からすると、想像以上にこの高齢化であったり地域の過疎化の課題というのは深刻な状況だということを実感いたしております。

こうしたことから、私自身就任当初から危機感を持ちまして、中山間地域の振興に取り組んでまいりましたけれども、この1年間でこうした現状の厳しさを改めて実感いたしまして、この中山間地域への思いを強くしたところでございます。

この対策の核となります集落活動センターは、現在32市町村の61か所まで広がりを見せております。一方、運営に携わります人材の育成あるいは収入、財源の確保など、センターの継続的な運営に向けました課題の解決が求められているという現状にあると認識をしております。こうしたことから、今年度県庁におきます中山間総合対策本部会議では、集落活動センターの活動の継続、発展をテーマに議論を重ねてまいりました。

議員からもお話がございましたように、集落活動センターをはじめ中山間地域の振興に向けましては、市町村との連携・協力が不可欠であります。このため、今後とも市町村と歩調を合

わせまして、地域の現状やニーズを把握しながら、例えば飲料水や移動手段の確保、鳥獣被害対策などにもしっかりと取り組みたいと考えております。また、集落活動センターの取組が来年度10年目の節目を迎えます。私自身もさらに多くの機会を捉えて地域にお伺いをしまして、中山間総合対策本部会議での議論も踏まえ、市町村と共に地域が抱える課題に向き合ってまいりたいと考えております。

今後とも、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けてさらに前進をしてみたいと考えております。

最後に、ふるさと納税制度に対する認識についてお尋ねがございました。

ふるさと納税制度は、もともとは納税者が税制を通じまして、ふるさとへ貢献できる仕組みができないかという思いの下に導入をされたというふうに考えております。この制度による寄附金は、地域における子育ての支援、防災対策、観光振興など、地域の活性化に資する事業に活用されておりまして、この仕組みそのものは有意義な取組であるというふうに考えております。加えて、寄附のお礼として始まった返礼品につきましても、地元の農産物や海産物などを加工して提供されるという形で、地域の雇用の場の創出あるいは産業振興にもつながっていると、そういう効果を持っているというふうに考えています。

そのような中でありますが、近年この返礼品の提供が過度に及んでいるということが問題となりまして、令和元年4月には地方税法が改正をされたわけでございます。この法改正によりまして、返礼割合の3割の基準ですとか地場産品の基準、こういったものが法に明記をされ、この基準を遵守していなかった奈半利町は、残念ながら指定を取り消されることになったことは御指摘のとおりでございます。

各自治体におかれましては、見直しされた制度の下で、ふるさと納税の本来の趣旨であります地域の魅力を発信することで寄附につながるということが、今一番求められているというふうに考えております。

このふるさと納税制度におきまして、納税者は寄附を通じて地方行政への関心と参加意識を高めていく、一方で自治体は納税者の志に応えられる施策の向上を図っていく、こうしたことを通じて地域に活力をもたらす、そういう制度として、良識ある運用によって制度が維持をされていくべきではないかというふうに考えております。

私からは以上であります。

(総務部長井上浩之君登壇)

○総務部長(井上浩之君) まず、ふるさと納税制度に対する県や国のチェック体制についてお尋ねがありました。

まず、国においては、毎年6月頃に全ての自治体の前年度の運用状況を把握し、検証するための調査を実施しております。この調査では、年間の寄附総額に対する返礼品の調達費用が3割以下、調達費用と送料などを含む募集経費全体が5割以下であること、そして寄附額上位10品目について地場産品であることなどが確認をされておりまして、毎年8月に公表されております。あわせて、今年度からは8月のふるさと納税の指定団体の申出の際に、提供予定の全ての返礼品の地場産品基準を確認するなど、チェック体制の強化も図られております。

また、こうした国の調査は県を経由して行われておりますので、県では調査を通じた運用上の課題について、個別に市町村にヒアリングも行い、解決に向けた助言も行っております。あわせて、市町村を直接訪問し、実地調査や意見交換なども随時行っているところであります。

今後も、ふるさと納税の適正な運用に向けま

して、実地調査などを通じて各市町村の返礼品等の内容を十分確認するとともに、市町村に対しましてはきめ細かなアドバイス、そしてサポートをしてまいりたいと考えております。

次に、県のデジタル行政推進体制についてお尋ねがありました。

本県におけるデジタル化の推進につきましては、行政サービスデジタル化推進計画に沿った取組を進めているところであります。また、このコロナ禍を契機とした社会経済構造の変化に対応する必要がございますので、本年度中にこの計画をさらにバージョンアップすることといたしております。

バージョンアップに当たりましては、5つの基本政策や3つの横断的政策に関連する各計画の中に、例えば産業振興計画における強化のポイントでありますデジタル技術と地場産業の融合のように、デジタル化の取組を柱として位置づけまして、あらゆる分野でのデジタルシフトを加速化していくこととしております。さらに、その柱をデジタル化推進計画にも盛り込み、来年度からは部局長で構成するデジタル化推進に関する本部会議において、KPIの達成に向け、しっかりとPDCAサイクルを回してまいりたいと考えております。

このバージョンアップするデジタル化推進計画を強力に推進していくための来年度の県の組織や体制につきましては、まずは行政のデジタルシフトを強力に推進する体制が必要であること、また県の各種計画における各分野のデジタル化の取組につきましては、既にそれぞれの部署で体制を組み強力に展開されていること、このため、国のようにデジタル化関連予算の一元化といったことまでは視野に入れていないと。こういう視点も踏まえまして、検討を急いでまいりたいと考えております。

最後に、本県におけるデジタル人材の確保に

ついてお尋ねがありました。

県では、これまでも情報システムの調達や県庁ネットワークのセキュリティー対策の強化といった課題に対応するため、専門性を有する任期付職員を外部から採用するなど、デジタル人材の確保に努めてまいりました。また、人材育成の面でも、職員に対するRPAの作成や情報技術に関する研修を実施するとともに、本年度からは新たに地方公共団体の情報化推進に関する支援事業を行っております、地方公共団体情報システム機構に若手の職員を派遣するなど、デジタル人材の育成にも努めているところであります。

一方で、今後あらゆる分野でデジタルシフトに向けた取組が加速していく中、県としてデジタル分野における、より高度な知識やスキルを有する人材を確保する必要性が一層高まるものと考えております。このため、こうしたスキルを持った即戦力となる職員の採用について、社会人経験者採用などの仕組みを活用しながら、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、デジタルシフトの時代の職員には、データを基に政策を立案する創造力や、それを県民の皆様に分かりやすく伝えるコミュニケーション力などがさらに求められてくるものと考えておりますので、職員研修の内容の見直しあるいは充実についても図ってまいりたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、解雇や雇い止め人数と非正規労働者など厳しい雇用環境にある方への支援についてお尋ねがございました。

本県においては、これまでに新型コロナウイルス感染症による経済影響対策として、3つの局面に応じた様々な取組を行ってまいりました。

第1の局面である事業の継続と雇用の維持においては、全国に先駆けた県独自の実質無利子の融資や給付金を創設するなどの対策を実施してきたところです。こうした経済影響対策に加え、労働局と連携し、雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金など、新型コロナウイルス感染症に起因する国の様々な支援制度についても、広く県民や企業の方々に周知し、その活用を呼びかけてまいりました。

こうした一連の取組の結果、厚生労働省が発表している解雇や雇い止めの数は、12月4日現在、全国で7万5,000人を超える中、本県のみが2桁台の69名にとどまっており、全国で解雇等の数が最も少ない状況となっているところです。

しかしながら、誠に残念なことに、先月末以来新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、昨日県内全域の飲食店等を対象とした15日間の営業時間短縮の協力要請がなされたところです。まずは、御協力いただく皆様の事業の継続と雇用の維持に向け、協力金の早期の給付に努めてまいります。あわせて、県内の雇用失業情勢について注視し、足らざる施策がある場合には強化をしてまいりますし、必要に応じて国への政策提言も行ってまいります。

次に、本県企業の倒産件数並びに小規模商店等零細事業者の現状と今後の支援策についてお尋ねがございました。

まず、県内の新型コロナウイルス感染症関連の倒産件数は、民間信用調査会社2社の調査では1件または2件となっており、他県に比べ極めて少ない状況にあります。

しかしながら、現状は、各商工会や商工会議所、高知県事業引継ぎ支援センター等への相談状況などからしても厳しい経営環境にあり、また休廃業を検討されている事業者が増加傾向にあると考えております。地域の小規模事業者の皆様引き続き事業を行っていただくことは、

地域のにぎわいや活力の維持、さらには今後のスムーズな景気回復につながるものと考えています。このため県においては、これまでもまず事業の継続、そしてウイズコロナ、アフターコロナの経営環境に対応していただくための支援を行ってきたところです。

今後は、まずは営業時間短縮の協力要請を受けた協力金の迅速な給付に努めてまいります。あわせて、県内の経済状況や事業者のニーズを引き続きしっかりと把握しながら、事業の継続、そして新たな経営環境への適応に向けた事業承継も含めた必要な対策の強化を図ってまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で働く医療従事者の方々が、安心して働き続けられるための支援についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の対応に直接当たっておられる方はもちろん、そうでない方も含めて、医療に携わっていらっしゃる従事者の皆さんは、御自身が不安な中でも、患者さんの不安を和らげながら日々懸命に対応してくださっています。そうした方々に対し、これまで県では、慰労金の給付や、特別勤務手当を支給する医療機関に対する支援などを行い、その処遇改善に努めてまいりました。

また、従事者の方の感染リスクを低減させるため、院内等での感染防止対策に要する費用を補助する支援金の支払いや、マスクをはじめとする感染防護具の支給などを通じて、医療機関等での感染防止対策の支援も行ってまいりました。そして、電話相談窓口を設置し、感染症対策に携わる医療従事者等への心ない誹謗中傷などによって傷ついた際の心のケアを図り、安心して働き続けられる環境づくりにも取り組んできたところです。

本県において新型コロナウイルス感染症が急速に拡大している中、引き続き医療従事者の皆様方がこの感染症に安心して立ち向かい、働いていくことができるよう、今後の国の支援策に関する動向も見据えながら、必要な対策をしっかりと講じてまいります。

次に、本県の骨髄ドナー登録事業の現状と課題についてお尋ねがありました。

県では、骨髄提供者の入院等に要する経済的負担を軽減するため、平成29年度に制度を設けて、市町村と連携して一定額を助成しています。本年度は、5つの市町が新たに制度化し、現在は計16市町で実施されています。引き続き、支援制度のない市町村に対して、より一層精力的に制度創設を御検討いただくよう働きかけ、全県で実施されるよう取り組んでまいります。

また、骨髄移植に関する普及啓発として、毎年10月の骨髄移植推進月間における各種イベントの開催のほか、各地の献血会場などで骨髄バンク制度に関するリーフレットを配布するとともに、高知県骨髄バンク推進協議会などの関係団体に御協力いただいて、骨髄ドナー登録会を開催しています。

ただ、お話にありましたように、仕事の都合や周囲の理解が得られないなど、実際に骨髄移植までつながらないといった課題もあると認識しておりますので、関係部局とも連携し、事業者の皆様へのさらなる啓発の強化などについて検討してまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○**農業振興部長(西岡幸生君)** 高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに対する県の取組についてお尋ねがございました。

本交付金が創設された4月以降、県では、いち早く推進体制の構築を図るとともに、一人でも多くの農業者が事業を活用できるよう、関係機関や農業者に対する説明会の開催や申請書の

作成に係る助言・指導、国との調整などに積極的に取り組んでまいりました。特に、5月の運用改善では、本県において新型コロナウイルス感染症の影響の大きい施設メロンやシシトウなどについて、国と協議し交付単価の引上げを実現してきたところです。

こうした中、突然行われました10月の運用見直しでは、支援対象を新型コロナウイルス感染症の影響で減収した品目に限定することや、交付金の上限を減収額の範囲内とすることとなり、また減収額を確認するために追加書類の提出が必要となるなど、農業者をはじめ、申請窓口である地域農業再生協議会でも大変な混乱が見られたところです。

このような状況の中、県では、直ちに関係機関への説明会を開催するとともに、地域農業再生協議会が開催する農業者への説明会にも参加し、農業者の疑問への対応や不安の払拭に取り組んでまいりました。さらに、交付金を見込んで機械や資材を購入した農業者に対して追加された支援措置については、どのようなものが対象となるのかといった農業者からの相次ぐ質問に対し、国への確認や県独自の回答集を作成するなど、直接農業者と接する地域農業再生協議会に寄り添った対応を行うことで、申請作業が円滑に進むよう支援しているところです。

現在、12月25日の申請期限に向けまして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農業者が漏れることなく支援を受けられますよう、関係機関と協力し、引き続き取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○**教育長(伊藤博明君)** 県立日高特別支援学校寄宿舎の老朽化対策の現状についてお尋ねがございました。

特別支援学校の校区は市町村を越えた広域になりますことから、自宅からの通学が困難な児

児童生徒のために寄宿舎を設置しております。日高特別支援学校の寄宿舎は、南棟、北棟、西棟の3棟があります。3棟のうち西棟は築16年程度ですが、南棟、北棟の2棟は築50年程度となっており、洋式トイレが少ないことやベッド対応の部屋がないといった設計の古さに加えまして、修繕箇所の増加が課題となっております。また、南棟の1階につきましては、日当たりの状況や風通しが悪い床下の構造から湿気が高く、その対策として、職員がエアコンを使った除湿をしたり、定期的に畳を上げること、畳などにアルコール噴霧を行うなどして、衛生環境の維持に努めております。

県立の学校施設の大規模な老朽化対策としましては、平成29年度に策定しました県立学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化改修等を進めていくこととしております。この計画では、校舎や寄宿舎等施設の目標使用年数を80年としまして、その半分に当たる築40年頃に構造躯体の改善等の長寿命化改修を実施し、さらにその20年後に大規模改修を実施する予防保全的な整備を行うことにより、施設を築80年まで使用することとしております。

計画の進め方としましては、計画策定時点において、築40年を超える施設を有する学校につきまして、建築年数、施設の劣化状況等を考慮して順次基本設計を行い、この基本設計の中で学校全体の施設の利用方法なども検討した上で、改修等に向けた調査や実施設計を進めていくことを考えております。日高特別支援学校の寄宿舎につきましては、生活様式の変容や子供の利便性なども踏まえて、対策を行ってまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、自然史標本の現状と課題について、また自然史標本などの管理に取り組む県の支援についてお尋

ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

議員のお話にありましてとおり、地球環境の変遷を把握し、保全を図る上で、自然史標本は大変重要な資料となります。県といたしましても、県内の動植物についての継続的な情報収集やデータの管理のほか、標本を適切に保管していくことが重要であると考えております。

県内では、自然史標本を体系的に収集、管理する体制は整っておらず、県立の施設や市町村の博物館、民間の収集家などが各分野で収集した標本を、それぞれ保管しているのが現状でございます。特に、民間で収集されている標本は、収集家の高齢化等により散逸の懸念があると認識してございます。そこで、まずは散逸が危惧される標本の種類や量、各施設の保管状況、収容の余力などについて情報共有を行うなど、専門家を交えながら関係者で協議を始めたところでございます。

今後は、関係機関で連携し、課題となっている貴重な資料の適切な保管と管理の体制づくりに向けて、具体的な協議を進めてまいります。この協議を進め、当面の体制を整えながら、標本の活用の在り方につきましては中長期的な課題として、関係者の意見を集約していきたいと考えております。あわせて、県内で自然史に興味を持ち、標本を収集、整理し、活用できる人材の育成と、そうした人材が継続して活動できる仕組みの構築についても検討してまいります。

次に、検討状況を含め仁淀川清流保全条例の制定についてお尋ねがございました。

仁淀川の日本一の水質や豊かな自然環境は、流域の皆様の暮らしに大きな恩恵をもたらすとともに、仁淀ブルーに魅せられた多くの方たちが全国から訪れる観光資源として、地域振興にも貢献しております。

県では、清流仁淀川を守り後世に引き継いで

いくために、高知県清流保全条例に基づく計画として策定した仁淀川清流保全計画を令和2年3月に改定しております。この改定に当たりましては、流域の皆様や関係団体等と協議し、流域全体あるいは地域ごとの課題や、今後必要な取組について対話を重ねてまいりました。その協議を進める中におきましては、新たな個別の条例制定の必要性までは見いだせなかったところでございます。このため、引き続きこの清流保全条例と仁淀川清流保全計画の枠組みの中で、取組を進めてまいりたいと考えております。

今後も、流域の皆様、流域市町村及び関係団体との連携を一層深め、仁淀川を地域の宝として未来に引き継げるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る流域住民の不安解消の取組及び地域振興策についてお尋ねがございました。

新たな処分場の整備に際しては、住民の皆様のお不安を解消するとともに、より暮らしやすくなったと思っただけのようにしていくことが大事だと考えております。この考えを基本にして、先般佐川町との連携会議において、新処分場建設に伴う地域振興策などを盛り込んだ協定書の案の取りまとめをさせていただきました。その内容について具体的に申し上げますと、住民の方々の不安解消のための取組としては、長竹川の増水対策や上水道の整備などを進めてまいります。また、国道33号の交通安全対策について、沿線自治体とも連携し国への要望活動を行ってまいります。

地域振興策としましては、県道岩目地西佐川停車場線の整備や急傾斜地の崩壊対策のほか、公民館や道の駅の整備など、住民の方々の御意向を踏まえた各種の事業を盛り込んでおります。

このうち、県が実施主体となる事業につきましては、佐川町はもとより、周辺自治体や国とも連携しながら精力的に進めてまいります。また、佐川町が主体となる事業につきましても、地域のコンセンサスを得ながら事業が円滑に進んでいくように、佐川町の取組をサポートしていきたいと考えております。

あわせて、地域振興策などの実施段階におきましても、引き続き町との連携会議の場で進捗状況や課題を確認しながら、連携して取り組んでまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 国道33号の整備促進についてお尋ねがございました。

国道33号は、高知市と松山市を結ぶ主要幹線道路であり、地域の経済活動を支える産業振興の道、また日々の安全・安心な暮らしを守る生活の道、さらに南海トラフ地震などの大規模災害時の物資輸送を担う命の道として、大変重要な路線です。

本年1月に開通した橋中津トンネルに続き、来年秋頃には高知西バイパスの全線開通、令和4年度には越知道路2工区のバイパス区間の開通が予定されております。また、いのから越知の区間では、今年度から事業化に向けた計画段階評価が進められているところです。このように、国道33号では道路の整備が着実に進められております。

一方で、豪雨による路面冠水や朝夕の交通混雑、連続する線形不良、さらには越知町横倉から県境までの区間が大雨による事前通行規制区間に指定されているなど、安全・安心な通行を確保する上でまだまだ多くの課題を抱えております。

県といたしましても、地域の皆様に安心して道路を利用いただけるよう、国道33号のさらなる整備促進に向け、沿線自治体の皆様と一

体となって引き続き国への働きかけを行うなど、全力で取り組んでまいります。

○29番（大野辰哉君） 知事はじめ執行部の皆様からそれぞれ御丁寧な答弁をいただき、本当にありがとうございました。

新型コロナウイルスが急速に拡大しております。そうした状況でもありますので、飲食店などへの営業時間短縮の協力要請と併せての協力の支給については、これ以上の感染拡大を防ぐ意味でもやむを得ない、苦渋の決断ではなかったかと思えます。今後、国の動向も注視しながら、県内の対象事業者に対して、制度の周知の徹底を行っていただきますよう要請をさせていただきたいと思えます。新型コロナウイルスによる厳しい状況はまだ続きます。これからも県民の命と健康、生活を守るための有効的な施策を、より有効的なタイミングで行っていただきますよう、併せて要請をさせていただきたいと思えます。

すみません。1点だけ、コロナ対策にも通じるものと思えますけれども、国への政策提言について知事に再質問をさせていただきたいと思えます。

今日の1問目で、ふるさと納税に関する質問もさせていただきました。私はこの事件は、この間の地方創生事業などとともに、国が地方の自治体を競わせるような政策によって起こったというよりも、起こらされた事件だと思っています。というのも私が勤めていたような小規模な自治体、役場では、限られた職員数で、さらには高齢化などによって福祉などのセクションにも多くの人員が割かれる構造となっております。一人何役もの業務を受け持ちながらも、国の制度改正や政策の変更などにも対応しながら日々業務を行っています。

そうした中でふるさと納税は、公務職場でありながら職員に民間のバイヤーのような役目

も求められ、人員などに余裕がある自治体とそうでない自治体、結果を残せる職員とそうでない職員、また地域内でも、もうけられる人とそうでない人など、現場ではどうしようもない格差が生まれてしまいます。

私は、公務員、行政の役目は、どこに住んでいようが、誰もがその地域で安心して暮らせる土台をつくる、社会のセーフティーネットを張ることだと思って、この間仕事もさせてもらってまいりました。そうしたことから、地方創生やふるさと納税といった国が上から目線のような形で地方に財源を競わせ、地方や弱者を苦しめ、切捨てにつながっていくような政策ではなくて、例えば思い切って市町村への財源移譲を行うなど、使途を市町村の裁量に委ねた使い勝手のよい新たな交付金制度の創設とか、そうした施策の提案など、厳しい地方の現場に寄り添った、地方目線から国への政策提言もしていただければありがたいと思っております。

そういうことで、知事に一言お願いしたいと思えます。

○知事（濱田省司君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

大野議員から御指摘がございましたように、特に本県の中山間地域の高齢化、また人口減少が進んでおる自治体で、比較的スタッフの規模も限られているという自治体におかれましては、地方創生あるいはふるさと納税という形で、国からの様々な地域活性化の取組に、ある意味追い立てられるような感覚をお持ちになっているという方も少なくないということは、私自身も想像に難くないところでございます。

ただ、言わば現状を嘆いて、あるいは国からの支援を一方向的に待っているというだけでは、やはり道は開けないということだと思います。天は自ら助くる者を助くという言葉がございませうように、やはり地域の資源もしっかり見詰め

直して、強みを生かして打って出ていくということ自身は大事なことだと思いますし、そうした過程の中で地域同士がある意味競い合い、あるいは切磋琢磨をしていくと、このこと自身は必ずしも否定はされるべきではないと思います。

ただ、このお話にありましたように、例えば本県の人口数千人、あるいはそれに行かない町村と、横浜市のような300万人を超えるような市が同じ市町村とはいえ、同じスタートラインに立って競えと言われても、それは無理でしょうということ、私もそのとおりだと思っております。そうしたスタートラインを同じスタートラインの数字にそろえていくというところは、国がしっかり目配りをしていくべき部分だと思っております。そうした観点に立ちまして、地方創生に関わる施策あるいは地方税財源の充実に関わる施策などに関しまして、引き続き国に対してしっかり政策提言をしまいたいと考えております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。ぜひこれからも地方目線で国のほうに政策提言をお願いしたいと思います。

今日は、優先順位を主なテーマとして新型コロナウイルス対策をはじめ中山間、施設整備など、様々な事柄について質問をさせていただきました。今後、相当厳しくなるであろう限りある財源の中で、何を優先に施策を行っていくのか、その取捨選択、バランス感覚がこれまで以上に問われることとなると思います。

金額や箇所数、得点など数字を上げることも大切な成果ではありますが、濱田県政には医療や保健・福祉といった数字では表しにくい、県民の安全や安心につながる分野に対しても、しっかりフォーカスを当てていただき、優しくて温かな県政運営に期待をしたいと思います。私も微力ではありますが、共に汗をかかせていただきたいと思いますので、今後ともどうかよ

ろしくお願いいたします。

以上で、私の一切の質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩



午後3時40分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） 私は日本共産党を代表して、以下質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

9月16日、安倍政権を官房長官として支え続けた菅氏が首班とする政権が発足しました。それから僅かの際に、日本の法治主義に挑戦し、国政の最高機関である国会を空洞化させる重大事案が立て続けに発生しています。1つは、日本の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議が新会員候補として105人を推薦したのに対して、その任期開始の直前に菅首相が6人の任命を拒否した問題です。

日本学術会議は、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させるという目的を持つため、独立して職務を行うとされる国の特別の機関です。科学者の立場から政府に勧告する権限も持っています。この独立性は、滝川事件や天皇機関説事件をはじめ、戦前の政府が大学人事へも介入し、意に沿わない見解を持つ学者を追放するなど、科学者の組織が独立性を奪われ、軍事研究、戦争に総動員

されたという痛苦の反省に立ち、憲法第23条学問の自由を規定したことが所縁となっているのです。科学への政治の介入という誤りを決して繰り返してはなりません。

学問の自由の意義について、政治と科学との関係についての認識を知事に伺います。

そもそも任命拒否は日本学術会議法、そして同法を制定した立法府、国会の審議に照らしても許されるものではありません。首相の任命は形式的任命にすぎない。会議からの推薦を拒否しないことは、1983年の同法改定時の中曽根康弘元首相らの国会答弁で明確にされています。この法解釈は内閣法制局と十分に詰めたものと当時政府が明言しています。2004年にも総務省が内閣法制局に提出した法案審議資料の中に、首相が任命を拒否することは想定されていないと説明されています。ところが、首相らは、必ず推薦のとおり任命しなければならないわけではない、内閣法制局の了解を得た一貫した考えだと強弁していますが、内閣法制局の了解を得たのは僅か2年前、2018年11月15日です。

国会答弁で明確に示し、確定された法解釈を、国民にも学術会議にも隠れて内閣の一存で勝手に変える、まさにクーデター的な法解釈の改ざんです。こんなことが許されたら、国会審議の意味はなくなり、法治国家は崩壊します。知事の見解をお聞きします。

菅総理は、憲法第15条第1項「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」を持ち出して、任命しないことはあり得ると強弁しています。しかし、憲法第15条第1項は公務員の最終的な選定罷免権が主権者である国民にあることを規定したものであり、それをいかに具体化するかは、国民を代表するこの国会で個別の法律で定められています。

日本学術会議の会員の選定罷免権は日本学術会議法で定められており、その法律に反した任

命拒否こそ憲法第15条違反ではないか、個別法を無視して行政の長が広く人事権を濫用することは民主主義を掘り崩すものではないか、知事にお聞きいたします。

第2は、桜を見る会前夜祭に関して、安倍前首相及び当時官房長官だった菅首相が、虚偽の答弁を1年にわたり繰り返してきた問題です。都内の高級ホテルを会場にした桜前夜祭が格安の1人5,000円で開催されたことについて、安倍氏側が差額を補填したのではないかとの疑惑が国政を揺るがしてきました。安倍前首相は一貫して否定し続けてきましたが、この11月、費用の一定額を補填していたと安倍氏の周辺が認め、国会答弁を根底から覆すこととなりました。報道によれば、補填していた額は2015年から2019年で916万円等と報じられています。ホテルが発行した明細書や領収書の存在も明らかになりました。明細書はないなどと強弁してきた安倍氏のうそは、いよいよ動かせません。

ところが、菅首相は、安倍事務所のことであり私の立場では答えられないとか、検察の捜査中を口実に答弁を差し控えると言うばかりです。安倍氏が虚偽答弁をしていた可能性についても答えません。菅氏が官房長官として、安倍氏の主張に沿った国会答弁をしていたことの責任を問われると、安倍氏に確認していたと居直りました。事実をきちんと確認せず、安倍氏のうそ答弁をおうむ返しにして、真相隠蔽に加担してきた責任は重大です。

2月17日の衆議院予算委員会で安倍前首相は野党議員の質問に対し、首相としてホテル側から聞いたことを述べている、信用できないなら予算委は成立しないと強弁しています。翌18日衆議院予算委員会で菅首相は官房長官として、国会の発言は極めて重く、議事録にも残るわけだから、私は首相が答弁したとおりに思うと答弁しています。地元紙の社説は、菅義偉首相

は当時の官房長官であり関連する答弁も行ってきた、国会審議がないがしろにされたという疑念に今後どう向き合うのか、首相の姿勢が問われる、明確に否定してきた答弁がこんな調子では議論は成り立たない、国会軽視も甚だしい状況だと厳しく指摘していますが、まさにそのとおりです。

現職の首相が1年にわたって国会を欺き続けたことは、国会審議の前提を崩すものであり、民主主義を根幹から揺るがす重大事態だと思いますが、知事の認識をお聞きいたします。

次に、デジタル化についてお聞きいたします。

菅首相は9月16日の首相就任の会見で、デジタル庁の新設を目指すことを強調しました。デジタル化は国民生活を支える形で進めば利便性は高まります。暮らしに役立つIT技術の活用は国民合意の上で進めるべきものですが、政府は自治体の新たな再編方向を示した自治体戦略2040構想を基にマイナンバーカードを押しつけ、自治体業務システムの一元化を進めようとしています。職員を半減し、行政サービス民営化、業務集約化で、自治体の仕組みを抜本的に変質させることが目的です。

地方自治、行政を専門とする白藤博行専修大学教授は、このデジタル化が徹底されれば自治体行政は国のデジタルネットワークの端末となり下がってしまいます、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める情報システムの標準化は、個別の自治体が住民のために築いてきた独自の行政サービスを破壊し、団体自治を破壊するおそれがあると警告を鳴らしています。

実際、富山県上市町議会では、議会から、3人目の子供の国保税均等割の免除、65歳以上の重度障害者の医療費窓口負担の償還払いを現物給付へと提案したのに対し、町長が、国が導入を進める自治体クラウドを採用しているため町

独自のシステムのカスタマイズはできないとしています。その土台には、総務省が自治体に通知した、地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針にあります。財政誘導を含めて強制的に自治体行政の中身を標準化させることは地方自治の否定です。

デジタル化の推進、標準化が地方自治を否定する危険性をどう認識し、対応していくおつもりなのか、知事にお聞きします。

デジタル化の中心施策として掲げられているのが、個人情報漏えいへの不安から普及が進まないマイナンバーカードの活用です。政府は、来年から健康保険証とマイナンバーをひもづけし、2年半後にはほぼ国民全員に行き渡らせたいと表明しています。今後、銀行口座や運転免許証とのひもづけ、児童生徒の健診情報、学習履歴の蓄積まで検討されています。まさに個人の生涯を丸ごと記録した膨大な情報を政府が握ることになります。

日本は、個人情報保護の仕組みが欧州に比べて脆弱であり、また情報漏えいの事故も後を絶ちません。先般、ドコモ口座などの電子決済サービスを通じて銀行預金が不正に引き出される事件が発覚しました。NTTドコモ側も銀行や電子決済サービス事業者側も、顧客のお金を守るという最低限の安全対策すらできていないことが露呈しました。不正出金があったドコモ口座を提供するNTTドコモの丸山誠治副社長は、提供範囲を広げるため認証などを簡易な手段にしていたと述べています。

麻生財務大臣は、マイナンバーカードについて安全性を取ろうとすると利便性が下がる、利便性が下がると国民は使わないと、安全性と利便性が相反するものであると率直に指摘しています。

民間信用調査会社の東京商工リサーチによる

と、2019年に個人情報の漏えい・紛失事故を公表した上場企業とその子会社は66社、事故件数では86件、漏えいした個人情報は903万1,734人分になります。2012年から2019年の累計では上場企業数の約1割に当たる372社で、漏えい、紛失した個人情報は累計で8,889万人分と、日本の人口の約7割分に相当する膨大な被害が発生しています。デジタル化は個人の尊厳やプライバシーを侵さない仕組みやルールをはっきりさせることが大前提です。

個人情報が民間企業等に不用意に流れないように、そして個人情報を自己コントロールできるようにすることが不可欠でありながら、現状はそうっていないと思うが、知事にお聞きいたします。

そもそも日本でデジタル化がなぜ遅れているのかという点を直視すべきです。国民の中には個人データのデジタル化に大きな不安があります。2020年版の総務省の情報通信白書では、サービスやアプリケーションの利用に当たって、パーソナルデータを提供することへの不安が、とても不安、やや不安を合わせると8割となり、米国、ドイツ、中国と比べても一番高くなっています。森友学園、加計学園、桜を見る会など、情報の改ざん、隠蔽、虚偽答弁を行う政府に対して、こんな政府に自分の大事な個人情報を預けて大丈夫かと不信感が蔓延しているからではないでしょうか。

知事は、マイナンバーカードの普及が進まない根本要因をどう捉えているのか。

県は、国民がマイナンバーカード取得に拒否感を持っている現状を無視し、職員に対し、家族分まで含めてマイナンバーカードの取得状況を報告させています。事実上のカード作成を強要する取組はパワハラもどきと言えます。直ちにやめるべきだと考えますが、知事にお聞きします。

財界は、デジタル化によるビジネス推進の一つとして、医療分野ではマイナポータルに蓄積される医療データ、事業主健診データのデータ化を、民間PHRを通じて活用できる仕組みを早急に整備するよう政府に求めています。一例として挙げている中国の健康スコアは、個人の病歴や生活習慣を100点満点で評価するシステムです。健康の自己責任論を強めて医療費を抑制する、民間保険の市場を拡大する意図が透けています。

このように中国に倣って、政府も公的PHRの情報を民間PHR事業者に利活用させる仕組みを検討中です。民間企業が膨大な個人情報を収集して利益のために使えば、深刻な差別や排除を引き起こすおそれがあります。

もともと経団連が税と社会保障に共通する番号制度の導入を求めたのは、社会保障給付を縮小して企業の負担を減らすためでした。個人ごとの給付と負担の情報を総合的に把握し、社会保障個人会計を導入することを提唱してきました。社会保障の各制度から同じような趣旨で行われている給付を合理化する、個人ごとに給付と負担を把握して、運営上こうした重複給付をチェックし、効率的な給付を行う、社会保障受給額、特に年金給付のうち本人以外が負担した社会保険料相当分と相続財産との間で調整を行う仕組みも検討すべきである。そういう中身で、必要に応じて給付するという社会保障の原理を否定し、負担と給付の等価交換という市場原理に置き換える狙いです。

マイナンバー制度を、社会保障全体を自助の制度に変質させる財界提唱の社会保障個人会計に結びつける動きには、きっぱりと反対すべきと思いますが、知事にお聞きいたします。

次に、新型コロナに関してお聞きいたします。新型コロナウイルス感染症第3波に対して、勝負の3週間だといって臨んだ菅政権の対応は

無為無策と言われていています。多くの専門家が感染拡大のきっかけとなったとしているGo To事業に固執し、かえって感染の危機的拡大を招きました。ついに、政府分科会の尾身会長もこの11日、Go To Travelの一時停止を明確に求め、同時に首相が駄目ならとばかりに各県知事に対して、リーダーシップを発揮して先手を打てと檄を飛ばしました。それから3日後、昨日14日午後6時半過ぎ、菅首相は各種世論調査での内閣支持率急下降の下、28日から来年1月11日まで、全国一斉の停止を発表するに至りました。

昨日確定した質問定稿の先手を打つての尾身会長の言に応え、知事は停止をとの問いは控えまして、以下お聞きいたします。

停止後の支援策は直接支援策とし、観光・飲食業など地域別、産業別の規模の大きい給付制度に転換することを政府に求めるべきだと思いますが、知事にお聞きいたします。

新型コロナは無症状のスプレッダーを検査で発見し、隔離、保護することなくして感染拡大を防止することは不可能です。そのためには、医療機関、高齢者施設への社会的検査の実施、感染急増地の大規模・地域集中的検査の実施、保健所の追跡体制の抜本増強が必要です。政府も遅まきながら医療機関や高齢者施設などへの社会的検査、繁華街などの大規模・地域集中的検査に言及せざるを得なくなってきましたが、費用の半分は自治体持ちで、しかも事後交付と及び腰です。

社会的検査、そして大規模・地域集中的検査の地方負担分は事後ではなく直ちに国庫から交付することと併せ、全額国庫負担へと転換させることが必要だと思うが、知事にお聞きいたします。

また、県内では、まずコロナ対応医療機関の全職員などから順次開始するなど社会的検査に踏み出すべきと思いますが、知事にお聞きいた

します。

コロナ禍による医療機関への経営悪化が深刻な問題となっています。総額約3兆円となる緊急包括支援交付金医療分のうち、医療現場に届いた額は10月末時点でも全体の2割に満たない計5,200億円にとどまっていることが厚労省の資料で明らかになりました。

高知県の支給状況並びに医療機関に速やかに届ける手だてをどう図るか、健康政策部長にお聞きいたします。

大阪府、北海道など全国各地で診療や入院の制限が始まっています。感染症対応の病床整備に、看護師などスタッフの体制整備が追いつかず、医療崩壊が始まっています。コロナ禍で、看護師の燃え尽き症候群や離職も大きな問題となりつつあります。その一方で、最前線で医療を支える看護師らの処遇は、改善するどころか悪化しています。

日本医療労働組合連合会調査によると、医療機関の4割超が看護師らの年末ボーナスを昨冬より引き下げています。平均減収額は4万3,000円強。同組合は、責任感や使命感で働いている医療・介護従事者はこれ以上もたない状況が差し迫っていると訴えています。コロナを直接扱わない医療機関も、一般入院患者の転移先、治療先として地域医療のネットワークを維持する役割を果たしています。

資金繰り対策として行われた診療報酬の概算前払いなど、全ての医療機関への減収補填を実施し、医療従事者の処遇改善、体制強化への直接的な支援として行うべきだと思いますが、知事にお聞きいたします。

コロナ禍で、飲食、観光など特に中小零細業者の苦境は深刻であり、直接支援を拡充することが求められています。ところが、政府の財政制度等審議会が11月25日に財務大臣に提出した来年度予算編成や今後の財政運営に向けた建議

は、国民の暮らしと営業の実態を無視した極めて冷酷な内容となっています。建議は、財政支出を増やせば持続的な成長が起きるといった単純な話ではないと述べ、業績が悪化した中小企業支援の長期化はモラルハザード、新陳代謝を阻害するとして、持続化給付金、家賃支援給付金は終わりにすることを求めています。

政府が示した総額73兆円の追加経済対策を見ても、PCR検査の全額国費の枠組みはなし、医療機関への減収補填もなし、持続化給付金など事業者への直接支援は終了、雇用調整助成金の特例措置は2月末までで縮小の方向まで示されました。一方、感染対策に逆行するGo Toだけは6月末まで延長し、予備費3,700億円で実施するコロナ対策のうち、3,000億円はGo To関連でした。検査、医療や暮らし、営業支援の予算は僅かなものにすぎず、緊急事態への対応策がすっぱり欠落しています。

本県の12月補正予算も、年が越せないという県民の悲鳴に応えた直接的な支援を追加する中身は、昨日の時短要請による協力金以外は見られません。県民が直面している暮らしと経営の窮状に対する危機感が欠落していると指摘せざるを得ません。

持続化給付金のように業績が悪化した中小企業支援を続けることはモラルハザードをもたらすとの主張に、断固抗議すべきと考えるが、知事にお聞きいたします。そして、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などの継続を国に求め、中小事業者、中小企業への県独自の支援策を強化すべきと考えるものですが、併せてお聞きします。

最後に、総合支援資金の拡充についてです。融資を受けた方は、一息つけたと喜びを語りながらも、コロナ禍が長引く中で年を越せない、持ちこたえられないとの深刻な苦境を訴えています。自立・生活保障に向けてさらなる支援が

求められます。

必要な世帯には6か月を超えても可能とすべきと思いますが、知事にお聞きいたします。

次に、国保料統一についてお聞きいたします。

第2期高知県国民健康保険運営方針案は、将来的に県内国保の保険料水準を統一することを目指した議論を行っていくことが示されています。そこで、国保について基本認識を伺います。国保は、国民皆保険の土台をなすものですが、加入者の構成が創設当時から大きく変化し、非正規や年金受給者など低所得者、そして医療の必要性が増す高齢者が中心となり、保険料負担が被用者保険と比べて著しく高くなり、負担が限界、高過ぎて払えないという状況が大問題となってきました。

昨年6月時点での全国での滞納世帯は244万9,629世帯で、滞納率は13.7%となっています。高知県でも1万世帯を超えて滞納しています。保険料が高過ぎる上に、さらに子供が生まれれば保険料が高くなる、その上に出産手当、傷病手当がないという問題も含んでいます。全国知事会は、協会けんぽ並みの保険料に下げのために公費1兆円の支出を求め、その結果3,400億円の公費支出を実現させましたが、求めた額の3分の1にとどまっています。

国保の構造的問題の解決のためには、公費支出が不可欠だと思いますが、知事に認識をお聞きいたします。

方針案の中で保険者の在り方に関する問題として、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在と、市町村単位で運営していたため保険者間での格差が大きいを取り上げています。同時に議論の留意点として、1、健康づくりや医療費適正化の努力を引き続き行うこと、2、市町村の保険料収納や医療費適正化へのインセンティブを損なわないこと、3、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差がある

現状を踏まえ、受けられるサービスに見合わない保険料負担とならないことなどを挙げています。留意点の2と3は、健康づくり、健診による早期発見、早期治療の取組など、自治体の努力や地域の医療資源の条件によって左右されるもので、保険料統一と真っ向から対立するものです。

都道府県化に当たっての協議でも、保険料統一については市町村間の医療費格差等の違いを考慮しないことになり、公平性に欠け、被保険者の理解が得られにくい、市町村の医療費適正化への取組が行われにくいと見送られています。実際、2019年度の1人当たりの調定額は、県平均8万9,461円に対し、最高は芸西村で11万8,075円、最低は大川村で3万6,845円、3倍を超える違いです。市部では、最高は安芸市10万6,757円、最低は四万十市7万469円と、1.5倍という極めて大きな違いがあります。

2018年度の制度実施に当たって保険料水準の統一をしないとした根拠に大きな変化があったのか、知事にお聞きいたします。

今回の方針案で保険料統一を目指した議論が入ったのは、政府の意向と思われる。経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループに提示された、令和2年度に向けて都道府県に期待される役割には、主な視点として、1、法定外繰入れ等の解消、2、保険料水準の統一に向けた議論、3、医療費適正化のさらなる推進が提示されているからです。

保険料統一については、まずは改めて議論を深めることが重要であるとしていますが、統一の前提として、市町村の納得を得るためには、都道府県内の各市町村の医療費水準がある程度平準化されることが重要と指摘されています。

医療費水準に大きな地域差のある高知県においては、保険料統一の前提はなく、市町村国保としての優位性の発揮、健康づくり推進や健診

による早期発見、早期治療による医療費の適正化にこそ主軸を置くべきと思いますが、知事にお聞きいたします。

財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者に対しては、高額なレセプトには市町村共同で対応する仕組みが存在しました。ところが、都道府県化によって、1件420万円超に対する特別高額医療費共同事業が発足するとともに、高額の医療費に市町村のプール会計で対応する高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業が廃止となりました。高額医療費共同事業の趣旨を引き継ぐとした高額医療費負担制度は、国と県の補助の合計が2分の1と同じですが、市町村の共同事業ではなく、高額医療分を含む当該市町村の納付額への支援として行われるため、高額レセプトの影響は、より大きくなる変更がなされました。

高額レセプトに対する共同化の仕組みが大きく後退して、小規模保険者の困難が拡大したのではないかと考えるものですが、高額医療費共同事業の評価も含めて知事にお聞きいたします。

なお、法定外繰入れ解消に政府が力を割いているのは、都道府県ごとの保険料統一にとって障害となっているからです。しかし、政府も全国知事会も認めるように、構造的問題を抱え、負担も限界という高過ぎる保険料のために、それぞれの自治体が住民の暮らしを守るために保険料の軽減を努力しているわけで、解消を強要される筋合いのものではありません。厚労省も国会答弁で、一般会計への繰入れ自体は、これは市町村が自治体で御判断いただくことでございますので、制度によってこれを禁止するようなことはできませんので、これは各自治体で御判断をいただきたいと思っておりますと明確です。

一般会計からの繰入れは自治体の判断であり、県が市町村に強要すべき性格のものではなく、

市町村が住民に国保の取組の説明をするに当たっても、禁止されていないという事実をきちんと周知すべきと考えるものですが、知事にお聞きいたします。

次に、ビキニ被災船員救済に関してお聞きいたします。

核兵器禁止条約が国連で採択されて3年目のこの10月24日、批准国がついに50か国に達し、2021年1月22日から核兵器禁止条約が発効します。この条約は、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約に続く国際規範となり、核兵器の開発、保有、使用、威嚇は国際法違反となり、威嚇に当たる抑止力という概念そのものも否定されます。国際法の下、核兵器が禁止されることは計り知れないほど意義深いもので、いよいよ核なき世界へと歩み始めます。

発効してもすぐ核兵器が消え去るわけではありませんが、さきの2つの条約や対人地雷禁止条約、そしてクラスター弾禁止条約などの発効が署名していない国の利用も断念させたように、まず禁止され、そして廃絶へと進んでいきます。核兵器は違法、悪いものは禁止というこの条約は、既に日本生命など主要4社の生命保険会社がESG投資に踏み出し、社会も核への資金遮断が動き始めております。これらは、核保有国の核戦略への心理的变化を次第に生み出し、廃絶への力となると確信しています。

知事の核兵器禁止条約発効への認識をお聞きいたします。

条約締結の原動力は、広島、長崎、ビキニと3度の核兵器による被曝を体験した日本国民であり、後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きていくうちに何としても核兵器のない世界を実現したいと、2016年から開始した国際署名の力です。それは1,200万筆を超え、核兵器廃絶を求める世界の世論となって国際政治を動かしたのです。条約前文に、核兵器使用の被害

者、hibakusha及び核実験被害者への容認し難い苦難と損害に留意しと、日本語の被爆者がローマ字でそのまま使用されたことから、条約の原点に被爆者の運動があることは明らかです。中満泉国連上級代表は、とりわけ被爆者の英雄的な努力を心に止めたい、その言語に絶する被害と疲れを知らぬ努力が核軍縮条約を実現したと明確に述べてもいます。

しかし、その日本の政府は、米国との同盟関係重視の立場から禁止条約に反対し、被爆者をはじめ国内外に大きな失望が広がっています。禁止条約は核保有の全廃を決めたNPPT体制と両立し得るという立場に立ち、1年後開催される締約国会議にオブザーバーとして参加し、唯一の被爆国として、保有国も受け入れられる、核抑止に頼らない現実的な議論を先導し、早く批准する道を探ることが、世界での信頼を取り戻す道ではないかと考えるものです。

核実験被災の事実を家族にさえ言えず耐え忍んできたビキニ被災船員を持つ県の知事として、ヒバクシャ国際署名に賛同するお考えはないか、また締約国会議に参加し批准するよう政府に求めるお考えはないか、知事にお聞きいたします。

日本弁護士連合会は、ビキニ事件を人権問題として国連に報告し、日本政府に是正を求める意見書、太平洋・ビキニ環礁における水爆実験で被ばくした元漁船員らの健康被害に対する救済措置を求める意見書を7月16日に採択し、ジュネーブの国連自由権規約委員会、そして日本政府に提出しました。

その中で、第1に提起していることは、ビキニ事件に関連する資料を保全、開示するとともに、被曝した被災漁船員らの実態を把握するための調査を実施することです。このことは、本議場で数度にわたって求めてきました。健康政策部長は、太平洋核被災支援センターなどが追跡調査を継続的に実施できるような支援策の検

討、あるいは法的枠組みの検討を重ねると2018年9月議会で答えており、県と日弁連の思いは一致しています。

太平洋核被災支援センターの濱田郁夫氏は、「日弁連の意見書が言うように実態調査、資料保全が急がれている。室戸には統計的に200から300人の船員の方がまだおいでる。その方たちに二、三年で当たり切ろうという目標を掲げて聞き取りをしているが、家族、遺族には会えるが、年を追うごとに船員さんが亡くなり会えなくなっている。今年も既に四、五人が亡くなっている。当時の実証、生き字引、体験を残すことが大変急がれている。室戸市にも協力してもらい、チームを組んで調査する方向など、県として関わってもらえたらもっと早くできる。私たちが案内するので一緒に行ってもらえないか。実態を皮膚感覚で捉えてもらえたら、県として事業を進める上で生かせるのではないかと、改めて県の支援協力を求めています。

県として追跡調査への支援をどう進めるのか、知事にお聞きいたします。

2つ目は、被災船員に対し、被曝による健康被害及び精神的損害に対する補償の支払いや、生活支援などの金銭的補償を実施するよう求めています。7月29日、広島地方裁判所は黒い雨訴訟の84人の原告全員に被曝者手帳の交付を命ずる判決を出しました。判決理由の一つに、外部被曝のほかに、放射性微粒子が混入した井戸水や食料の摂取で内部被曝が想定できることを挙げました。これはビキニ被曝の船員にも当てはまることで画期的なことです。海水やスクールを浴び、飲み、領域で取った魚を毎食食べています。高知の元船員ら45人が起こしたビキニ国家賠償請求訴訟は、一審も二審もともに元マグロ漁船員の被曝を認め、救済については立法府と行政府に検討を期待する旨の判決を出し、救済の道を示唆しました。

尾崎前知事は、その判決に真摯に向き合い、広島、長崎における救済の在り方などとも対比して考え、そしてもし理論構築ができれば、それに基づいて政策提言をしていくと、救済へ歩み出すことを言明しています。広島地裁の判決はビキニ被災船員救済への法的可能性につながると考えるものです。

また、今回の日弁連の意見書は、疾病との因果関係の立証を元漁船員らに求めるべきではないと述べ、広島、長崎の原爆による被爆者と異なり、ビキニ事件に関する被害者らが法的支援を受けていないという不合理を是正する視点から、被爆者援護法の援護対象に本件水爆実験の被害者らを含めるなど、必要な法改正を実施することも検討されるべきであると述べています。

広島地裁の判決及び日弁連の意見書への認識と、この間の法的救済への県の取組を知事にお聞きいたします。

核兵器禁止条約がいよいよ来年1月22日から発効されます。発効後1年で開催される第1回締約国会議での議題は、まず第6条の核実験被災者の救済が国際的規模で検討されます。核実験被害者の実相に今一番応えられるデータの蓄積があり、被災者の生の証言が聞けるのは、ほかでもない私たちの高知です。

県として、この間コロナで開催を断念したシンポジウムを、それらにふさわしい取組として企画し開催すべきと考えます。健康相談会と併せ、開催への決意を知事にお聞きいたします。

次に、仁井田米の偽装販売についてお聞きします。

J A高知県は10月30日、四万十宮農経済センターが取り扱った2019年産の仁井田米のうち45トンが、他の産地の米を混ぜたり通常の米を農薬の少ない特別栽培米と偽ったりして販売していたと発表しました。その後の調査で、2020年産の新米に2019年の米を混ぜた上で新米として

販売していたことも明らかになりました。さらに、驚くことに、JAが問題を発表した10月30日にも偽装をした商品の精米をしていたという、とんでもない事実が明らかになりました。

四万十町窪川地域で生産される仁井田米は、各種の全国コンテストで常に上位入賞している、実力、人気ともトップクラスの高知県産看板ブランド米です。今回の不祥事は、誇りを持って大事に育てている生産者を落胆させ、取扱業者や消費者の信頼を裏切る重大かつ許されざる行為です。農水省は今回の事件を食品表示法、米トレーサビリティ法、県は農産物検査法など、法令に抵触、違反するとして調査に入っています。

その後、この事件を受け、公益財団法人四万十川財団が、JA高知県四万十厳選にこまるの四万十川ブランド認証の解除を決定いたしました。JA自らが制定したJA高知県四万十厳選にこまる憲章の理念や目的に反する行為だと確認したからです。仁井田米の中でもさらに差別化を図り、よりすぐりのおいしいお米としてのにこまるの生産者、販売者へと被害が拡大したのです。そんな中、県産の他のブランド米の県内生産者や取扱店にも、おたくは大丈夫かという問合せがあったとお聞きしています。事は本県農業と食品の信頼に関わる重大問題です。

国による調査の内容及び県としての調査内容、そして今回の偽装の実態をどう認識しているのか、農業振興部長にお聞きいたします。

JA高知県は偽装理由を、取引量に対して収穫が少なく、職員が別の品種や産地で補おうとしたと説明していますが、仁井田米の不作を理由にブランド名を汚すのは論外ですし、そういう場合にこそ、ブランド米としての適切な管理が重要です。高く売るために職員に対して過度なノルマやプレッシャーがなかったかなど、十分検証されるべきです。

他方、偽装していた複数の担当者は、悪いことをしている認識がなかったとされています。そして、JAの役員は、現場を信頼し切っていたために、不正に気づかず内部統制が機能していなかったとしています。現場担当者の認識と、この役員発言をそのまま受け取るとすると、この組織にはガバナンスとコンプライアンスの両方ともが欠如しているということ、それを図らずも自ら認めたということです。これでは自浄能力の有無すら疑われます。

知事は、本県の産地ブランドの信用を大きく傷つけ、ガバナンスが機能せず、コンプライアンスに抵触するような事態を招いたJA高知県の体質をどのようにお考えか、お聞きいたします。

失った信頼を回復することは容易ではありません。高齢化や後継者不足、米の消費減少の上に新型コロナによる外食向けの米の需要低迷が追い打ちをかけている今、切り札となるブランド米の信用をJA自らが傷つけてしまうなど言語道断です。JA高知県は、自らの県農業、農業者に対する責務の原点に立ち返り、事に当るべきです。

JA高知県が内部調査を行っていますが、いつ県民や組合員に公表されるのか、農業振興部長にお聞きいたします。

他方で、県の姿勢も厳しく問われます。2018年に起きたショウガの加工・販売会社の産地偽装に対する対策などの教訓を、本当に県農政に生かしてきたのか疑わしくなります。県としてこの重大な事態をどう感じ、何を反省しているのか、二度と起こさないためにどういう手だてを講じていくのか、決意を知事にお伺いいたします。

次に、教育長にお聞きいたします。この8日、県教委は小中学校の名簿登載者の辞退者を回避するとして、名簿登載されている15人の臨時教

員を来年1月1日付で採用すると発表しました。本県教育に携わっている臨時教員を現任校で正規教員として採用することは、一步前進だと評価するものです。が、問題は、その背景にある名簿登載者からの採用辞退者の多さです。この間、一定の競争率がないと人数と資質の高い教員確保も困難だと、審査期日を早めたり、審査会場を大阪にも設ける等、受審者数の増を図る取組を行っていますが、そのことが、高知で教職に就く意思がない腕試し受審者の増になっただけではないかと懸念するものです。

過去3年間の小・中・高等学校の名簿登載者から採用を辞退した人数及びその中の臨時教員数を示し、辞退者が生じる原因について教育長にお聞きいたします。

9月議会でも提案しましたが、受審者を増やすことに主軸を置くのではなく、今改善が迫られているのは、臨時教員が培ってきた力量を総合的にはかれる採用審査とすることではないでしょうか。臨時教員として本県教育を支えている臨時教員の力量を適切にはかり、結果的に名簿登載される臨時教員が増える選考の在り方を検討するべきです。

1次、2次と分けず、面接や授業実践も含め一度で行う審査に戻したり、教育実践や学校運営に携わっている臨時教員がゆとりを持って受審できる夏季休業中への実施に戻す、あるいは本県での就職を希望する意思を持つ者だけに絞るために受審期日を他地域と同一にするなど、いろいろ考えることがあろうかと思えます。教育長はどうお考えか、お聞きいたしまして、私の第1問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、学問の自由の意義及び政治と科学との関係についてお尋ねがございました。

学問の自由は、旧憲法下におきまして、国家権力により学問の自由が圧迫されたことなどを踏まえ、現行憲法においては特に、全ての国民に保障された基本的人権として明記をされた、規定をされたものと承知をしております。また、この学問の自由は、個人の人権としてのみならず、特に大学におきます学問、研究及びその成果の発表などが自由に行えることを保障したものとされております。

こうした経緯、趣旨を踏まえますと、政治が憲法に定める学問の自由の規定を遵守し、科学者などの自由な研究活動を保障することは当然のことだと考えております。政府におきましても、このような考え方に基づき対応されているものと認識をしております。

次に、日本学術会議法の解釈変更と会員の任命拒否につきましてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

日本学術会議の会員の任命につきまして、様々な御意見があるということは承知をいたしております。この間、国会において議論が行われておりまして、総理大臣や内閣法制局から、1つには、公務員である会員の任命は、憲法第15条第1項の公務員の選定は国民固有の権利であるとの規定に基づくものであり、罷免をすることもできること、第2に、必ず学術会議の推薦のとおり任命する義務はないこと、第3に、これらのことについて法解釈を変更してはいないことなどといった答弁がされているところであります。

いずれにいたしましても、会員の任命権は内閣総理大臣にあるということは明らかでございますので、その任命の考え方あるいは法解釈などについては、国会において議論がなされるべきものというふうに考えております。

次に、桜を見る会の前夜祭に関する安倍前総理の国会答弁についてお尋ねがございました。

桜を見る会前日の夕食会の費用負担に関しまして、安倍前総理がこれまで行ってきた国会答弁と異なる内容が報道されているということは、私も承知をいたしております。また、報道機関の世論調査によりますと、この件に関しまして安倍前総理の説明に対しまして、十分に納得ができないという国民が多いことも承知はいたしているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、国民に対してしっかりと説明責任を果たしていただくということが重要ではないかというふうに考えております。

次に、デジタル化の推進に関しまして、まずシステムの標準化についてのお尋ねがございました。

地方自治体にとりましては、システムの標準化、共同利用が進むことにより、導入や維持管理費用の削減、情報担当職員の負担軽減などのメリットを享受できることになると考えております。さらに、住民、企業などにとりましても、異なる自治体に対して統一された様式、帳票で申請などが可能となりまして、省力化、利便性の向上などの効果が見込まれると考えております。

また、現在国におきまして検討されている中身は、児童手当ですとか税務ですとか17の業務を対象に、法令で定められた関係の自治体が共通して実施をする事務に係るシステムを標準化しようという中身になっております。したがって、自治体の施策自体を画一化するのではなく、地方の独自裁量を否定するとかといった、そういった趣旨のものではないというふうに認識をしております。

このため、本県でも従来から標準化のメリットを視野に入れまして、メーカーなどから提供されるパッケージシステムの利用拡大に取り組んできております。また、市町村の基幹システ

ムについても標準化によるメリットが大きいことがございますので、自治体クラウドなどの共同利用の促進に取り組んできたところではございます。

今後につきましても、財政面、人材面での行政負担の軽減あるいは住民の利便性の向上に向けまして、国から方針が示されているシステム標準化の加速化に対応してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度におきます個人情報保護の仕組みなどの現状につきましてお尋ねがございました。

議員から御指摘がありましたとおり、マイナンバー制度を円滑に運用していくためには、高いレベルでの情報セキュリティが求められております。このためシステムの面では、システムへのアクセス制限、通信の暗号化などの保護措置が講じられております。加えて、個人情報を分散管理するということによりまして、万一マイナンバーを含む情報が漏れた場合にも、情報漏えいの連鎖を防ぐための安全管理措置が講じられているというふうに承知しております。また、制度面でも、行政手続をマイナンバーのみで行うということではなく、運転免許証などの顔写真つきの身分証明書により、厳格な本人確認を義務づけるなどの措置が講じられているというふうに承知しております。

このほか、国が設けておるウェブサイトにおきまして、自分自身のいわゆる特定個人情報どこに提供されたかと、いつ提供されたかといったような記録を確認することもできますし、万一不正利用が確認された場合の刑罰の規定も設けられているところでございます。さらに、マイナンバーカードは税や年金、病歴といったプライバシー性の高い個人情報は、カード自身に記録されるということにはなっておりませんので、カードの紛失により重要な情報が漏れ出すということはないと考えております。

このように、マイナンバー制度におきましては、制度面、システム面、両面から個人情報に対する様々な安全管理措置が講じられているというふうに考えております。

次に、本県におきまして、マイナンバーカードの普及が進んでいない要因についてお尋ねがございました。

全国的にもこの普及が伸び悩んでおりますが、その要因の一つといたしましては、日常生活におきますカードの利便性がまだ低いということにあるのではないかと考えております。特に、本県では住民票などのコンビニ交付サービスが普及をしていないということが、交付率の低迷にもつながっているというふうに考えているところでございます。

こうした全国の状況なども踏まえまして、来年3月から、これは全国の制度として、マイナンバーカードを健康保険証として利用するという取組が開始をされることになっております。また、今後の方針として、運転免許証との一体化あるいはカード機能のスマートフォンへの搭載など、さらなる利便性の向上の検討もなされているところでございます。

県といたしましても、電子申請やコンビニ交付サービスの拡大などを通じて、カードの利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、県職員のマイナンバーカードの取得状況報告についてお尋ねがございました。

令和元年6月に閣議決定がされました骨太の方針におきまして、地方公務員などの令和元年度中のマイナンバーカードの取得を推進するという政府としての方針が示されたところでございます。これを受けまして、国から地方公務員などのマイナンバーカードの一斉取得の推進、あるいは取得勧奨の要請がございました。

これを受けまして、本県におきましても昨年度から職員に対し、マイナンバーカードの取得

状況の調査及び取得勧奨を行っているところであります。この調査方法は、所属を經由せずに、職員個人から直接回答していただく県のアンケートシステムを利用することを基本としておりまして、決して職員にマイナンバーカードの取得を強制しようというようなものではございません。

マイナンバーカードはデジタル社会を推進するための基盤であるということは事実でありますので、まずは県の職員が率先して取得をすることが重要であると考えております。引き続きこういった観点を踏まえまして、職員に取得を勧めてまいりたいと考えております。

次に、社会保障個人会計の問題についてお尋ねがございました。

社会保障の分野におきまして、マイナンバー制度は年金、福祉、医療などの社会保障給付について、支援が必要な方に対しまして迅速かつ確かな提供を実現する、そういった目的で生まれたものであります。

議員のお話にございました経団連から示された社会保障個人会計については、社会保障におきます被保険者個々の負担と給付を明確にするという仕組みでございます。制度に関する国民の理解、あるいは個人ごとの効率的な給付に資するための仕組みとして提案をされたというふうに認識をしております。

しかしながら、これにつきましては、その後平成18年の経済財政諮問会議で提案はされたものの、現在マイナンバー制度と連携する動きには至っていないというふうに受け止めているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関連いたしまして、いわゆるGo To Travel事業の一時停止後の直接支援策を政府に求めるということについてお尋ねがございました。

本県経済は、国のGo To キャンペーンと連携

をしました経済影響対策の実施などによりまして、持ち直しつつありましたけれども、現在いわゆる第3波の影響によりまして、再び大きく落ち込むことが懸念されている状況にあると考えております。

そうした際には、国の交付金などを活用いたしまして、県内事業者の事業の継続と雇用の維持を図るための対策を強化してまいりたいと考えております。あわせて、国全体として実施すべき対策については、今後の感染拡大、あるいは県経済の状況を踏まえて必要となる対策につきまして、全国知事会とも連携をしながら、国に提言をしてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる社会的検査などの費用の支弁の在り方についてお尋ねがございました。

感染症法において、行政検査にかかる経費は県が負担をいたしまして、その2分の1を国が補助するという仕組みとなっております。ただし、新型コロナウイルスの検査につきましては、県負担分の2分の1について国の臨時交付金が充当できることになっておりますので、県の財政負担は実質的に生じないという仕組みとなっているところでございます。

また、事後の交付となっているのは事実でございますが、現在そのことが原因で行政検査が滞るような実態は、発生はしていないというふうに考えているところでございます。

次に、県として医療機関や高齢者施設などへの社会的検査に踏み出すべきではないかというお尋ねがございました。

一般に、感染状況が落ち着いている段階で、無症状の集団に一斉・定期的な検査を行った場合には、いわゆる偽陽性の確率が高くなるということが知られております。そういう意味で、こういった状況の下での社会的検査の実施については、慎重に判断をする必要があると考えております。

一方、現在のように感染が相当程度拡大をし、かつクラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況と認められる場合には、必ずしも濃厚接触者に該当しない場合でありましても、接触者としてそういった地域や集団、所属などに属する者に広く検査を行うこととしております。

県では、初期の段階からこの方針で行ってまいりましたし、今はこういった方針について国からも通知が出されて、言わば認知をされているところでございますので、引き続き必要に応じまして幅広く検査を行ってまいる考えであります。

次に、全ての医療機関への減収補填の実施といった直接的な支援についてお尋ねがございました。

今回の感染症の影響に対します医療機関への経営支援といたしましては、国の包括支援交付金を活用して、感染対策のための施設整備などに対する支援を行ってまいりました。また、苛酷な状況に置かれております医療従事者などの心身の負担に対する慰労、感謝、激励の意を表すために、慰労金をお支払いしているところであります。

しかしながら、これらの支援を行いましても、なお医療機関の経営状況は厳しい状況にあるものと認識をいたしております。このため、経営支援や診療報酬の引上げにつきまして、全国知事会を通じまして政策提言を行いますとともに、県単独でも国への政策提言を行ってまいりました。

こうした中、今月8日に閣議決定をされました総合経済対策におきましては、包括支援交付金の増額、あるいは医療機関の資金繰り支援、さらには感染症からの回復患者の転院支援などに係ります診療報酬の特例措置なども講じられるということにされております。今回の経済対策の内容を医療関係の皆様にお伝えした上で御

意見を伺いまして、必要に応じてさらなる政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、財政制度等審議会におきます建議と中小企業向けの支援策についてお尋ねがございました。

先月25日の財政制度等審議会による建議でございますが、持続化給付金などの緊急避難的な支援策について、危機時における事業継続を支えたという意義は認められていると考えております。その上で、今後経済回復を進めていく中で、これらの施策を常態化してしまうと、産業構造の変革あるいは新陳代謝の遅れを招きかねないというおそれがあるということを示されたものと理解をしております。このため、経済構造の転換あるいは好循環の実現に向けては、構造変化への対応あるいは生産性の向上へと支援の軸足を移していくべきという趣旨の建議が行われているというふうに承知をしております。

非常時から景気回復が進み平常時に移行していく中で、こうした考え方は一定程度理解ができるのではないかとこのように考えております。しかしながら、現時点におきます我が国の経済は、いわゆる全国的な感染の第3波によりまして、再び深刻な影響を受けつつあると考えております。いまだに財政制度等審議会が意義を認めております緊急避難的な対策の実施が、なお必要な状況であるというふうに考えているところでございます。

こういう状況でございますので、国におきましても、例えば雇用調整助成金の特例措置の延長などの対応がなされているところであります。今後とも経済動向をしっかりと把握し、支援策の継続、拡充などに弾力的に取り組んでいただきたいと考えており、必要に応じて、全国知事会とも連携して国に対して政策提言を行ってまいります。

本県におきましても引き続き県内の経済状況

を把握し、3つのフェーズそれぞれに応じて、時期を捉えた対策をスピード感を持って、しっかりと実施をしてまいりたいと考えております。

次に、生活福祉資金の総合支援資金の貸付期間についてお尋ねがございました。

今般、国におきまして生活福祉資金の緊急小口資金、総合支援資金に係ります特例貸付の新規受付期限が本年12月末とされていたところが、来年3月末まで延長されたところであります。本県といたしましても受付期限の延長につきましては、かねてより全国知事会を通じて国に政策提言をしております、今回の決定については評価をしているところであります。

お話がございました総合支援資金の貸付期間は、最長6か月とされており、本県といたしましては必要な支援が途切れないように、他制度との連携を図っていくということといたしております。具体的には、自立相談支援機関において、御本人の希望や生活状況を確認いたしまして、ハローワークの求職者支援制度あるいは生活保護制度などにつなぐといった、切れ目のない継続した支援を行って対応してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の構造的課題の解決に向けた公費支出についてお尋ねがございました。

現在の国保制度は、御指摘がありましたように、他の被用者保険と比べまして、年齢構成が高く医療費の水準が高いこと、所得水準が低いこと、保険料負担が重いことといった構造的な問題を抱えているものと考えております。そのために、平成30年度からの財政運営の都道府県移管に際しまして、低所得者向けの保険料軽減措置の拡充などにより毎年約3,400億円の公費が投入されることになりまして、国保の財政基盤の強化が図られた、その上で県に移管をされたという形が取られたというふうに考えておりま

す。

県といたしましては、今後とも県内の市町村の御意見もお聞きしながら、国保制度の安定的な運営が持続できるように、全国知事会とも連携しながら、さらなる公費の拡充という点も含めまして、必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、保険料水準の統一に対する認識についてのお尋ねがございました。

平成29年度に策定した運営方針におきましては、新制度への移行に当たり、各市町村の医療費水準に応じての配分が被保険者の理解を得られやすいということから、当面は保険料水準の統一は行わないということといたしました。

しかし、その後被保険者が想定以上に減少するとともに、1人当たりの保険給付費の増加も続きまして、現在の仕組みでは、将来さらに市町村間の保険料格差が拡大する懸念は大きくなっております。近年、特に一般的にも2040年問題等といった点が、社会的な関心が高まっているというような背景もございます。実際、今回運営方針の見直しを検討する際に実施した市町村のアンケートなどでも、保険料水準の統一に向けた議論は必要という意見が多く寄せられているところでございます。

そうしたことから、県内国保の持続可能性と被保険者間の公平性を確保するために、今後関係者で、将来的に県内国保の保険料水準を統一することを目指した議論を行うことといたしました次第であります。

次に、国保におきまして、医療費の適正化に主軸を置くべきではないかという点についてのお尋ねがございました。

健康づくりの推進など医療費の適正化に向けた取組は、当然ながら進めていかなければなりません。本県でも医療費の適正化計画を策定いたしましたしまして、特定健診などの受診促進あるいは

ジェネリック医薬品の使用促進などに積極的に取り組んでいるところであります。他方で、健康に留意してもなお人工透析やがんなどの疾病を全て予防することは困難だということも現実でございます。

今後、人口減少、高齢化が進む中で、小規模な保険者におきまして高額な医療費を必要とする患者が発生しますと、国保料に与える影響は大きくなるを得ません。そういう意味で、持続可能な国保運営が難しくなることが懸念されると考えます。そうした意味で、より多くの人で負担を分かち合う保険料水準の統一の議論は、欠かせないものだというふうに考えております。

ただ、保険料の水準を統一する議論の中では、各市町村が行う医療費適正化の取組の違い、あるいは身近な医療資源の多寡なども論点になると思われれます。こうした点も踏まえまして、市町村などの関係者と丁寧な議論を行っていきたいと考えております。

次に、高額レセプトに対する共同化の仕組みの変更についてお尋ねがございました。

都道府県移管により導入されました各市町村から県への国保事業費納付金を算定するに当たりまして、医療費実績を勘案する際に、個別市町村の納付金額から過去3か年の高額医療費の実績に基づいた一定額は差し引くという調整が行われております。一方で、各市町村で必要となる高額医療費も含めた医療費につきましては、県から保険給付費等交付金として全額を市町村に支払う仕組みとなっております。

こうしたことから、小規模保険者につきましては財源不足を心配する必要はなく、安定した財政運営が可能となっているということであるとと考えております。

高額医療費共同事業の制度につきましては、国保財政の急激な影響の緩和を図るという役割

を持ってきたわけですが、都道府県移管後も同様の効果を有する仕組みが、ただいま申し上げたように取り入れられたものというふうに認識をいたしております。

次に、国保会計に対する一般会計からの繰入れについてのお尋ねがございました。

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、受益者であります被保険者の保険料と、法定の国庫負担金などの公費により必要な支出を賄いまして、当該年度の収支を均衡させることが運営の基本だというふうに考えております。

したがって、この点から住民全体の受益に係ります一般会計からの決算の補填などを目的とした繰入れを行うことは、被保険者間の公平性の確保の観点から好ましくないと考えております。国保の加入者は全体の約4分の1程度ということだと思っておりますので、その方々のために住民全体の福祉を支える一般会計から資金を投入するということは、好ましくないのではないかと趣旨でございます。

こうしたことから、県といたしましては、赤字の削減、解消計画におきまして、実態に応じた期間で、決算の補填などを目的とした法定外繰入れを段階的に解消していただくように、市町村に対して助言をしているところであります。

次に、核兵器禁止条約への認識についてのお尋ねの問題でございます。

来年1月に発効することになりました核兵器禁止条約につきまして、我が国の政府は安全保障上の理由から、核兵器禁止条約には参加しないという態度を表明されております。我が国も、条約が目指します核廃絶というゴール自身は決して否定しておりません。その意味で、核廃絶を最終的に目指していくという目標は、我が国も共有をしているというふうに承知をしております。

しかしながら、条約国については、核兵器の保有国はある意味もちろんかもしれませんが、非保有国からも必ずしも支持が得られている状況ではないというのが実態だというふうに承知をしております。我が国の政府は、核兵器を廃絶するためには核兵器保有国の同意が必要でありまして、この同意がないと実効性がないと判断されているというふうに承知をしているわけでございます。

政府におかれましては、この点、政府の役割として、保有国と非保有国の橋渡し役を担うんだというお話をされておりますので、引き続きこういった役割を果たしていただきたいというふうに希望をいたしております。また、核兵器のない世界の実現に向けまして、実効性のある取組を重ねますよう、一層の努力を期待いたしたいと考えているところであります。

次に、ヒバクシャ国際署名への賛同あるいは締約国会議への参加についてのお尋ねがございました。

ヒバクシャ国際署名につきましては、核兵器禁止条約に全ての国が加盟することを求めながら、核兵器の完全廃絶を目指す取組であるというふうに承知をしております。本年9月の時点では、20府県の知事が署名されているというふうに承知をしております。一方で、我が国の政府としては、先ほど申し上げましたとおり、核兵器禁止条約には安全保障上の理由から参加をしないという態度を表明されております。

このため、締約国会議への参加につきましては、政府において慎重に見極めて判断をいただきたいというふうに考えているところでございます。また、私自身のヒバクシャ国際署名につきましては、現在のところ高知県知事として署名をしておりません。今後の政府の方針など、核軍縮をめぐる動向を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、ビキニ環礁水爆実験によりまして被曝した被災漁船員らの実態を把握するための追跡調査への支援をどう進めるかというお尋ねがございました。

ビキニ被災船員への追跡調査への支援につきましては、太平洋核被災支援センターが実施いたします追跡調査に対して、関係機関への協力要請、あるいは国の統計資料の入手などの支援を行ってまいりました。今後も引き続きこうした支援は継続していきたいと考えております。

あわせて、被災された船員の皆様の健康影響に関する実態調査は、国の責任において実施いただくべきものであるというふうにご考えておりますので、国における調査研究の継続を要望してまいります。

次に、広島地方裁判所の判決及び日弁連の意見書への認識、法的救済への取組についてお尋ねがございました。

まず、ビキニ環礁水爆実験に係ります元漁船員の方々への支援に関する法的枠組みの検討につきましては、昨年度から庁内でワーキングチームを立ち上げ、検討を行ってまいっております。具体的には、被爆者援護法を援用した枠組みで救済できないかどうか検討しておりますが、救済範囲の明確な基準に関する資料が発見をされず、やや行き詰まり状態だというのが現状であるという報告を受けております。

そうした中、御指摘にありましたいわゆる黒い雨訴訟の広島地方裁判所の判決では、区域外にも黒い雨が降った可能性が指摘をされ、国において救済範囲の見直しを視野に入れた検証を始めたというふうにご承知をしております。その結果が、ビキニ核被災船員の救済の法的枠組みの検討にも参考になり、この検討、研究の進展をもたらす可能性があるというふうにご考えております。

また、日弁連の意見書は、1つには、ビキニ

事件に関する資料の保全、開示と実態調査の実施、2つには、被害者への補償の支払い実施、第3には、元漁船員への専門医による健康相談の実現に関するものでありまして、元漁船員の方々の立場に寄り添ったものだというふうにご受け止めております。ただ、その多くが自治体で対応するには限界がございまして、国において対応いただくべき事項だというふうにご考えているところでございます。

次に、健康相談会と併せましてシンポジウム開催への決意がどうかというお尋ねがございました。

被災船員の方々の健康相談会につきましては、昨年度末から新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせておりましたけれども、6月10日から開始をしております。実施につきましては、県のホームページへの掲載のほか、市町村、各福祉保健所に相談会の案内チラシを配布し、広く地域住民の皆様にご周知を図っております。また、平成26年度から令和元年度に健康相談を受けられました方、昨年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で健康相談が受けられなかった方、令和2年度に問合せがあった方に対して、個別に御案内もさせていただいております。

今後も、必要な方へ確実に健康相談のお知らせが届くようにしたいと考えております。あわせて、健康相談を御希望される方には、プライバシー保護に十分配慮をしながら、その方の御事情に合わせて訪問して実施するなど、実施方法を工夫するように努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度開催を断念いたしましたシンポジウムにつきましては、今後の感染状況も踏まえて開催の可否を検討する必要がございまして、開催に当たりましては、内容について多くの皆さんの御意見をお伺いしながら、検討していきたいと

考えております。

次に、仁井田米の偽装販売に関しますJ A高知県の体質についてどう考えるかというお尋ねがございました。

今回のJ A高知県によります仁井田米の偽装販売につきましては、県内の生産者の方々の思い、県内外の多くの消費者の信頼を裏切る行為でありまして、誠に遺憾であります。あつてはならないことだと考えております。

県産米につきましては、ブランド力の強化に向けて、生産者をはじめ関係者が一丸となって力を注いできました結果、近年全国的にも高い評価を受けているところであります。こうした中、今回の事案は県産米のブランド力を損ねました、極めて重大な事案であると考えております。

J A高知県は、その要因の一つとして、御指摘にもありましたような内部統制あるいはコンプライアンスが徹底されていなかったことを挙げておりまして、県としてもこの点大変残念な思いでございます。

現在、J A高知県におきましては、第三者によります不祥事調査委員会を設けまして、今回の偽装販売におけます内部統制、コンプライアンスの問題などの実態解明を行っておられると聞いております。それを踏まえて再発防止策を策定する考えだというふうに承知をしております。

J A高知県には、役員をはじめといたします職員の教育、あるいは組織体制の強化も含めました再発防止にしっかりと取り組んでいただき、生産者や消費者などの信頼を一刻も早く回復するように努めていただきたいと考えております。

最後に、こうした偽装販売を二度と起こさないための手だてと、その決意についてお尋ねがございました。

近年では、県内でも平成30年にショウガの産

地偽装が発生をいたしております。県産ショウガの安全性、信頼性を確保するために、県やJ Aをはじめとする関係者が一丸となって産地偽装の再発防止に取り組んでまいりました。今回、その取組が生かされず、再びこうした産地偽装が起こったことは非常に残念でありまして、再発防止に向けた取組のさらなる強化が必要であるというふうに感じております。

このため、県といたしましては、まずは食品表示に関する研修機会の拡充を図っていくということとともに、効果的な研修となるように内容の充実を図ってまいります。あわせまして、研修動画を県のホームページにも掲載し、研修に参加できない方にも随時受講できる体制を整備してまいります。さらに、量販店などでの食品表示のモニタリング調査を強化するなど、食品表示の監視体制も強化をしてまいります。

こうした取組によりまして、食品表示に関わる多くの方が食品表示に関する知識を深めていただき、二度と偽装販売を発生させないよう、関係者と一丸となって取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の支給状況と、医療機関に速やかに届ける手だてについてお尋ねがありました。

県では、この交付金を活用して医療機関等を支援する事業に関して、早いところは7月に申請を受け付け、8月に支給をしています。このうち医療従事者等への慰労金の交付や、医療機関、薬局等の感染拡大防止対策への支援金の支給実績は、11月末時点で43億3,221万1,000円、予算額の66.8%となっており、12月の支給予定額を含めると46億1,524万9,000円、71.2%に達する見込みとなっております。また、これら2つの事業を含め、医療機関等を対象とした全

ての事業の12月末までの交付決定予定額は104億4,000万円で、予算額の65.2%になるものと見込んでおります。

このように、本県では一定順調に支給できていると考えておりますが、まだ申請されていない医療機関等に対しましては、引き続き個別に連絡して早期に申請していただきますよう働きかけ、迅速な交付に取り組んでまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、仁井田米の偽装販売の実態をどのように認識しているのかについてお尋ねがございました。

農林水産省では、J A高知県に対しこれまで8回にわたる立入検査を行い、多くの不適切な事案が明らかになっています。1つ目は、ヒノヒカリが混入した玄米を単一原料米のにこまるとして販売したこと、2つ目は、普通栽培のにこまるを特別栽培米として販売、3つ目は、大野見産のヒノヒカリを四万十町産として販売、4つ目は、令和2年産米に令和元年産米を混ぜるなどして販売していたものです。

今回の一連の事案につきましては、複数の関係法令に抵触する可能性があります。農林水産省は、食品表示法及び米トレーサビリティ法に違反するとして、J A高知県に対し是正に向けた指示を出しており、その対応について今月21日までに回答を求めています。

また、県は、農産物検査法に基づいて、J A高知県四万十営農経済センターに対し、これまで3回の立入調査を実施しています。その結果、当センターによる農産物検査において、にこまるにヒノヒカリが混入していることを認識していたにもかかわらず、にこまるとして検査証明を行ったことを確認しています。現在、調査で確認しました内容を精査しているところです。

こうした一連の事案につきましては、先ほど知事からも申し上げましたように、食品表示に

携わる職員の制度の認識不足に加え、J A高知県における内部統制やコンプライアンスが徹底されていなかったことが大きな要因であると考えております。

次に、J A高知県の内部調査結果の公表についてお尋ねがございました。

J A高知県は、今回の米の偽装販売を受けて、弁護士を委員長とする第三者による不祥事調査委員会を先月10日に設置しており、これまで3回開催をしております。この委員会では、不祥事の実態解明と、その発生原因及び問題点の調査分析、さらに不祥事発生に関する内部管理体制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点の調査分析などを踏まえた再発防止策を、年内をめどに提言として取りまとめると伺っております。

今後、J A高知県においては、委員会の調査結果について速やかに県に報告するとともに、広く県民の皆様に公表していただけるものと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教員採用審査に関し、小・中・高等学校の採用辞退者数及びその中の臨時教員数と辞退の原因についてお尋ねがございました。

平成29年度から令和元年度までの過去3年間に実施した採用審査において、まず小学校教諭では、平成29年度実施分は名簿登載者が146名、うち辞退者は27名で、県内の臨時教員をされていた方の辞退者はいらっしゃいませんでした。以下同様に、平成30年度は名簿登載者が150名、うち辞退者は25名で、臨時教員の辞退者は2名、令和元年度は名簿登載者が226名、うち辞退者は99名で、臨時教員の辞退者は2名となっております。

また、中学校教諭では、平成29年度実施分は名簿登載者が76名、うち辞退者は8名で、臨時

教員の辞退者はいらっしゃいません。平成30年度は名簿登載者が81名、うち辞退者は16名で、臨時教員の辞退者は2名、令和元年度は名簿登載者は105名、うち辞退者は37名で、臨時教員の辞退者はいらっしゃいませんでした。

同様に、高等学校教諭では、平成29年度実施分は名簿登載者が41名、うち辞退者は2名で、臨時教員の辞退者は1名、平成30年度は名簿登載者が60名、うち辞退者は4名で、臨時教員の辞退者はいらっしゃいませんでした。令和元年度は名簿登載者は60名、うち辞退者は6名で、臨時教員の辞退者はいらっしゃいませんでした。

次に、辞退者が生じる要因ですが、1次審査を全国で一番早く、また関西会場でも実施することで、多くの県外出身者にも受審していただいていることから、出身地等の団体に名簿登載された場合、本県を辞退するといったケースが多くなっております。

次に、教員の選考審査制度の転換についてお尋ねがありました。

小中学校では5年前から、今後5年ほど先までの約10年の間に、全体の約半数の教員が定年退職を迎える状況にあり、それに伴って大量採用が必要なことから、人材の確保が厳しい状況になっております。

小学校教諭の採用審査における過去3年間の平均で言いますと、採用者数124名に対して受審者は722名ですが、そのうち県内の臨時教員は88名、県内出身者の新卒者は73名、合計で161名であるなど、県内関係者のみでは必要数を満たすことが大変厳しい状況にあります。

例えば、平成23年度実施の小学校の採用審査では、49名の採用者数に対して受審者は266名で、採用倍率は5.4倍でしたが、昨今県内関係者の受審が一定数のままで採用予定者数が増えていますことから、令和元年度実施の採用審査で見ますと、132名の採用者に対し、関西会場を除いた

高知会場のみを受審者は311名で、その場合における採用倍率は2.4倍となり、7年前と比べますと半分以上に下がっております。

このため、平成29年度から受審者数を増やし、優秀な教員をできるだけ多く確保すべく、1次審査の日程を早めるなど様々な取組を行ってまいりました。本県では令和7年度までは大量退職が続きますことから、さらによりよい審査方法などを研究しながら、本県が求める資質や能力を有する優秀な人材を確保できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

また、採用審査における臨時教員の教育実践の評価につきましては、9月議会でもお答えしましたように、臨時教員の経験の中で資質や能力が高まるものと考えており、その力量は現在行っております2次審査の模擬授業や面接審査の中で、適正に評価がされていると認識しております。

臨時教員の皆様には、今後も学校現場において実践を積むことによりまして、専門力を高め、まずは1次審査の筆記審査を突破するとともに、2次審査の模擬授業や面接審査において、臨時教員としての強みが発揮できるよう努めていただきたいと考えております。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。

2問を行いたいと思います。コロナ関連です。本県独自の中小事業者や中小企業への支援策を求めたわけですがけれども、昨日政府の方針も出ましたけれども、今回地方創生臨時交付金でそれに対応していくと。各県がそれぞれいわゆる時短要請に応じて、関わって協力金を出すということになるわけですがけれども、それらはやはり県として、それぞれの状況に応じて額を決めていると思うんですね。

そうすると、1波のときも2万円ということで、それから内閣府地方創生推進室が11月24日に出した事務連絡でも2万円だったわけですね。

60万円が上限ということなんです。本県はこれにのっとった形で額が決まったと思うんですけども、昨日見るとやっぱり120万円だと。いわゆる年末年始という時期的なことを考慮して、政府はそれまでのこの11月24日の額から2倍化しているわけですね。

ところが、本県がそのまま2万円というのは、地域の状況だとか、あるいはその政府すら言っている年末年始のことを考えると、やはりこれは最大限4万円にしていく方向性が出てきてもおかしくはないと思うんですけども、やはり直接的な支援をしていくことだと思います。これについてお考えを知事にお聞きしたいと思います。

それから、やはり何とんでも急がれるのは、無症状の感染者に対してどうアプローチしていくのかということが非常に大事だと思うんですね。昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において知事は、積極的な検査によって状況を把握していくと。感染状況を把握していく意味から、感染が確認された病院、介護施設などにおいては、関係者の検査を幅広く行うよう関係部局に指示しております。積極的な検査により状況を把握するというのであれば、さらに踏み込んで、これらの施設において事前予防的な社会的検査というのは考えられてしかるべきだと思います。

政府のほうも11月16日の厚労省の通知は、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設に勤務する者、入院、入所者全員を対象に、言わば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いするとしているんですね。でも、本県知事が言ったのは、感染が確認された病院ということですので、この厚労省の通知の方向性とは違うんですね。厚労省は、地域で面的に検査をなささいとおっしゃっているのに、

感染が確認されたというのは、それは意味がないんですよ。感染しているかどうかを厚労省は早めにつかみなさいよということで提起をしているわけですから、これの方向性については考え直す必要があるかと思います。そうじゃないと常に後手後手に回ってしまうと思います。

全国的にも、東京都世田谷区、千代田区、江戸川区、県で言うと沖縄県、広島県などは社会的検査に踏み込んでおりますから、高知県もそういう方向性へ転換していく必要があります。この急増で特別警戒へとステージが上がっておりますし、今日も36人ですか、ますます広がってきているところを見ると、どうも13日のNHKの放送がありましたけれど、スペシャルで、エpiセンターというのがあって、それを中心に広がっているんじゃないかということもあるわけですね。地域だとか、あるいはその繁華街を含めて、もう一度総力を挙げてそこを見つけて、早期にシャットアウトしていくということが必要だと思います。

これ以上の爆発的感染を抑えるためには、高齢者の命、医療従事者の安全を守ることにつながるものだと思いますので、やはりここでは社会的検査、そして地域的検査、それへ一歩踏み出すお考えはないかということを知事にお聞きしたいと思います。

以上、2問です。

○知事（濱田省司君） 吉良議員の再質問にお答えいたします。

1点目が、飲食店等の時間短縮要請に関します協力金の水準についてでございます。

御指摘がありましたように、昨日要請をした際には、4月の時点の対応、ないしはおととまで内閣府から示されていた目安といったものから、1日2万円の水準ということを想定して、県民の皆さん、事業者の皆さんに呼びかけをさせていただいたところでございます。ただ、昨

日になりまして総理のほうから、これを倍増すると、1日4万円相当という数字が出てまいりまして、これにつきましては地方創生臨時交付金の中で8割は国が支援をすると、そういうお考えだというふうに見ていると思います。正直、昨日そういう方針を報道等で知ったというのが率直なところでございますので、ただいま情報収集なり国との相談なりをちょうど始めたところでございます。

方向性といたしましては——ただ国のほうといたしましても今回の協力金について、見直しや時間短縮要請についてお考えがあるようでして、今の全国の流れは、本県がやりましたように全県に要請をするというよりは、むしろ地域を絞って、有効な範囲、地域についてやるべきではないかというようなお考えがあるように、今までの接触の範囲では感触を得ているところでございます。

そうなりますと、本県の考え方とややずれがあるということはあると思いますので、そこで国とどういう調整ができるか、相談ができるかという問題があるかと思います。そうはいいまして、国のほうでそういう財源を構えていただいているということでありましたら、できる限り活用できるものは活用させていただいて、事業者の皆さんにお届けをできるものはお届けしたいという思いは、もちろん持っております。そうした思いを持ちながら、今後さらに、そういったあまり時間はございませんので、国と調整、相談を急いでまいりたいというふうを考えております。

2点目のいわゆる社会的な検査についてでございます。

本日も高知市内の医療機関で16名のクラスターが発生をするというようなことがございました。最近、新たな感染者の中に、医療関係者あるいは介護の事業者の関係者の方々が散見さ

れるということもございましたので、今、吉良議員から御指摘がありましたように、せんだっての本部会議におきまして、特に私からいわゆる積極的な検査を指示いたしたところでございます。

さらに、県内の状況を踏まえると、踏み込んだ、より網羅的あるいは定期的な検査をすべきというお話でございました。そうした厚生労働省の通知も承知をいたしているところでございます。ただ、現実にはやはり現に関係者が感染が起きたところで、医療機関ないし介護施設の方が大変御不安だというところがあります。そういうことがございますので、現実問題の保健所などの対応といたしまして、現にそうした関係者が起こったところをまず優先をして、この検査をできるだけ幅広く、御希望も伺いながらやるという形での対応を今しているところでございます。

そこを越えてという部分になりますと、当面今の対応能力の中でどこまで可能かということにはございますけれども、できる限り関係者の御意見などもお聞きしながら、施設の関係者の御不安ができるだけ払拭できるように、積極的な検査に努めてまいりたいとは考えております。

○35番（吉良富彦君） 私がちょっと漏れ聞いた——やっぱり医療センターでも医師も看護師も感染者が出ているということもお聞きしております。本当に医療崩壊、医療制度が逼迫しているというのがひしひしと感じてくるわけですので、やはり早めに手を打っていくと。宿毛高校の例も、11日もそうですけれども、結局追跡が間に合っていないんですね、人員の体制で。今日もそうですね。36と言って11減らしたというのは、やはり十分な追跡ができていない。

やっぱり、把握して、そして保護して追跡していくという、ここがきちっとできないと、疫学的に非常に大変な事態を迎えると思います。

ですから、人員体制含めて対応を急いでやっていく。そのためにはやはり先手を打って、無症状の感染者をしっかりと把握して、保護していくということが必要だと思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

あと、なかなか教育問題では、名簿登載者数と、それからいわゆる辞退者というのが、先ほどお話がありましたように、去年は99名ですか、二百数人のうちの半分近くが辞退をしていくわけです。ですから、確かにそれは増やすことも必要だろうと思いますが、もう一度やっばし県内で頑張っている臨時教員の能力をしっかりと見ていくような制度、これにもう一步知恵を出して、採用に向けて制度をつくっていただきたいということを最後にお願い申し上げまして、私の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明16日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時17分散会

令和2年12月16日（水曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 22番 山 崎 正 恭 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 29番 大 野 辰 哉 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 岩 城 孝 章 君
- 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
- 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
- 地域福祉部長 福 留 利 也 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 吉 村 大 君
- 林業振興・環境部長 川 村 竜 哉 君
- 土木部長 村 田 重 雄 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君

事務局職員出席者

- 事 務 局 長 行 宗 昭 一 君
- 事 務 局 次 長 織 田 勝 博 君
- 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
- 政策調査課長 川 村 和 敏 君
- 議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
- 主 幹 春 井 真 美 君

議 事 日 程 (第 3 号)

令和2年12月16日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和2年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和2年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 11 号 令和3年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 12 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 13 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 14 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 15 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 (仮称)高知布師田団地団地整備工

事請負契約の締結に関する議案

- 第 18 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅰ))工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(三石文隆君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第20号「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上20件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

6番下村勝幸君。

(6番下村勝幸君登壇)

○6番(下村勝幸君) 自民党会派、黒潮町区選出の下村勝幸です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くな

りになられた皆様にお悔やみを申し上げますとともに、現在入院中の皆様の早期の御回復を心よりお祈りいたします。

さて、ちょうど昨年(2020年)の12月議会におきまして、就任直後の濱田知事に初めての質問の機会をいただきました。激しい選挙戦を見事に制し、知事に就任したばかりの濱田知事にねぎらいの言葉を送りながら質問に入らせていただいてから、はや1年が経過いたしました。現在、第3波と言われる新型コロナウイルス感染症が爆発的に拡大し続けています。特に、東京などの都市部を中心に北海道や大阪など連日感染者数が激増しております。

我が高知県におきましては、これまで散発的な発生は見られていたものの、医療関係機関の皆様や関係者の御努力により、何とか抑え込みに成功してきたものの、この12月からは特別警戒という非常に危険な状態になってしまいました。本来であれば、今は忘年会シーズンの真っただ中であり、すぐに来るクリスマスや新年会等は、飲食店にとって一年の中で最も重要な書き入れどきを迎えるはずでありました。

そこで、知事に御質問いたします。この1年間の知事はじめ執行部の皆様の御努力は大変なものでありましてし、その取組につきましては私も高く評価するところであります。しかしながら、県経済を回しながら感染症対策に万全を尽くすという非常に難しい課題に対し、これからどのような対策を取っていかれるのか、まずは知事にお伺いいたします。

次に、私たちの地域でも冬期に入り感染者が激増しております。幸いなことに、高知県では医療関係者の皆様の献身的な御努力により、重症化される方が少なく抑えられております。しかしながら、感染者が多くなってくれば医療資源の不足により、高齢者や基礎疾患のある方が重症化される可能性が増えてまいります。

また、この新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、我々が非常に恐れていたのが、毎年流行するインフルエンザとのダブルでの感染拡大でありました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染予防に国民を挙げて取り組んできた結果、インフルエンザの発生が極端に抑え込まれております。これは、次年度以降のインフルエンザ対策への大きな教訓になるものと考えます。また、報道で言われておりますように、マスクとアルコール消毒、さらに3密を避けるなどといった行為や、海外からの人の往来に制限を設けていることが、このインフルエンザの蔓延を防いでいる要因の一つになっているのではないかと想像しています。

しかしながら、ここまでインフルエンザの感染を抑え込んでいるにもかかわらず、新型コロナウイルスは感染拡大を続けております。言い換えるなら、非常に感染力の強い、この新型コロナウイルス感染症を決して侮ってはいけないということであります。

医療関係者の皆様の御努力には感謝の言葉しかありません。しかしながら、報道によりますと、多くの医療機関で新型コロナウイルスの感染拡大により病院経営が圧迫され、医療関係者の皆様の給料やボーナスの減額が行われているとも伝えられております。今こそ、こういった方たちへ心からの感謝と敬意を示し、県民全体で応援していかねばならないと思います。御自分の命をも顧みず献身的に尽くしておられる医療従事者の皆様が、給料や待遇面で処遇されないということは非常に理不尽であり、同じ日本人としてざんきに堪えません。

そこで、この感染症の収束が全く見通せない中で、新型コロナウイルス感染症の診療に献身的に尽力されている医療従事者へのお心に報い、さらにモチベーションを維持していただくためにも、医療関係者や医療機関への支援をさらに

充実させるよう、国への政策提言も含めて努力すべきではないかと考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、厚生労働省が推奨している接触確認アプリCOCOAについてお伺いいたします。厚生労働省が推奨している接触確認アプリCOCOAがスマートフォンにインストールされている総数が、この12月11日午後5時時点での集計で約2,148万件、率にして17.1%となっており、残念ながら非常に低水準で推移しております。そんな中、第3波に襲われている高知県では、感染経路不明の方が大変多くなっており、市中感染が広がる中、保健所でも濃厚接触者の追跡に相当苦勞されているのではないかと推察するところであります。

12月14日の報道によりますと、直近7日間の感染者数を人口10万人当たりで見た場合、全都道府県中、愛知県に次いで6番目に多くなっているとの報道がなされました。そこで、ここまで感染者が多く広まってしまった高知県としては、保健所の皆様の負担を減らすと同時に、医療現場への負担も確実に減らすことが喫緊の課題であると考えます。そのためには、確実に濃厚接触者を見つけ、感染拡大を防がねばなりません。そのためにも、このアプリのインストールは非常に有効な手段であると思っております。

さらに、この感染症の厄介なところは、無症状でも感染させるリスクがあるということであり、若い方が何の悪気もなく、持病のある高齢者に感染させてしまった場合、重症化させてしまうかもしれないというリスクを常に抱えております。こうしたことがもとで発生する医療崩壊を防ぎ、このような状況を早く克服し、この新型コロナウイルス感染症に打ち勝つためには、一人一人がより強い感染防止対策意識を持って臨まねばなりません。また、最近の研究によれば、20代から50代の皆様が感染のリスク

を広げているという報告もありました。この年代は多くの方がスマートフォンを持たれていると思います。

そこで、例えば我々議員をはじめ市町村議会議員の皆様や、県庁職員をはじめ市町村職員、そして教職員の皆様などの県内の公務員の方から始め、福祉関連事業者の皆様など、どんどん自分の周りの方にも声かけを行い、県民運動にすることによって、県全体にこのアプリのインストールの推奨を広めていってはいかがかと考えます。万が一、陽性登録者との接触の可能性について通知が入った場合は、本人も意識を持った行動をすることが可能となります。

そこで、自分自身を守り、周りの皆様に感染のリスクから守るという意識づけを行い、このアプリのインストールについて、県が推奨していることを強くアピールするためにも、知事からの呼びかけを行ってみてはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、私もこのアプリをインストールして半年ほど経過いたしました。一度も陽性者との接触は確認されておりません。そこで、万が一このCOCOAを通じて陽性者との接触が確認された場合、その後のPCR検査等の流れについてはどのようになるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

さて、この新型コロナウイルス感染症は、これまで常識と思われていた様々な事象や社会の矛盾点などをあぶり出し、今後の我々の生活様式を変える意味で、近代における大転換期を迎えることになりました。戦後、世界にかつてないほどのインパクトを与えたこのパンデミックに対応する中で、ニューノーマルと言われる生活様式が一般的になりつつあると感じております。今では外出時にはマスクが欠かせず、人と出会ったときに握手すらできなくなりました。また、土佐の豪快な皿鉢料理に代表さ

れるように、一枚の大皿を囲み愉快地に談笑するような、土佐人が一番得意とする人付き合いのよさを発揮しづらい世の中になってしまったと感じているのは、決して私だけではないと思います。

この令和2年の12月議会では、ウイズコロナ、アフターコロナと言われるように、今既に起こっていること、またこれから起こるであろう近未来に想像を巡らせ、これからの日本社会がどういった方向で進むのかを推測しながら、これ以降そのような視点で、それぞれの分野ごとに質問させていただきたいと思います。

まずは、ウイズコロナ、アフターコロナの企業誘致についてお伺いいたします。

このコロナ禍を迎え、日本の社会全体が非接触の方向に向かい動き始めました。できるだけ人に直接会わず仕事を完結させるという方向があります。その大きな方向が、オンライン会議ツールZoomに代表されるようなオンラインミーティングやオンライン商談であります。これまでの日本社会では、直接人に会い、その人となりを知ってもらうことが一番重要であるという価値観であったものが、この新型コロナウイルス感染症の出現により、人に会わなくとも仕事として成立し完結することを多くの日本企業、また日本人個人が体験することになりました。その結果、都会に高い賃料を払いながら、同じ場所、同じ時間にそのオフィスで働く必要がなくなりました。私は、この流れが元の状態に戻ることはないと考えています。

そして、この流れを自分の県に呼び込もうと、多くの県が一斉に動き出しました。我が県としましても、このチャンスを逃してはならないと思います。県民幸福度が非常に高く、移住者へ提供できるQOLは他県と比べても遜色ないものと私は考えております。

さて、サイボウズ株式会社青野社長が著書の

中で次のように記しています。「働く場所の分散化と自由化」が進行すれば、次に進むのは「働く時間の分散化と自由化」です。」「もし「働く時間の分散化と自由化」を認めた場合、企業は誰が何時間働いているのかを正確に把握して、時間で社員を管理するのが難しくなり、また、労働時間で人事評価をするのも困難になります。すると次に起きるのは、給与改革です。企業は、労働時間や勤務年数ではなく、その社員が持っているスキルや出した成果で評価することを否応なしに選ばざるを得なくなるでしょう。」と記してあります。

これがいわゆるジョブ型の管理手法であります。これまでにも、年功序列型の賃金体系や、社員が1か所に集まり同じ時間と場所を共有しながら働くという従来型の働き方から、フレックス制度の導入等により、徐々に働き方における形態変化は進んでまいりました。しかしながら、今年の令和2年のように、これほどまでに日本社会をダイナミックに変革するという勤務形態の変化が起こったのは、近年になって初めての出来事だと思います。

そこで、まずは知事にお伺いいたします。ここまで勤務形態が大きく変化するほどの社会の大変革期において、これまで県が行ってきた県外企業への誘致活動の仕方も大きく変えねばならないと思います。どのように本県の優位度を積極的にアピールするかなど、これまでとは企業へのアプローチの仕方が大きく変わると考えられます。

今後、県として県外企業の誘致活動についてどのように対応していくお考えなのか、知事にお伺いいたします。

次に、高知県ではこれまでIT人材育成のために様々な取組を実施してまいりました。平成30年度からは、IT企業への就職や転職を目指す方向けのプログラミング講座を開設し、受講

生の7割程度が実際にIT企業などに就職するという非常にすばらしい成果を上げておられます。そうした人材育成の取組もあり、これまで県内にはIT関連企業が23社進出し、300名を超える新たな雇用が創出されました。今回のコロナ禍をきっかけに、テレワークの普及など企業のデジタル化への取組の必要性が改めて認識されており、ITに関する知識やスキルを持った人材の需要は、今後ますます高まっていくのではないかと考えております。

そうした中、先日ベンチャー企業の社長にお会いしました。その社長は、リモートオフィスを本社のある東京以外に進出する目的で、他の46道府県に調査をかけたようなのですが、高知がIT人材の供給体制を組んでいることをよく知りませんでした。県でも積極的な誘致活動は行っていると思いますが、今回の事案では、残念ながらアプローチ不足もしくはアピール不足が否めないと感じました。やはり、立地条件や通信インフラ整備状況と並び、IT人材の供給体制が整っていることが何より大切なポイントであろうと思います。そういったポイントを踏まえ、対応が急がれます。

そこで質問ですが、今後IT関連企業の誘致や県内企業のデジタル化を推進していくために、IT人材の育成と県内企業への就職に向けてどのように取組を強化していくのか、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

次に、高知県のデジタル化の推進についてお伺いいたします。

この新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本におけるデジタル社会の脆弱性を浮き彫りにしました。その脆弱性を象徴するように何度も報道で取り上げられた事柄に、新型コロナウイルス感染症に感染された方たちの集計方法がありました。現在は改善されたようではありますが、保健所から手書きされた書類がファクスで送ら

れ、それを職員がパソコンに手入力し、その各県の情報をまた国が再集計するという、全く時代遅れの処理方法がなされていることを初めて知りました。

また、全国民一律に10万円を給付した特別定額給付金につきましても、当初オンラインでの申請を推奨したにもかかわらず、マイナンバーカードの再発行の手続が必要となり、最終的には手書き申請のほうが早い等、申請に伴う行政手続に振り回される結果になってしまったことも記憶に新しいところであります。このように、日本のデジタル化がお隣の韓国や台湾に比べ、相当遅れていることは以前から認識しておりましたが、私はこれほど遅れていたのかと非常に驚きました。

さて、このコロナ禍において特に注目されることになったテレワークですが、高知県内では誘致した企業を迎え入れるだけの通信インフラの整備が整っていない市町村があるように思われます。過去にその当時の最新スペックで整備していた通信インフラも技術の進歩とともに陳腐化していきます。このコロナ禍をチャンスと捉え、都会からの企業を迎え入れようとしている自治体にとりましては、この状況は地域の主要施策に関わる、避けて通れない重要な課題でもあります。

そのような技術の進歩、特にこれまでの無線通信環境の歴史を振り返ってみますと、ほぼ10年ごとに大きく進化していることがよく分かります。1990年代に、それまでのアナログ回線から、第2世代と言われるデジタル回線への移行が起こります。世の中では、マイクロソフトのウィンドウズ95が登場し、インターネット時代の幕開けを迎えます。2000年代に入ると、第3世代のデジタル通信サービスが開始され、画像を含むホームページ等が閲覧可能となります。そして、端末も2000年代後半には 아이폰や

アンドロイドを搭載したスマートフォンが発売されます。そして、2010年代には第4世代のLTEが普及し、利用されるコンテンツも静止画から動画へと進んでいきます。そして、2020年代には第5世代と言われる5Gへと進化してきました。

5Gでは、超高速、超低遅延、多数同時接続が可能となり、最初のアナログの時代から考えれば、現在の10ギガビット・パー・セカンドまで、およそ30年間で約100万倍まで通信速度がアップしたことになります。IT企業側も、この通信速度や利用データの増大化に合わせて提供するサービスやソフト開発を加速させ、それを受け入れる自治体も、そうしたサービスに対応できる通信インフラを整えなければ企業が誘致できないという、いたちごっこのような構図が生まれています。

さきに紹介したIT企業の社長にお伺いしたところ、幾つかある企業進出を決定する重要なポイントの一つが、IT人材が比較的容易に確保できるのかということと、その企業が必要とする通信インフラが確実に整備されているのかということでありました。先ほどの商工労働部長への質問からも分かるように、高知県では人材については企業の要望にも応じる形で、しっかりとした人材育成がなされており、さきの社長もそのことを大きく評価しておりました。

そこで質問いたしますが、県としてこうした通信インフラを必要としている市町村をどのように支援していくのか、また現在こうしたIT企業を誘致する際に、最低限必要な通信インフラ能力をどのように捉えておられるのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、現在5Gの整備が都市部を中心に進んでいます。これまで述べてきたように、通信インフラ能力の脆弱な中山間地域ほど、都心部からの人の流れを加速させるために、こういっ

た最先端の整備を積極的に進めるべきと考えます。都会から地方に目が向いたこの現状を踏まえ、国に対して、より積極的に働きかける考えはないか、総務部長にお伺いいたします。

次に、より過密な状況にある東京などの都心部において、国がテレワークを推奨し、できるだけ密を避けるため、混み合う電車での移動を控え、自宅でのテレワーク勤務を要請する事態となったとき、会社内の承認印を押すためだけに出勤する姿がニュースとなり、テレワーク推奨の障害になっていることが話題になりました。これに関しては、依光県議が本年の9月議会に取り上げており、その答弁によれば、国は令和8年に書類の完全電子化を目指しており、県でもそのために準備を進めているということでありました。

県庁内の業務もできるだけ早く電子決裁を進めるべきと考えますが、県では何年頃をめどに進められる予定なのか、総務部長の御所見をお伺いいたします。

次に、私も昨年の12月議会におきまして、AIやRPA等の新たなデジタル技術の活用に関して質問し、これからの県としてのIT化戦略についてお聞きしましたが、企業のデジタル化を推進する以前に、県庁内も大きくデジタル化を進める必要があると感じております。

この質問につきましても、本年の9月議会の依光県議への答弁の中で、県職員によるテレワークについて、環境整備や運用面でのさらなる改善を図り、テレワークの定着を進めると述べられており、テレワーク時には職員の情報共有の円滑化が必要になってくると考えます。さらに、これからは民間企業でもテレワーク等の仕事が増え、訪問先の県庁庁舎内でのミーティング機会が確実に増えてくることが予想されます。そうすれば、必然的に庁舎内でのフリーWi-Fiのニーズも高まってくると考えます。

今こそ、県職員によるテレワーク時の情報共有の円滑化と庁舎内の環境整備について、県庁自らが県内市町村のデジタル化に関するモデル施設としての範を示すべきと考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ウイズコロナ、アフターコロナの観光振興施策についてお伺いいたします。

先日、土佐清水市におきましてワーケーションの体験が行われました。皆様御存じのように、ワーケーションとはワークとバケーションを合体させた造語であります。要は、休暇を取りながら必要なときに働いていただくという戦略であります。このワーケーションという切り口は、日本では始まったばかりですし、この働き方ができるかどうかは、企業がこうした働き方を許すかどうかで決まると思います。いわゆるジョブ型の業務に対してどのように評価をすることができるのか、この成否を決めると言っても過言ではないと考えます。この点につきましては、国や経済界の取組に期待をしつつ、注視をしているところであります。

さらに、このコロナ禍における人々の動態変化は顕著であり、感染リスクの高い都市部から地方へ移動し、自然豊かな観光地で働きたいというニーズをキャッチできるチャンスももたらしたわけであります。

そこで、県では観光振興策として、このワーケーションにどう取り組んでいかれるおつもりなのか、観光振興部長にお伺いいたします。

次に、アフターコロナのインバウンド誘致についてどう考えておられるのかをお聞きいたします。星野リゾート代表の星野社長は著書の中で、およそ28兆円の国内での観光需要のうち4.8兆円がインバウンド分でありその残りが日本人分である、このコロナ禍におけるインバウンドの消失による4.8兆円分をマイクロツーリズムでカバーできると提唱しています。また、日本各

地にあるマイクロツーリズムの市場を掘り起こすことで、ウイズコロナ期の需要をある程度確保できるだけでなく、アフターコロナにおけるリスク分散にもなると指摘しております。

本県でもウイズコロナにおける観光振興の取組として、まずは県民による県内観光の促進、次に近隣県からの誘客といったように、距離的に近いところから段階的に誘客に取り組まれるなど、まさにマイクロツーリズムの実践を行っている段階であろうかと思えます。

さて、肝腎のインバウンドですが、現時点では世界的に国際航空便の再開が見通せない状況とお聞きしていますが、本年6月に日本政策投資銀行が実施したアジアや欧米、オーストラリアの海外旅行経験者を対象とするインターネットによるアンケート調査では、コロナ終息後に訪れたい国として日本の人気が高いようであります。さらに、訪日旅行に期待したいこととして、安全・安心の取組の徹底や、文化や自然の体験アクティビティーの充実が求められているといった結果も示されています。

そこで、今後インバウンド観光が再開し、経済のV字回復を目指せるタイミングが整ったときに、他県の取組に後れを取ることのないよう、今だからこそしっかりと受入れ環境整備やプロモーションなど、ハードとソフトの両面での誘客に向けた準備が必要ではないかと思いますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ウイズコロナ、アフターコロナの教育施策についてであります。

この新型コロナウイルス感染症は、子供たちの教育環境を一変させました。何よりも、子供たちにとりましては、一生の大切な思い出づくりやこれからの友達との関係性を構築する大切な場面である修学旅行そのものが中止になってしまったり、近隣へ行き先を変更することになっ

てしまったり、諸行事等が延期や中止になるなど、一生に一度の貴重な機会を失ってしまうなど、非常に残念な結果になってしまったのではないかと思います。

また、先生方にとりましては、一斉休業に伴う授業時数の確保や感染症対策など、いつもの1年間とは全く違うものになってしまいました。何とか、今年度卒業を迎える子供たちが、少しでも学校生活により思い出を残すことができるように、大変だと思いますが、先生方にももう一踏ん張りを切にお願いしたいと思えます。

さて、今年の令和2年は、日本の教育環境に激変をもたらした一年として記憶にも記録にも残されることになると思えます。文字どおり、明治以来の教育の大変革期になったと思えます。なぜなら、これまでは生まれた年度に合わせて、その学校に通う子供たちが一斉に同じ時間と同じ場所で、さらに同じレベルで教えねばなりませんでした。しかし、アフターコロナの時代は、その子供たちの習熟度に合わせた教育の仕方に変わっていくのだと思えます。

私は、これからの教師に最も望まれることは、単純に教科書どおりの授業を進めるのではなく、子供たち一人一人に、その子供たちに合った学習の仕方を教えることができるのかで、その先生の力量が決まってしまうような、そんな時代が来るのではないかと感じています。コンピューターを使いこなし、自分の関心のある分野について、どう深く学ばせることができるのか、また効率的に正確な情報収集の仕方などを教えられるのか。さらに言えば、子供たちの学びに対するモチベーションを上げ、子供たちが自発的に学びたくなる仕組みをつくり上げることができるのか、アフターコロナ時代の教師の役割であると考えます。

そこで、まずは教育長にお伺いいたします。今述べたような教育の大変革期における教師の

授業の在り方について、どのような御所見をお持ちなのか、教育長にお伺いいたします。

次に、感染予防対策の一環として臨時休業が続く中、注目されたのがオンライン授業でありました。特に、学校の休業期間が続く中、県教委では家庭学習支援動画を提供し、家庭学習の支援を行いました。これは、家庭学習支援動画ライブラリーとして、指導主事が行う授業をインターネット上で公開したものでありますが、現在の動画数は約180本、小中学生及び高校生向けの公開では約5万6,000回の視聴がなされたと伺っております。

そこで、このオンライン学習を実施してみたい課題と可能性についてどのような御所見をお持ちなのか、教育長にお伺いいたします。

また、令和3年4月以降には県オリジナルのデジタル教材を使った学習支援プラットフォームでの新しい学びの形が構築されると伺いました。これは、各教科のドリルや動画教材が現在整備されている端末上で提供され、児童生徒がいつでもどこでも問題を解いたり課題を提出したりすることができるようになる仕組みであります。これにより、授業や放課後児童クラブ等での学習や家庭学習など、活用の場が広がることが想定されます。しかしながら、そこで問題となってくるのが、家庭や放課後児童クラブ等での通信インフラの整備状況であります。

デジタルディバイドと言われる通信インフラの差が、学習機会の差になってはならないと考えておりますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

また、学校以外で学習する場合の情報セキュリティについて、どう維持するのが課題でありますが、この対処方法についても教育長にお伺いいたします。

次に、現在政府においてはSociety5.0に対応した人材を育成していくために、GIGAスクー

ル構想をはじめとして、エドテック、これはエデュケーションとテクノロジーを結合させるといふ新しい考え方によって、先端技術を教育分野へ活用していく方針が取られています。このエドテックの活用を進めることにより期待される効果といたしましては、教育格差の解消、学習効率の向上、グローバル人材の育成、働き方改革の推進などが考えられるわけですが、これらの実現に当たっては、多くの先生方が新たな技能を身につけることが必要だと思います。

今後、学校現場でのこのエドテックの普及に向けてどのような方策を取られていくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、高知県では全国唯一の拠点型の遠隔授業配信センター方式によって、どこの地域、どのような学校規模においても子供たちの希望の進路を実現させるために、遠隔授業に特化した専任の教員を配置し、現在は10校の学校に遠隔で授業を配信していると伺っております。

中山間の学校では、どうしても進学面で不利な状況にあります。そのため、これまでは高等教育を受けるためには、中山間の学校から中心部の学校へ物理的に移動するほかはありませんでした。しかしながら、今後は地元での進学を維持し、地元の高校を守るためにも、この遠隔教育は絶対に必要であると考えます。これは別の見方をするなら、中山間地域の振興策の一つとも考えることができると思います。今後も、10校以外の学校からでも希望があれば、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

さて、先生方の業務もこのコロナ禍の対応など新たな負担も多くなっております。また、学習指導以外にも児童や生徒に関わる業務が多様化し、教員や学校への役割は増加傾向にあると思います。これからの教員研修については、先生方の負担を減らすためにも、移動時間等を削減できるこうしたICTを活用した研修の割合

を拡大していくべきではないかと考えます。

集合形式の研修にも教員同士の交流等、意義があると思いますので、集合形式とICTを活用した研修のバランスを図りつつ、研修における教員の負担軽減を図ることについて教育長の御所見をお伺いいたします。

この項目の最後に、県内でも感染拡大が続く中、今一番不安を抱えているのが、来年早々に高校や大学の入試を控えた御家庭ではないでしょうか。御本人は当然ながら、その御家族も非常に不安な時期を過ごしておられるのではないかと心配になります。

入学試験を受けるだけでもナーバスになりがちな子供たちが、万が一受験生を抱える御家族や本人自らが感染してしまった場合の心理的ケアや物理的ケア、さらには子供さんの入試を無事に終えさせるためのサポートなどが、今年は例年以上に非常に重要であると考えますが、県教委ではどこまでの想定を考え、対処するおつもりであるのか、教育長にお伺いいたします。

次に、ウイズコロナ、アフターコロナの国際人材の育成についてお伺いいたします。

これまでの議会の中で何度も、グローバル人材を育てるためには意識の高い子供たち、やる気のある学生は積極的に海外で勉強できる機会をつくるべきと訴えてまいりました。ありがたいことに、県では様々なプログラムを通して、海外へ子供たちを派遣する機会をつくっていただきました。しかしながら、このコロナ禍は子供たちが海外へ渡航し、異文化に直接触れ、その年代でしか味わえない実体験をするという貴重な機会を奪うことになってしまいました。せっかくのチャンスを楽しみにしていた子供たちにとっては、とても残念な令和2年になってしまったわけです。

そんな中、現地に行けないならズームのようなオンラインツールを使い、直接現地と結び交

流を深めようという動きが起こってきています。これにより、オンラインでの国際交流・理解をもっと身近に感じられるようにもなりました。ある意味、もっと多くの子供たちが直接海外の皆さんと交流の機会を持つことが可能になったと捉えることもできると思います。

このコロナ禍の副産物のようなオンラインツールを利用した国際交流と、実際に海外を訪れる国際交流と、いわゆるハイブリッドのような形でアフターコロナは進めることが可能になったわけであります。イギリスやアメリカではワクチン接種も始まり、このコロナ禍が鎮静化に向かうと信じていたのですが、まだいつになったらこれまでのように直接海外に行けるのかは、誰にも全く予測がつきません。

そこで、あえてこの機をチャンスと捉え、今後のハイブリッド型の国際教育の在り方をこの際模索すべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、さきの問いで、エドテックを利用すれば他校や外国の学校とのオンライン交流も簡単に実施することができるようになるとお話しいたしました。現に私も、このコロナ禍にあつて人の移動が制限される中、高知県の日系移民の歴史について、パラグアイの元高知県人会長の山脇氏と世界各国の方を交えたズームミーティングを通し、実体験についてお話を聞くことができました。これまでは、講師の皆さんをそれぞれの学校が招いての講演会が主流でありましたが、このコロナ禍を通して一般的になったオンラインミーティングを使えば、海外にいる方たちとの交流が簡単に、しかも効率的かつ多くの皆様と同時に与えらるゝと感じたところでした。

高知県を母県と考えておられるこうした日系移民1世の皆様も御高齢となられております。ぜひ、この貴重な体験の記録を後世に引き継ぐ

ためにも、集中的に学校で児童生徒に話を聞かせ、デジタルアーカイブとして保存する機会をつくることを望みますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

また、先日JICAの青年海外協力隊の事務局長と面会をいたしました。青年海外協力隊は、文字どおり海外に若い隊員の皆様を派遣し国際協力を行いながら、日本国としての援助を行う組織であります。当初このコロナ禍で約700人の隊員合格者のうち、一部の方が行き場を失ってしまったとお聞きいたしました。今年度はその状況を鑑み、日本国内の自治体等の受入先に派遣し、まずは日本国内で研修を行ってもらう方法を取り、ひとまずは落ち着いた状況のようであります。

県内でも隊員の候補生3名が2か所の受入先で研修が行われたとお聞きいたしました。通常であれば、彼らは海外での任務が終了すると帰国し、持ち帰った特殊な技能を生かしながら、日本国内で新たな仕事に就かれます。こうした隊員の皆様は海外経験豊富な優秀な方が多く、帰国時には地域おこし協力隊などで、地域活性化のキーマンになっておられる方もたくさんおられます。さらに、多文化共生社会の実現が叫ばれる昨今、彼らのように世界を知り尽くした人材は貴重な存在でもあります。

高知県では、これまでもJICA等との連携は十分に図られておりますが、今回のコロナ禍で発生したような受入れ要請があった場合、市町村とも連携をしながら高知県でも積極的に受け入れるべきと考えます。

このコロナ禍がいつ収束するか見えない中、国への政策提言などを含め、高知県として積極的に取り組むべきと考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 下村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねがございました。

5月の全国的な緊急事態宣言の解除以降、コロナ禍におきます社会経済活動の回復と感染拡大防止の両立という重い命題が課せられております。こうした中、感染状況が比較的落ち着きを見せておりました先月までは、県内での消費喚起あるいは観光客の誘致など、社会経済活動の回復に重きを置いた施策を展開してまいりました。しかしながら、先月来全国的な感染の波、第3波が訪れ、本県でも先月の末以降、感染が急拡大をしております。感染拡大防止に、より重きを置いた対策が必要な段階に移ってまいったと、そういう認識でございます。

こうした状況の下、医療面での対策といたしましては、いわゆる医療崩壊を避けるために、先週末から民間ホテルを借り上げて軽症者を受け入れまして、医療機関の負担軽減に取り組んでおります。また、感染拡大防止の面からは、一昨日飲食店などに対しまして、今月16日から30日までの間、営業時間の短縮に協力いただくように呼びかけをいたしました。飲食店などでは、忘年会シーズンの書き入れどきではありますけれども、これ以上の感染拡大を何としても防がなければならないとの思いから、苦渋の決断に至ったところであります。

さらに、これから年末年始を迎えるに当たります、今後の国の方針あるいは県内の感染状況を見極めながら、他県との往来あるいは帰省に当たっての注意点などを分かりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。

次に、接触確認アプリCOCOAの推奨についてお尋ねがございました。

この接触確認アプリCOCOAは、感染者と濃厚接触した可能性を通知いたしまして、速や

かに保健所のサポートや検査につなげるという形の効果的なアプリであるというふうに認識いたしております。私自身も、厚生労働省からこれが公開されました直後にインストールをしております。

県といたしましても、県民の皆様や事業者の方々に対しまして、県のホームページあるいはテレビ、ラジオを通じました広報などにより、このアプリの周知を図っております。また、各種イベントにおきましても、主催者の御協力をいただきながら、参加された方々へのインストールの呼びかけを行うということなど、アプリの利用者を増やす取組を進めているところであります。しかしながら、全国でのインストール数は伸び悩んでいるということでもございます。さらに多くの方々に利用していただくよう、周知をしていく必要があると考えております。

周知に当たりましては、議員のお話にもありましたように、比較的活発に行動され、スマートフォンの所有率も9割以上とされる50歳代以下の方々へのアプローチが効果的であると考えております。このため、引き続き様々な媒体を使いまして広報に努めますほか、県職員はもとより、こうした年代の方々が多く勤務されます官公庁や企業などへのさらなる働きかけも行っております。また、私自身もあらゆる機会を捉えまして、県民の皆様にご直接呼びかけを行うということを含めまして、利用率の向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、今後県外企業の誘致活動についてどのように対応していく考えかとお尋ねがございました。

今回のコロナ禍を契機といたしまして、働き方やオフィスの在り方などの価値観が変化をし、地方への移転を検討する企業が全国的に増えてきているものと受け止めております。こうした動きは、本県の企業誘致にとりまして強力な追

い風となります。この動きをチャンスと捉えまして、しっかりと取り込んでいく必要があるというふうに考えております。

このため、まずは本年度、地方への移転を検討する企業などの受皿となりますシェアオフィスの整備に取り組んでいるところであります。今後は、さらにこの取組を広げまして、企業の総務部門や経営企画部門などの本社機能の一部、あるいは本社全体の誘致につなげてまいりたいと考えております。その際、コロナ禍の中で誘致活動の在り方自身も変わりつつありますことから、インターネットあるいはデジタル技術を活用した、御指摘のありましたような非接触型の誘致手法も取り入れてまいります。

本県は、全国でトップクラスの支援制度や手厚いアフターフォローによりまして、進出していただいた企業が大きく成長している、そうした実績がございます。このことに加えまして、都市部と比較して通勤時間が短く、自己投資に充てる時間が増えることなど、働き方改革にもつながるといった強みもございます。ウイズコロナ、アフターコロナの時代におきます社会構造の変化に対応しながら、こうした本県の強みや優位性をしっかりと発信することで、さらなる企業誘致の実現につなげてまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、医療関係者や医療機関への支援についてお尋ねがありました。

本年2月末に最初の感染者が確認されて以来、そしてここに来て急激に感染が拡大して一層緊張感が高まる中であっても、県内の医療機関、医療従事者の皆さんの懸命な御尽力に支えられ、感染者の早期診断や必要な入院医療が確保されております。しかしながら、一方で患者の受診控えによる医業収入の減少や、感染対策

の充実に要する経費の増加等により、医療機関の経営には大きな影響が生じています。

そのため、県としましてはこの間、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などを活用し、病床確保に係る費用のほか、感染対策のための設備整備などの費用への支援や、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等の処遇改善に係る支援などを行ってまいりました。

一方、昨日閣議決定された国の第3次補正予算案には、緊急包括支援交付金を増額し、重点医療機関等の病床確保や宿泊療養施設への支援、また小児科や感染症から回復した回復患者の転院支援に係る診療報酬の特例措置、さらに医療機関の感染拡大防止や資金繰りへの支援などが盛り込まれました。

県としましては、この国の第3次補正予算の内容について、医療機関の御意見もお伺いしつつ、さらに必要であれば、医療機関の経営悪化に歯止めをかけるよう、全国知事会等とも連携して、診療報酬の引上げも含めて今後とも継続的に政策提言してまいります。

次に、接触確認アプリCOCOAを通じて陽性者との接触が確認された後のPCR検査などの流れについてお尋ねがありました。

COCOAにより陽性者との接触可能性が通知された場合、アプリ内の表示により、まずは新型コロナウイルス健康相談センターに連絡いただくよう案内がなされます。健康相談センターに連絡いただきますと、症状がある、または症状がなくとも陽性者との接触の心当たりがあるなどして検査を希望される場合は、その旨健康相談センターから保健所に伝えますので、その後は保健所が窓口となり、帰国者・接触者外来での受診を調整の上、検査を受けていただくこととなります。

なお、症状がなく、陽性者との接触の心当た

りもないなど検査を希望されない場合は、ふだんどおりの生活をしていただいで差し支えありません。ただし、体調に変化があった場合には、速やかに医療機関に御相談いただくようお願いしております。

より多くの方がこのアプリを利用することで、保健所による陽性者からの聞き取りのみでは把握できなかった接触者の把握の可能性は広がり、感染拡大防止に効果を発揮していくと期待しております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) IT人材の育成と県内企業への就職に向けた対応についてお尋ねがありました。

県では、IT関連企業の誘致やデジタル技術を活用した課題解決型産業創出の取組を推進するため、平成30年度にIT・コンテンツアカデミーを開設し、IT人材を育成する取組を進めてまいりました。

アカデミーでは、デジタル技術のトレンドなどを学ぶ入門的な講座から、民間のプログラミングスクールと連携してエンジニアを育成するための実践的な講座まで、様々な内容の講座を実施しております。中でも、企業の即戦力となる人材を育成するプログラミング講座では、これまでの2年間で合計63名が受講し、規模を3講座に拡大した本年度は64名が受講しております。これらの講座においては、就職を希望する受講生とIT企業とのマッチングや、県内IT企業でのインターンシップなど、受講生を就職につなげるための取組も行っております。

デジタルに関する知識やスキルを有する人材を育成することは、IT関連企業の誘致に加え、県内企業のデジタル化を推進するためにも必要であります。このため、本年9月補正予算において、企業の中でデジタル化の推進役となる人材を育成する講座や、中小企業の経営者に接す

る機会が多い商工会の経営指導員などにデジタル化の意義や効果を学んでもらう講座も新設したところです。

今後とも、企業側のニーズや社会的な動向を踏まえた上で、これからのデジタル社会に必要な人材の育成、県内企業への就職、IT関連企業のさらなる誘致、加えてこうした取組を通じた県内企業全体のデジタル化の推進に向け、取組を強化してまいります。

(総務部長井上浩之君登壇)

○総務部長(井上浩之君) まず、デジタル化の推進に関連して、市町村の通信インフラ整備への支援とIT企業の誘致に向けた通信インフラ能力、そして国への働きかけについてお尋ねがありました。関連いたしますので、併せてお答えをさせていただきます。

都市部から企業を誘致するためには、ウェブ会議や映像の送受信をスムーズに行うことができる大容量の通信インフラとして、最低限光ファイバーの整備が不可欠だと考えております。このため、国の補助事業を活用して新たに光ファイバーを整備する市町村に対しまして、県独自の交付金を設け支援を行っておるところであります。

特に、今年度はコロナ禍に対応するため、国の補正予算において、従来より手厚い支援が受けられるようになったことから、市町村に対し補助事業の活用を促してまいりました。この国の支援にさらに県の上乗せも行った結果、未整備の地域が残る15市町村のうち9市町において整備が行われることとなりました。

一方で、既に光ファイバーを整備している市町村においても、設備の能力が現在の通信需要に対応できていない、つまり通信速度が遅いといった課題もあります。このため、来年度に向け通信環境のグレードアップが必要な市町村への県の支援策につきましても検討を進めている

ところであります。

さらに、今後は整備した光ファイバーを活用し、中山間地域の課題解決に向けて欠かせない5Gの導入を進め、最先端の通信環境を構築していく必要があると考えております。このため、これまでも国に対し財政支援、税制支援の充実などを提言してまいりましたけれども、地方への新しい人の流れを確実につかむためにも、中山間地域にこそ5Gが必要不可欠なインフラであるということを強く訴えるなど、これまで以上に国に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、県庁内の業務における電子決裁の導入のめどについてお尋ねがありました。

県では来年度予算において、まずはシステム上でファイルを添付せず決裁のみを行うという、簡易な電子決裁システムを構築してまいりたいというふうに考えておるところでございます。ただ、完全な電子決裁の導入に向けましては、附属する書類の完全電子化が必要となってまいります。

県としましては、国と合わせて2026年をめどに完全電子化を進めていきたいと考えておりますけれども、法令で書面提出が義務づけられていれば、その書類を職員がスキャンして電子データ化するといった新たな業務が発生いたしますし、国において公文書の長期保存への対応、すなわち電子媒体として統一するのか、あるいは紙を基本とするのかといったことがまだ定められていないといった課題もあるところであります。このため、引き続き国の書類の完全電子化の検討状況、こちらのほうを注視しながら、できるだけ早い時期の完全な電子決裁の導入に向けて取組は進めてまいりたいと考えております。

最後に、県職員によるテレワーク時の情報共有と庁舎内の環境整備についてのお尋ねがありました。

テレワークを行う際は、職員間の意思疎通はもとより、作業の進捗状況の管理などを行うため、情報共有が非常に重要であると考えております。このための解決策の一つといたしまして、スケジュールの共有、ショートメッセージによるいわゆるチャット等の機能を備えたグループウェアをこの11月から導入しております。さらに、業務ができる場所につきましても、自宅のみならず、外出先での作業を可能とするため、携帯電話回線を使用するタブレット端末につきまして、今月から100台を導入し、さらに来年2月には100台を追加することといたしております。

加えて、今後は定期的なテレワーク推進期間を実施するなど、こうしたツールの利便性を職員が実際に体感することで、テレワークの普及を図っていくこととしております。こうした取組を通じまして、県が市町村のデジタルシフトに向けたモデルとなるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、お話にありました県庁舎内のフリーWi-Fiにつきましても、現在のところ本庁舎1階ロビー及び県民室に設置し、来庁の皆様にご利用いただいております。今後は、利用者の皆様の御意見等も踏まえながら、さらなる拡充に向けて検討を進めてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、観光振興策としてワーケーションにどう取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

コロナ禍を契機として、自然豊かな地方の観光地で滞在しながら、仕事と休暇を両立するワーケーションへの関心が高まっております。こうした新たなニーズへの対応は、観光入り込み客数の増加につながることや、現在進めております滞在型の観光地域づくりにも弾みがつくことが期待されます。県としましては、観光地でも仕事ができるよう、宿泊施設やキャンプ場など

において、ワークスペースやWi-Fiなどの受入れ環境の整備を進めながら、ワーケーションの誘致を大いに進めていきたいと考えております。

誘致に当たりましては、1つは企業、もう一つはフリーランスの方など個人事業者という2つのターゲットを想定し、モデルとなるプランづくりや、セールスポモーションを展開したいと考えています。

まず、プランづくりにおいて企業向けには、例えば社員研修において、平日は屋外のフィールドワークに充て、週末はチームでラフティングを楽しんでいただくといったプランを企画したいと考えています。また、個人事業者向けには、例えば午前中はテレワークで働き、午後は家族と共にサイクリングやダイビングを楽しんでいただくといったプランを企画したいと考えています。

そして、ターゲットを誘致するためのセールスポモーションに関しては、観光コンベンション協会が行う旅行会社へのセールス活動や、大学、企業などへの学会、各種会議の誘致活動に併せてプランを提案してまいります。加えて、新たに開設するウェブサイトや、これと連動したSNSによる情報発信などの取組も進めてまいります。

今後は、モニターツアーの実施も通じまして、本県の受入れ環境をPRするとともに、ターゲットのニーズの把握により、利便性の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、インバウンド観光の再開に向けた準備についてお尋ねがございました。

外国人観光客の誘致に向けましては、県としても国際的な人の往来の再開を見据えながら、しっかりと受入れ環境の整備やプロモーションなどを進めたいと考えています。その際には、議員のお話にあったように、安全・安心を提供

することをはじめ、自然や文化体験へのニーズの高まりにも対応できるように取り組んでまいりたいと考えています。

まず、受入れ環境の整備につきましては、観光関連事業者が行う感染防止対策が早期に進みますよう、飛沫防止の仕切りや、換気設備の整備などに財政支援を行っております。また、自然や文化資源を生かした体験観光の磨き上げでは、Wi-Fiの整備や多言語表記など、インバウンドの受入れを念頭に置いて、ハード面での整備も進めています。

次に、プロモーションにつきましては、本県の魅力である自然や文化体験などをテーマとした動画を制作したところであり、現在重点市場の訪日旅行関心層に向けて、ダイレクトにインターネット配信する準備を進めております。また、こうした準備に併せて、関西圏との経済連携の下で、新たな観光ルートの開発と、旅行会社へのセールスやメディアへのプロモーションにも取り組んでまいりたいと考えています。

加えて、来年秋に日本で、海外の富裕層に人気が高いアドベンチャーツーリズムに関する商談会や体験ツアーなどが開催される予定です。この機会を捉えて、本県の自然や文化体験などを生かした商品を海外に売り込みたいと考えています。このようにインバウンド観光の再開を見据え、受入れ環境の整備やプロモーションなど、誘客に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教育の大変革期における教師の授業の在り方についてお尋ねがございました。

変化の激しいこれからの社会では、ICTを有効に使い、多様な情報やデータを収集・分析して課題解決を図る力や、他者と協働して新たな価値を創造する力が求められます。教員は、

このような力を子供たちに育むため、自らも社会の変化をしっかりと見極めつつ、積極的かつ継続的に新しい知識、技能を学び続けることが必要です。また、子供たちが興味、関心のあることについて、コンピューター等を効果的に活用して主体的に調べ、追求していくような態度や能力を育む授業を創造する力量も求められています。

本県では、このような教員のICT活用指導力の向上を図るため、現在小学校教員を対象とした情報教育を推進するリーダー教員の養成に取り組むとともに、ICT活用技術の習得を図り、また先進的なICT活用事例から学ぶ研修会を開催しております。この中において、民間企業の協力も得て、プログラミング教育についての理論と授業実践についての学習を行い、ICT活用指導力の向上を図っているところでございます。

今後は、小中学校において1人に1台のタブレット端末が整備されますことから、子供たちがICTを日常的に活用して情報を収集したり考えを表現したりする学習や、ICTを活用して見方、考え方を深める学びを実践するための教科ごとの授業づくり講座を開催し、教員の指導力を高めてまいります。

また、高等学校においては、GIGAスクールサポーターやICT支援員等の外部人材と連携して、教員の授業におけるICT活用能力の向上を図るとともに、ICTを活用した授業について、指定校を中心に実践研究し、その取組を他校へ普及していくこととしております。これらの取組を通して、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けたICTの積極的な活用など、これからの時代に必要とされる教育に対応した教員を育成していきたいと考えております。

次に、オンライン学習を実践した上での課題

と可能性についてお尋ねがございました。

まず、県教育委員会の作成した家庭学習支援動画の効果と課題について、臨時休業明けの5月に調査を行いました。その中には動画を見ながら自分で勉強しており、学習習慣を育む一助になっているや、予習、復習に役立っているとの声があり、学習支援動画は子供の理解を助け、学習習慣の定着に有効なものと考えております。

一方で、動画の本数が少ないや、児童生徒の学習意欲を高める内容を望むといった課題も挙げられました。こうしたことから、学習内容の解説のみでなく、疑問や問いを持たせる課題や、発展的な学びを提示し、興味、関心を喚起する内容を取り入れるなど、質的改善を図りながら学習支援動画の配信を進めてきております。

しかしながら、学校再開以降は学習支援動画の視聴率があまり伸びていないため、授業や家庭学習での学習支援動画の効果的な活用方法について周知していく必要があると考えております。

また、今後は個々の児童生徒の学びに合わせて学習支援動画を活用し、理解を深めるために、現在県が構築しております学習支援プラットフォームにおいても、学習支援動画と単元テストなどを関連させて利用できるようにしたいと考えております。

さらに、文部科学省の子供の学び応援サイトも活用することで、授業においては学習への理解と興味を深めるとともに、自ら学びたいときに学びたいものを学べる環境を構築し、本県の課題となっております家庭学習の量や質の充実にもつなげていきたいというふうに考えております。

次に、家庭や放課後児童クラブの通信インフラについてお尋ねがありました。

1人1台端末環境の実現と、9月議会において議決いただきました補正予算によります学習

支援プラットフォームの構築により、児童生徒が自らの学習進度等に応じて学ぶことができる環境が全国に先んじて実現できるものと考えております。また、タブレット端末を自宅等へ持ち帰ることができれば、学びたいときに学べるようになり、学力の定着に加えて、本県の課題である家庭学習時間の延長や、学習意欲の向上にも効果があるというふうに考えております。

一方で、自宅や放課後児童クラブでは、通信環境が十分でない場合もありますことから、まず経済的に厳しい家庭に対しては、県及び各市町村において国の補助金を活用し、モバイルルーターの貸出しや通信費の支援を実施する体制を整えているところでございます。

放課後児童クラブにつきましては、昨日閣議決定されました厚生労働省の第3次補正予算におきまして、放課後児童クラブに要する施設について、Wi-Fi化も含めICT化に関する支援経費が盛り込まれていることから、これらの活用についても積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

加えて、学習支援プラットフォームを構築するに当たっては、通信環境の課題にも一定程度対応が可能となるよう、仕様書にオフライン環境での対応の項目を盛り込んでいるところでございます。現在、事業者の選定手続を行っている段階であり、今後具体化に向けた協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、学校外での学習の際の情報セキュリティについてお尋ねがありました。

現在、各学校でインターネットに接続する際には、県の教育ネットシステムによるフィルタリング等によって、県内は統一してウイルス対策も含め、安全・安心な利用環境を確保しているところですが、議員の御指摘のとおり、今後は学校以外で利用する場面でのセキュリティの確保が重要となります。

県教育委員会としましては、タブレット端末の持ち帰り等にも対応できるよう、利用する場所を問わず、インターネット上の各サイト等にアクセスする前に、ウイルス対策やフィルタリング等を行う仕組みとして、クラウド型のフィルタリングの導入を検討しているところです。導入に際しては、市町村ごとの契約が原則となりますが、スケールメリットを生かした有利な契約が可能となるよう、県教育委員会において仕様を作成した上で、合同入札の手続を行うこととしており、現在各市町村との導入に向けた協議を進めているところでございます。

次に、エドテックの学校現場への普及に向けた取組についてお尋ねがありました。

タブレット端末や遠隔教育システムなどの先端技術を教育に活用していくことにより、学びの可能性を広げ、一人一人に最適な教育を実現していくことが期待されます。

本年度よりスタートしました第2期の教育大綱では、デジタル社会に向けた教育の推進を新たな柱として掲げ、先端技術の活用による学びの個別最適化に取り組むこととしております。具体的には、義務教育段階では小学校のプログラミング教育に対応するため、今年度から推進のためのリーダーを養成しており、今後3年間で計38名を養成する予定です。このリーダーの取組や研究の成果については、県教育委員会のホームページ等を通じて発信してまいります。また、ICTを効果的に活用した授業の在り方については、授業づくり講座の中で研究を進めているところです。

高等学校では、遠隔教育システムを活用し、中山間地域の小規模校等で生徒の進路希望に応じた進学指導等が受けられるようにするとともに、拠点となる学校を指定し、AIドリルの授業での活用などの研究、実践を進めているところです。

これらの取組を通じて、学校現場での活用場面を増やし、多くの教員が先端技術を活用し、その効果を実感できるよう取り組んでいるところですが、特に本年度は国のGIGAスクール構想の実現により、小中学校等で1人1台環境が実現するなど、学校のICT環境が大きく進歩しております。

こうした状況を踏まえ、今後は学習支援プラットフォームを活用した、算数・数学及び英語の授業と家庭学習のサイクル化や不登校児童生徒に対する学習支援の充実、そして特別支援学校における1人1台タブレットの音声読み上げ機能等を活用した障害の特性に応じた個別支援の充実、そして民間事業者と連携した教員向けの操作研修の実施、4つとして各市町村に対するICT支援員の人材確保に向けた支援等に取り組むこととしており、学校現場における先端技術の利用を様々な面からしっかりとサポートしてまいります。

次に、教員研修の負担軽減についてお尋ねがございました。

学校における働き方改革を推進するため、本年度の教員研修については、受講が必須となる研修のうち集合形式の研修を前年度に比べて約2割削減する計画としておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休業等の遅れを取り戻す観点と、教職員が子供と向き合う時間を確保する観点から一層の削減に取り組み、当初計画からさらに約15%をオンライン研修に切り替え、約35%を廃止することで、集合研修を約半分に削減いたしました。オンライン研修について、受講者のアンケートによりますと、自分のペースで繰り返し受講することができたなどという肯定的な意見が見られました。

また、西部の大方高校や東部の中芸高校といった遠隔教室の受信拠点に教育センターの研修を

配信する遠隔研修につきましても、移動時間の削減等に資するものと考えております。

一方で、初任者などからは、教員間の交流が持てないことで不安を抱えているなどの声があり、集合形式の研修についてのニーズも引き続きあるものと考えております。

今後、県教育委員会に設置しております研修企画委員会においてさらに検討を重ねまして、集合研修とオンライン研修、遠隔研修をベストミックスさせながら、教員の負担軽減も念頭に、さらに効果的、効率的な研修計画を策定してまいります。

次に、受験生やその家族が感染した場合の心理的ケアや物理的ケア、入試を無事に終えるためのサポートなどについてお尋ねがございました。

今般のコロナ禍において、特に受験を控えた中高生や、感染または濃厚接触者となった中高生に対し、関係機関や保護者とも連携し、心のケアに努めることは大変重要です。来年度の大学入試につきましては、大学入学共通テストや各大学の個別試験における感染症対策が示されており、県教育委員会は、文部科学省からの通知などを各高校に周知し、教員が各生徒をきめ細やかにサポートできるよう支援しております。

また、来年3月に実施される本県の高校入試では、8月には市町村教育委員会連合会の役員会に、再度の感染拡大に備えた対応案を提示するなど、事前の準備を開始しております。11月には、主に3学期に学習する内容を学力検査の出題範囲から除外することを決定し、通知したところです。加えて、受検会場については、密を防ぐため検査室の受検人数を例年の2分の1の20人程度とするなど、感染リスクを軽減するための対策を実施することといたしました。

高校の入学選抜を公正に実施するためには、感染状況が相当に悪化した場合でも、何らかの

検査、いわゆる試験を実施する必要がありますので、そういった状況となった際には、受検生の市町村間の移動、広域の移動を抑えるため、志望する高校にかかわらず住所地にある県立高校で受検することに加え、県立高校が設置されていない町村などでは地元の中学校で受検することや、面接等の実施の有無などについての検討も進めております。1月までには感染状況などを見極め、高校入試の実施方法を示し、子供たちが不安なく高校入試に臨むことができるよう取り組んでまいります。

最後に、今後のハイブリッド型の国際教育の在り方についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、平成28年度からできるだけ多くの生徒が海外体験をできるよう、各公立高等学校から参加可能な高知県海外派遣プログラムを実施し、昨年度までに延べ77名が参加をしております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各学校で企画されたものも含めて、全ての海外渡航研修を中止することとなりました。しかし、こうした状況下におきましても、室戸高等学校や大方高等学校などでは、オンラインによりオーストラリアやトルコの生徒と、防災などのテーマに沿った意見交換を行うなどの交流を行い、文化や考え方の違いを知ることができたや、外国を身近に感じたなどの感想が聞かれ、一定の効果がありました。

このようなことから、今後ウイズコロナにおけるオンライン会議システムを活用した海外との交流事例について、各校や海外交流に力を入れている大学などから情報を集め情報提供し、より効果的にオンラインでの海外の生徒との交流ができるよう取り組んでまいります。

海外に赴き、実際にコミュニケーションを図り、異文化に直接触れるなど、高校生のとときに

こうした経験をすることは大変有意義であると考えております。安全な渡航が可能となりましたら、県教育委員会主催の海外派遣プログラムの実施や、国際交流団体などが実施する留学プログラムの紹介など、生徒の海外研修の機会を設けたいというふうに考えております。

加えて、オンラインであれば日頃から海外と交流することも可能となりますので、海外研修の事前、事後の学習における活用など、現地訪問とオンラインを組み合わせた海外研修のさらなる充実を図ることにより、国際教育を推進してまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まず、本県から南米などに移住された移民1世の方々と学校とのオンライン交流についてお尋ねがございました。

戦前・戦後を通じ、本県からは多くの方々からパラグアイをはじめとする南米などの国々に移住され、南米については現在も4つの高知県人会と本県との交流が続いております。我が国とは異なる文化、社会の中で過ごされ、今日の日系人社会の礎を築かれた移民1世の方々は、大変貴重な体験をされておられます。本県の児童生徒にとりましても、そうした方々のお話をお聞きすることは、国際理解を深める上でのよい機会になるものと考えております。

現在、県では高知県国際交流協会と共に、県内の学校からの要請に応じ、本県にお住まいの外国人の方々などを講師として学校に派遣し、児童生徒との交流を通じて多文化理解を促進する出前講座を行っております。この取組につきましては、オンライン交流の形式により、移民1世の方々による現地からの講演とすることも可能であり、学校からの要請をいただければ、海外の高知県人会を通じ、実施に向けた調整を行いますとともに、講演を録画するなどデジタ

ルアーカイブとして保存し、今後の出前講座などでの活用も図ってまいります。

次に、派遣待機中の青年海外協力隊員の本県での受入れについてお尋ねがございました。

青年海外協力隊員の方々は、高い志と世界に貢献する気概を持たれ、その技術や知識を生かして、派遣された地域の経済、社会の発展のため、現地の人々と一体となって活動されています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、青年海外協力隊事業を所管するJICA——国際協力機構から一時帰国や派遣の延期を指示され、国内での待機を余儀なくされている隊員の方々が多くいらっしゃると思います。

議員のお話にありましたように、本県においてそうした待機中の隊員の方々を県や市町村、その他関係団体などで受け入れ、地域での活動などを体験していただくことができれば、その後海外での豊富な経験を積まれ帰国された際に、それらの方々が本県での活躍を選択することにもつながるのではないかと期待されると思います。このため、待機中の隊員の方々の受入れの仕組みづくりなどにつきまして、まずはJICAとの協議を行ってまいりたいと考えております。

○6番（下村勝幸君） 本当に御丁寧かつ全体的に前向きな御答弁ありがとうございました。2問目は行いません。

尾崎前知事の時代に、高知は大家族やきというキャンペーンを行いました。家庭には大なり小なり様々な試練に襲われることがあります。私は、今高知家はこれまで経験したことのないような厳しい試練に襲われていると思います。本県でも連日感染者数が過去最大を更新する中、昨日は宿毛市で高病原性鳥インフルエンザが確認をされました。これに県では各部局から職員が動員され、殺処分にあたるとお聞きをし

ております。こうしたときだからこそ、家族が一致団結し、そして家族で支え合わねばなりません。

冒頭、経済を回しながら感染を防止するという非常に難しい課題への挑戦について知事にお尋ねをいたしました。COCOAのお話もいたしましたが、この緊急事態を乗り越えるためには、考えられ得るアイデアを総動員して乗り越えなければなりません。苦境に立たされる飲食業をどう支援するのか、また町の経済をどう維持していくのか、本当に難しい課題ばかりだと思います。しかし、家族で助け合えば、私は乗り越えられない試練はないと信じております。必ずまた1年前のように大皿を囲める日が来ると信じて、みんなで頑張ってまいりましょう。

以上で一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩



午後1時再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は日本共産党の立場から、早速質問に入らせていただきます。

まず、男女共同参画、ジェンダー平等の推進についてお伺いをいたします。

現在、県は、令和3年度から5か年にかかるこうち男女共同参画プランの改定案を提示し、意見公募を行っています。また、このプランの策定の検討と並行して、現在内閣府の審議会で、

第5次男女共同参画基本計画案が議論をされています。日本社会はコロナ禍で転換点を迎えており、この計画への期待と注目はかつてなく大きいものがあります。真っ先に職を失う女性の非正規雇用労働者、医療や保育などで働く女性の劣悪な待遇、子育てや介護の負担の集中、性暴力の多発など、日本の女性施策の遅れがあぶり出されており、世界から大きく立ち後れているジェンダー平等に、政府が責任を持って取り組む姿勢と施策を明確に打ち出す必要があります。

しかし、基本計画の原案には、ジェンダー平等への目標が後退している点も見られます。政府は2015年の国連女性の地位委員会で、2030年までに指導的立場の半分を女性にとり、203050目標に合意をしています。それに先立つ2005年には、202030、つまり本年中に指導的立場の30%を女性にとり目標を掲げていましたが、17年間たった今も達成ができておらず、政府としての責任も原因分析も不十分なまま、目標の先送りをしています。様々なハードルがある中だからこそ、まず指導的立場に女性を多く参画させることが、社会のシステムを変化させる原動力となります。

知事は、本県の男女共同参画推進本部長として、203050目標の重要性についてどのように認識をされておられるか、また本県でのプランの見直しに当たり、指導的立場への女性の参画について目標設定をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

県として、知事部局における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画において、管理職における女性職員の割合を10%以上にすると目標で、既に達成がされています。さらなる目標の引上げを検討すべきと思いますが、知事にお伺いをいたします。

また、基本計画の議論の中でも注目をされている課題として、選択的夫婦別姓制度の導入をどのように位置づけるかが国会審議も含めた議論となっています。今日、この導入については原案に、国会において速やかに議論が進められることを期待しつつ、政府においても必要な対応を進めると述べられていました。12月8日、自由民主党の内閣第一部会と女性活躍推進特別委員会の合同会議では、制度導入に前向きと取れるなど、記述に反対する意見が相次ぎ、原案の了承が見送られています。

そして、昨日の会議では、選択的夫婦別姓という文言そのものを削除したという報道に触れ、本当に大きな落胆と怒りの思いがいたします。世界の中でも同姓を強要している国は、既に日本だけという状況です。婚姻による同姓の強要は、女性の地位向上の見地からも見直すべきと考えます。

知事は、選択的夫婦別姓制度をどのように評価しておられるのか、御所見をお聞かせください。

次期こうち男女共同参画プラン案では、高知県が目指すべき姿として、「性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県」を掲げ、「女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる高知県を目指します。」とうたっています。

そのプラン案に関わる課題として、非正規雇用の問題があります。プラン案には、現状と課題の項目で就業の状況が示されています。重要ですので、少し長いですが引用をいたします。

「高知県は全国と比べて、結婚、出産後も働き続ける女性の割合が高いものの、平成29年に総務省統計局が行った「就業構造基本調査」のパートタイムなど非正規雇用労働者の割合では、女

性が男性の約2.3倍となっています。その背景には、出産・子育てにかかる期間が女性の働き方に大きな影響を与えていることや、事業主の側に女性の能力を積極的に活かしていこうとする意識が十分でないこと、また、働き手や稼ぎ手は男性であるという、固定的な性別役割分担意識が残っていることなどがあると思われまます。すべての労働者が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮し、多様でかつ柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を進めていく必要があります。」との記述です。

非常に重要な指摘だと思えます。相対的貧困率もほとんどの年齢において、男性よりも女性のほうが高いことも指摘をされています。コロナ禍において、全国で女性の自殺率が急増している背景には、女性における非正規雇用の割合の高さが原因の一つと考えられており、まさに命に関わる問題となっています。この状況を改善し、女性が正規雇用で安定して働けるよう取組を進めなければなりません。厚生労働省においても、非正規雇用の労働者を雇用する事業主に、正規雇用化など処遇改善への支援制度を打ち出しています。

女性の非正規雇用の問題を考えるときに避けて通れないのは、いわゆる官製ワーキングプア、公務職場における非正規労働者の問題です。県の職員として、非正規・会計年度任用職員として働いている方々の職種ごとを見ても、男女比に大きな偏りがあることが分かります。

県のそれぞれの業務での会計年度任用職員における女性の比率は、一般事務職員83%、看護師92.6%、教員・講師は43.0%、図書館員は100%、女性相談支援センター相談員100%、高知県立消費生活センター相談員75%、高知県思春期相談センター相談員はお一人で100%となっています。県行政の多くの職場で、非正規公務労働を女性が担っている実態が見て取れます。

プラン案では、さきに引用したとおり、非正規雇用において女性が多い背景に、事業主の側に女性の能力を積極的に活かしていこうとする意識が十分でないこと、また、働き手や稼ぎ手は男性であるという、固定的な性別役割分担意識が残っていると思われると指摘をしています。

そうした指摘がされている本県の実態に対する県の取組について、男女共同参画プランを所管する文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

県の非正規職員、会計年度任用職員の中には、その専門性、業務の継続性に照らして、本来は常勤の正規職員として採用すべき方々が多数おられるものと考えます。女性活躍推進法では、令和4年から常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に、一般事業主行動計画の策定が義務づけられています。民間企業に範を示し、社会全体の男女共同参画を推進するためには、行政が率先して行動する必要があることは言うまでもありません。

公務職場において、非正規職員を正規職員化していくという具体的な行動が求められています。非正規職員において女性比率が高い現状を見れば、この非正規職員を正規職員にしていくことで、より多くの女性が安定した働き方に移行することとなり、女性の貧困率の改善、社会全体のジェンダーの偏りを是正することにもつながります。

県として、会計年度任用職員を正規職員化することを、数値目標を持って取り組む必要があると考えますが、総務部長にお聞きをいたします。

次に、コロナ禍における相談体制について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大が多くの女性、特に未成年の子供を持つ女性を直撃しています。内閣府に設置された、コロナ下の女性への影響

と課題に関する研究会も11月、支援や相談体制の強化などを政府に求める緊急提言を出しました。コロナに対しジェンダーの視点で解決を図ることが一層重要になっています。世界的に見て、コロナ禍は貧困、差別などの影響を受ける社会の弱いところで被害が多く出ています。コロナは、日本の弱点の一つが女性の社会的な地位だということを改めて浮き彫りにしています。コロナ対策で女性を取り残されることがあってはなりません。

今春、国連女性機関は、ジェンダー視点の対策は女性のみならず、社会の全ての構成員による結果をもたらすと強調いたしました。具体的な対策では、雇用・経済面では、複数回の持続化給付金やコロナ禍終了までの雇用調整助成金の特例の延長、営業自粛要請は補償とセットで行う、医療や介護事業者などの減収補填が重要です。この点は、重ねて強く要望しておきます。

今回取り上げたいのは、相談体制の問題です。貧困研究者として子供の虐待問題に長く関わってきた松本伊智朗北海道大学教授は、虐待について、貧困の中で人が苦しい思いをする結果の一つとして考えるべきと、広く社会の在り方として捉えるとともに、実践の現場では困難が集中している人ほど支援につながりにくい状況があると指摘をしています。

情報の周知、公的制度の使い勝手の問題、いろいろと要因はありますが、助けてもらう人は自分でできなかった人だという自己責任論の内面化によって、支援を受けることを抑制させていることが、困難を見えにくくしている大きな問題と指摘をしています。この指摘は、虐待防止だけにとどまらない、生きることへの困難を抱えている人に対する支援を考える上で、普遍的な重要性を持っていると考えます。

相談のしやすい、体制も充実し専門性を確保した相談窓口を築いていくことが極めて大事で

す。松本教授は、そのためには職員を正職員化し、きちんと身分を保障し、研修など専門性を高めていける体制にすることこそ、そして自治体の中で、社会福祉の専門集団をつくり育てていく人事ルートを確立する必要があると指摘をしています。

先日、ドメスティックバイオレンスの被害者たちを支える婦人相談員について、やりがい搾取という記事が中国新聞で配信をされました。少し紹介をすると、「勤務は週30時間。時間外の相談は全てボランティアだ。夫に隠れて深夜にしかやり取りできない人も多い。家を出て経済的に大丈夫かな、連れ戻されるのが怖い、時間を問わず不安の声を受け止める。命がかかっている、相手の人生に寄り添う覚悟でやっていますと話す。」「知識を得るために、全国各地の勉強会に参加をしてきた。でも、経費は使えない。休みを潰し自費で出かける。手取りは月約10万円ほど。費用を捻出するために、飲食店のアルバイトと電話相談員のトリプルワークをしている。」「最前線で経験を積んできた。なのに自分の足元はおぼつかないまま。最近つくづく思う。これってやりがい搾取じゃない?」「自分たちが燃え尽きたらどうなるんでしょう」と疑問、危機感を感じるという内容です。

本県でも、これまで処遇の改善などにも取り組んできましたが、相談業務の多くは会計年度任用職員が担っている現状です。自殺や虐待防止、DV対策をはじめ生活困窮と関連も強い、これらの問題での相談業務は、正職員で専門性を継続して蓄積していける体制、その仕事の重要性にふさわしい処遇を行うべきと思います。

県行政には様々な相談業務がありますが、男女共同参画を担う立場も含め、女性相談支援センターを所管する文化生活スポーツ部長に、相談業務の重要性と相談員の正規職員化についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

この項の最後に、直面する課題として、年末年始の各相談窓口の体制について伺います。私たちも、暮らしあったか相談会や相談に対応する体制を取っていますが、新型コロナウイルスの感染が再拡大している中で、この年末年始は例年とは大きく様相が異なり、経済的にも精神的にも追い詰められる方々が増加することが予想をされています。県行政としてどのような体制を取るおつもりか、知事にお伺いをいたします。

次に、同性パートナーシップ制度の導入についてお伺いをいたします。

世界で大きく前進をしている、性的マイノリティと言われるLGBTQの方々の人権保障について、日本共産党として再三本議会でも取り上げてまいりました。昨年の12月議会での、男女の組合せに限らない婚姻制度についての中根議員の質問に対し、知事は、婚姻制度の在り方については国政の場でよく議論していただく問題とお答えになり、御自身のお考えを明らかにされてはいません。また、この法整備が進まない中、実質的に婚姻関係として認め、自治体におけるパートナーシップ制度の導入についても、性的指向・性自認に対します県民の理解が進んでいくということが、まずは必要だと考えていますと答弁をされ、研修や啓発を行うという答弁にとどまっています。

令和元年度男女共同参画社会に関する県民意識調査では、性的少数者、いわゆるLGBTなどについての内容を知っているが43%、性的少数者の方が自ら告白するという意味のカミングアウトについて、内容を知っていると答えた方が49%で約半数となっています。その存在についての認知がここまで進んでいる状況、そして当事者の皆さんが社会にその存在の認知と人権保障を求めて活動をされている現状を見たとき、研修や啓発に取り組むという姿勢では不十分だ

と指摘せざるを得ません。

去る11月24日、高知市は多様な性の在り方を認め合う姿勢を目指し、高知市にじいろのまち宣言をいたしました。来年2月から市として同性カップルに家族としての地位を証明するパートナーシップ制度を始める準備を進めています。宣言式に参加された当事者の方が、私たちは社会から必要ないと思われていると感じていたが、市の宣言で、私もここに存在してもよいと言ってもらえたと述べられたことが報道されています。

そこで、知事に、高知市が導入予定のパートナーシップ制度について、どのように受け止めておられるか、御所見をお伺いいたします。

各自治体が行っているパートナーシップ制度には、単なる証明書の発行にとどまっているところや、公営住宅の応募に当たり親族として認める、また公立病院の面会、手術の同意などができるといった制度を整備している自治体もあります。高知市が、今後この宣言を具体化することとなりますが、高知県の人口の半分を占める高知市での制度の導入となれば、住宅の申請要件なども共同歩調を取っていただきたいと思えます。

研修、啓発を一層推進することも含め、県としての姿勢を示すパートナーシップ制度の導入を表明し、高知市と導入に基づく具体的な制度の改定などについて早急な協議を行っていただきたいと思いますが、知事にお伺いをいたします。

次に、不妊治療について伺います。

政府は11月30日、不妊治療への支援拡充をめぐり、来年1月から既存の助成制度を拡充する検討に入ったと報道がなされています。公的医療保険への適用拡大は2022年4月から実施する方針ですが、保険適用までのつなぎの対応として、2020年度の第3次補正予算で、来年1月か

ら体外受精や顕微授精などを対象としている助成について、所得制限を撤廃し、2回目以降も初回同様の30万円を子供1人ごとに最大6回に拡充、事実婚についても対象とすると明らかにしています。

私たちがこれまで不妊治療について、助成が受けられやすい体制の整備や充実について求めてきましたので、助成額、助成対象の拡充についてしっかり進めていただきたいと思います。

あまりに唐突な実施方針で、医療機関や対象者への周知も急を要すると思いますが、どう対応されるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

制度が拡充されるとはいえ、実際に活用されるためには様々な環境整備が伴わなくてはなりません。不妊治療の指定医療機関は、高知市内に2か所、南国市に1か所の3医療機関がありますが、県外の医療機関などで治療を受ける方もおられ、移動時間を含め大きな負担となっています。不妊治療は、女性にとって肉体的・精神的負担も大きく、また男性も治療に当たっての検査などが必要となります。そのため、職場における理解と協力が極めて重要となります。各職場で安心して治療の受けられる休暇制度が待ち望まれています。

本県の県職員の不妊治療については、現在疾病による病気休暇または有給休暇を取っての対応となっています。政府は、推進する上で職場環境を整える支援策も必要であり、検討もされているとのことですが、既に最長1年間、無給ですが、不妊治療休暇が取得できる長野県など、県職員の不妊治療休暇制度を実施している県も増えてきています。

県として、職員の不妊治療に関する休暇制度の創設についてどのように考えるのか、総務部長にお伺いをいたします。

政府は、2022年度の診療報酬の改定で、保険適用ができるように関係機関と調整を図ることですが、治療や薬の安全性や有効性などの検討が必要です。県としても関係機関との情報共有を図りながら、不妊治療への支援につながるよう御努力をいただきたいと思います。

次に、大規模風力発電の本県への集中立地について伺います。

昨年6月議会で、県内で多発する大規模風力発電集中立地計画について質問をいたしました。2020年度末までにFIT法が抜本改正されることから、県内で駆け込み申請のラッシュが起きている。

現在、計画中のものは、電源開発による西予梶原風力発電、最大発電量16.3万キロワット、風力発電施設38基、国見山周辺に風力発電5.1万キロワット、22基。県外の資本によるものは、土佐清水市、三原村の境界線の今ノ山には2つの計画で、19.8万キロワット、36基はジャパンウィンドエンジニアリング、3.8万キロワット、9基は日立サステナブルエナジー、四万十町、四万十市の大藤風力発電14.7万キロワット、49基はオリックス、馬路村にかかる那賀・海部・安芸風力発電9.5万キロワット、30基はエネルギーエクスプローラーが手続中で、合計184基にも及ぶ国内最大規模の計画がめじろ押しです。

例えば、四万十町での計画では、直径80メートル、高さ120メートルの巨大風車の49基建設には、1基当たり50メートル四方の土地を整地、そして風車を山頂に運搬するために大規模な道路建設が必要であり、それに伴う土砂の流出、河川の汚濁が懸念をされます。巨大風車が発する低周波音、超低周波音による健康被害への懸念もあります。また、ヤイロチョウの渡りルートもあり、県の鳥、絶滅危惧種でもあるヤイロチョウへの影響も懸念をされています。

一度立ってしまえば元に戻せないような大規

模開発です。経営がうまくいかなかった場合やF I T終了後に、老朽化した施設が放置されるのではないかと懸念もあります。しかも、発電した電気の地域活用や売電益が地域に還元される地域主体の計画ではなく、大資本、県外資本が高知県の自然資源を利用して発電するだけの計画です。

一度立ってしまえば元に戻せないような大規模風力発電開発計画について、県はどういう姿勢で臨むのか、住民合意を徹底して尊重すべきと思いますが、知事にお聞きいたします。

昨年6月の質問では、改正F I T法に基づいて示された地域住民との適切なコミュニケーションに関して、林業振興・環境部長は、地域住民に十分配慮し事業を実施するよう努めることを求めている、努力義務となっており認定基準とはなっていないことから、その実効性についてもう一段強化の必要があるとの認識を示しました。

県として、大規模風力発電設置について、住民合意を要件とするよう一段と取組を強化すべきと思いますが、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

最後に、鏡吉原石灰石鉱山開発についてお聞きをいたします。

本年8月19日の高知市鏡の区長会で初めて四国鉱発株式会社による開発事業の説明がなされ、鏡吉原の石灰石を採掘、集積、搬出する計画が明らかになりました。事業者である四国鉱発の石灰石採掘事業の概要説明によれば、可採鉱量2億トン、うち1次開発3,600万トン、出荷規模、年40から60万トン、採掘期間300年以上と説明をされています。当初は、2020年度中に四国経済産業局の認可を得たいとしていましたが、この問題が掲載された11月5日付の高知新聞には、来年夏の認可を目指すと記されています。長期間にわたり広範な住民に影響を与える計画であ

るにもかかわらず、あまりにも認可を急ぎ過ぎていると考えるものです。

開発地域となる鏡吉原の地域は、自然豊かで多くの人々を魅了してきました。また、開発区域の南西にある敷ノ山周辺は自然林が多く残されており、四季折々心が洗われる景観で、その周辺には40種を超える希少動植物が生息をしています。高知市北部の雪光山の南に位置し、県道高知伊予三島線から見られる山々のそばには、県民に人気の高いキャンプ場も造られています。すぐそばを流れる鏡川の源流となる吉原川は、溪流釣りの皆さんに愛される美しい川で、その澄んだ水は高知市民の水がめである鏡川に流れ込み、水道水のない鏡今井地域の皆さんの飲み水として利用されています。これらの自然環境に憧れ、鏡の地域を居住地に選び、子育てをしている移住者も少なくありません。

しかし、この開発計画はまだ多く知られておらず、情報が届いた山歩きや野鳥を見る人たちも、環境がどう変化をするのか心配の声を上げています。高知市鏡川清流保全条例に基づいて設置されている鏡川清流保全審議会でも、委員から、運搬はどうなるのか、情報を早く出してほしいなどの意見も出ています。

環境を大きく変える吉原の石灰石鉱山開発について、工業振興という立場で県として助言などを行っていると思いますが、地域住民を含め様々な立場の方々からの不安の声が上がっているのも事実です。事業者に対しどのような助言を行っているのか、県としての姿勢を商工労働部長に伺います。

以下、懸念される幾つかの問題について伺います。まず、希少動植物が見られる場所が採掘されていくことによる影響です。山そのものが削り取られ、採石による騒音も懸念をされます。環境は大きく破壊され、一旦壊された自然は元に戻りません。

この地域にどのような希少動植物が生息しているのか、今後の対応策をどのように考えているのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

2つ目は、採石の運搬方法です。高知県土地基本条例に基づいて事業者から地域住民への説明が始まり、これまで鏡の吉原、今井、柿ノ又、大利の4か所で説明会が実施をされました。その説明の中で石灰石の運搬については、県道6号線の拡幅を前提としながらとした上で、22トンダンプトラック2台1組を4班に分けて、1日当たり1,300トンから1,440トン、14から15回の採石運搬を行う計画と説明をされています。この説明ではトラックの通行量が少ない印象を与えます。

具体的にどうなるのかを事業者を確認すると、1台のトラックが1日に15回採石を運搬し、往復で30回、これが8台運行するので、通算240回県道を行き来することになります。労働時間を8時間として計算すれば、2分に1台のトラックが家の前を通行する計画になります。

3つ目は、説明責任の問題です。運搬方法でも実感できる説明が市民に伝えられなくてはなりません。また、採石を分別、洗浄、仕分するプラントが必要です。どこに造られるかはいまだ明らかにされていません。設置場所によってはダンプの台数はさらに増えると今井地区の説明で事業者は述べていますし、騒音や粉じんによる被害がどこに及ぶのかも未定な状況です。そうした段階で見切り発車する形の地元説明会では、住民の皆さんからも、判断する材料が十分でなく、やり方が間違っていると声が上がっていますが、そのとおりではありませんか。

300年もの長期にわたって開発しようとする計画を判断するために説明会は開かれるものです。その材料を事業者はしっかりと整えてから取り組むべきだと考えますが、商工労働部長の所見

を伺います。

また、22トンのダンプカーが1日に240回も通行するのは県道6号線だけではありません。事業者の説明では、鏡から高知商業高校前を通り鏡川橋に出て、高知市の市街地を縦断し高知港、高知新港に運搬されると聞いていますから、地元だけでなく、影響を受ける地域の範囲は高知市の西部から中心部を通って潮江方面にまで及びます。広範囲の住民に説明責任を負うべき計画です。

開発事業計画の説明は、狭い範囲の地元の捉え方でなく、関係する高知市の沿線にも広く説明会を行うべきだと思いますが、商工労働部長に伺います。

事業者の説明の中で私たちが問題視をしているのは、県道6号高知伊予三島線の拡幅問題です。現在、四国鉱産株式会社が採掘をしている白木谷や土佐山の開発業者は、採石の運搬については独自の道路やベルトコンベヤーでの運搬経路を持っており、生活道への影響は抑えられています。ところが、今回の事業計画では、県の財政による県道の拡幅に頼って事業を開始しようとしています。県道6号線は、農作物の運搬や通学路など生活道として利用されており、一定の改良を求める声がありますが、一民間事業者のために莫大な県費を投入する2車線への改良が妥当かとの声も上がっています。

現在の県道6号線の道路改良計画とその予算について、また開発事業者の言う道路拡幅の見通しを県はどう考えていますか。拡幅するとすれば費用はどれだけかかるのか、土木部長にお聞きをいたします。

道路改良に関する計画実施の要望は、県内の至るところで予算がつくのを待ちわびているのが現状です。今回の拡張を前提にした事業者の考え方で、県道6号線の道路改良計画が変更になることがあれば、行政の公平性が問われるこ

とになりますし、他の市町村にも説明のつくものでなければなりません。

産業振興は大事ですが、地元や周辺住民、他の市町村の納得や合意の得られない鉱山開発事業の開始は行うべきではないと思いますが、知事の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、203050目標の重要性についての認識、指導的立場への女性の参画に係る県の目標についてお尋ねがございました。

国会議員や公務員、企業の管理職などの指導的立場における男女の割合の均衡を目指します、御指摘の203050目標は、様々な意思決定に女性の意思を反映するために重要な目標であるというふうに認識をしております。

県といたしましても、こうち男女共同参画プランの中で、知事部局、公立学校、県警本部それぞれに女性の管理職比率の目標を掲げて取り組んでいるところであります。また、県の政策などに関する協議を行います各種審議会の委員の男女構成につきましても、均衡を目標に掲げて取り組んでおります。

本年度、同プランにつきましては改定を予定いたしておりますけれども、この改定後のプランにおきましても、引き続き管理職や審議会委員におきます割合について目標を定めて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、女性活躍推進法に基づきます特定事業主行動計画における女性職員の管理職割合の目標をさらに引き上げるということについてお尋ねがございました。いわゆる県の知事部局に関しての問題でございます。

議員御指摘のように、平成28年3月の特定事業主行動計画の策定時に7.4%でありました女性

管理職員の割合、これを計画では令和2年度末に10%に引き上げると定めておりました。本年4月1日の時点でこの割合が11%となっておりまして、御指摘がありましたように、令和2年度末の目標は既に先行して達成をできているというところであります。

また、多くの女性職員が多様な職務を経験する中で、チーフ級以上の職員の割合も、計画の策定時から5ポイント上昇して24.6%となっております。将来管理職になり得る女性職員の裾野は、着実に広がっていることを示しているというふうに考えております。

一方で、昨年実施いたしました職員アンケートの結果を見ますと、所属長以上の、いわゆる管理職の役職を担いたいと回答した女性職員は1割強にとどまっております。その主な理由としては、管理職の職責への不安、あるいはワーク・ライフ・バランスへの影響、こういった点が掲げられております。

女性職員を今後さらに管理職に登用していくためには、こうした課題の解決に取り組む必要があると認識をしております。このため、女性職員のキャリアアップに向けました意識の醸成とともに、仕事と家庭の両立ができる環境づくりをさらに進めていく必要があると考えております。

しかしながら、一方で人事配置は適材適所が基本ではございまして、また家庭環境などを踏まえた職員の希望も考慮する必要があります。こうしたことから、一挙に飛躍的に女性管理職を増やすということは、現実的にはなかなか厳しいのではないかという考えも持っているところでございます。

本年度末が期限となります特定事業主行動計画の改定に当たりましては、現在の女性職員の人数や年齢構成、職員の希望、こういったものの実態を踏まえた上で、目標値の引上げについ

て検討を進めてまいります。

次に、いわゆる選択的夫婦別姓制度についてお尋ねがございました。

結婚に伴います改姓、姓を改めるということですが、これにより、それまでの業績が継承されにくくなるという方などにとりまして、結婚前の姓を名乗ることができる制度は有効なものであるというふうに考えております。現在、その手法としては、旧姓の通称使用の運用が広く行われているものというふうに承知をしております。

他方、御指摘のありました選択的夫婦別姓制度の導入につきましては、我が国の家族の在り方に深く関わる事柄であり、国民の意見も分かれている状況にあるというふうに承知をしております。

私といたしましては、この旧姓の通称使用、これは今注釈抜きでかなり社会的に広がっているというふうに考えます。これを、法律改正なども含めてさらに究極まで拡大していくという場合に、このいわゆる選択的夫婦別姓と具体的にどういった違いが来るのかということが、十分にまだ議論がされていないのではないかと。さらに言いますと、例えば現時点で、こうした場合の子供の姓をどうするのかといったような、制度の具体的な内容について議論が十分になされている状況ではないのではないかとこのように思っております。

そうした意味で、まずは国政の場で、こうした具体的な制度設計も含めました議論がしっかりと行われているということが必要ではないかと、そうしたことで国民の皆さんの判断材料がそろってくることになるのではないかとこのように考えております。

次に、コロナ禍におけます年末年始の相談体制につきましてお尋ねがございました。

まず、生活に関する相談の中でも特に緊急性

が高い自殺や虐待、ドメスティックバイオレンスなどに関する相談につきましては、年末年始に限らずに365日の対応をいたしております。心の悩みにつきましては、高知ののちの電話を窓口といたしまして、誰にも相談できず一人で悩んでいる方の話に耳を傾ける活動を行っております。

また、児童虐待につきましては児童相談所、ドメスティックバイオレンス、DVにつきましては女性相談支援センターなどにおきまして、迅速な対応が取れる体制をしいているところであります。次に、生活困窮の面の相談につきましては、年末年始の突発的な相談などにも対応ができますように、福祉事務所や自立相談支援機関の体制を確保いたしております。

これらの各相談窓口につきましては、これまでも広報してまいったところでありますが、年末年始に備えまして、さらに広報を強化してまいります。県民の皆さんには、一人で悩みを抱え込まずに、できるだけ早く、ためらわずに各相談窓口にご相談をさせていただくようお願いをしたいと思います。県といたしましては、関係機関とも連携をしながらそうした悩みに寄り添い、しっかりと対応を図ってまいります。

次に、高知市のいわゆるパートナーシップ制度についてお尋ねがございました。

高知市では、令和3年2月にこの制度の導入を予定しており、具体的には市営住宅におきまして、この登録証明を受けた方を同居が認められる親族に含める取扱いをするということを検討されているとお聞きをいたしております。高知市の取組は、多様な性の在り方を認め合い、性的指向あるいは性自認に基づきます差別などをなくすことが求められている昨今の社会情勢を踏まえたものであるというふうに受け止めております。

県といたしましても、社会全体の大きな方向として、性の多様性を尊重していくということが大事な時代になっているというふうに考えております。県内の市町村の制度により、こうした形でパートナーとして認められた方々に関しましては、その市町村が行政サービス上行う取扱いに合わせる方向で、県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、県としてパートナーシップ制度を導入してはどうかというお尋ねがございました。

この制度の導入に関しましては、以前も御答弁申し上げましたように、性的指向・性自認に対する県民の皆さんの理解が進むということが、まずは必要だと考えております。その上で、いわゆるパートナーシップ制度は、戸籍あるいは住民記録事務を扱います市町村のレベルで導入を検討していただくということが、なじみやすい性格のものではないかというふうに考えております。

県といたしましては、パートナーシップ制度や性的指向・性自認に関する県民の皆さんの理解が深まるよう、様々な場を捉えて周知できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、県内で計画されております大型の風力発電施設に対する県の姿勢についてお尋ねがございました。

再生可能エネルギー発電事業の普及につきましては、県としても推進をすべきものだというふうに考えております。ただし、事業の実施に当たりましては、地域と調和したものとなることが重要であると考えております。

一定規模以上の開発を伴います風力発電施設につきましては、環境影響評価法に基づきます、いわゆる環境アセスメント制度の対象になってまいります。この制度に基づきまして、事業者は事業計画を公表したり、説明会を開催するといったことにより、広く意見を聴くことが義務

づけられております。また、県からは、市町村や専門家の意見を踏まえまして、アセスメントの各段階に応じ、事業者あるいは審査を行う国に事業計画に対する意見を述べることとなっております。

現在、手続が進んでおります風力発電施設につきましても、地域住民の皆さんへの説明を具体的かつ丁寧に行いまして、計画に対する理解を得るように事業者に求めてきております。あわせまして、ヤイロチョウなど野生動植物への影響、低周波音など生活環境への影響について適切な調査、予測、評価を行った上で、影響を回避または極力低減するように求めているところであります。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づきます事業計画の策定については、国がガイドラインを定めております。この中で、地域住民と適切なコミュニケーションを図り、十分に配慮して事業を実施するよう努めることとされております。県からも事業者に対しまして、こうしたガイドラインの内容を説明し、適切な対応を求めてまいったところであります。

今後も、地域の皆様の御意見が尊重されるように、様々な機会を捉えて、事業者あるいは国に対して働きかけを行ってまいります。

最後に、石灰石鉱山の開発に関する県の認識につきましてお尋ねがございました。

お話がございました鉱山開発につきましては、事業の着手に向けまして本年10月、県における土地開発に関しての最初の手続であります土地基本条例に基づいた計画書が提出をされたところであります。現在、開発に関して行政のサイドで留意をすべき点などにつきまして、県庁内の関係課あるいは高知市に対して意見照会を行っている、そういう段階にございます。

また、開発計画書の提出に併せまして、住民

の皆さんに事業について御理解をいただくために、まずは地元の地区での説明会を始めたところであるというふうに事業者から伺っております。このように、この事業、プロジェクトは、住民の皆さんの納得あるいは合意を得るべく動き始めた、そういう段階であるというふうに認識をいたしております。

今後、開発に際して留意すべき点、あるいは住民の皆様からの御意見に関しましては、事業主において丁寧に対応していただきたいというふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、非正規雇用における男女比の実態を踏まえた県の取組についてお尋ねがございました。

総務省の平成29年就業構造基本調査によりますと、本県の雇用者全体に占める女性の非正規雇用労働者の割合は23.2%となっており、全国平均の24.8%を1.6ポイント下回っております。他方、同じく女性の正規雇用労働者の割合につきましては、本県は26.3%であり、全国平均の20.3%を6ポイント上回っております。このように、全国に比べ女性の正規雇用労働者の割合が高い本県ではありますが、非正規雇用労働者の男女比につきましては、女性の労働者の数が男性の約2.3倍であり、全国が約2.2倍であるのとほぼ同様の状況となっております。

こうした状況に対しまして、県では、現行のこうち男女共同参画プランに沿って、企業などに対し、育児休業の取得促進や時間単位の年次有給休暇制度の導入、さらには女性の活躍の推進が業績拡大につながることへの理解などを働きかけるとともに、広く県民の皆様に対し、家庭における固定的な性別役割分担の意識の解消に向けた啓発を行うなど、制度の整備と意識の改革の両面から取り組んでまいりました。

本年度策定いたします次期プランにおきましても、性別に関わりなく、働く人、働きたい人が仕事と子育て、介護などとの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、女性相談支援センターの相談業務についてお尋ねがございました。

女性相談支援センターは、配偶者からの暴力に関する相談をはじめ、県民の方々からの様々な相談をお受けしており、相談業務を行っている県の他の組織と同様、重要な役割を担っているものと考えております。

同センターでは、相談員の配置に係る知事部局全体を通じた考え方の下、相談業務に関する豊富な経験を有する会計年度任用職員を専任の相談員として配置し、正規職員と共に組織的な対応を行っております。近年は、相談者や同伴者が疾患を伴う場合や、関係機関との連携が多岐にわたる場合など、より専門的な対応が求められるケースが増加しており、研修の受講などにより相談員の対応力の向上にも努めているところです。また、日々の業務を進めるに当たりましては、センター内で相談案件に係る情報の共有、支援内容や関係機関との連携についての協議を行うとともに、相談記録の作成、保存を行うことなどによりまして、組織としての経験やノウハウの蓄積に努めております。

今後も、様々な御相談にしっかりと対応できるよう、現行の体制を基本として、こうした組織的な取組を継続してまいりたいと考えております。

(総務部長井上浩之君登壇)

○総務部長(井上浩之君) まず、会計年度任用職員の正規職員化に数値目標を掲げて取り組むことについてお尋ねがありました。

県における職の設置に当たっては、個々の具

体的な事例に即して、業務の量や担うべき業務の範囲、そして責任の程度などを踏まえ、会計年度任用職員と正規職員のどちらが担うべきか、総合的に判断をする必要があると考えております。

こうしたことから、数値目標を掲げて会計年度任用職員の正規職員化を進めるということにはならないものと考えております。会計年度任用職員が担っている業務の内容、量などを精査した結果、正規職員が担うべき業務であると判断した場合は、正規職員による対応を検討してまいります。

次に、職員の不妊治療に関する休暇制度の創設についてお尋ねがありました。

不妊治療については、国や本県を含む多くの都道府県において特別休暇の制度はなく、医師が疾病の治療を要すると認める場合に、病気休暇として取得できることになっております。

こうした中、国において不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討が進められており、今年3日には今後の取組方針の案が公表されました。その中では、国家公務員について、民間の状況を注視しながら不妊治療を受けやすい職場環境の醸成などを図ることや、人事院においては、職員アンケート調査や有識者ヒアリングなどを踏まえて必要な取組の検討を行うことなどが示されております。また、最近では、議員のお話にもありましたように、ほかの自治体でも、不妊治療に関する特別休暇を新たに導入する動きも出てきておるところであります。

こうした点も踏まえまして、国や他の自治体の動向もさらに注視しながら、職員が不妊治療を受けやすい環境づくりに向けて、検討を進めていく必要があると考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 国の不妊治療助成制度の来年1月からの拡充に係る、医療機関

や対象者への周知についてお尋ねがありました。

今月の8日に閣議決定された総合経済対策では、不妊に悩む方に対する治療費用の助成について、令和4年度からの医療保険適用を見据えつつ、所得制限を撤廃した上で、助成額の上限について2回目以降も1回30万円で6回まで、2人目以降の子供も同様とし、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図ることとされています。この方針は、経済的な理由で不妊治療に踏み切れない方々にとって大いに背中を押してくれるものだと思います。

県としましては、国から拡充後の助成内容が提示され次第、直ちに市町村や医療機関に周知をするとともに、県のホームページをはじめ広報紙、テレビやラジオなど様々な広報媒体を通じて、新たに助成対象となる方々や、これから妊娠・出産を考えている方にも届くよう、広く県民の方々に広報してまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、大規模風力発電について、住民合意を要件とするよう、一段と取組を強化すべきではないかとお尋ねがございました。

知事の答弁でもございましたように、再生可能エネルギー発電事業の推進に当たりましては、地域と調和した事業となることが重要であると考えております。県では、様々な機会を捉えて、地域住民の皆様が懸念される景観や生活環境への影響などについて説明責任を果たすよう、事業者に要請してきているところでございます。

しかしながら、コミュニケーション不足により、事業者と地域住民等との関係が悪化し、反対運動に発展するような問題が全国的に発生してございます。こうした問題を解決していくためには、事業者地域住民等と適切なコミュニケーションを図ってもらうよう、その実効性についてもう一段強化の必要があると考えており

ます。関連する法令との整理も考えますと、法律で全国的に規制を強化することが望ましいと考えており、引き続き全国知事会として国に対し政策提言を行っているところでございます。

次に、鏡吉原の石灰石鉱山開発について、希少動植物の状況や今後の対応策についてのお尋ねがございました。

県では、県内で生息、生育している野生動植物のうち、絶滅のおそれのある種をレッドリストとして公表し、これら野生動植物の保護の普及啓発に努めてございます。当該開発区域にはスマレ科やラン科など、県または国が選定している約40種類の希少野生植物が生育している可能性がございました。また、専門家の方から、国指定の国内希少野生動植物種である鳥類2種について、周辺での生息情報が寄せられております。

今回の開発につきましては、環境アセスメントの対象とはなっておりませんが、今後事業者が独自に野生動植物の調査を実施する予定と聞いております。県といたしましては、希少野生動植物への影響をまずは回避すること、やむを得ず影響を与える場合も植物の移植を行うなど保護を図るよう、事業者に求めてまいりたいと考えております。また、国指定の希少種が確認された場合には、環境省に相談するよう指導をしてまいりたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、石灰石鉱山の開発事業者に対する助言についてお尋ねがございました。

石灰石資源は本県の貴重な資源であり、この資源を生かした石灰石産業は、関連産業も含め多くの雇用を支え、本県経済を支える地場産業であります。石灰石産業の持続的発展は、本県にとって大変重要な課題でありますことから、商工労働部としてしっかり対応していく旨をお

伝えしているところです。あわせまして、住民の皆様からの御意見、御要望に関して丁寧に対応していただきたいとお伝えしているところです。実務面での助言で言いますと、関係法令等についての担当課の紹介や、鉱業法に関する事務手続についての問合せに対しまして助言を行っているところであります。

次に、石灰石鉱山の開発における事業者の説明についてお尋ねがございました。

事業者からは、住民の皆様の御理解や御協力を得ていくためには、できるだけ事前かつ丁寧に説明することが必要であると常々思っていた、土地基本条例に住民説明会の開催が義務づけられていることもあり、開発計画書を提出したタイミングに合わせ、現時点で事業者として可能な限りの準備をした上で住民説明会を始めたと同っております。説明会の開催については、一定理解できるところであります。

今後、土地基本条例に基づいた手続によりまして、開発に際して留意すべき点も整理されてまいります。事業者からは、地元からいただいた御質問や御意見に対して、再度丁寧に説明を行うと同っておりますので、より検討を深めた説明を行っていただきたいと考えております。

最後に、説明会の範囲についてお尋ねがございました。

今回の住民説明会は、事業に対する住民の皆様の御理解や御協力を得るために、まずは高知市鏡の20地区での実施を予定していると同っております。これらの地区以外についても、生活環境に大きな影響が及ぶといったような地区があれば、説明を行っていただきたいと考えておりますし、事業者からも地域住民からの御意見や御要望も踏まえながら、その範囲を検討すると同っております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、現在の県道6

号高知伊予三島線の道路改良計画とその予算についてお尋ねがございました。

県道高知伊予三島線は、高知市の国道33号を起点とし、鏡地区を経由し愛媛県四国中央市につながる路線で、鏡地区の沿線住民にとっては高知市中心部へつながる唯一の生活道路です。しかしながら、現道は幅員が狭い上に線形も悪く、落石も多いことから、地元住民や高知市、いの町、土佐町などで構成する檜ヶ峰トンネル建設促進協議会からも、安全で安心な道路整備の要望をいただいております。

当路線は従前から局部改良の工事を行っており、平成15年からは国の交付金事業を活用して、高知市鏡草峰から鏡吉原の区間を総事業費約5億円で、地域の実情に合わせた1.5車線の道路整備により工事を行っております。

次に、開発事業者の言う道路拡幅の見通しについての考えと、拡幅するとすれば費用はどれだけかかるのかとのお尋ねがございました。

県道高知伊予三島線に関して、開発事業者の属する業界団体より、2車線改良などの要望をいただいております。また、従前から地域住民の方々や檜ヶ峰トンネル建設促進協議会から、トンネル整備や2車線改良、さらには早期に効果が発現する1.5車線の道路整備の要望もいただいているところです。

このように、当該路線につきましては様々な御要望をいただいております。道路事業をどのように進めていくのかについて検討していくこととなります。また、全線2車線で改良するとした場合、狭隘で急峻な地形での標準的な断面の施工単価に延長を掛け合わせて試算いたしますと、概算でございますが、130億円程度になるのではないかとお考えいただけます。

○37番（塚地佐智君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

2問をさせていただきます。まず1つが、年

末の相談窓口の問題でございます。福祉事務所なども対応するというお話で、それ以外の福祉部門に関わるセンターなどは通常どおり緊急でも対応しているということでしたけれども、やはりその周知が今あまりされていないということも実態なんです。そのばらばらの対応ではない、やっぱり県として総合的な窓口、困ったな、心配になったなと思うときに、この総合的な相談窓口に取りあえずかけたら、そこにかけていいんだよというふうに振り分けていただける、そういう窓口をやはり私はこの年末つくるべきだと。例えば、福祉事務所が開いていると思っている県民は、ほとんどいないわけですね。そういう意味では、この一旦県が引き取る窓口、そこからその方の内容に基づいて振り分けていく、そういうところが、いつもの年末ではない長期の休業なわけです。

まさに災害と言われる状況の中ですから、そういう窓口を設置するように、ぜひ私は検討いただきたいと思っておりますけれども、それは総合的なお話になりますので、お構いなければ知事のほうにその必要性を検討していただけないか、実現をしていただけないかということをもう1つは再質問いたします。

もう一つが、不妊治療の問題です。不妊治療の職員の休暇は、検討をいつまでやって、どのぐらいのときにその具体化が図れるような見通しがあるのか、それがあればお答えいただきたい。

それと、石灰石の問題ですね。鉱山の開発の問題です。今るるお話されましたが、私はこの事業の最大のネックは、採掘場所からの運搬方法なんだというふうに思うんです。知事が、まだ動き始めたばかりの計画ですというふうにおっしゃられましたが、業者のほうは、来年の夏に認可も得たいということをもう既に公表していて、お尻を決めて今動きつつあるという

状況なんですね。ちっとも安閑としていられる状況ではありませんし、この説明の中にあつた県道を通行するダンプの交通量、重大な問題が私はあると思っております。

この県道を通過する、事業者が出したダンプの交通量の計画ですね、このことについてはどういうふうを受け止めるのか。これは商工労働部長に伺いたいと思うんです。先ほど、大きな影響があれば、その地域で説明も必要だというふうな御答弁をされましたが、このダンプの通行量なら大変な影響が沿線地域に及ぶんですね。

出された計画のダンプの量、そしてそれに与える影響がある地域について、商工労働部長はどういうふうにお考えになっておられるのか、その点併せて伺いをしたいと思います。

そして、道路の予算のお話です。この2車線化をすれば130億円が必要になる。あらあらの試算として土木部から出していただきましたが、130億円もの巨額投資が2車線改良で必要になった場合、他の市町村の要望と、ここに集中投資をすればどういう影響が出てくるというふうにお考えか、その点をお聞きいたしまして、2問といたします。

○副議長（西内健君） 塚地さん、不妊治療は総務部長でよろしいでしょうか。

○37番（塚地佐智君） 総務部長で、恐れ入ります。

○知事（濱田省司君） 塚地議員の再質問にお答えをいたします。

年末の相談窓口に、総合的な相談窓口をというお話でございました。お話にありました福祉事務所等への対応に関しまして、現状は県庁の代表電話にお電話をいただければ、年末年始でもしかるべき者がこれを受け付けまして、担当課のほうにお話をつないでいくという形で連絡体制は取れているということをただいま答弁いたしました。

そうしたことではございますけれども、よりこれをただいまお話がありました総合的なといえますか、御相談をされる方々の御意向に沿った形で相談に対応できるような体制にするという点について、どういう工夫ができるかというのは考えてみたいと思っております。

○総務部長（井上浩之君） 不妊治療休暇制度を導入しているのは11府県ほどございますけれども、中身を見てみますと、短期の休暇から始まり長期、先ほどお話しありました長野で言いますと252日、しかし無給ということもあります。そういった形で、各県の対応もばらばらのところもあります。そうした部分ももう少し研究した上で、さらに国のほうでも動きがあるかもしれませんので、ただあまり時間をかけずに、その不妊治療の休暇制度も含めて、様々な不妊治療を受けやすい環境づくりについては検討を進めていきたいと考えております。

○商工労働部長（松岡孝和君） まず、私も事業者の計画も見させていただきました。事業者のほうで現段階でこうなりたいというふうな話での計画で御説明されているというのも、私も聞いています。実際に、トラックがごんごん増えてくれば、その影響というのは当然出てくるんだろうなというのが1つあるのと、あとやっぱりそうなってくると、道路安全の関係も出てくるので、実際の対応になってくると我々も当然入っていくんですけど、土木部と連携しながら、アドバイスなんかも今後していきたいと考えます。

○土木部長（村田重雄君） 全線2車線は、概算で130億円。これはここに集中投資したら非常に大きな影響がほかにあるのではないかというお話でございますけれども、もちろん短期間に集中すれば、恐らく大きな、県予算的に考えて、現在土木部が使わせていただいている予算に対して、非常に大きなインパクトがあろうかと思

います。それは期間も含めて、またどういうふうな整備をしていくかというのも、これは130億円、概算の全体額でございますので、そこは期間、また内容について今後考えていくこととなりますので、現状どのようなものがほかに影響があるかというのは、直接的にはお答えできない状況かというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。

商工労働部長は鉾山の開発について、事業者はこうなりたいということで、増えてくればそう対応するとおっしゃいましたが、計画の時点で止めなくてどうするんですか、これ。計画の段階でどんな影響が出るかの説明がなくて、どうして住民合意が得られるんですか。そこはやっぱり業者の方に、住民に対して丁寧な対応をすると、そうした中身をつまびらかに、影響のあるところには言うという形で、しっかり県のほうが助言をしないといけないと私は思います。

しっかりした、県民の声を聞いて対応するという商工労働部の対応を強く求めて、私の一切の質問を終わります。（拍手）

○副議長（西内健君） 暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩



午後2時40分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番今城誠司君。

（4番今城誠司君登壇）

○4番（今城誠司君） 自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城誠司でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

質問に先立ちまして、今回の新型コロナウイルス感染者の急拡大に対し、感染リスクと向き合いながら最前線で活動していただいております医師、看護師をはじめとする医療関係者の皆様、また保健所をはじめとする行政機関の皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

さらに、昨日新型コロナウイルス感染症に追い打ちをかけて、高病原性鳥インフルエンザが残念ながら発生してしまいました。厳しい状況が続いておりますが、日常生活や経済活動に大きな影響を受けておられる県民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今年度濱田知事においては、新しい施策の仕込みの年として、課題解決に向けて一歩でも二歩でも前進するように、成果にこだわる決意で県政運営に取り組まれました。しかしながら、予想もしない新型コロナウイルスの感染拡大と戦後最大の経済の落ち込みという、大きな逆風の中で大変な年となりましたが、2年目の県議会に臨まれる濱田知事に対しまして、その政治姿勢についてから順次質問に入らせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保についてお伺いをいたします。2月定例会の追加提案による約40億円を皮切りに、この12月補正予算まで国の補正予算を最大限活用し、総額約721億円規模となる感染症対策に取り組んでいるところであります。先日、全国知事会では自治体が新型コロナウイルス感染症対策に充てる地方創生臨時交付金に関し、47都道府県が既に予算計上したか今後予定がある総額1兆8,438億円、これに対し国の配分予定額が1兆2,304億円であり、6,134億円不足見込みであると報告がなされております。今年度のさらなる増額及び来年度以降の継続的措置を要望されております。

こうした中、昨日政府において地方創生臨時

交付金の拡充が盛り込まれた第3次補正予算案が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す姿勢が示されたところであります。

そこで、このたび地方創生臨時交付金の予算が確保される見通しとなったことに対する評価について知事にお伺いをいたします。

次に、知事の基本姿勢であります共感と前進の実現に向けて、県民座談会「濱田が参りました」についてお伺いをいたします。知事は、大学進学を機に高知を離れまして、39年間ほとんど県外で過ごされており、帰省の機会があったとしても、広い県下の状況を見聞きする機会はなかったものと思います。この県民座談会によりまして、県下隅々で地域の実情や県民の意見を率直に直接聞くことのできる貴重な機会であり、この座談会を踏まえて浮かび上がってきた課題を、スピード感を持って県政運営に生かしていただくことを期待する座談会であります。

知事に就任当初であり、全市町村へ出向くことを第一に、限られた時間での意見交換中心の座談会となっております。しかしながら、限られた時間の中でも大月町では四輪バギーの乗車体験をされたり、出先機関への訪問等を積極的に限られた時間で視察もされておりました。来年度以降も継続して県下に出向き、実情の現地視察もさらに充実をさせた県民座談会へと発展することも期待をしております。

本日まで県下25の市町村を訪問し、この県民座談会を通じて本県の現状をどのように感じられたのか、また来年度この「濱田が参りました」をどのように充実させていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人口減少対策についてお伺いをいたします。人口減少の負のスパイラルを克服することが県政における最大の課題であります。全国の都道府県に先駆けて、平成27年に高知県まち・

ひと・しごと創生総合戦略を策定し、第1期として昨年度末までの総合戦略に取り組んできたところであります。

この第1期総合戦略における将来展望の県人口の見通しは、令和2年に69万9,000人でありましたが、出生率1.61、社会増減均衡の目標を達成することができず、69万人と約9,000人下回る結果となっております。この4月からは第2期総合戦略を策定し取り組んでいるところでありますが、人口減少に対して自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることにより、できるだけ早い時期に人口構成を若返らせ、将来的には人口増加に転じることは可能であり、その実現に向けて挑戦を続けるとされております。この将来展望が実現すれば、今年令和2年以降、年少人口割合は上昇に転じ、令和27年以降、高齢人口割合は減少し、生産年齢人口割合が上昇に転じるとされております。

今回のコロナ禍によりまして、東京都は4か月連続で人口流出が続いており、地方暮らしへの関心が高まり、地方への新たな人の流れというチャンスでもあると言われております。一方で、全国の自治体が今年5月から7月に受理した妊娠届の件数が、前年同期比で11.4%減少し、新型コロナウイルス感染拡大による雇用情勢や出産環境の悪化が影響しているとも言われております。

人口減少の克服については決定打はなく、息の長い総合的な取組が必要ですが、第1期総合戦略をどのように総括し、第2期総合戦略をどのように工夫して取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、四国遍路の世界遺産登録についてお伺いをいたします。国内で世界遺産に登録されているものは、文化遺産19件、自然遺産4件の計23件が登録をされております。地域別に見ると、世界遺産の登録がないのは四国のみの状況と

なっております。将来世界遺産一覧表に記載する計画のある物件として、暫定一覧表としてユネスコに提出をしておりますが、この7件の候補にも四国は一件もない状況であります。

平成18年に四国4県共同で、平成19年には四国4県に加え関係市町村が文化庁に対して提案書を提出し、平成20年に文化審議会の世界文化遺産特別委員会で審査されましたが、記載候補とはならず、課題として、構成資産の文化財の指定、選定を含めた保護措置の改善、充実、顕著な普遍的価値を持つことの証明が必要との提示を受けております。

先日、文化審議会は竹林寺道と禅師峰寺道の遍路道2本を史跡にする答申をされました。四国の他県の遍路道では、3県で1か所ずつの追加指定がされ、全体の史跡数で31か所となったと報道されております。

四国4県の周遊としての大きなインパクトのある世界遺産登録への取組であります。四国遍路の世界遺産登録に向けて、現在どのような状況で、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、世界遺産に続いて、四国には新幹線もありません。建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画には、四国新幹線、四国横断新幹線として昭和48年に位置づけられております。しかしながら、基本計画路線の整備計画への格上げに対するスタンスは、整備が進められている路線の完成のめどが立った時点で対応している状況であります。

先日の報道によりますと、2023年春を予定していた北陸新幹線の金沢―敦賀の延伸開業は1年以上延期し、建設費用は2,000億円から3,000億円の増額が必要とされております。北海道新幹線については、新函館北斗―札幌間が2030年末の完成予定で取り組んでおり、整備新幹線で唯一未着工だった敦賀―新大阪間についても、

前倒しの動きもありますが、2031年度着工、2046年開業予定で整備が進んでいる状況であります。

四国新幹線の着工は、現在の状況では2040年代後半になるのではないかと予想されます。しかしながら、JR四国をはじめ土佐くろしお鉄道の経営環境は大変厳しく、今期は新型コロナウイルスの影響により大幅な赤字が予想されております。

昨年、四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会の中間整理でも、四国の活力の維持・向上を支える持続可能な公共交通ネットワークとして、新幹線を骨格とした公共交通ネットワークの構築が四国の将来像として示されております。四国の新幹線の早期実現に向けた手法の検討と、整備計画への格上げに必要な調査研究の推進を、平成28年から国に対して政策提言に取り組んでおりますが、残念ながら法定調査に入ることはありませんでした。

四国新幹線の早期実現に向けて今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、離島における新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをいたします。

高齢化比率が高く、医療基盤・態勢が脆弱な離島においての感染症対応は、移動手段も含めて難しい条件が重なることにより、一歩間違えば島全体のクラスターに発展する可能性があります。北海道の奥尻島では、今月の6日現在53人の感染が確認をされており、およそ2,500人が暮らす島で、50人に1人の割合で感染が広がっている厳しい状況が報道されております。

本県においては、9年ぶりに中学校が再開をされた沖の島中学校の入学式を前に、教員の感染判明を受け、当日の入学式は中止となりました。この教員は同校に赴任が決まり、3月31日に沖の島に引っ越し、翌日4月1日に発熱し、4月5日に保健所に相談、4月6日に帰国者・接触者外来を受診して陽性が確認をされ、島内

の感染拡大が心配をされましたが、感染者を出すことなく現在に至っております。

沖の島、鵜来島は磯釣りのメッカであり、島外からの入り込み客も多く、離島における感染症対応の整備が必要であります。沖縄県においては、入院医療施設のない離島において島内での感染拡大を防ぐために、自衛隊及び海上保安庁等の協力で搬送する体制が整備をされております。また、熊本県や佐賀県では、海上保安部の巡視艇で新型コロナウイルスに感染した患者を搬送する訓練も実施されているとお聞きをしております。

第1波で離島で感染者が発生した事例の検証を生かし、今後発生した場合の対策を考える必要があると思っておりますが、本県の離島において新型コロナウイルスの感染が疑われる方や濃厚接触者、また陽性と判断された方が発生した場合の搬送体制や行政の対応について健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、警察行政について。

サイバー犯罪捜査についてお伺いをいたします。先日、私の携帯に総務省をかたったメールアドレスから、2回目の特別定額給付金の特設サイトを開設しましたなどの文面とともに、偽の特設サイトに誘導するリンクが含まれたメールが入ってきました。サイトの作りは巧妙で注意が必要だと思い、すぐに宿毛警察署に相談をいたしました。

悪質かつ巧妙化するサイバー犯罪が県下でも数多く発生をしております。今年の7月には、県内の大学の主要建物を爆破する等の犯行予告メールにより、授業が休講となる事件が発生をいたしました。8月には、須崎市役所に爆破予告メール、9月には県と県内の22市町村に火薬を積んだトラックを衝突させるなどの脅迫メールがあり、複数の自治体で一時閉庁、小中学校の臨時休校となりました。11月4日から5日に

かけて、県と6市町にまた爆破、放火を予告する不審メールが送られております。11月10日には、高知駅を爆破する予告メールが県警のホームページの問合せフォームに書き込みされる事件が発生をしております。

いずれの事件も威力業務妨害容疑などで捜査が続いておりますが、海外の複数サーバーを経由させる匿名化ソフトなどにより、発信元を特定するには非常に難しいとお聞きをしております。

県警では主要施策として、サイバー空間の脅威への的確な対処を挙げて取り組んでおりますが、日々複雑化、高度化するサイバー犯罪に対して具体的にどのように取り組んでいるのか、警察本部長の御所見をお伺いいたします。

次に、交通安全施設の適切な更新、維持管理についてお伺いをいたします。県内の交通事故の発生状況を見ますと、令和元年中の交通事故件数は1,556件と14年連続で減少し、最も発生件数の多かった昭和46年の6,609件の約24%まで減少しております。これは、交通安全に御尽力をいただいている関係者の皆様の御尽力によるほか、交通秩序を維持するために整備をされた交通安全施設がその効果を発揮してきた成果でもあるとも考えます。

しかし、県内を見ますと、道路標識の劣化、消えかかった横断歩道などの道路標示など、経年劣化によって効果が十分期待できない状態のものも見受けられます。財政状況が厳しい中でも、多額の予算を要する南海トラフ地震に対応できる信号機の電源改良にも取り組む必要がありますが、更新時期を迎えた交通安全施設に対して適切な維持管理及び更新がされなければ、安全で安心な道路交通の確保はできません。

そこでお伺いをいたします。交通安全施設の適切な管理についてどのように取り組んでおられるのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、あおり運転についてお伺いをいたします。悪質なあおり運転による事件や事故が多発し社会問題になっており、テレビではあおり運転を記録したドライブレコーダーの映像が流れております。これまでは、あおり運転を明確にした法律がないことから、悪質な場合には暴行罪や危険運転致死傷罪などを適用し、取締りを強化してきたところであります。本県においても、高知自動車道で50歳代女性が運転する車に対して、車間距離を詰めたり前方に出て急ブレーキをかけた運転者に対して、暴行罪を適用した事例もあるとお聞きをしております。

本年6月には、あおり運転を妨害運転罪と新たに規定し、厳罰化を盛り込んだ改正道路交通法が施行されました。10項目に該当する違反行為を規定し、罰則を3年以下の懲役または50万円以下の罰金と定め、違反点数も25点と免許取消処分の対象に追加をされております。国土交通省においても、11月より事業用自動車があおり運転をした場合、運転者だけでなく事業者も処分の対象となり、行政処分の対象とされました。

今回、あおり運転が法的に定義をされ、厳罰化されたことによる県内の妨害運転罪の検挙の状況について警察本部長の御所見をお伺いいたします。

次に、県職員の女性職員の管理職への登用についてお伺いをいたします。第4次男女共同参画基本計画に定める成果指標である女性国家公務員の役職への登用状況が公表されました。各役職段階に占める女性の割合として、令和2年度末の目標値が設定をされており、4つの役職段階のうち地方機関課長・本省課長補佐級では、成果目標が12%のところ12.3%となっており、唯一政府目標を達成しております。ほかの全ての役職でも割合は増えておりますが、目標に届いていない状況であり、河野太郎国家公務員制

度担当相は、全役職での政府目標達成に向けて、今までと同じ手法でいいのか、そろそろ考えないといけない時期であるとコメントしております。

この第4次男女共同参画基本計画では、都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合も設定されておりますが、本県の成果目標の達成状況及び今後の達成に向けてどのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、こうち男女共同参画プランについてお伺いをいたします。平成12年に男女共同参画基本計画が閣議決定され、翌年の平成13年に高知県で初の女性副知事が就任された年に、こうち男女共同参画プランが策定をされ、現在4期目の最終年度に取り組んでいるところであります。

昨年度、男女共同参画社会に関する県民意識調査が実施をされ、男女平等に関する意識は、各分野で男性優遇の割合は減少傾向に改善が進んでおりますが、まだ偏りがあります。家庭での家事、育児等の分担やワーク・ライフ・バランスの理想と現実には隔りがある等の結果が得られております。

この意識調査の結果をどのように分析し、平成28年度から5年間の期間とする現行のこうち男女共同参画プランの成果をどのように総括し、次期プランの策定に取り組んでいるのか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、土木行政について。

初めに、四国8の字ネットワーク全線事業化に向けてお伺いをいたします。

今年の7月5日に、一般国道中村宿毛道路が昭和51年に事業化をされ、44年の歳月をかけて23.2キロ全線の開通となりました。この開通により、国道56号の交通混雑の緩和や交通事故の減少はもとより、現道においての宿毛市東部地域での路面冠水の回避など、ダブルネットワーク化により、四万十市から宿毛市間の交通途絶リスク

が軽減をされ、大規模災害時における信頼性の高い緊急輸送道路を確保することができ、県西部の国土強靱化が大きく進んだとも言える道路の開通であります。

今年度は、高知南国道路も全線開通が予定をされており、県内の四国8の字ネットワークの整備は進み、事業化区間の工事も順調に進んでいる状況であります。しかしながら、いまだに県内に事業化に至っていない区間が3か所残っております。計画段階評価が終わっている宿毛一内海、奈半利一安芸間の2区間と、県による調査段階の安倉一和田の3つの区間が残されております。

現在のこの区間の取組状況と事業化への見通しについて土木部長にお伺いをいたします。

次に、中小河川の治水対策についてお伺いをいたします。国土交通省においては、気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があり、河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者により流域全体で行う治水、流域治水へ転換するため、全国の一級水系で、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を流域治水プロジェクトとして示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策の加速化に取り組んでおります。県下においても、物部川、仁淀川、四万十川、吉野川において流域治水協議会が設置をされ、それぞれ対策の検討に入っております。

一級河川の流域でない河川の流域治水についてはどのように取り組んでいくのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、河川整備計画に位置づけられた河川改修の確実な推進と、河川の適切な維持管理の継続についてお伺いをいたします。県内の河川においても「防災・減災、国土強靱化のための3

か年緊急対策」による集中的な取組により、洪水危険箇所の改善は大きく進みました。この国土強靱化については、新たな計画として5年間の加速化対策として、来年度より5か年計画で15兆円が閣議決定をされております。

さらに、都道府県、市町村の管理する河川の維持管理について、基本的には国庫補助対象にはならず、地方自治体の厳しい財政事情から十分な対応ができていない状況でありましたが、緊急的な河川などのしゅんせつ経費について、特例的に有利な地方債の発行が可能となり、県下の中小河川の適切な維持管理が進み、地域の皆さんから大変いい評価をいただいております。しかしながら、この緊急浚渫推進事業費も5か年の緊急的な特例措置であり、恒久的な財源とはなっておらず、制度終了後には十分な維持管理が継続できないことも心配をされます。

県下の各水系の河川整備計画に位置づけられた河川改修の確実な推進と、河川の適切な維持管理の継続に対してどのように取り組んでいくのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、土砂災害特別警戒区域についてお伺いをいたします。今年の7月豪雨による土砂災害発生件数は954件で、人的被害は死者17名、家屋被害は全壊31戸、半壊16戸、一部損壊は132戸に上ると言われております。これらの土砂崩れ現場は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域か、今後指定される予定区域が数多く含まれており、土砂崩れの危険性が事前に予測をされて、砂防・急傾斜対策工事のハード面対策、住宅移転促進や予防的な避難の徹底などが必要な区域であったと言われております。

県内においては、昨年末に土砂災害防止法に関する基礎調査が完了し、今年度はイエローゾーン、レッドゾーンの指定に向けて地域で説明会に取り組んでいるところであります。レッドゾー

ンについては、特定開発行為に対する制限、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告もできるとされております。この指定結果をハード対策の優先順位や対策工事の内容に反映させて、効果的な土砂災害対策に活用するとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業により、できるだけ安全な区域に事前移転への補助制度も用意をされております。

この制度が創設されてから事前移転はどのような状況なのか、またこの制度を利用するには市町村の制度化が必要ですが、県下の市町村における取組の状況について土木部長にお伺いをいたします。

次に、クルーズ船受入れ体制についてお伺いをいたします。2月に横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号は、新型コロナウイルスによる集団感染に見舞われ、700人以上の感染者が発生し、13人が死亡する大規模クラスター事案となりました。この事案が発生以降、クルーズ船に対する信頼や安心が失われ、運航が停止する状況となりました。

9月には、国土交通省監修のクルーズ船に関する感染予防対策のガイドラインが公表され、国内のショートクルーズが11月から運航再開をされております。11月30日には、11か月ぶりに高知新港に久々に飛鳥Ⅱが接岸し、乗客は半分以上の約180人ではありますが、高知県の経済回復に向けての大きな第一歩になったと思っております。

県内港湾でのクルーズ船の受入れに当たって、各運航会社の安全対策をどのように確認し、感染者発生時における受入れ体制をどのように整えて、クルーズ船の寄港促進に取り組んでいくのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、宿毛湾港利活用推進についてお伺いをいたします。宿毛湾港は、昭和61年に重要港湾に指定をされ、平成12年にはマイナス13メート

ル岸壁が完成をし、風力発電の部材搬入拠点のほか、大型客船、自衛艦の寄港地としても利用されておりますが、港内の静穏度の確保に課題があり、大型客船の寄港の断念、係船ロープの切断等が発生し、防波堤の整備が望まれておりました。平成15年より県が事業主体の第1防波堤に着手し、直轄事業の第2防波堤も今年8月に延伸整備が完了し、先月の28日には竣工式典が開催をされました。この防波堤の完成により、係留・荷役時における安全性、利便性が向上し、さらに宿毛湾港の利活用が進み、地域の活性化につながることに期待をされているところであります。

この港の利活用促進に対して、宿毛市では、昭和57年に海上自衛艦寄港誘致促進に関する決議、平成30年には自衛隊誘致の促進に関する決議が可決をされ、民間団体と行政が一体となって宿毛湾港利活用推進に取り組んでいるところでありますが、中期防衛力整備計画において可能性のあった後方支援基地についても、候補地として選定されることはありませんでした。宿毛湾港工業団地に進出している造船会社の鋼材及び船体部品が陸上輸送から海上輸送への転換もしているとお聞きをしております。

この宿毛湾港の利活用推進に対して、県としてどのように取り組んでいるのか、土木部長にお伺いをいたします。

最後に、建設業活性化プランについてお伺いをいたします。平成26年6月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正をされ、基本理念に将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手確保が追加をされました。この活性化プランについても、その基本理念を取り入れて、公共工事の品質と担い手確保、建設業の技術開発や施工力、雇用環境づくりの支援と、全ての前提となるコンプライアンスの確立を3つの柱として、優れた技術を持つ県内建設業者

の地産外商も視野に、建設業の新たな展開を目指し、平成27年3月にバージョンアップをし取り組んでいるところであります。

現在、県内の建設会社の手持ち工事量は高水準で推移をしておりますが、長年にわたる公共事業の減少に伴う若年層の入職者の減少や、従事者の高齢化の進行、入札不調・不落が増加をした地域も数多く見られます。建設業の人材育成・確保は一向に成果が上がった印象は少なく、さらに今後のプランのバージョンアップの効果に期待をするところであります。

これまでの7年間の建設業活性化プランの取組をどのように検証し、今後プランのバージョンアップに取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の第3次補正予算案に関係いたしまして、いわゆる地方創生臨時交付金の予算の確保に対する評価についてお尋ねがございました。

本県では、県民の皆さんの健康と生活を守りまして、県経済へのダメージを最小限に食い止めるために、財政調整的基金の取崩しのほか、地方創生臨時交付金などの国費を最大限に活用して、コロナ対策の取組を進めてまいりました。

しかしながら、事態が長期化する中で、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立に向けた取組を継続するためには、国による財政支援の拡充が必要と考えておりました。そのため、全国知事会などとも連携をいたしまして、御指摘の地方創生臨時交付金の増額など、地方が必要とします財源の措置について国への要望、提言を行ってきたところでございます。

このような中、昨日第3次補正予算案が閣議決定をされまして、地方創生臨時交付金の増額

として全国で1.5兆円が計上されたところであります。このことは、本県をはじめといたしまして地方公共団体が引き続き地域の実情に応じて必要な対策に取り組んでいくための後押しになるものと、大いに評価をいたしております。

本県でも感染者数が急増しております。今後の状況を踏まえながら、さらなる取組の強化が必要になると考えておりますし、本日からの飲食店等への休業要請、またそれに伴う協力金の支給ということに関する決断におきましても、この交付金の財源の確保が一定程度見込めるという見通しが立ったことは、非常に大きかったというふうに考えております。

こうした状況でございますので、拡充されました地方創生臨時交付金も最大限に活用いたしまして、感染拡大防止対策と経済影響対策をなお一層加速してまいりたいと考えております。

次に、県民座談会「濱田が参りました」についてお尋ねがございました。

私の県政運営の基本方針といたしております共感と前進を具現化する手段として、これまで県民の皆さんと直接対話をいたします座談会を進めてまいりました。参加者の方々からは、人材、後継者の不足が様々な分野で深刻化している現状、あるいは道路や河川などの整備による安心・安全な暮らしに関する御意見を多くお聞きすることができました。改めまして、人口減少、高齢化がもたらす中山間地域の厳しい状況を実感いたしているところであります。

また、そうした現状に加えまして、今年は新型コロナウイルス感染症の影響が、県民の皆さんの社会経済活動や生活に大きく影を落としております。こうした中で懸命に頑張っておられる皆様方の声をお聞きするにつれまして、県勢浮揚に向けて、なお一層私自身が努力をしていかなければいけないという思いを強くしているところでございます。

2巡目となります来年度からは、そういった厳しい現状をより具体的に把握したいと考えておきまして、座談会に加えて様々な取組の現場を直接訪問したいというふうに考えております。通常の執務の中では実感しづらいこともありますが地域の強みや課題を現場で体感するということによりまして、これまで以上に県民の皆さんの声を県政に反映できるように努力をしております。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第1期の総括並びに第2期の取組についてお尋ねがございました。

第1期の取組を経済成長という面から見ますと、地産外商の推進により、本県の経済は人口減少下におきましても経済規模が拡大をする、そういった経済へと構造転換を果たしつつあるというふうに捉えております。一方、人口動態の面から見ますと、いわゆる社会減の規模は、かつての景気回復局面と比べて2分の1程度までに改善をいたしております。しかし、議員御指摘のように、合計特殊出生率の目標あるいは社会増減の均衡という目標は達成できませんでした。

こうしたことから、経済成長が人口動態の改善にはまだ十分につながっていないという状況にありまして、その意味ではまだまだ道半ばであるというふうに考えております。

このため、本年度からの第2期の総合戦略においては、これまでの取組を土台といたしまして施策を強化し、さらなる若者の定着、増加と出生率の向上に全力で取り組んでおります。また、その中では、コロナ禍によります県経済や県民生活への影響、あるいは社会の構造変化にも迅速かつ的確に対応すべく努力をしております。

具体的には、まず若者の定着、増加を図るためには、若者が魅力を感じる仕事を多くつくっ

ていくということが肝要であります。このため、デジタル技術と地場産業の融合などにより、デジタル技術を生かした取組を一段と加速することと併せまして、IT・コンテンツ関連産業の集積あるいは事務系職場の誘致、こういった取組を進めてまいります。あわせまして、コロナ禍を契機といたしました地方への新しい人の流れを本県に呼び込めますように、シェアオフィスなどの受皿を整備いたしまして、アプローチを強化してまいります。

次に、出生率の向上を図るという観点からは、県民の皆さんの出会い・結婚・妊娠・出産・子育てといったライフステージの各段階に応じた、切れ目のない少子化対策が重要でございます。このため、出会いの機会の創出や高知版ネウボラの取組など、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めてまいります。あわせて、働き方改革の推進、男性の育児休業の取得促進など、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

こうした取組をコロナ禍の影響も踏まえて、さらに強化しながら、将来展望として掲げました2060年の本県人口55万7,000人を確保することを目指しまして、全力で取り組んでまいります。

次に、四国遍路の世界遺産登録に向けました現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

世界遺産登録のために国からユネスコに推薦をしていただくためには、まずは国内の暫定リストに候補として掲載をされる必要があります。四国遍路につきましては、その要件として、国の審議会から大きく2つの課題が示されております。1つは、現状、札所や遍路道など構成資産の大半が文化財として保護されておらず、措置の改善、充実が必要という指摘、もう一つは、人類全体にとって未来にも共通した価値がある

という、顕著な普遍的価値の証明が必要という点であります。

これを受けまして、四国の4県、市町村、大学及び関係団体などから成ります協議会を平成22年に発足させまして、官民協働でこうした課題の解決に向けて取組を続けているところでございます。

まず、構成資産の保護措置につきましては、札所寺院や遍路道が国の史跡として指定を受けるために必要な文化財調査を計画的に進めております。本年度は、竹林寺道など遍路道2本が新たに史跡指定されることになりましたことは御指摘のとおりでありますし、また室戸市の金剛頂寺、安田町の神峯寺で調査を今行っているところでございます。また、普遍的価値の証明という課題につきましても、大学教授らによります研究会を設置し、定期的に国の調査官や国内外の専門家とも意見交換を行いながら、調査研究を進めております。

世界遺産登録への道は長く、そして険しい道のりでございますけれども、これが実現できずと、文化の振興あるいは観光面で大きな効果が期待できます。このため、引き続き四国各県の関係者と連携をいたしまして、諸課題の解決に取り組みますとともに、早期に国内暫定リスト入りがなされるように国への働きかけを行ってまいります。あわせまして、四国遍路の魅力を国内外に発信し、世界遺産登録に向けた一層の機運の醸成を図ってまいります。

最後に、四国新幹線の早期実現に向けました今後の取組についてお尋ねがございました。

近年、新幹線が開業いたしました九州や北陸地方におきましては、大都市圏との移動時間の短縮により、観光客の増加あるいは在来線への波及、経済の活性化などの大きな効果が現れております。このため、四国への新幹線の誘致は大変重要なものであるというふうに考えており

ます。

四国4県や経済団体などで構成をされます四国新幹線整備促進期成会におきましては、リニア中央新幹線が新大阪まで延伸をされます2037年を四国新幹線の開業の目標として掲げて運動をしております。この目標に向かいまして、四国内外での機運の醸成、国への要望・提言活動などを行ってまいりました。今年度は、特に国土交通大臣への要望を行いまして、四国の実情あるいは新幹線の必要性を強く訴えてまいったところでございます。

本県でも、期成会と連携した国への政策提言をはじめといたしまして、シンポジウムあるいは土佐経済同友会と連携した啓発イベントを開催するといった活動を通じて、県民の皆様への周知あるいは理解の促進に努めてまいりました。目標としております2037年の開業を実現するためには、まず国において整備計画への格上げの前提となります法定調査を開始することが必須条件となるということは、御指摘のあったとおりでございます。

一方で、国では、整備計画に位置づけております北陸や九州、北海道の整備を優先して進めておりますので、四国の新幹線が法定調査に至るには、まだまだ高いハードルがあるというのが現状だと考えております。

このため、何よりも四国が一つになるという結束力、そして官民協働の取組をさらに強化していくこと、また山陽新幹線と接続をいたしません岡山県との連携を深めるということが重要となってまいります。今後とも四国各県や関係機関と連携をいたしながら、国への政策提言、機運醸成のための取組を継続し、さらに充実させることによりまして、先ほど申し上げました国による法定調査の実施に何とかこぎ着けたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 本県の離島において新型コロナウイルスの感染が疑われる方や濃厚接触者、また陽性と判断された方が発生した場合の搬送体制や行政の対応についてお尋ねがありました。

沖の島や鶴来島においては、磯釣りや観光で島外からの入り込み客も多いことから、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、島内の感染拡大が心配をされるところです。

一方、これらの島には、新型コロナウイルスの検査を実施できる医療機関はありませんので、島内在住の方が島内にいる状態で新規の感染者として判明する可能性は極めて低いと考えております。ただ、発熱等の感染が疑われる患者が現れることは十分想定されますので、その場合は、感染防止の措置を十分に取った上で島外に出て診察、検査を受けていただくことを原則としたいと考えています。

現在では、検査判明までの時間が短い検査を実施できる医療機関が幡多圏域にもありますので、検査判明までは島外で待機をしていただくことで、仮に陽性になった場合に、島に戻らず速やかに入院医療につなげることができます。

また、島内在住の方が濃厚接触者となった場合も、同様に島外で検査を受けていただくことを原則と考えておりますが、その人数が多数となる場合などには、島内で検体採取を行った今年4月の対応も踏まえて、地元と協議して柔軟に対応してまいります。

なお、万一島内で感染者が判明した場合は、地元との連携の下、チャーター船を借り上げるなどして、島からの安全な搬送手段を確保する体制を整えてまいります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) まず、サイバー犯罪に対する警察の具体的な取組についてお尋ねが

ございました。

県警察では、悪質・巧妙化するサイバー犯罪に対して、各部門の連携はもとより、全国警察と情報共有を図りながら積極的に捜査を推進しております。昨年中は、ネットワークを利用した詐欺や著作権法違反、ストーカー規制法違反等により、36件、24名を検挙しております。

あわせて、事件検挙に向けては捜査力の向上が必要であり、全警察官に対するサイバー犯罪等対処能力検定の実施や、高知工科大学の教授によるサイバーセキュリティーに関する講義を行っているほか、サイバー犯罪捜査員を大手IT企業や先進県の警察に派遣勤務させ、高度な技術の修得を図っているところでございます。

一方で、議員御指摘のように、サイバー犯罪は発信元を匿名化するツールが使われ、容易に国境を越えて行われるなど、犯人の特定は容易ではありません。県民の皆様が被害に遭わないよう、最近の偽サイトやフィッシングメールの手口等を踏まえ、広報紙、ツイッターなどの様々な手段を用いて注意喚起を図るなど、広報啓発にも取り組んでいるところでございます。

今後も、県警察では、日々複雑・高度化するサイバー犯罪に対し、組織の総合力を挙げて取締りを強化するとともに、サイバー空間における脅威から県民の皆様を守るため、広報啓発活動にも力を入れてまいります。

次に、交通安全施設の適切な更新、維持管理についてお尋ねがございました。

交通安全施設の適切な更新、維持管理は、交通事故抑止に重要な役割を果たしていると認識しており、県警察といたしましても計画的に取り組んでいるところであります。具体的には、県内の交通安全施設の状況を定期的に点検し、優先順位をつけながら、老朽化した信号制御機の更新や横断歩道などの道路標示の補修を随時実施しております。

今後も交通事故の危険性などを考慮し、適正な交通安全施設の更新、維持管理に努めるとともに、道路管理者をはじめとします関係機関と連携して、利用者が安心して通行できる交通環境の整備に努めてまいります。

最後に、県内の妨害運転罪などの交通違反の検挙状況についてお尋ねがございました。

本年6月に改正道路交通法が施行されて以降、県内において妨害運転罪を適用した事例はございません。しかしながら、妨害運転は極めて悪質かつ危険な行為であり、これを抑止し、痛ましい死傷事故が起こることのないよう、指導取締りを徹底していく必要があるものと認識しております。特に、高速道路で妨害運転が発生した場合は重大事故につながりかねないことから、本年9月には、高速隊のパトカーと航空隊のヘリコプターが連携した、空陸一体となった取締りを実施したところでございます。

このような活動を通じて、妨害運転につながる可能性のある車間距離不保持違反については、本年10月末現在で22件検挙しております。妨害運転に対しましては、今後とも厳正な取締りと捜査を徹底するほか、各種広報媒体を活用した広報啓発活動により、安全な道路交通の実現を目指してまいります。

(総務部長井上浩之君登壇)

○総務部長(井上浩之君) 県の女性職員の管理職等への登用の状況と今後の登用に向けた取組についてお尋ねがありました。

本年4月1日時点の知事部局における役職に占める女性の割合は、部長・副部長級につきましては、国の目標値10%に対して2.2%と下回っておりますけれども、課長級以下の役職につきましては、国の目標値にほぼ到達をしているところであります。具体的に申しますと、課長級は国の目標値15%に対し本県は16.4%、課長補佐級は目標25%に対しまして24%、チーフ級は

目標30%に対しまして29.3%となっております。

これまでも女性職員の管理職等への登用に向けましては、女性職員に早い段階から企画立案や事業推進など様々な経験を積ませるとともに、キャリア形成に関する研修などを通じまして、人材育成を進めてまいりました。この結果、先ほど申し上げました知事部局のチーフ級以上の職、すなわちポストの職の女性職員を合計した割合で申しますと、10年前は約15%程度でございましたけれども、現在は約25%となっております。将来管理職を担う女性職員が着実に増加しているものというふうに考えております。

引き続き、女性職員のキャリアアップに向けた意識の醸成に取り組むとともに、育児や介護のための早出・遅出勤務の活用、業務の効率化による時間外勤務の縮減など、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した職場環境づくりを進めまして、さらなる女性職員の管理職への登用につなげてまいりたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 次期こうち男女共同参画プランの策定についてお尋ねがございました。

平成28年度から本年度までの5年間を計画期間としております、現行のこうち男女共同参画プランの取組につきましては、このプランの中で設定しております数値目標に関し、例えば高知家の女性しごと応援室における就職率や、知事部局の管理職員に占める女性の割合などの目標を達成しており、成果を上げてきているものと考えています。しかしながら、県の審議会等の委員に占める女性の割合が伸び悩んでいることや、男性の育児休業取得が少ないことなど、引き続き課題も残されているものと受け止めております。

また、5年ごとに実施しております男女共同参画社会に関する県民意識調査の昨年度の結果

では、議員のお話にもありましたように、各分野における男女平等の意識はおおむね向上しているものの、全国調査結果との比較や経年変化の状況から、特に家庭生活、職場生活、政治の場の3つの分野に係る取組の拡充が必要であると考えております。具体的には、家庭生活における男女の役割分担の見直し、職場生活においては、多様な働き方が選択できる環境の整備、さらには政治の場への参画に向けた第一歩として、審議会等の委員や地域活動への参画促進による人材育成など、制度と意識の両面からの取組が求められているものと考えているところです。

こうしたことを踏まえ、次期プランにおきましては、「性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県」の実現を目指し、男性の家事、育児、介護の分担に向けた啓発、経営者の方々を中心とした意識の改革や働き方改革の定着への支援、さらには審議会等の委員構成の見直しへの働きかけなどの取組を、より一層強化してまいりたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、四国8の字ネットワークの事業化に至っていない3つの区間の取組状況と、事業化への見通しについてお尋ねがございました。

四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震対策を進める上での命の道であり、地域の経済活動を支える重要な社会基盤であることから、これまでも他県や沿線自治体の皆様と連携し、整備促進に向け積極的に取り組んできたところです。

その結果、本年度は阿南安芸自動車道の野根安倉道路が直轄権限代行として新規事業化されました。さらには、7月5日の中村宿毛道路の全線開通に続き、年度内には高知南国道路の全線開通も予定されているなど、本県の整備率は

61%となる見通しで、四国8の字ネットワークの完成に向けて、一步一步着実に前進しております。

一方、未事業化区間の状況としまして、四国横断自動車道の宿毛市から愛媛県愛南町内海の区間では計画段階評価が完了し、現在国において都市計画を進めるための調査が行われているところです。調査が完了いたしますと、県において都市計画決定に向けた手続を進めてまいります。

また、阿南安芸自動車道の奈半利町から安芸市の区間でも計画段階評価が完了し、環境アセスメントを進めるための調査が行われております。県施行となります北川村安倉から和田の区間におきましては、文献調査及び動植物、猛禽類の現地調査など、環境アセスメントを進めるための調査を行っているところです。

このように、未事業化区間の解消に向け着実に前進しているところであり、引き続き一日も早い四国8の字ネットワークの完成に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、一級河川以外の河川の流域治水への取組についてお尋ねがございました。

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨など、近年激甚な水害が頻発し、さらに今後気候変動による降雨量の増大が予測されていることから、国は河川の流域関係者全員が協働して総合的かつ多層的に取り組む、いわゆる流域治水の取組を全国で進めることとしております。

県内で国が管理する4つの一級水系では、本年8月に流域治水協議会を立ち上げ、流域全体で早急に実施すべき対策を取りまとめ、流域治水プロジェクトとして本年度中に公表する予定としております。県が管理する二級水系につきましても、この一級水系での取組を参考に、流域治水を計画的に推進することとしており、洪

水が発生した場合に甚大な被害が予想される河川において本年度から取組を開始し、それらの成果につきましては来年度以降に順次公表してまいります。

次に、河川改修の確実な推進と適切な維持管理について、どのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

河川整備につきまして、3か年緊急対策を活用した集中的な取組により、平成30年7月豪雨で全国的に課題となりました河川に堆積した土砂の撤去をはじめ、甚大な浸水被害が発生した河川の改修、河川堤防の耐震対策などの進捗を図っております。他方、対策が必要な河川は依然として多く残っており、さらには気候変動による豪雨の頻発化、激甚化といった新たな課題への対応も進めていく必要があるため、本年度が期限の3か年緊急対策の継続を国に対して訴えてきたところです。

政府は、このような全国からの多くの声も受けまして、新たに5か年の対策を取りまとめる方針を閣議決定いたしました。県といたしましても、この新たな対策を積極的に活用し、河川整備計画に位置づけられた河川改修をはじめ、耐震対策や排水機場の長寿命化対策など、この3か年の取組が継続されるように努めてまいります。

河川の維持管理につきまして、今年度創設されました有利な緊急浚渫推進事業を最大限活用し、前年度の3.8倍の予算を確保し、緊急性の高い76河川の計画的な維持掘削を進めております。この緊急浚渫推進事業は5年間の時限的な制度のため、この間に適正な河川管理に必要な維持掘削の実績を積み上げ、他県や市町村とも連携して、その効果や必要性を整理し、継続的な取組となるよう時期を捉えて国に訴えてまいります。

次に、がけ地近接等危険住宅移転事業による

事前移転の状況及び市町村の取組状況についてお尋ねがございました。

崖地の土砂災害対策につきましては、従来崖地に隣接した区域に住み続けられるよう、国費を活用した急傾斜地崩壊対策事業や、市町村と協力して行う、がけくずれ住家防災対策事業によるハード対策を中心に行ってまいりました。

がけ地近接等危険住宅移転事業は、土砂災害特別警戒区域の指定により、土砂災害への備えを検討する住民が増えることが想定されることから、区域外への事前移転を安全対策の選択肢の一つとして加えるため、平成30年度に創設しております。この事業は、土砂災害特別警戒区域内の危険な住宅を区域外に移転する際に補助を行う市町村を支援するもので、これまでに区域指定が一定進んだ2つの町で制度化がされ、現在9つの市町村で制度化に向けての検討が進められていると聞いております。

この制度による事前移転の実績はまだありませんが、制度化されております市町村に相談が寄せられているとお聞きしております。また、土砂災害特別警戒区域等の指定に向けた説明会でも、住民から事前移転の支援策について質問が出ているところです。引き続き、区域指定の進捗に伴って、土砂災害への備えを検討する住民のニーズにお応えできるよう、がけ地近接等危険住宅移転事業の制度化を進める市町村の取組を支援してまいります。

次に、クルーズ船の受入れ体制についてお尋ねがございました。

各船会社は、国土交通省監修の船舶ガイドラインに加え、船会社独自の対策を付加した予防・拡大防止マニュアルを作成し、乗員乗客全員に対する乗船前のPCR検査を実施するなど、感染防止対策を徹底した上で運航を再開しております。

県といたしましては、事前に実施されました

試験航海に職員を派遣し、換気や間隔確保といった船内の対策状況を確認いたしました。また、客船受入れ当日には、上陸前に乗客の体温測定の様子を確認するなど、船会社のマニュアルに沿って適切に感染防止対策が実施されていることを確認しております。

このマニュアルにおきましては、万が一発熱等の有症者が発生した場合には、船医がPCR検査などを実施し、検査結果が出るまでの間は、他の乗客も船内で待機となります。検査の結果陽性と確認された場合には、陽性者のみ最寄りの病院等へ隔離搬送し、他の乗客は下船せずに発着港へ帰ることとなっております。県では、こうした事態に備えまして、船会社や保健所、関係機関等と事前に調整の上、搬送時の動線確保や緊急連絡体制の整備、訓練等を行っております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、経済活動の回復と感染拡大の防止の両立を目指し、県民の皆様に安心していただけるよう対策を徹底した上で、クルーズ船を受け入れてまいりたいと考えております。

次に、宿毛湾港の利活用推進についてお尋ねがございました。

宿毛湾港は、四国西南地域の広域物流拠点として平成12年に供用を開始しております。今年8月には、池島地区の防波堤延伸工事が完了したことにより、湾内の静穏度が向上し、船舶がより安全に利用できる環境が整いました。近年では、ぱしふいっくびいなすの寄港など、クルーズ船の寄港地にも利用されるようになってきております。

宿毛湾港の後背地におきましては、地元と連携してこれまでも企業誘致に取り組み、造船会社や水産加工場が立地しておりますが、いまだ分譲中の企業用地が複数残っている状況です。これは、都市部からの時間距離の長さや輸送コ

ストの高さなどがその要因の一つと考えております。

このような状況の中、四国8の字ネットワークの道路整備が進み、本年7月には宿毛市和田まで延伸しております。加えて、宿毛一内海間の計画段階評価が完了し、宿毛湾港池島地区の北側にインターチェンジが設置されることも検討されております。こういったことにより、時間距離の短縮や定時性の確保といった課題が改善すると期待されており、宿毛湾港の持つ物流拠点としてのポテンシャルが高まってきております。

このような環境の変化に対応した新たな取組を進めるため、宿毛商工会議所、すくも湾漁業協同組合、宿毛市役所などの関係機関と協議を進めております。今後はこの議論を踏まえ、四国西南地域の物流の拠点となるよう、企業誘致やクルーズ船の寄港数増加など、地元と一体となって宿毛湾港の利活用に一層取り組んでまいります。

最後に、建設業活性化プランの検証とバージョンアップについてお尋ねがございました。

建設業は、豪雨災害などへの対応やインフラ整備を進めるために必要不可欠な存在であるとともに、各地域で持続的に発展していくことが地域の雇用を守り、県経済の下支えになると考えております。このため、県といたしましても建設業の皆様を支えていけるよう、建設業活性化プランを策定し、工事の平準化や人材確保、ICT施工への支援などに取り組んでまいりました。

このうち、工事の平準化につきましては、工事の完成が集中する年度末の建設従事者の長時間労働の是正などにもつながるため、繰越明許制度の積極的な活用に取り組んでまいりました。その結果、土木部発注の土木一式工事における4月末の手持ち工事量は、平成26年の約83億円

から本年度には約210億円と、約2.5倍に増加しており、一定の成果が上がっております。

人材確保の取組におきましては、これまで高校生の現場見学会の開催や、都市圏で開催される移住相談会において求人情報の紹介などを実施してきているところです。しかし、建設業者へのアンケートでは、新規雇用の状況は改善している状況が見られず、取組の見直し、強化が必要だと認識しております。

また、建設現場における生産性向上を図るi-Constructionにおきましては、ICT活用工事の導入を進めており、その実施率は全国並みに上昇してまいりました。しかしながら、今後さらに人口減少と高齢化が進む本県の状況を踏まえ、この取組について、より一層推進していく必要があると考えております。

これらのことから、人材確保策の強化とデジタル化の推進による生産性の向上などの視点を持って、どのような取組が有効か、関係団体などの御意見も伺いながら、活性化プランのバージョンアップについて検討を深めてまいります。

○4番（今城誠司君） 執行部の皆様にはそれぞれ丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。2問目はありません。

今年、濱田知事は危機管理対応に追われる年となりました。来年は、これらの危機を濱田知事のすばらしいかじ取りによりまして乗り切つて、県勢浮揚に向けて道筋が見える年となることを期待申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明17日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時56分散会

令和2年12月17日（木曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 22番 山 崎 正 恭 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 29番 大 野 辰 哉 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 岩 城 孝 章 君
- 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
- 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
- 文化生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 観光振興部長 吉 村 大 君
- 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
- 水産振興部長 田 中 宏 治 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君

事務局職員出席者

- 事 務 局 長 行 宗 昭 一 君
- 事 務 局 次 長 織 田 勝 博 君
- 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
- 政策調査課長 川 村 和 敏 君
- 議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
- 主 幹 春 井 真 美 君

議 事 日 程（第4号）

令和2年12月17日午前10時開議

第1

第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算

| | | |
|--------|---|---|
| 第 2 号 | 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算 | 田トンネル（Ⅱ）工事請負契約の締結に関する議案 |
| 第 3 号 | 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算 | 第 20 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案 |
| 第 4 号 | 令和2年度高知県電気事業会計補正予算 | 第 2 一般質問 |
| 第 5 号 | 令和2年度高知県工業用水道事業会計補正予算 | （2人） |
| 第 6 号 | 令和2年度高知県病院事業会計補正予算 | ————— ∞∞∞ ————— |
| 第 7 号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案 | 午前10時開議 |
| 第 8 号 | 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案 | ○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。 |
| 第 9 号 | 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案 | ————— ∞∞∞ ————— |
| 第 10 号 | 高知県が当事者である和解に関する議案 | 質疑並びに一般質問 |
| 第 11 号 | 令和3年度当せん金付証票の発売総額に関する議案 | ○議長（三石文隆君） 直ちに日程に入ります。 |
| 第 12 号 | 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案 | 日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第20号「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上20件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。 |
| 第 13 号 | 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案 | 12番西内隆純君。 |
| 第 14 号 | 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案 | （12番西内隆純君登壇） |
| 第 15 号 | 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案 | ○12番（西内隆純君） 自由民主党会派の西内隆純でございます。 |
| 第 16 号 | 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案 | 質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、闘病中の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、最前線で命がけでお仕事くださっている医療従事者の方々、感染拡大防止に御尽力くださっている皆様に心より御礼申し上げます。 |
| 第 17 号 | （仮称）高知布師田団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案 | それでは、議長の許しを得て、質問を行わせ |
| 第 18 号 | 国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅰ））工事請負契約の締結に関する議案 | |
| 第 19 号 | 国道493号（北川道路）道路改築（和 | |

ていただきます。新型コロナ感染症への対応の観点から、憲法改正についてお尋ねいたします。

先般東京で開催された、美しい日本の憲法をつくる国民の会「国会に憲法改正論議を求める国民集会」におきまして、新型コロナ感染症の医療現場で御活躍されております日本医科大学松本尚先生から、日本国憲法における緊急事態条項の必要性についてお話を伺うことができました。先生は、同感染症に対処する中で明らかとなった課題を3点挙げられました。

1点目は、災害派遣医療チームDMATの出動拒否について。DMATは、医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多くの傷病者が発生した事故などの現場に急性期から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。コロナなどの感染症について専門的な知識や技術を持った医療チームではありませんでしたが、緊急事態であったため、国の要請を受け、今年1月から、政府チャーター機帰国者収容施設やダイヤモンド・プリンセス号の患者搬送などの支援活動に従事いたしました。

このたびのDMATの派遣根拠は、災害対策基本法に基づく防災基本計画に記されております国のDMATの教育研修と必要時の派遣要請に基づくものであり、その根拠は脆弱です。また、DMAT派遣要請に対しての出動の可否は、医療機関のおさがおの判断することとなっています。こういったことから、クルーズ船対応においてDMATから陽性者が出て以降は、派遣を嫌厭した医療機関が多数見られたとのことでございます。そもそも検疫活動はDMATの本来業務ではなく、また現状の派遣出動は国からの要請に基づくボランティアベースであるため、前述のとおり即応性が担保されていません。

2点目は、病床と人員確保における行政力の

限界について。新型コロナ感染症患者の受入れのための病床確保は、公的病院、民間病院にかかわらず都道府県庁の要請ベースであり、強制力がありません。また、要請対象の範囲は、感染症指定医療機関、災害拠点病院、公的医療機関が中心でございます。そのため、患者数の急激な増加が続いた場合には病床の確保が間に合わないのではないかと懸念されています。

3点目は、臨時医療施設設置における法規制の壁です。コロナ患者を専門に収容する臨時医療施設の設置計画が検討されました。その概要は、場所は幕張メッセ、230床より稼働し、最大1,000床まで拡張、軽症から中等症を対象とし、5月から稼働開始といった内容でした。同計画の策定に当たっては、様々な法的課題が立ち上がったそうです。

まず、新型コロナ対策の特別措置法の第48条について、文字どおりの解釈では、臨時医療施設の提供は緊急事態宣言中に限られるとされておりました。今回は、柔軟な運用で対応にめどをつけたとのことでした。

人員確保については、医療法第30条の24、第31条において、都道府県の要請に基づき、公的医療機関は医師確保に協力しなければならないと記されており、強制力がなく、臨時医療施設を運営するための人員確保が困難との課題が挙がりました。

医療法の第3章、医療の安全の確保に関連し、また感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、健康保険法、食品衛生法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、健康増進法など数多くの関係法令について、手続的規制の壁が立ち上がりました。医療法以外にも、建築基準法や消防法、地方自治法の契約関係や予算措置について、課題が浮かび上がったそうです。

るる申し上げましたように、DMATの出動、

病床の確保、臨時医療施設の設置に際して多くの法的障壁が立ちはだかり、即応性に課題を有することが明らかになりました。武力攻撃や感染拡大を含む大規模災害等、種々の有事において、医療関連法令が実行動を妨げるものであってはならず、緊急事態時の医療対応の即応性を担保するためにも、DMATの法的根拠の確立、緊急時の人的・物的リソースの運用に関する強制性が必要ではないかとのことでした。このような観点から、必要な法的整備を行うに当たっては、その根拠を担保するという意味でも、憲法に緊急事態条項が必要であるとの締めくりでした。

コロナのような感染症対策のみならず、将来発生すると予測されている南海トラフ地震を念頭に置いた場合、松本先生の提言は大変に示唆に富むものと受け止めさせていただきました。迅速な意思決定は危機管理の要諦であり、先手先手で問題に対処していかなければなりません。

一刻も早く、憲法改正により緊急事態条項が盛り込まれることが望ましいと考えますが、知事に御所見をお尋ねいたします。

教育についてお尋ねいたします。

少子化の影響は、県立追手前高校などの進学拠点校の学力にも色濃く影を落としています。少子化により受験者が減少すれば、学力の低い生徒の割合が増加しますので、教員は学力の底上げに多くの力を注ぐ必要があります。結果、難関大学を目指す学力中上位層に対するケアがおろそかとなり、進学実績の停滞や、生徒の進路実現に比べづらくなるといった事態が生じかねません。また、進学拠点校以外の学校でも同様に学力レベルの低下が見られることから、何らかの対策を講じる必要があります。

ここで、学力問題の解決を進学拠点校だけに絞れば、入学者数を減らすなど、間口を狭める方法も考えられます。しかし、安易に生徒を減

らすと、部活動や学校行事などの人数を必要とする選択肢を失ってしまう可能性があります。少子化に伴う学力レベルの低下は全県的な現象ですから、全域をくまなくカバーする方法を採用したいところです。そこで、教員の授業力を高める取組の強化を提案いたします。

県立高校の教員が有名進学塾の授業に触れる機会もあるとの話をお聞きしております。参加者からは、今後の授業の組立てを考える上で大変参考になった、もっと参加したいとの反響が寄せられているそうです。また、進学協議会への予算措置を通じて、研修会を開催し、県下の教員のレベルアップを図る取組も実施されているとお聞きしております。課題としては、研修等により得た進学指導のノウハウが学校全体の指導力の向上にまで至っていないことが挙げられます。

そこで、教員の進学指導力の向上を図るために、進学塾への派遣や研修会を通じて、進学指導に関する取組をさらに強化してはどうかと考えますが、教育長に所見をお尋ねいたします。

先日、ある学校の学級崩壊の件で、保護者より相談を受けました。一部の生徒たちが授業中に教室を勝手に抜け出したり、私語をやめないなどの行為を取り続け、授業に支障を来しているとのことでした。

当該市町村の教育委員会に問い合わせますと、既に対処中であり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣、クラスの分割、教員の加配等の措置により、少しずつ落ち着きを取り戻しつつあるとのことでした。チーム学校が一定機能していると評価できる一方で、この問題の本質、騒動の発端となった生徒の内面の問題が、このままですと解決されないままになるのではないかと心配しております。もしそうであれば、当該生徒が苦しみ続けることはもとより、負の連鎖が続いてしまうことも危惧

いたします。

そもそも事象の原因は生徒の家庭や周辺環境にあると片づけてしまうこともできますが、教員がそれを言うことは逃げ口上に等しく、教育の敗北ではないかと感じます。救いの手を差し伸べられる可能性が最も高い位置にいる担任が対処できるよう、ふだんの取組の中であと少しだけ手当てできていたら異なる結末を迎えることができているのかもしれないと考えずにはいられません。

心の問題を抱える子供たちをどう救うべきか。原因は多種多様であろうとも、解決の糸口をつかむためには、何よりもまず生徒の信頼を得る必要があると考えます。そのためにも、教員自身も勉学に励むとともに、志や人間性を磨くことを通して、生徒の模範とならなければなりません。これを具体的に形にしていくために、教員各自の夢や志を問い、到達するために足らざる点や必要な取組が見える化しなければならず、そのための物差しとして自己分析シートを活用すべきと思います。

ここで行われる自己分析とは、主に教員と生徒の理想の関係、あるいは教員のあるべき姿について問うために行うものを指します。自己分析を基に、自らを磨き上げ、指導方法に自信を持ち、自立してこそ、他者、ここでは生徒と真剣に向き合えるし、相手の心の琴線に触れることのできる言葉を投げかけることができるはずです。そうして初めて、生徒は先生の真剣さを感じ取り、信頼関係の構築の第一歩を踏み出すことができるのだらうと思います。

熱意や志にあふれ、メンター制などに参画し、自己研さんに余念のない教員方がいらっしやることも承知しております。しかし、課題に気づいていない場合や、取り組み方が分からない教員の方々もいらっしやるでしょうから、そういった方々に取組の機会を用意し、後押ししてはど

うかと考えます。

教員の熱意、志の磨き上げのために自己分析シートを活用することについて教育長の所見をお尋ねいたします。

運動場の状況と整備について質問を行います。本県では、県民のスポーツニーズの多様化やスポーツを取り巻く環境の変化に即したものとなるよう、平成25年11月に高知県スポーツ推進計画を策定し、スポーツ振興に取り組んでまいりました。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を受けて、平成27年3月、同計画の取組の強化を目的としたスポーツ推進プロジェクト実施計画を策定、さらに令和2年3月、これまでの成果と課題を検証し、第2期高知県スポーツ推進計画Ver. 3に改定することで、計画で掲げる姿の実現に向けてブラッシュアップした取組を実施しているものと承知しております。

同計画に記載の、本県の子どもの運動・スポーツの状況によりますと、子供たちの運動習慣が十分に定着していない、子供たちの体力はほぼ全国水準に達しているが、生涯を通じたスポーツ活動の土台となる子供の体力をさらに高める必要がある、学校の運動部活動や地域のスポーツクラブに加入している子供の割合が全国平均よりも低いなどの課題があるとのこと。これらの課題の解決に当たっては、まずは子供たちに運動、スポーツに取り組んでもらうための空間が必要です。

しかし、現在県下の公立学校の屋外運動場が水はけの問題を抱えているとお聞きしております。その原因は、運動場に埋設されている排水設備が経年劣化したためとのことでございます。水はけ不良のために、降雨後運動場が乾燥するまでに要する時間が長くなってしまい、子供たちが運動、スポーツに取り組むための機会を損失してしまうことのないよう対策を講じる必要

があると考えます。

県立学校の運動場の水はけの状況と整備について教育長にお尋ねいたします。

また、学校に限らず、老若男女が運動、スポーツに励むために利用するスポーツ施設の運動場等についても、同様の課題があるのではないかと心配されます。第2期高知県スポーツ推進計画Ver. 3の目指す、スポーツを通じて健やかで心豊かに支え合いながら生き生きと暮らすことのできる社会の実現のため、県民が運動、スポーツに取り組んでもらう機会を損なうことのないよう、スポーツ施設の運動場についても適切な維持管理が求められます。

県下のスポーツ施設の運動場の水はけの状況について文化生活スポーツ部長にお尋ねいたします。

最近遭遇しました4つの事件を通して、物語を共有することの重要性と教育勅語のお話をしたいと思います。

1つ目は、先日参加した第20回都道府県議会議員研究交流大会のウェブミーティングの出来事です。講師の先生が、地方と都市の関係性が時代とともにどのように変化してきたかを語られました。田舎から都市に流れた農家の次男、三男が都市で活躍していた頃は、都市から故郷を応援することに異論は生じませんでした。しかし、その子や孫の代になって、親の故郷との関係性が希薄化した今日において、なぜ都市の人間が集約の面から経済的合理性を欠く地方の過疎地域を助けなければいけないのだといった意見を耳にするようになります。都市と地方のこういった対立構図は、今後ますます顕著なものになるとのことでございました。

2つ目、高知市内のある地域で、地域包括ケアシステムを補完する取組が検討されました。近所のお年寄りの面倒を地域住民で見られるようにしたいという立派な取組でございます。機

能させるためには、隣近所の家族構成や家の構造、ライフスタイルについて踏み込んで事前に把握をしておく必要がありますが、個人情報の保護に関する法律、プライバシーの問題が提起され、先行きに暗雲が立ち込めることとなりました。3つ目、先ほど取り上げました学級崩壊、教員と生徒の件でございます。4つ目、昨今のコロナ禍に関連して、人が人を差別する、目を背けたくなるような事態が続発している件です。

以上4つの事象は、一見して独立事象でございますけれども、私の見立てでは、共有すべき物語の欠如という問題が根底に潜んでいるように感じます。もし問題の当事者たちがお互いによく見知り、理解し合い、尊敬し合い、信頼すべき仲間であったならば、おのおのが関わる問題はもっと容易に解決を見るであろうし、さらに言えば、そもそも問題にすらなっていなかったかもしれません。

こういった事態に備えてか、先人たちが長い年月をかけて発明し、伝承を続けてきた遺産が、文化、伝統という物語と私は考えます。そして、その究極型が、神話からの日本の成り立ち、人代以降の考え方を記録した古事記、日本書紀であり、さらにエッセンスを凝縮し、万人に分かりやすくまとめられたものが教育勅語であります。一部の議員方及び副知事におかれましては、これからお話しする内容が過去の質問の内容と重複することを御容赦ください。

教育勅語が作成された明治時代においても、日本の退廃が問題となっていました。西欧列強の植民地支配から逃れるため、文化や制度、時には精神までのあらゆるものを西洋風に置き換えることが正当化される時代でした。

日本を共和制にしようといった議論や、日本が遅れているのは世界に通用しない日本語にある、日本語をやめるべきだとする論調がありました。また、学校では、日本語もままならない

児童による英語のスピーチ大会が行われ、国語の教科書はアメリカのウィルソン・リーダーの直訳が用いられました。文部省の修身論も、アメリカの「モラル・サイエンス」を翻訳した海外輸入品です。そういった背景から、この子供たちの中で、親世代を時代遅れの人々として軽んじる風潮が生まれました。

この日本の窮地をお救いくださったのが、明治天皇です。地方御巡幸を通して日本の危機的な状況をお知りになると、教学聖旨を御下賜され、教育の根本を日本の歴史や伝統を踏まえた教えに基づくものに改めるようお考えを示されました。これを受けて作成されたのが、教育の指針となる教育勅語です。

起草の中心は、憲法の設計にも携わった井上毅でした。教育勅語の起草に当たっては、儒教やキリスト教の影響を受けたとおぼしき様々な案が寄せられますが、井上毅は以下の7つの作成方針を明らかにし、その全てを排します。

第1は、政治上の勅語と同様にしない、つまり権力でもって国民に強制させてはならない。第2は、宗教性を帯びてはならない。第3は、哲学上の理論を使ってはならない。第4は、政治的思惑や言葉をにおわす内容を含めない。第5は、儒教や西洋の思想に踏み込んだ内容にしてはならない。第6は、消極的な言葉を用いない。第7は、第2とほぼ同じ内容です。以上を踏まえて作成されたのが教育勅語でした。

長くなりますが、伊藤哲夫氏の現代語訳を紹介いたします。

私が思うには、我が祖、神武天皇をはじめとする歴代の天皇がこの国を建てられ、お治めになってこられたご偉業は宏大で、遼遠であり、そこでお示しになられたひたすら国民の幸せを願い祈られる徳は実に深く、厚いものでありました。それを受けて、国民は天皇に身をもって真心を尽くし、祖先と親を大切

にし、国民すべてが皆、心一つにしてこの国の比類なき美風をつくり上げてきました。これは我が国柄のすぐれて美しいところであり、教育が基づくべきところも、実にここにあると思います。

国民の皆さん、このような教育の原点を踏まえて、両親には孝養を尽くし、兄弟姉妹は仲良くし、夫婦は心を合わせて仲むつまじくし、友人とは信じ合える関係となり、さらに自己に対してはつつましやかな態度と謙虚な心構えを維持し、多くの人々に対しては広い愛の心を持つてはありませんか。

また、学校では知識を学び、職場では仕事にかかわる技術、技法を習得し、人格的にすぐれた人間となり、さらにそれにとどまらず一歩進んで、公共の利益を増進し、社会のためになすべき務めを果たし、いつも国家秩序の根本である憲法と法律を遵守し、その上で国家危急の際には勇気を奮って公のために行動し、いつまでも永遠に継承されていくべきこの日本国を守り、支えていこうではありませんか。

このように実践することは、皆さんのような今ここに生きる忠実で善良な国民だけのためになされることではなく、皆さんの祖先が昔から守り伝えてきた日本人の美風をはっきりと世にあらわすことでもあります。

ここに示してきた事柄は、我が皇室の祖先が守り伝えてきたおさとしでもあり、我々皇室も国民ともどもに従い、守るべきものであります。これは昔も今も変わるものではなく、また外国においても十分に通用可能なものであります。私は皆さんと一緒にこの大切な人生の指針を常に心に抱いて守り、そこで実現された徳が全国民にあまねく行き渡り、それが一つになることを切に願います。

以上が教育勅語の現代語訳でございます。皆

さんも、ぜひ一度声に出して読んでいただければと思います。

かつての日本人が当たり前前に共有していた物語でございます。この美しい物語を共有する集団に帰属する人々ならば、現在懸案事項とされていることの多くが、互いの尊重、互いの譲歩により、もっと苦労なく解決に進むのではないかと思えてなりません。

本年7月30日、台湾元総統李登輝氏が御逝去されました。謹んでお悔やみを申し上げます。

氏は、大の親日家、坂本龍馬ファンで、高知にもお越しになられたことがございます。22歳まで日本人であり、戦前の日本式教育によって日本人精神を宿すことができたから今の私があるという趣旨のことをおっしゃられております。氏は、戦後教育による日本人の精神的退行を大変残念に思われておりました。

私も、過去を学び、知れば知るほど、戦後失われたものの大きさに残念な思いがしてなりません。教育勅語の語る日本人の理想の姿を僅かながらでも今日に取り戻し、共有すべく、微力を尽くしていく所存でございます。

教育勅語の現代語訳を聞かれた上でどう感じられたか、知事にお尋ねいたします。

次に、観光について質問を行います。

着地型観光商品とは、着地、つまり旅行の受入先、現地で作られる旅行商品のことを指します。その源流をたどりますと、まず第2次世界大戦後の経済成長やジェット旅客機などの登場によりマスツーリズムが生まれたところに遡ります。1990年代には、自然、文化財、景観の破壊などへの反省から、オルタナティブツーリズム、いわゆるエコやグリーンを冠するツーリズムが生まれます。

人々が主要な観光地に行き尽くした頃になると、行ったことのない場所、新しい経験が求められ、象徴的なものを有する観光地から、へき

地や町なかのありふれた場所まで旅先として選ばれるようになりました。一見ありふれた場所が観光地化するためには、着地において楽しみ方を教えてくれるガイドが必要です。彼らの持つ専門性が、提供されるプログラムを楽しいものとするので、ありふれた山林や農村、町なかを、観光地、エンターテインメントとして昇華させることができました。このようにして、着地、旅行先で、地元側により、地元ならではの要素を組み込んでつくられた旅行商品のことを着地型旅行商品と呼びます。

政府は、現在のDMOの原型となる組織制度をつくり、着地型旅行商品の創出の後押しを図ります。DMOとは、観光物件、自然、食、芸術、芸能、風習、風俗などの当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことです。この政府の後押しにより、多くの組織が生まれ、商品販売のための流通体制の整備と強化が図られましたが、着地型旅行商品によってDMOが十分な収入を上げられた事例はごく僅かとのことでした。

その原因として、商品の手数料収入を考えると、ある程度高額な商品の提供が前提となりますが、その場合、価格に見合う商品の種類が限定されてしまい、商品の造成の難易度が高くなる点が指摘されておりました。このように、商品化に時間を要する割には手数料の魅力が薄いため、大手旅行会社が商品造成あるいは商品として採用しない、流通上の課題も生じておりました。

そのような中、昨今のICTの普及や新型コロナウイルスの影響を受けて、着地型旅行商品を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。今や旅行といえば、オンラインの旅行会社、OTAでの手配が多くなりましたが、OTA間の競争も熾烈を極めております。サービスの差別化により優位性の確保を図るため、旅行会社の着地

型旅行商品への注目が高まっています。本県におきましても、独自プラットフォーム「もっとこうち」を設け、県内の着地型旅行商品の取扱いを行っていることは承知しております。

こういった流れの中で、大手のOTAをはじめとする各旅行会社の商品企画に採択されることを視野に入れ、地域の資源を生かした着地型旅行商品の開発とセールスの強化に取り組むべきと考えますが、観光振興部長の所見をお尋ねいたします。

DMOに求められる役割にも変化が見られ、手数料収入よりも公益性の確保が重視されるようになりました。例えば、DMOによって造成された商品が、飲食や宿泊、イベント等を介して地域に幅広い経済波及効果をもたらすことや、閑散期の宿泊施設の稼働率を下支えすることなどが期待されています。

「もっとこうち」の商品ラインナップを見ますと、川や町なかを題材にした商品が多いように思われますので、今後は前述の観点を踏まえ、山や海などにも目を向けつつ、さらには地場の人々や産業を広範に巻き込める商品の造成に努め、ラインナップに加えていくべきと考えます。

多くの観光客に本県を訪ねてもらい、地域に経済効果をもたらせるような、地域の魅力を生かした着地型旅行商品の企画に際し、DMOや観光事業者などが果たす役割は大きいと考えますが、観光振興部長の所見をお尋ねいたします。

次に、高知駅前のこうち旅広場についてお尋ねいたします。本県の玄関口の高知駅の南側には、現在県全体の総合観光案内所とさてますが設置されたこうち旅広場がございます。平成22年のオープン以降、年間50万人以上の観光客が同広場を訪ねており、滞在時間の延長、観光総消費額の増加に一役買う存在となりました。

平成22年当時からすると、ホテルの新設や警察署のリニューアルと、高知駅周辺の町並みも

大きく変化いたしました。また、先述のとおり、旅行の形態も変化しつつあります。

そういった中で、広報やおもてなしの強化、高知駅周辺の一層の魅力化の観点から、こうち旅広場の今後の方針について観光振興部長の所見をお尋ねいたします。

挨拶の励行についてお尋ねいたします。

平日の朝、ほかの何人かの議員同様、私も街頭につじ立ちをして、通行中の皆様に御挨拶をさせていただいております。始めた頃は、御通行中の方もさぞかし不審に感じられたと思います。しかし、日々活動が続ける中で、車中から手を振り返してくれる方、励ましをくれる方、元気に声を上げる小学生など、挨拶を返してくれる方がぼつりぼつりと現れ始めますと、そのささいな気持ちのやり取りがうれしく、またあしたも頑張ろうと、つじ立ちをする当人が励まされる始末でございます。半年もたった頃には顔なじみもできまして、日々の顔合わせや御機嫌伺いが一つの楽しみにもなります。

さらに、一年を超えた頃でしょうか、通行中の方から満面の笑みで反応が返ってくると、いつも以上に幸せな気持ちに包まれていることに気づきます。笑顔で挨拶されるだけでこんなにうれしい気持ちになれるものかと。であるならば、私がおもてなしで笑顔で元気に取り組めば、通行中の皆さんをいささか幸せな気分にするのもできるのではと考えて、行動に移した次第です。その結果かどうかは分かりませんが、より多くの方が反応くださっているように思います。皆さんにも幸せのお裾分けができていれば何よりでございます。

また、挨拶には初頭効果があると言われていきます。初対面時の冒頭に気持ちよく挨拶を交わすことができれば、よい印象が相手に与えられるとされる効果です。挨拶一つで、仕事がよりスムーズかつすばらしいものになるかもしれ

ません。

本年の8月、県庁若手職員を中心とした県政運営指針浸透方策検討チームが、県政運営指針の趣旨を分かりやすくまとめた、高知県職員の志を策定されたとお聞きしております。あいうえお作文を、かきくけこうちで作成されておりますので、その内容を御紹介いたします。

「職員みんな、かきくけこうち、やりゆう？ か、課題に真正面から立ち向かいゆう？ き、厳しい環境の中でも挑戦しゆう？ く、国や世界、時代の変化を見ながら進化しゆう？ け、県民の皆様と対話しゆう？ こ、コンプライアンスを徹底しゆう？」このように項目立てを行い、さらに項目ごとに1から2点の補足説明が用意されております。短い作文ではありますが、職員の熱い思いが十分に伝わってくるすばらしい内容、取組と感じました。

そこで、この志がさらに生きるよう、ぜひ挨拶の持つ力を活用していただきたいと思います。もちろん、面識のある方と擦れ違った際など、職員間で挨拶が交わされていることは承知しております。駐車場で擦れ違う方へのべつ幕なしにとまでは言いませんので、所属課に来訪者があれば、面識の有無にかかわらず、おはようございます、こんにちは、どういった御用ですかなどの挨拶や声がけを積極的に実施されてはどうでしょうか。

県庁職員による挨拶の励行について知事の御所見をお尋ねいたします。

次に、糖尿病の発症予防の取組についてお尋ねいたします。

知事の提案理由の中で、糖尿病の重症化予防の取組について説明がございました。私も、昨年の定期健診ではヘモグロビンA1cの値が7.8の糖尿病患者でございましたから、この取組に大変期待を寄せております。

定期健診により糖尿病と診断されるまで、ま

さか自分がそんな大層なことになるわけがないという気持ちで、日々、議場にいらっしゃる何人かの議員方には遠く及びませんが、暴飲暴食に励んでおりました。朝は自宅で和食、昼は油物や炭水化物を多く含む夕食、夜は親睦を深めるためのお酒を伴う会食といったサイクルです。時々ランニングを行うなど生活習慣もあったことに加え、体重が極端に増えることもないので大丈夫という過信もありましたもので、定期健診におきまして、血糖値が高くなっているから気をつけてねとお医者さんから言われましても、なかなか自覚的になることができませんでした。そしてついに、昨年の定期健診では、糖尿病ですから眼科をはじめ専門の病院にかかったださいねと言われてしまい、慌てて対策に乗り出した次第です。

それ以来は、食事の際には必ず、最初にたくさん野菜を食べ、炭水化物を控えぎみにし、今まで以上に運動を行うように心がけました。おかげさまで、現在は薬を飲むこともなく、ヘモグロビンA1cの値を糖尿病予備群の6前半で維持することに成功しております。

しかし、もう少し早く糖尿病のリスクと発症後の対策コストについて理解を深め、予備群から立ち直るための具体的な取組に着手できていたらと悔やまれます。一方で、健康のありがたさを実感するこれ以上ない貴重な機会となったことも事実です。このような実体験を基に、糖尿病予備群を減らすとともに、県民の健康を増進すべく、3つのアドバイスと県への提言を行いたいと思います。

まず1つ目、現代の食事では、よほど意識しない限り、炭水化物を過剰に摂取してしまいます。野菜を多く食べ、炭水化物並びに炭水化物と相性のよい油物は控えるように心がけましょう。2つ目は、人によってアルコールに強い弱いがあるように、膵臓や消化器官の性能、カロ

リーの消費量にも個人差があります。出された量を人と同じように平らげるのではなく、腹8分目、程々を心がけましょう。3つ目は、欠かさず定期的に、長時間の有酸素運動を行いましょ。以上の3つは、どれも当たり前のことですが、若く健康であっても取り組むべき事項でございます。健康維持の秘訣は、日頃の摂生及び運動の積立貯金の励行に尽きます。

最後の提言の部分ですが、定期健診の結果、ヘモグロビンA1cの値が糖尿病予備群のゾーンにある、あるいは以前の検査よりも上昇していることが明らかとなった場合、健診機関は、その患者を糖尿病予備群の対策窓口につなぐなどの仕組みを構築してはどうでしょうか。糖尿病予備群だから気をつけるようにと言われてただけで、具体の措置が提示されなければ、ほとんどの人が私と同じ道をたどることになるのではないかと思います。

健診機関と連携した糖尿病対策窓口の設置について健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、憲法改正により緊急事態条項を盛り込むことについてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、緊急事態宣言下における私権の制限やこれに対する補償の在り方などが大きな議論的となりました。こうした緊急事態に対処するための憲法上の規定の必要性につきまして、国民の皆さんの関心も高まり、複数の報道機関が本年4月の末に行った世論調査におきましては、憲法改正による緊急事態条項の新設に賛成する意見が半数を上回るというようなこともございました。

私といたしましても、新型コロナウイルス対応のみならず、南海トラフ地震などの極めて重

大な緊急事態の発生を想定した場合、私権の制限やそれに伴う補償などの規定をあらかじめ法律に定めておきまして、必要な場合には直ちにその法律に基づいて迅速に対応ができるようにしておく、そういう必要があるというふうに考えております。そのためには、言わば国民全体の意思として、こうした種類の立法が必要であるという旨を憲法上明らかにしておくことが望ましいと考えております。言い換えますと、緊急事態に対する法制の根拠となるような規定を憲法上も明確に設けておくということによりまして、立法府である国会に対しましてもそうした法制をあらかじめ整備しておくということを促しておくということが望ましいものと考えております。

今後、緊急事態における行政活動の在り方につきましては、憲法改正の必要性も含めまして、国政の場において幅広く活発な議論が行われることが求められるものというふうに考えております。

次に、教育勅語の現代語訳の感想についてお尋ねがございました。

議員からお示しがありました教育勅語の現代語訳をお聞きいたしまして、その中には、家族の和や、友人との信頼関係、さらには自己研さんや社会への貢献などといった、いつの時代であっても人として大切にすべき普遍的な価値や教えがしっかりと記されているというふうに改めて感じたところであります。また、こうした祖先から伝えられてまいりました日本人の美風を守り、また引き継いでいく必要性を説いたものとなっておりますけれども、その一方で、単なる自国第一主義あるいは偏狭なナショナリズムに陥るのではなくて、こうした考え方は外国においても十分に通用可能なものであるといった位置づけもされております。その意味で、国際的な普遍性にまで言及をし、視野に入れてい

るという点につきまして、改めて大変新鮮なものだというふうに受け止めた次第であります。

不易流行という言葉がございます。時代は移り変わります。そうした中で、時代の変化につれて変わっていくべきものもあれば、時代が変化しようとも変わらない人間としての本質、そういったものもあるということであると思いません。言い換えますと、時代の変化にかかわらず普遍的に価値のある、そういったものを大切にしながら、時代の変化とともに新しく変化を重ねていく、そうした考え方が大切ではないかということに改めて思い至ったところでございます。

今まさに、新型コロナウイルス感染症の拡大、あるいはAI、デジタル技術の進化などによりまして、教育の在り方が問われている、そういう時代であるというふうに思います。教育の世界におきましても、変化の激しい時代に適応する力あるいは時代が求める能力を育てていくと、こういうことはもちろん必要でございますが、人として、そして日本人として普遍的なありようを大切にされた教育が行われることが重要であるというふうに考える次第でございます。

こうした考え方に立ちまして、本県の第2期教育大綱に掲げます日本や高知県の未来を切り拓くことのできる人づくりに懸命に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、県庁職員による挨拶の励行についてお尋ねがございました。

本年4月に策定しました県政運営指針におきましては、目指すべき県庁の姿として、県民の皆さまの共感を得て成果にこだわり前進していく県庁を掲げております。そのためには、御紹介いただきました、高知県職員の志の中にもありますように、県民の皆様と積極的に対話をしていくということが大切であります。

そして、県民の皆様との対話を通じて思いを

酌み取っていくためには、議員のおっしゃいましたように、まずは挨拶や声かけをしっかりと行うということがスタートになるというふうに思います。県庁を訪れられた県民の皆さんや、あるいは職員同士も含めまして、自然に挨拶、声かけのできる風通しのよい職場となりますように、私からも時宜を捉えて職員にも呼びかけてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教員の進学指導力の向上を図るための進学指導に関する取組の強化についてお尋ねがございました。

令和元年度の公立高校卒業生は4,350名で、4年制大学への進学者数は1,613名、そのうち国公立大学進学者数は525名、公立高校卒業生に対する割合は12%となっております。

県教育委員会では、本年3月に策定した第3期教育振興基本計画において、公立高校卒業生に占める国公立大学進学者の割合の目標値を15%以上としており、その目標達成のためには、国公立大学への進学者数をここ数年の実績からさらに100名程度増やすことが必要となっております。

各高校において大学受験の指導を行う際には、個々の教員の進学指導力が重要となります。そのため、議員のお話にもありました高知県進学協議会と連携した、有名進学予備校へ教員を派遣する教員研修プログラムや、最新の大学進学に関する情報を共有します進路指導研修セミナーなどを実施し、教員の教科指導力等を高める取組をこれまでも行ってまいりました。また、学校において組織的な進学指導体制が十分構築できていなかったことから、県内の管理職等を集めまして進学組織体制を検討する会議をこの2月に予定をしております。

今後は、大学受験に関して実績のある県外先

進校を訪問し、そのノウハウを学び、個々の教員の力量だけに頼るのではなく、学校が組織として大学進学に取り組む体制をより充実してまいります。加えて、学校支援チームなどによる授業改善の取組を学校全体で継続しますとともに、思考力や判断力などを問う新しい傾向の入試問題を研究するために進学塾へも教員を派遣するなど、進学指導力を高めることにより、県全体の大学進学実績を向上させてまいります。

次に、教員の自己分析シートの活用についてお尋ねがございました。

教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないこととされており、夢や志を持って自らを高めていく姿勢は大変重要であると考えております。特に本県においては、教員の若年化が進む中であって、幅広い人間性や魅力ある授業を実践する力を育成していくことが喫緊の課題であると認識をしております。

教員の研修を担う教育センターでは、高知県教員育成指標に基づき、初任者や中堅教諭等に対して、学級経営力や学習指導力、セルフマネジメント力などを高めるための研修を実施しており、これらの研修では、自己評価票を作成し、自ら達成基準等を設けた上で、年に複数回の評価を行っております。また、評価票を基に校長等が当該教員と面談をし、本人だけでは気づけない強みや弱みなどについてもアドバイスを行い、モチベーションの向上を含め、教員の資質能力の向上に向けた取組を行っているところで

今後も数年間は若年教員の増加が見込まれており、またGIGAスクール構想の実現や新型コロナウイルスの影響により、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、教員の育成方策についても不断の見直しが求められると考えております。今後、研修計画等の策定に当たっては、

教員が熱意や志を持って教育に取り組めるようにするといった観点も大事にしながら、さらに検討を進めてまいります。

最後に、県立学校の運動場の水はけの状況と整備についてのお尋ねがございました。

県立学校の運動場におきましては、排水設備の経年劣化とともに、長年の使用で土が踏み固められ、雨水が土中にしみ込まなくなったことなどにより、水はけが悪くなっている状況がございます。こうした状況について、複数の県立学校からは、土の入替えや流出防止、排水機能の改善などの要望が上がってきておる状況でございます。

水はけの改善につきましては、これまでも、土の掘り起こしや、降雨などで流出した土を補充するといった対策により対応してきたところです。しかしながら、排水設備の改修や全面的な土の入替えなどの実施には多額の費用が必要でありますことから、限られた予算の中で、安全性の確保に必要な学校施設・設備の改修等を優先している状況となっております。

こうした課題はございますが、学校の運動場は、学校生活における児童生徒の活動の場として重要でありますので、今後とも学校現場の要望をお聞きしながら適切な維持管理に努めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 県内のスポーツ施設における運動場の水はけの状況についてお尋ねがございました。

県が設置しておりますスポーツ施設のうち、運動場を有する施設としましては、土木部が所管する春野総合運動公園をはじめ、教育委員会所管の青少年センター、文化生活スポーツ部所管の障害者スポーツセンターなどがございます。

それぞれの施設における運動場の水はけの状況に関しましては、春野総合運動公園の運動広

場Bにつきまして、施設を利用されている競技団体の方から、経年劣化等により水はけが悪く、改善を求めるとの御要望をいただき、来年度表面の土の入替えと排水機能の改善を図る工事をを行う予定としておりますほかは、現時点で改修を要するものなどはございません。

本県では、第2期高知県スポーツ推進計画におきまして、県民の皆様のスポーツへの参加の拡大や競技力の向上、さらには地域の活性化の観点から、スポーツ施設につきまして、運動場の適切な維持管理などを含め、施設や設備の整備を計画的に進めることとしております。

今後におきましても、施設を利用される競技団体や県民の皆様からの御意見をお伺いいたしますとともに、施設の管理者とも連携しながら、引き続き県全体で適切な維持管理などに努めてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) 着地型旅行商品について、まず地域の資源を生かした商品の開発とセールスの強化に関するお尋ねがございました。

観光客の皆様が旅行をする際には、旅先ならではの自然や暮らしなど、身近な資源を生かした体験観光も望まれており、旅行会社の商品として販売もされています。こうした観光客のニーズに応えるためにも、県では、平成27年度から土佐の観光創生塾を通じて、市町村や観光事業者などが行う着地型の旅行商品づくりを支援してまいりました。

これまでに、例えば伊尾木洞の冒険コースや梶ヶ森の絶景トレッキングといった、そこでしか体験できない数多くの商品が開発されています。平成30年度からは、OTAによる販売を推進することで、毎年50件を超える商品の販売につながっており、今年度も50件以上の商品販売を目指しています。

また、観光コンベンション協会やDMOなどの広域観光組織においても、市町村や観光事業者、地域の皆様の参画を得て、観光資源を持ち寄り、磨き上げて、着地型旅行商品を企画し、ツアー商品化を進めております。このうち、観光コンベンション協会では、お話にありましたように「もっとこうち」を設けて、これまでに47件の個性的なツアーを造成し、ホームページによる情報発信と販売を行っています。加えて、全国に販売網を持つ旅行会社へのセールス活動によりまして、今年度は延べ87件が旅行会社の商品に採択されています。

新しい旅行スタイルにおいては、個人や少人数、自然体験がキーワードとされておりますので、着地型旅行商品がより注目されるものと考えています。こうした時流も踏まえて、今後とも、OTAによる販売と旅行会社向けのセールスとの両輪で、これまで以上に本県ならではの着地型旅行商品を売り込んでまいりたいと考えています。

次に、商品企画に際し、DMOや観光事業者などが果たす役割についてお尋ねがございました。

着地型旅行商品は、観光コンベンション協会やDMOである広域観光組織などといった広域の観光事業者が企画する場合と、市町村の観光協会、地元の旅行会社や宿泊施設など地域の観光事業者が企画する場合があります。

それぞれの場合における主な役割として、まず広域の観光事業者は、先ほどお答えしましたように、着地型旅行商品を企画し、ツアー商品化する際に、地域の多様な皆様の参画を得て、市町村をまたぐ広域に経済効果をもたらせる役割を担っています。

次に、地域の観光事業者は、そこでしか体験できない着地型旅行商品を開発する際に、ガイドプログラムの磨き上げや、サービスを提供す

る個々の事業者間の役割分担、販売促進などについて、専門性を有する広域の観光事業者などのサポートも受けながら、市町村内の地域に経済効果をもたらせる役割を担っています。

このような仕組みがスムーズに機能することで、お話にもありました、海、山、川の自然や暮らし、産業などの魅力を生かした着地型旅行商品の充実が図られますので、県としましてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

最後に、こうち旅広場の今後の方針についてお尋ねがございました。

高知駅前のこうち旅広場は、本県観光のエンターランスとして、訪れた方々に旅の見どころや楽しみ方といったお勧め情報などをプッシュ型で提供する機能を担っています。また、着地型旅行商品「もっとこうち」の造成・販売や龍馬パスポート事業の取組も通じて、県内各地へ送客する機能も担っています。さらに、年間を通じた博覧会やキャンペーンなどの大型観光イベントでは、例えば、博覧会会場の一つとして多くの観光客を集めたり、今だけ、ここだけの取って置き情報の発信によりキャンペーンの特別感を醸成したりする役割も果たしてきました。

こうした一連の機能や役割を担っていくことがこうち旅広場の基本的な方針だと考えておりました、これらを通じて、お話にもありましたように、滞在時間の延長や観光総消費額の増加にも寄与してきたものと受け止めております。

来年4月からは、自然、歴史、食という本県の強みを生かしたリョーマの休日キャンペーンを展開いたします。このキャンペーンにおいても、こうち旅広場は県全体の総合観光案内所として、幅と厚みを増した観光資源とお客様のニーズとをマッチさせた周遊プランなども積極的に提案をしていきたいと考えています。

今後においても、こうち旅広場の機能を最大

限に生かしながら、旅行の形態やニーズなどの時流の変化を捉えた磨き上げを進めますことで、より魅力的な施設となるよう努めてまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 健診機関が糖尿病予備群の方を糖尿病対策窓口につなぐ仕組みを構築してはどうかとお尋ねがありました。

本県の40歳から74歳の糖尿病予備群の人数は、平成29年度の特健診結果から推計すると、男性が約2万人、女性が約2万1,000人となり、これは年々増加傾向にあります。

こうした予備群の方々に対しましては、現在市町村国保においては、県で作成した糖尿病パンフレットを用いて、家庭訪問や面談で保健指導を行っていただいています。他方で、人間ドックなどを行う健診機関においては、当日結果が分かった検査値の説明や生活改善に向けた簡単な助言は行っているものの、説明に十分な時間が取れていないとお聞きをしています。

議員から御提案がございましたように、どこかに対策窓口を設けてそこにつなげるというのも有効な方法の一つと思います。ただ、身近な生活の場で相談できる体制ができれば、なお利便性も高まると思われまますので、新たに県内の市町村や専門医療機関の御協力をいただいて、まずは糖尿病予備群の方が身近な生活の場で相談できる機関のリストを作成の上、健診機関から予備群の方にそのリストを手渡していただいて、そこにつなげるような取組を行いたいと考えています。

あわせて、広く糖尿病予備群の方に糖尿病の怖さや生活の見直しについて学んでいただけるよう、定期的かつ地域ごとに公開講座等を開催することなども検討し、その開催案内を健診結果と併せて送付するなど、糖尿病予防の啓発を強化してまいります。

○12番(西内隆純君) それぞれ非常に御丁寧な

答弁、また前向きな答弁ありがとうございます。

再質問は行いません。残る時間については、せっかく物語の共有の話をしましたので、またもう一つ御披露申し上げたいと思います。コロナに関連しまして、実は日本において西暦700年頃、天平の時代の聖武天皇の御代にも、今のコロナ同様に疫病天然痘が流行いたしました。当時は、災害や飢饉、政変も相次いだことから、聖武天皇は、国分寺、国分尼寺、そして東大寺、正倉院、さらには大仏造立の詔で有名な東大寺盧舎那仏を建立されたことは皆様御存じのことと思います。今様に財政出動的公共事業で景気を下支えしようとした考えがあったかは不明でございますけれども。

さて、その大仏造立の詔をひもときますと、次のような言葉が記されております。「それ、天の下の富を有つは朕なり。天の下の勢を有つ者は朕なり。この富と勢をもって、この尊き像を造らむ」。現代教科書はここを引用しておるわけですが、実は次に重要な文章が続きます。「事成り易く、心至り難し」。富と勢いで大仏を造ることは簡単であるが、それでは心が伴わないとおっしゃいます。

さらに、詔は続きます。「人有て、一枝の草、一把の土を持ちて、像を助け造らむと情に願はば、恣に聴せ」。一枝の草、一握りの土があったとて、大仏造立にはさほど役には立たないかもしれない。しかし、病や災いを鎮めるために仏像を造るのなら、お金も物もないけれども力になりたい、そういった思いを持つ人々の力を合わせて仏像は造らなければならない、でなければ太平の世を迎えることはできないと、聖武天皇はお考えになられたのでした。

盧舎那仏は、華嚴経において中心的な存在として扱われる尊格、仏様でございます。華嚴とは、世界を美しい花で飾るの意であり、盧舎那

仏は、光の仏を表します。悟りを求めて実践する仏の行いが世界を美しく飾っていくさまを表しているそうです。華嚴経の教えの下に、盧舎那仏を現世に造立するという事は、大変な世の中だからこそ、今度は私たちが自らの実践によって力を合わせてこの世を美しいものにしていこうという当時の決意の表れとのこととされておりまして。

このたびのコロナも同じことが試されているのではないかと思います。感染に苦しみ、拡大を悲しみ、防ぎ闘っているのはいずれも人、力を合わせて終息させられるのも我々人にほかなりません。聖武天皇や先人たちの崇高な思い、躬行実践の物語を共有し、力を合わせてこの難局を乗り越え、美しい日常を取り戻してまいりましょう。

明けない夜はない、そうお訴え申し上げて、私の質問を締めくくりたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩



午後1時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

15番弘田兼一君。

（15番弘田兼一君登壇）

○15番（弘田兼一君） 自由民主党の弘田です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に従事されている医療関係者をはじめ、全ての皆様に感謝を申し上げます。今議会の質問も、私が最

後となりました。質問内容が重なる部分もあるかと思いますが、御答弁についてよろしくお願いをいたします。

令和2年もあつという間に師走を迎えたように感じます。今年は、新型コロナウイルスへの対応に追われましたし、今現在も第3波が猛威を振るっています。

昨年12月に、中国湖北省武漢市で新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告され、この感染症はあつという間に世界中に広がりました。日本をはじめこの感染症が発生した国は、それぞれの国民の命を救うために、できる限りの対策を打ってきたと私は思っております。このような状況の中で、日本と諸外国の対策の違い、非常時における医療体制の維持・確保や、経済活動との両立をいかに図るかなど、様々な問題が浮き彫りになりました。

東京の小池百合子知事は、3月23日の記者会見で、ロックダウンなど強力な措置を取らざるを得ない状況が出てくる可能性があるとして発言し、物議を醸しました。小池東京都知事のこの発言の翌日には、東京で暮らす私の娘から、スーパーマーケットの食品コーナーから牛肉や豚肉など食料品がなくなってしまったと、SOSの電話が入りました。東京では、ロックダウンに備えて食料の確保に走った人が少なからずいたということです。

小池都知事のロックダウンの発言を軽率な発言だと感じたのは、私だけではないと思います。行政機関が発する言葉、情報は、住民の日常生活に非常に影響を及ぼします。ましてや、行政のトップが発する言葉は非常に重たいと思います。

濱田知事は、知事に就任されて以来記者会見で知事の思いや県の施策を幾度となく発信されていますが、その際、どのような思いで臨まれていたのかをお伺いいたします。

また、新型コロナ第3波の真ただ中で、どのように情報を発することが県民の命を守ることにつながるかと考えるのか、知事にお伺いをいたします。

ロックダウン、都市封鎖は、日本と外国では対応が大きく異なります。イタリアやフランスの都市封鎖は、外出の禁止を命令するものです。ゲートを設置し、当局が人の出入りをチェックします。違反者には罰則があります。日本では、国も県も自粛の要請にとどまります。いわゆるお願いの世界です。マスクは、東京都での都市封鎖を、経済や物流がどうなるかの視点で論じていましたが、物の本質はそれではありません。都市封鎖は、私権の制限が伴います。できるかできないかは、適法か違法かの判断となります。

4月1日、参議院の決算委員会で、当時の安倍首相は、フランスでやっているようなロックダウンはできない、法制上、強制力を持った措置には限界があるとの認識を示されました。日本国憲法には緊急事態条項が規定されていません。移動の自由を奪うような施策を実行すれば、憲法違反となります。

私は、日本ではフランスのように憲法に緊急事態条項が規定されている国と同様のことはできないというふうに理解をしました。多分、国や県などが私権の制限を伴う施策を実行すれば、どこかの人権派と言われる弁護士が、憲法違反だと裁判に訴えるでしょう。そうすると、裁判所は、憲法違反であると判断を下す可能性が大きいと私は思います。当時の安倍総理は、日本でロックダウンを行えば憲法違反になるとの認識を示されたのだと思います。

平成28年9月定例会で、私は、憲法への緊急事態条項の創設について知事の所見をお伺いしたい、そういった旨の質問をしています。当時、尾崎前知事は、今後憲法改正についての議論も

進められると考えられますが、その際には、大規模災害時における緊急事態条項を規定する必要があるか、地方自治の規定を強化する必要があるかなどについて、慎重かつ徹底した議論を行っていただきたいと答弁をされました。

我が会派の桑名議員も、今年6月の定例会で、緊急時における国家の在り方を議論することは必要ということで、憲法への緊急事態条項の規定について濱田知事に質問をされています。知事は、緊急事態に対する法制の根拠となりますような規定を憲法上も明確に設けておく、そのことによりまして、立法府であります国会に対してもそうした法制の整備を促しておくということが望ましいと答弁されました。

私も濱田知事の答弁には賛同しますし、自由民主党は、自衛隊の明記、緊急事態対応、合区解消、教育の充実、この4項目を提示し、憲法改正を目指し、議論を進めようとしています。私は、日本国憲法の足らざる部分、文言の解釈だけでは現状に合わなくなった部分について、憲法改正の必要があると思っております。

濱田知事は、憲法改正の必要性についてどのような御所見を持っておられるのか、改めてお伺いをいたします。

12月2日、東京の憲政記念館で、国会に憲法改正論議を求める国民集会が開催されました。コロナ禍の集会ではありますが、私も感染症対策に注意を払いながら出席をさせていただきました。

主催者の挨拶は、美しい日本の憲法をつくる国民の会共同代表の櫻井よしこ先生がされました。日本医科大学教授松本尚氏は、医療現場で実感した緊急事態条項の必要性を提言されました。このことは、午前中に西内隆純議員が質問をされております。本県出身の作家門田隆将先生は、尖閣における中国の振る舞いなどを例示し、中国の力による現状変更は一国では防げな

い、米豪印など環太平洋・インド洋条約機構の構築で一斉に反撃する体制をつくれれば抑止力になるとの提言をされていました。

3人の先生の話に共通していたことは、国会で憲法改正の議論を早く進めてほしいということでした。集会に出席されていた国会議員の皆さんに対して、議論を進めないことは職務を放棄しているなどと、非常に厳しい言葉で要請をされていました。参加をされていた自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の代表者は、それぞれの立場で、憲法改正の議論を進める旨の思いを述べられていました。

地方議会でも、地方から憲法改正の大きなうねりを起こそうと、7月22日に日本会議中四国地方議員連盟が立ち上がりました。我々の会派も、それに先立ち、昨年12月19日に高知県議会自民党会派の議連を立ち上げています。

憲法の第一義の目的は、国民の生命と財産を守るためのものです。尖閣における中国の動き、北朝鮮の核に係る動きなどを見れば、現行憲法のままでは日本国民の命を守り切れないのではないかと私は思います。

知事にお伺いをいたします。国会で憲法改正の議論を進めてもらうために地方は何をしなければならぬのか、知事としてできることは何か、御所見をお伺いいたします。

これまで、国や県、市町村は、コロナ対策として様々な対応、施策を打ってまいりました。今回、対応が難しかったのは、中国・武漢で発生した新型コロナウイルスが未知のものであったということです。

2月27日、当時の安倍首相は、新型コロナウイルス感染症対策本部で、私立を含め全国全ての小中学校、高校、特別支援学校に、3月2日から春休みに入るまで臨時休校とするように要請しました。地域を限定せずに政府が全国の教育機関に休校を呼びかける、このことは極めて

異例なことです。首相は、要請の理由について、流行を早期に収束させるため徹底した対策を講じるべきだ、ここ一、二週間で極めて重要な時期だと指摘し、多くの子供や教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備えると説明しました。

県は2月28日、政府の要請を踏まえて、県内の小中学校、高校や特別支援学校に、3月4日から臨時休校とするよう求める方針を表明しました。県教育委員会は、同日午前、県立学校にこの方針を通知し、あわせて県内の市町村教育委員会に同じ対応を求めています。

教育長にお伺いいたします。あまり時間のない中での決断だったと思います。どのような思いで県立学校の休校や市町村教育委員会への依頼を決断されたのか、お伺いをいたします。

12月10日、産経新聞に、北海道旭川市の大規模クラスター発生病院に自衛隊看護師が派遣されたとの記事が掲載されました。記事の内容は、新型コロナウイルス感染拡大で医療体制が逼迫する北海道旭川市で9日、道知事からの要請で派遣された自衛隊の看護師が、クラスターが発生した病院に到着し、支援活動を本格的に始めた。陸上自衛隊北部方面総監部によると、病院側と活動内容を確認し、早ければ同日中にも検温や血圧測定などを行う。9日朝は、雪が舞う中、マイクロバスから降りた看護官と呼ばれる看護師資格を持つ自衛官らが、大規模なクラスターが発生した慶友会吉田病院に次々と入っていった。岸信夫防衛相は8日、自衛隊の看護師ら10人を同市に派遣すると表明。吉田病院と障害者施設北海道療育園で、それぞれ1チーム5人が診療補助や入院患者の看護などに当たる。派遣期間は2週間以内とするという記事です。

大阪府の吉村知事も、6日、防衛大臣に、自衛隊法に基づく看護師の災害派遣を要請しています。数名程度は派遣していただけるのではな

いかとの感触を持っているそうです。一方、吉村知事は、全国知事会などを通して看護師の派遣を要望しており、現時点で神奈川県や京都府など13府県から、15日以降に合わせて26人の看護師が派遣される予定で、関係者の皆様にも感謝をしていますと言っておられました。

行政の最も大切な役割は、住民の生命と財産を守るということだと思います。その意味で、北海道知事も大阪府知事も大切な判断をされたと思います。

自衛隊の派遣で思い出すのは、平成7年1月17日5時46分に発生した阪神・淡路大震災のときに起こったことです。作家の浅田次郎氏が、自衛隊出動に至る当日の経緯について、防衛庁の記者会見を次のように要約されています。

「1点目は、中部方面総監部は午前六時半に、麾下部隊に対し非常呼集をかけた。2点目に、同8時台に連絡要員を県庁、各市役所に派遣し、早期の出動要請を働きかけた。3点目に、午前10時に県知事から出動要請があった。中部地方と近畿地方を管掌する中部方面隊の総監部は、被災地内である伊丹市に存在するのである。実動部隊である第3師団司令部も、至近距離の千僧に置かれている。つまり総監部は麾下の各部隊に待機命令を出したうえで、幕僚を自治体に派遣し、出動要請をするよう督促した。しかしなぜか午前10時に至るまで、要請はなされなかったのである。4時間の空白の間に多くの市民の生命が失われた。」と書かれています。

4時間の空白が出た理由については、当時、様々なことが言われていました。ここでは詳細は述べません。

地震など自然災害と感染症では対応が違ってきますが、緊急事態、危機管理という意味では同様のことだと思います。非常時には、平時の基準や考え方を捨て、人命を第一に考え行動しなければならないと思います。新型コロナ第3

波の真ただ中です。平時ではありません。

知事として、自衛隊に対する看護師などの派遣要請をちゅうちょなく判断しないといけない場面が出てくると思いますが、知事の覚悟をお伺いいたします。

11月26日、商店街振興組合との意見交換に参加をいたしました。コロナ禍の非常に厳しい中で頑張っておられる姿が見えてきました。参加された全ての商店街振興組合の代表者が、それぞれの商店街の状況に合わせて要望事項を述べられていました。要望事項は、雇用調整助成金の延長や、ハード整備に対する支援、Go To Eatの期間延長などです。

少し気になった要望は、テークアウトにもGo To Eatを使えるようにしてほしい、飲食だけでなく物販にも支援策をお願いしたいなどです。この意見交換の場ではありませんが、家賃補助と同様に、自分で借金をして店舗を建てた場合の金融機関への返済に対する支援もお願いしたい、もう限界が近いし、売却しても借金が残るという話もありました。

11月末の時点では、Go To Travel、Go To Eatや持続化給付金など様々な支援策のおかげで、何とか持ちこたえていたようです。12月に入って、第3波が猛威を振るっています。忘年会、旅行のキャンセルが相次いでいます。再び、飲食業、観光業の皆さんは、非常に厳しい状況に陥っています。

新型コロナウイルス対策と経済対策の両立という非常に難しい判断が求められますが、どのように対応していくおつもりか、知事の御決意をお伺いいたします。

次に、高知競馬について質問をさせていただきます。

高知競馬の売上げは、平成3年度の約221億円をピークに、平成20年には約39億円まで減少し、累積赤字で廃止寸前まで追い込まれました。平

成20年度の主要な施策の成果の概要によれば、競馬対策事業負担金として約13億2,300万円を支出しています。説明欄には、運営による赤字を出さないことを条件として競馬事業の存続を図るとともに、平成14年末における高知県競馬組合の累積債務の解消を図ると記されています。賞金も全国最下位クラスまで下げられて、騎手や調教師など関係者の収入が減り、馬主は持ち馬の養育費用の確保に苦勞をされたとお聞きをいたしました。

現状はどうなっているのでしょうか。様々な経営再建によって、業績は大幅に改善をされました。令和元年度、高知競馬の売上げは過去最高の564億円、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で無観客開催を続けたにもかかわらず、昨年度を上回る718億円の売上げが見込まれています。このことは、高知競馬に関わる全ての人の身を切る努力のたまものであると私は思います。近年は、賞金の増額も競馬組合議会で承認され、少しずつではありますが関係者の努力に報いることができているように感じています。

ここで農業振興部長にお伺いをいたします。部長はかつて競馬対策課長を務められるなど、高知競馬再生の過程を見てきています。その過程の中で特に印象に残っていることはどんなことか、将来につなげていかなければならないことは何か、御所見をお伺いいたします。

かつて、競馬はギャンブルがメインの事業といったイメージがありました。今は、JRAなどは一般的な娯楽として、多くの人に親しまれています。高知競馬も、県民に親しまれるものにならなければなりません。家族連れで遊び楽しむ場、恋人がデートできる場などとして生まれ変わる必要があります。そのためにも、気持ちよく過ごせるように、清潔なトイレなど施設の充実を図っていく必要があります。

高知競馬では施設の改修計画が進められてい

るとお聞きをいたしますが、改修計画の進捗状況と、いつ頃までに終了するのかについて農業振興部長にお伺いをいたします。

高知競馬は、今や県のお荷物的な存在から、県の財政の一助となる組織となりました。競馬の売上げは、毎年記録を更新しています。本来の地方競馬の目的である利益配分については、平成30年度において、昭和57年度以来36年ぶりに、高知県に3,136万円、高知市に1,140万円支出することができました。この調子でいけば、高知競馬はこれからも利益配分を続けることができるのではないかと思います。

さらに、財政調整基金においては、令和元年度は6億2,900万円に積み上がりました。令和元年度の県予算の県税収入は、669億円で計上されています。高知競馬は、競馬組合議会と執行機関の高知県競馬組合で、県税収入に匹敵するぐらいの大きな金額を扱うようになっています。当然、高知競馬を運営する執行機関としての責任も重くなっています。他の地方競馬場の管理者は、知事や副知事が当たっているところも多いようです。

知事にお伺いをいたします。高知競馬の売上げの規模や県経済への役割を考えれば、競馬組合の執行機関を強化する方向で体制の見直しを図るべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、DMVについてお伺いをいたします。阿佐海岸鉄道は、来年春をめどに、線路と道路の両方を走るDMV——デュアル・モード・ビークルの導入を決めています。

11月30日、現行のディーゼル車両「しおかぜ」、「たちほ」が運行を終えるに当たり、最終列車が到着した甲浦駅で勇退イベントが開催され、最後の雄姿を見届けようと、多くの鉄道ファンや地域の住民が集まり、駅や線路沿いで引退を惜しみました。12月1日から鉄道の運行はなく

なりますが、DMVの導入までは代替バスが運行されるとのことです。

徳島県の資料によると、阿佐東線の年間輸送人員は、実質的な開業初年度だった平成4年度が17万6,893人だったのに対し、令和元年度は3分の1以下の5万2,983人、また平成24年度から令和元年度の収支は1年平均で6,848万円の赤字だった、阿佐東線へのDMV導入で沿線の活性化や地域公共交通の維持・充実などに寄与するとしています。また、同じ資料には、DMV性能試験の見学会などを行って、運行開始に向けた機運の醸成を図るとともに、モードインターチェンジの見学、撮影スポットを整備、DMVの運行ではカバーできない観光施設を周遊しやすくなるようシェアサイクルの導入の検討なども行い、観光客の誘致を図るとも記載されています。

阿佐海岸鉄道は、地域の人口減に伴い利用者の減少が続いており、DMVを導入してもなお厳しい状況であると言わざるを得ません。しかしながら、過疎地域の住民の足として公共交通の再生を図っていくことは大切なことでもあります。また、DMVでの営業運転は世界で初めてということです。車両自体が観光資源になると思います。

そこで、地域の公共交通として阿佐海岸鉄道を維持していくための支援や、DMVを観光資源として活用し、地域の活性化を図る取組について中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、圃場整備事業について質問をいたします。

今年度、室戸市吉良川の庄毛地区で県営圃場整備事業がスタートしました。私は、庄毛地区の農家の方と、10年ほど前からこの取組に関わってまいりました。

このきっかけは、中谷元先生と選挙カーで回っ

ているとき、庄毛の圃場にたくさんの方が作業されている姿が見えたので、一緒に挨拶に行きましょうということ、中谷先生と2人でそこに行きました。私はその圃場を見て、ここは圃場整備していないようだけれど計画はありませんでしたかと農家の人に尋ねました。その答えは、かつて計画はあったが地元の農家負担もあり、結局まとまらず諦めたといった話でありました。私は、庄毛の圃場を一目見て20ヘクタール以上あると思ったので、この広さなら県営で事業が可能だと思います、地元農家負担も要らない新たな補助制度を国もつくったようだから、もう一度取り組んでみませんかと話させていただきました。

この事業のスタートは、安芸農業振興センターの担当者に庄毛まで来てもらい、地区の集会所でこの圃場整備事業の勉強会を開いたことからスタートします。地区の農家の皆さんが圃場整備に取り組んでいく決心をしてから、安芸農業振興センターに、田や畑が一枚一枚分かる大きな地図を作ってもらいました。そして、その地図を使って、田と畑一枚一枚の地権者の確認をする作業を始めました。

作業が進んで、地区の農家の皆さんは、同意を得るために地権者宅に何回も足を運びました。また、仮同意が8割を超えた頃、室戸市を動かすために、市長にも要望活動を行いました。地元の農家、安芸農業振興センターの職員など、多くの人の努力と熱意でこの事業はスタートしたわけです。また、安芸農業振興センターには、基盤整備に併せて営農の指導もお願いをしていますし、地区の農家の皆さんも、いろいろと将来を考えておられます。室戸市吉良川庄毛地区でスタートした県営圃場整備事業に、私は大変期待をしております。

室戸市の圃場整備率はたったの6%で、整備されていない農地がたくさんあります。庄毛の

圃場整備を成功させ、ほかの地域にも手を挙げてもらい、圃場整備を進めることで、農業が室戸の基幹産業としてますます発展していければと私は思っております。

農業振興部長にお伺いをいたします。圃場整備事業を実施することで庄毛地区がどのように発展していくことを期待されているのか、お伺いをいたします。

県は、Iターン、Uターンに力を入れていません。農業に関連したIターン、Uターンもあります。農業に憧れて高知に来る人、定年退職で農家の後継ぎとして高知に帰る人など、様々なパターンがあります。そういった人は、圃場整備された農地で就農をされているという話をよく聞きます。逆に言えば、圃場整備されていないところでは就農しないということです。人が生活していく上で、道路や水道といったインフラを整備していくことは大変重要なことだと思います。農業の基盤整備、圃場整備も立派なインフラです。

県下の圃場整備率は、平均で約50%になりました。圃場整備率を上げることは、農業振興や人口を増やすために大変重要なことだと思います。庄毛の取組でも、自己負担が要るから参加しないという農家が少なからずいたようです。農家負担がなくなるような国の制度が、まだまだ知られていないように感じました。

農業振興部長にお伺いをいたします。まだまだ圃場整備など農業基盤の整備を進める必要がありますが、制度の周知や、市町村、農家に対する意欲の醸成などについてどのように進められるのか、お伺いをいたします。

次に、大型定置網についてお伺いいたします。高知県の大型定置網は、室戸市や土佐清水の沿岸を中心におよそ30か所で敷設されていて、大敷と呼ばれています。今期の大敷の収支状況は、黒字が2か所、あとは全部赤字だったそうです。

この原因の一つとして、コロナの影響を受け、高級魚が安かったことがあるとお聞きをいたしました。タイやヒラメはキロ100円しかなかったと、大敷の関係者が話されていました。今年の5月には、須崎市の野見漁協が、新型コロナウイルスの影響により、飲食店向けの水産物の出荷が落ち込み、行き場を失った約20万匹の養殖カンパチを全国の消費者向けにネットで販売し始め、この支援を呼びかけました。野見漁協の西山組合長は、値下げにはなるが、20万匹が廃棄になるよりはまだ、漁業者の生活を守りたいと話をされておりました。

漁業者の収入は、市場の価格に左右されます。市場の仕組みも大切ですが、野見漁協のようにネット販売を活用し、直接消費者に販売する仕組みの構築や、収入の減少を補填する漁獲共済への加入の促進により、大型定置網漁業における収入安定を図る必要があると考えますが、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

東部地域の医療の確保については、県議会議員に当選以来機会あるごとに訴えてまいりました。このことは、当初私たちの子や孫のために、10年後、20年後を見据えた息の長い仕事だと考えていました。芸東地域で二次救急を担う唯一の救急病院だった室戸病院が、平成26年6月末看護師不足のために救急病院ではなくなり、さらに平成30年2月末に廃止となったことから、直ちに取り組みなければならない仕事の一つとなりました。

私は、病院など医療機関はインフラの一つだと考えています。人が生きていく上で、地域になくってはならないものだと考えています。民間でペイしなければ、公的機関が医療の提供をすべきだと考えています。

室戸に病院が欲しい、このことは室戸市民の大切な願いですし、私も多くの方から要望を受けています。このことは、2年前の室戸市長選

挙の大きな争点になりました。新しい市長が誕生してから、やっと検討ができるようになり、どのような規模にするか、場所はどこにするかなど、検討が進みました。当然、国や県の担当部局に話を聞きながら進めています。

大きく前進したのは、県議会9月定例会で、室戸有床診療所の補助約1億円が決まったことです。これを受け、室戸市も9月市議会で7億円を予算化しました。

今、室戸市の有床診療所開設に向けて、一步一步前進している状況です。室戸市民の一人として、議案を提出してくれた知事、副知事、関係する部局の皆さん、議案を可決してくれた県議の皆さんに感謝を申し上げます。

また、室戸市は、診療所の開設後に向けての動きもしています。近々、地域包括ケアを構築するために、高知大学医学部と室戸市の連携事業をスタートするための動きを始めています。

この連携事業の中身にとって重要なものは、医療のICT化が大変重要な部分になってきます。医療ICT化による具体的なメリットは、ネットワーク化により情報を共有し、地域ごとの医師不足に対応できることや、患者の情報を医療機関ごとに管理するのではなく、その地域の医療機関で共有することで、特定の分野の専門医がない場合でも、他院との連携で対応が可能になるメリットもあります。医療ICTなどの情報化は、高知県のように過疎地を多く抱える地域で最も有効な施策だと思います。

県内の医療機関における医療ICTの導入状況はどうなっているのか、また市町村や関係団体と共に国に支援を求めるべきと思いますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、記者会見に臨む思いについてお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、行政のトップが発する言葉はその自治体の動向を左右いたします。また、住民の皆様生活に大きな影響を及ぼす可能性もある大変重要なものであります。したがって、県行政の長である私の発言は非常に責任の重いものでありまして、誤解やミスリードを生むようなことを避けなければならないというふうに考えております。

そのようなことも踏まえまして、知事として私自身が発言する際には、発言内容を十分考慮した上で、どのような局面で発言をすべきか、また、どのようなタイミングで発言をすることがよいのか、常に留意をしているところであります。また、誤解を招かないために、私自身の言葉で、できる限り分かりやすく、かつ丁寧に御説明することに意を用いて会見に臨むようにしております。こうしたことによりまして、県民の皆様から共感が得られる県政となるように努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の真ただち中の情報発信についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスに関しましては、連日様々なメディアを通じて報道が行われております。SNS上でも多くの情報があふれておりまして、中には臆測のみに基づくと思われる情報も流れているのが現状であります。こうした中で、県の発する情報は、事実に基づいた正しい情報を、正確に、かつ分かりやすく県民の皆様へ伝えることが肝要であると考えております。

これまでも、国から示される感染防止策や国内の専門家を集めた分科会の提言などを基にしたタイムリーな情報を、できる限り分かりやすく発信をしまいたつもりであります。また、各種の対策を講じる際には、県内の感染傾向や県経済への影響といったデータの分析の上に立

ちまして、その根拠と併せた説明にも努めてまいりました。

当初は、未知のものとされておりました新型コロナウイルスでありますけれども、例えば、3密の場面で感染リスクが高まるあるいは無症状でも感染力を持つといった多くの知見がこの1年間で蓄積をされてまいりました。また、医療面の進歩によりまして、春の全国第1波の感染のピークの波に比べまして、重症化率や死亡率も最近では大きく減少してきているという事実もございます。

新型コロナウイルスをやみくもに恐れ過ぎますと、必要以上に経済の停滞を招きますし、また逆に甘く見過ぎましても感染拡大を招くことにつながるということになります。今後も、県内の感染状況に応じながら、根拠を持った情報を正確に分かりやすくお伝えをするということで、県民の命を守る行動につなげてまいりたいと考えております。

次に、憲法改正の必要性の所見について、また国会で憲法改正の議論を進めるためにできることは何かとお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

我が国の憲法は、制定後70年以上がたっております。現行憲法で必ずしも対応ができない根本的な事柄が生じているということであれば、憲法改正について徹底した議論を行うことが必要だというふうに考えます。特に、南海トラフ地震などの緊急事態に対する法制の根拠となる規定の明確化でございますとか、参議院の合区制度につきましては、国政の場において幅広く活発な議論を行っていただきたい問題だというふうに考えております。

とりわけ、合区の制度は、地方創生あるいは人口減少対策など国政の重要課題の解決におきまして、本県のような人口減少に直面している地方の実情が反映されなくなるという状況が生

じ得ます。合区の解消に向けましては、憲法改正による抜本的な対応が必要であるというふうに考えます。

合区の問題は、本県など現在対象となっている4県にとどまらず、今後多くの県に拡大をしていく可能性がありますので、地方のまとまった声として国に届けていくべきであると考えております。このため、これまでも全国知事会などの機会を通じまして国に訴えてきておりますし、今年の四国知事会におきましても本県から提案を行いまして、憲法改正などの抜本的な対応により合区を確実に解消することを国に提言をいたしたところでもあります。

今後、こうした枠組みを通じまして、憲法改正の必要性の声を地方から上げてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊に対する看護師などの派遣要請の判断についてお尋ねがございました。

自衛隊の災害派遣は、人命または財産の保護のために必要があり、やむを得ない事態が発生した場合に派遣される緊急的、一時的な支援であるというふうに認識をいたしております。このやむを得ない事態の基準といたしましては、1つに緊急性、2つに公共性、3つに非代替性、これ以外に適切な手段がないというのが非代替性でございます。この3つの要件を満たす必要がありまして、災害派遣に当たりましてはこれらを総合的に勘案をして判断がされるところであります。

新型コロナウイルス対応に係ります災害派遣は、医療体制が逼迫した旭川市への看護師派遣をはじめといたしまして、これまで35の都道府県に対して派遣の実績があるというふうに承知をしております。本県におきましても、本年4月、宿泊療養施設やまももを開設するに当たりまして、自衛隊への派遣要請を行いました。従事する県職員への感染対策あるいは施設のゾー

ニングなど、専門的な見地からの指導をいただいたところでもあります。自衛隊員の皆様には、この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。

現状におきましては、看護師などが大きく不足する事態にはまだ至っておりませんが、今後自衛隊の支援が必要となった場合には、ちゅうちょなく派遣の要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、感染症対策と経済対策の両立への決意についてお尋ねがございました。

今年5月に全国的な緊急事態宣言が解除された後は、県政運営に当たりまして、経済対策と感染防止対策の両立という困難な命題が課せられているというふうに考えております。こうした中で、感染が落ち着いている間は、思い切った財政出動によりまして消費の喚起策を講じるといった形で、早期に経済ダメージの回復を図らなければいけないというふうに考えております。その際に併せまして、新たな感染拡大の波を起こさないように、感染防止対策をしっかりと講じておくということが大前提となるわけです。

一方で、現在のような感染の拡大期には、感染を抑え込むために、県民生活あるいは社会経済活動への一定の制約も必要になってまいります。そうした際には、経済へのダメージが最小限にとどまるように、時点時点におきまして最も効果的な支援策も併せて打っていかねばいけないというふうに考えております。

今後、こうした考え方の下に、感染状況と経済状況の双方を慎重に見極めながら、アクセルとブレーキを細かく踏み分けて、難局に立ち向かってまいりたいと考えております。

最後に、高知県競馬組合の執行機関を強化する方向で体制の見直しを図るべきではないかとお尋ねがございました。

高知県競馬組合の執行体制につきましては、本県の競馬担当理事を組合管理者に、また競馬対策課長を事務局長に、そのほか3名の職員を併任により配置をいたしております。

競馬組合を設立いたしました当初は、管理者につきましては非常勤として県の所管部長を任命いたしております。その後、売上げが下がり始めました平成5年度からは、常勤の管理者を置くことといたしまして、副部長級の職員を配置いたしてまいったところでございます。その後、国内初の年間を通じてのナイター競馬をスタートさせ、売上げが回復基調となりました平成23年度からは、管理者を副部長級から理事といたしまして、体制の強化を図ってまいりました。

一方、他県の多くの競馬主催者におきましては、御指摘もありましたように、知事または副知事が非常勤の管理者になっているということは承知しておりますが、現在の常勤による管理者を配置する利点といたしまして、1つには、馬主や調教師、騎手など競馬関係者と速やかに協議ができ、密接な連携が図れること、2つには、管理者が現場の課題などを肌で実感することで、時期を逃すことなくタイムリーな意思決定ができ、小回りの利いたきめ細かな対応が期待できることなどがございます。

引き続き、現在の執行体制の下で、重要な懸案事項などにつきましては、これまで同様に私自身あるいは副知事も積極的に関わりながら、競馬組合の運営をしっかりと見守ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) どのような思いで県立学校の休校や市町村教育委員会への依頼を決断したのかのお尋ねがございました。

本年2月27日に、当時の内閣総理大臣より、

子供たちの健康、安全のため、全国の小・中・高等学校及び特別支援学校の臨時休業を要請するとの方針が示されました。このことを踏まえて、県教育委員会としては、休業中の学習や生活指導等のための準備期間を設けた上で、県立高校及び特別支援学校を臨時休業とすることとし、各市町村に対しても、国の要請を踏まえた対応について通知をいたしました。

当時の知見では、児童生徒や教員が集団的な活動をする学校の場合、感染が一斉に拡大する可能性があるとの専門家からの指摘もあり、それらを踏まえた国の要請であったことから、県教育委員会として、休業措置は必要と判断いたしました。これは、とにかく全国が歩調をそろえ、協調して、国内における感染拡大を防止し、学校を含めて一日も早く安心・安全な生活を取り戻すことが、学校における学びの機会の保障につながるものとの思いで対応したものでございます。

なお、現在において新型コロナウイルスに対する知見も蓄積されてきましたことから、国のガイドラインも見直され、児童生徒や教職員に感染者が確認された場合であっても、臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、休業の要否を判断することとされております。こうしたガイドラインの改訂を踏まえ、本県でも同様の方針を取っているところでございます。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、高知競馬の再建の過程で印象に残っていることや将来につなげていかなければならないことについてお尋ねがございました。

高知競馬は、その当時の売上げのピークであった平成3年度を境に、景気の長期低迷の中、恒常的な経営悪化に陥り、大きな累積赤字を計上することとなりました。そのため、平成11年度には、高知競馬の今後の在り方を検討するため

に高知競馬検討委員会が実施され、その結論として、3年間の経営改革に取り組み、その終了時点で単年度黒字となる見通しが立たないときは廃止を考えるべきとの提言がなされました。

その後の3年間で、再建に向け懸命に取り組むものの、単年度黒字の見通しは立たず、平成14年度末には、それまでの累積赤字を県と高知市が負担し、また土地と建物の使用料を無償にした上で、県民の皆様新たな負担をかけないよう、収支を1開催ごとに検証し、赤字が生じると見込まれた場合は年度途中であっても競馬の開催を取りやめるという考えの下、15年度からの開催を始めました。その後も、全国でも類を見ない低い賞金や手当となったことや、組合職員などが自ら開催終了後に清掃を行うなど、非常に厳しい状況が続いておりましたが、平成21年の夜さ恋ナイターの開始を契機に売上げも上向き、全国的なインターネット発売の伸びなどにも支えられ、現在のような状況となっております。

私は、平成12年度から足かけ8年ほど高知競馬に直接携わってまいりましたが、印象に残っていることと将来につなげていかなければならないことは、どちらも同じ思いでございます。議員もおっしゃっていただきましたが、経営がますます厳しくなり、年度途中においても賞金や各種手当、賃金などを削減せざるを得ない中でも、高知競馬に関わる全ての関係者が、絶対に存続をさせていくという強い気持ちで一丸となって取り組む姿が印象に残っております。関係者の皆様のそのような努力がなければ現在の姿はなかったのではないかというふうに思っておりますし、またそういう姿勢を将来にわたり持ち続けていくことができれば、高知競馬はさらに発展していくものと考えております。

次に、施設の改修計画の進捗状況についてお尋ねがございました。

高知競馬場は、昭和60年に現在の高知市長浜に移転後、35年余りが経過し、スタンド棟や厩舎等の老朽化が進行し、大きな課題となっております。このため、運営者である高知県競馬組合においては、施設の長寿命化を図り、ファンの皆様に末永く親しまれる施設づくりを目指して、平成29年度に施設の改修を計画的に実施していくための高知競馬場施設改善計画を策定しております。

この改善計画に基づき、まず来場者の観戦環境の向上を優先的に進めるため、今年度メインスタンド棟3階の発売所の屋内化と階段席等の改修工事に着手をしたところです。令和3年度には、スタンド棟1階の発売所などの改修、4年度には、4階の特別観覧席などの改修工事を行い、その後厩舎周りの施設などを順次改修していく予定と聞いております。この改善計画は、今後必要となります施設の改修を中期的な視点で取りまとめた計画となっておりますことから、おおむね10年程度、令和11年ぐらいまでの完成を目指すものと考えられます。

次に、圃場整備事業の実施による庄毛地区の発展への期待についてお尋ねがございました。

庄毛地区の県営圃場整備事業は、お話にもありましたように、弘田県議をはじめ、地域の農業者や市町村の御尽力によりまして、ようやく今年度から事業着手することができました。圃場整備により、これまでの狭小で不整形な農地が、大区画に整形された優良な農地に生まれ変わり、農道や用排水路が整備されることで、生産コストの低減や水田の畑地化による高収益作物の導入等により、効率的かつ安定的な農業への転換が可能となります。

庄毛地区では既に、圃場整備後の地域農業の発展に向けて、地域の中核的な担い手となる集落営農法人庄毛ファームを設立し、「人を育て、地域をつなぎ、未来につなぐ」をスローガンと

した地域農業の将来ビジョンを策定しております。そのビジョンでは、これまでの水稻主体の農業から、園芸品目の導入等による雇用の創出と後継者の確保・育成、モチ麦、ソバ等の栽培による農産物のブランド化、農産物加工品の開発から農家レストランでの販売による6次産業化などの実現を目指しております。

県といたしましても、庄毛地区の農業の発展に大いに期待しており、そのビジョンの実現に向けて、事業の早期完了と営農に対する支援にしっかりと取り組んでまいります。また、庄毛地区の圃場整備による地域農業への効果が室戸市全体に波及し、圃場整備を契機とした地域農業の発展につながることを期待しております。

最後に、農業基盤の整備に関する制度の周知や意欲の醸成などについてお尋ねがございました。

第4期産業振興計画では、農業全体を下支える基盤整備の推進と農地の確保を新たに戦略の一つとして位置づけ、新規就農者や地域の担い手が求める優良農地の確保に向けて、圃場整備をさらに推進することとしております。

圃場整備を進めるに当たりましては、議員のおっしゃるとおり、まずは圃場整備の効果や地元負担を軽減できる有利な制度の周知など、地域への啓発活動をこれまで以上に強化し、地域の農家の方々や市町村の意欲の醸成を図る必要がございます。そのため、今年度から、圃場整備の必要性や効果が分かりやすいPR資料を作成し、農業振興センターが積極的に出向いて、市町村やJAはもとより、機会あるごとに、農家の方々が一堂に会する集落営農法人連絡会などへの啓発活動を強化しているところです。

また、圃場整備をさらに推進していくためには、圃場整備事業の新規掘り起こしの取組を強化する必要があります。これまでの地元からの要請待ちの姿勢から、県が積極的に市町村や

地元の農家の方々に提案するといった攻めの姿勢で、掘り起こしの取組を強化しているところです。

これらの取組により、現在、圃場整備事業の候補地は、県からの提案に加えまして、市町村からの積極的な提案もあり、昨年度末現在の10地区から58地区へと大幅に増えてきております。今後は、これらの候補地を確実に事業化へつなげていくため、県や市町村、JA等が連携しましたプロジェクトチームを新たに立ち上げるなど、推進体制を強化し、将来の担い手確保や営農を含めた事業計画づくり、地域の合意形成を支援してまいります。

県としましては、こうした取組を重ねることで、早期の事業化を実現するとともに、地域で暮らし稼げる農業の下支えとなる優良農地の確保に向けまして、基盤整備を一層推進してまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) 阿佐海岸鉄道への支援と、DMVを活用した地域の活性化の取組についてお尋ねがございました。

平成4年に開業いたしました阿佐海岸鉄道は、本年11月末をもってディーゼル車での運行を終え、現在、世界初となりますDMVの本格導入に向けて、レール上での試走など準備を進めているところです。DMV導入後の収支予想では、議員からお話ございましたように、現状と比較して収支の改善は図られるものの、欠損が生じる内容となっております。

今後の阿佐海岸鉄道の経営につきましては、公共交通を維持する観点から、徳島県や関係市町村と歩調を合わせ、引き続き経営安定基金を造成し、地域にとってかけがえのないこの鉄道をしっかりと支えていきたいと考えております。

一方で、今後、阿佐海岸鉄道の経営安定のためには、関係者でPDCAを回しながら、収支

予想に掲げた運輸収入をしっかりと確保し、さらに伸ばしていくことが重要となります。このため、観光の視点を持って、世界初というDMVの魅力を最大限に活用しながら、沿線地域の豊富な観光資源と組み合わせ、お客様を地域へ誘う仕組みづくりが欠かせません。

今後、DMVの導入に向けて、我々交通部門のスタッフも参加しまして、地元の観光推進組織であります、あさチェン推進会議や沿線市町村などが主体となって、体験プログラムの磨き上げや周遊プランの造成などを進めてまいります。あわせて、高知県観光コンベンション協会や高知県東部観光協議会との連携を図り、プロモーションや旅行会社へのセールス活動を展開し、誘客を進めることで、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(水産振興部長田中宏治君登壇)

○水産振興部長(田中宏治君) 大型定置網漁業の収入安定に向けたインターネット販売の活用や漁獲共済への加入の促進についてお尋ねがございました。

本県の大型定置網漁業は、沿岸漁業における生産量のおよそ2割を占めるとともに、漁村における雇用の場としての役割を担っており、本県の水産業にとって大変重要なものであると認識しております。

大型定置網漁業の収入の安定に向けて、まず販売面では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会経済情勢の変化による漁業者の経営上のリスクを分散する観点から、複数の販売チャンネルを有することが重要であると考えています。議員のお話にありましたインターネット販売は、直接消費者に販売できる重要な販売方法の一つであると考えています。このため、本年度から、水産物の加工や販売を行う県内の事業者を訪問し、インターネット販売サイトの運営やサイトの立ち上げへの支援制度など

を紹介し、インターネット販売への参入を働きかけているところでございます。

次に、漁獲共済は、魚価の下落や不漁などにより漁獲金額が減少した場合に損失を補填する制度で、漁業者の収入の安定を図るための重要な制度でございます。しかしながら、本県の大形定置網漁業における漁獲共済への加入件数は、およそ半数にとどまっている状況です。このため、漁業共済組合と連携して、個別の経営体を訪問し、魚価が下落した場合などにおける加入のメリットを丁寧に説明することで、より多くの漁業者に加入していただけるよう努めてまいります。

こうした取組をしっかりと進め、コロナ禍のような厳しい状況の下でも一定の収入を確保できるようにすることで、大型定置網漁業の持続的な経営につなげてまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 県内の医療機関における医療ICTの導入状況や、関係団体等と共に国に支援を求めることについてお尋ねがありました。

まず、県内の医療機関における電子カルテの導入割合は、平成29年時点で34.5%となっており、平成20年と比べ19%増加しています。また、本県で取組を進めているネットワークシステムの高知あんしんネットと、はたまるねつとは、12月7日時点で両システム合わせて542事業所に加入していただいております。またデータを共有することに同意をいただいた県民の方は1万7,682人となっております。引き続き、新たな施設の加入に向け取り組んでまいります。

そして、もう一つの取組である、医療機関や介護事業所等との間で在宅患者の情報をリアルタイムで共有する「高知家@ライン」については、昨年度より、安芸圏域を普及に向けたモデル地域として95事業所の参加をいただき、地域

ごとのルールづくりなどに取り組んでまいりました。来年度は、他地域でもモデル事業を実施したいと考えており、県下全域への普及を目指してまいります。

一方、オンライン診療は、平成30年度の診療報酬改定により保険適用となったものの、緊急時にはおおむね30分以内に対面診療が行える体制を確保しなければならないなどの要件があつて、県内で実施している医療機関は限られていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、時限的、特例的にその要件が大幅に緩和され、今は12月1日時点で192の医療機関でオンライン診療が可能となっています。ただ、その多くが電話を用いたものとなっているため、6月議会で御承認いただきました医療機関や薬局を対象とした感染拡大防止のための補助制度も活用しながら、一層のオンライン診療の普及を図ってまいります。

あわせて、これら医療ICTの普及に向けて、全国知事会などとも連携しながら、地域医療介護総合確保基金の用途を運営費や普及啓発経費等にも充てられるよう拡充することや、診療報酬の充実などを国に提案していきたいと考えております。

○15番（弘田兼一君） 知事をはじめ執行部の皆さん、本当に丁寧で力強い御答弁ありがとうございました。2問はいたしません。ただ、1点だけ、教育長に答えていただいたことで、どうして質問をさせていただいたかということをお知らせさせていただきたいと思っております。

私のところに、小学生のお母さんから情報が入りました。子供を学校に行かせたくないというふうなことであります。そのお母さんは、子供が肺炎にかかって大変な思いをしたことがあるということでした。当時の情報では、肺炎にかかって重篤化して、万が一のことがあったらどうしようかというようなことでした。そういっ

た方は1人ではなくて何人かいらっしゃいましたんで、安倍総理のあの発言、そして知事をはじめ教育長が決断をしてくれて、市町村教育委員会の皆さんが休校という措置を取ってくれたことに、私自身は感謝をいたしましたし、この緊急下にあつて、人の命を救うという判断でそういうことに至ったのではないかと、私は本当に感謝をいたしております。ちょっと古いことであつたんで、今とちょっと状況が違うということもあつたんですけれど、あえてその質問をさせていただきました。

今、コロナの第3波で大変な状況であります。それから、宿毛で鳥インフルエンザも起こって、本当に大変な状況であります。皆さんに頑張らせていただければというふうな思いでいっぱいあります。

来年が、新型コロナそして鳥インフルが全部解決して平穏な一年になることを願ひまして、私の一切の質問とさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表及び請願文書表配付）

○議長（三石文隆君） ただいま議題となっている第1号から第20号まで、以上20件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末233ページに掲載〕



請 願 の 付 託

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

請第3-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第4-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで、以上4件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末237ページに掲載〕



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明18日から23日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月24日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月24日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時15分散会

令和2年12月21日（月曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 22番 山 崎 正 恭 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 29番 大 野 辰 哉 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 岩 城 孝 章 君
- 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
- 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
- 産 業 振 興 推 進 部 長 沖 本 健 二 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君

事務局職員出席者

- 事 務 局 長 行 宗 昭 一 君
- 事 務 局 次 長 織 田 勝 博 君
- 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
- 政策調査課長 川 村 和 敏 君
- 議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
- 主 幹 春 井 真 美 君

議 事 日 程（第5号）

令和2年12月21日午前10時開議

第1

第21号 令和2年度高知県一般会計補正予算

午前10時開議

○議長（三石文隆君） 本日は、委員会審査のため休会となっておりますが、議事の都合により、特に会議を開く必要が生じたので、これより本日の会議を開きます。



議案の追加上程、提出者の説明（第21号）

○議長（三石文隆君） 直ちに日程に入ります。御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末243ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） 日程第1、第21号「令和2年度高知県一般会計補正予算」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） ただいま追加提案をいたしました議案の説明に先立ち、このたび新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

また、罹患された方や御家族、感染拡大によって経済的にも大きな影響を受けておられる皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、日々献身的に治療に当たられている医療従事者の皆様に深く敬意を表します。

本日提案いたしました第21号議案は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、県からの営業時間短縮要請に御協力をいただいた飲食店などに対する協力金の支給に要する経費として、総額21億7,900万円余りの一般会計補正予算案

を追加するものであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今月9日に県の対応ステージを特別警戒に引き上げた後も、連日2桁の新規感染者が確認され、複数の医療機関においてクラスターが発生するなど、大変厳しい状況が続いております。このため、今月16日から30日までの間、県内全域の飲食店などに夜間の営業時間短縮を要請するとともに、要請に応じていただいた事業者に協力金をお支払いすることを発表したところです。

その後、国においては、今月14日に総理が政府対策本部の会合で、年末年始の期間は営業時間の短縮要請に係る協力金の単価を倍増する方針を表明するとともに、翌15日には第3次補正予算案が閣議決定され、地方創生臨時交付金が1兆5,000億円増額されることとなりました。これを受け、本県においても国の交付金を最大限活用し、協力金を店舗単位で1日当たり4万円にしたいと考えております。

私自身、社会経済活動への制約はできるだけ避けたいという思いであります。しかしながら、これ以上の感染拡大を何としてでも食い止めることを優先すべき局面にあると考え、今回、営業時間短縮の要請と協力金の支給に踏み切ることとしました。県民の皆様、事業者の皆様には、こうした要請の趣旨を改めて御理解いただき、感染防止対策の徹底と営業時間短縮への御協力をお願いいたします。

また、感染の再拡大に伴い、回復の兆しを見せつつあった本県経済が再び悪化に向かうことも懸念されます。このため、まずは感染防止に徹底して取り組んだ上で、庁内の特別経済対策プロジェクトチームを中心に、県民の皆様の生活や事業者の経営状況などをしっかりと把握し、必要な施策について検討を行ってまいります。

今後も、より一層の緊張感を持って、国や市町村とも連携しながら、必要な対策を迅速かつ

的確に講じてまいる所存であります。引き続き、県民の皆様の安全・安心を第一に考え、この難局を乗り切るべく全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



質 疑

○議長（三石文隆君） これより議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番加藤漠君。

（13番加藤漠君登壇）

○13番（加藤漠君） おはようございます。自由民主党会派の加藤漠でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、知事より追加提出されました第21号「令和2年度高知県一般会計補正予算」について、会派を代表して質問をさせていただきます。

本議案は、県内で新型コロナウイルスの感染が急拡大していることを受け、飲食店やホテル、旅館内の宴会場など、感染リスクが高くなりやすい施設に対し営業時間の短縮を要請し、御協力いただける事業者に対して協力金を支給する内容となっております。

県内における新型コロナウイルスの新規感染者数は、連日2桁を超える水準が続いています。先週末時点の直近1週間における人口10万人当たりの感染者の数はおよそ22人となり、東京都、大阪府、広島県に次いで全国で4番目に多くなっています。また、1週間の感染者数、療養者数、病床占有率といった指標についても悪化している状況にあり、感染症対応のステージを上から2番目の特別警戒に引き上げ、その対応方針が

取られています。県はこれまで、感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立すべく、可能な限りの対応を図ってきましたが、感染者が急増している現状を踏まえれば、健康と医療の確保に軸足を移していかなければならない厳しい局面となっております。

こうした中、先週14日に開催された高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、1週間の新規感染者数が100人を超えたことなどを受けて、前回要請が行われた4月以降2度目となる、飲食店などへの営業時間の短縮要請を決定しました。新たに感染が確認された方々の感染要因を分析すると、飲食、会食の機会が感染ルートとして最も多くなっています。このことから、これ以上の感染拡大を防ぎ、医療崩壊などの事態を招かないためにも、このたびの飲食店などに対する要請は、決断せざるを得ないタイミングだったと理解しています。

しかしその一方、県が協力要請を発表した直後、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、菅総理から、飲食店などへの要請協力金については、年末年始の期間、支給額を倍増して対応する旨の発表がなされました。首都圏や関西圏といった地域では、各地で病床や医療人材が逼迫し、地域によっては救急患者の受入れが制限される事例も出るなど、深刻な事態が続いています。

そのため、総理からも、感染リスクの高い場面として指摘をされる飲食店などについて、営業時間の短縮はさらに延長をお願いせざるを得ないと、感染対策を最優先に検討したとの説明がありました。こうした国の方針転換を受け、本県においても国に呼応する形で、1日当たり2万円と決定していた営業時間短縮要請協力金の支給額を4万円に引き上げる方針へと変更されたものと承知しております。

協力金の支給額を引き上げることで、より多

くの事業者さんからの協力が得られ、感染の減少につながることを願いますが、協力金の引上げに至った背景と知事の思いをお聞きいたします。

また、前回は4月の休業要請では、事業者ごとに協力金を支給するとしていたため、1店舗で営業されている方も2店舗以上を運営されている方も同じ支給額となっていました。その結果、複数店舗を運営される事業者の方々からは、家賃や設備のリース代など維持経費の負担も大きく、お店の経営を考えると協力したくても判断が難しいといった御意見をお聞きすることもありました。しかし、今回の要請では、店舗ごとの支給へと見直しが行われており、そうした複数店舗を運営する事業者の方々からも、より協力が得られやすい環境となるのではないかと感じています。

支給対象を事業者ごとから店舗ごとへと見直した決断について知事のお考えをお尋ねいたします。

次に、営業時間短縮要請の期間延長についてお聞きいたします。感染拡大が続いている東京都や愛知県といった地域では、既に本県よりも早い時期から営業時間の短縮要請が行われてきました。しかし、要請期間中にも新規感染者数は過去最多の水準が続いており、引き続き最大限の警戒が必要との判断から、来年1月11日まで要請期間を延長することが決定されています。

これから、新型コロナウイルス感染症が流行して初めての冬場を迎えます。密閉した室内で暖房を効かせて過ごす時間も多くなるなど、感染が増加する要因も強まると考えられます。さらに、年末年始にかけては、インフルエンザの流行をはじめ、外来の患者さんが増加することも予想され、医師不足が心配される時期でもあります。こうしたことから、県内の感染状況や医療提供体制の見直しも踏まえつつ、現時点

では今年30日までとしている要請期間をどうするのか、今後の対応について判断する必要があるものと考えます。

要請期間中においても収束の見通しが立たない場合には、再度要請を行うなど、柔軟な対応も必要になると思いますが、要請期間の延長についてどのように考えているのか、知事にお尋ねいたします。

次に、協力金の支給体制についてお聞きいたします。営業時間の短縮要請が発表されて以降、県の相談窓口には、協力金に関して多くの問合せが寄せられていると伺っています。前回は休業要請では、県が相談や申請の窓口となり、郵送による受付が行われました。前回の対応では、県職員12名、会計年度任用職員2名の体制でスタートし、繁忙期には最大5名増員して対応に当たっていたとお聞きしております。膨大な量の申請を迅速に処理する必要があったことに加え、不備があった場合の連絡や、申請どおりに協力が得られているかどうかの確認作業など、想定以上の時間や人手を伴ったことと思います。

しかし一方では、コロナ禍における対応ではスピード感が大きなキーワードとなっています。必要書類の準備や複数の申請書類への記載など、煩雑とも感じる手続は、平時の公正さを確保するためには必要となりますが、有事であるコロナ禍では、書類の簡素化やオンライン手続の活用など、迅速さを重視した対応が求められています。

今回の申請に当たっては、本日21日から受付が開始され、支給スケジュールは、年末年始を挟んで1月初旬から、できる限り速やかに支給することとされています。要請対象を県下全域の店舗としているため、多くの申請が集中することも予想されますが、事業者の方々にとってみれば、感染症の影響によって厳しい経営状況

が続いている方もいらっしゃると思いますので、スピード感を持った対応が大変重要になると考えております。

協力いただいた方々に一日も早く協力金が支給できるよう対応していただきたいと思いますが、協力金の支給に係る体制をどのように考えているのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

最後に、飲食店の時間短縮要請による経済への影響について伺います。県下一斉に飲食店などが営業時間を短縮することで、その経済的な影響は多方面に及びます。食材や物品の納入など、飲食店と取引のある事業者さんの中には、売上げの多くを飲食店との取引が占めるケースもあり、経営への影響が深刻なことから、飲食店だけでなく関連する業種にも目を向け支援を考えてほしいといった御意見も少なくありません。また、ハイヤーやタクシー、代行業なども苦境に立たされており、さらには飲食店で提供される肉や魚、野菜、果物など県産品の消費減にもつながることから、農業や漁業にとっても大きな痛手となってまいります。

今回の要請によって、関連する事業者の方々や県民生活への経済ダメージをしっかりと把握した上で、今後の事業や雇用の維持に向けた取組を行っていくことが不可欠と言えます。感染症の影響で経営が悪化している事業者さんへの支援とともに、県産品の消費拡大や観光の需要喚起など、引き続き時宜を得た支援策の強化を行っていくべきではないでしょうか。

現在の第3波を一日も早く鎮静化させ、県経済を再び回復軌道に乗せていくことが喫緊の課題となりますが、今後どのように対策を講じていくのか、知事にお尋ねし、私からの第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、営業時間短縮要請協力金の引上げに至った背景と意思について、次に支給対象を店舗ごとへと見直した判断についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

今月14日に、飲食店や旅館、ホテルなどの事業者の皆様に対し営業時間の短縮要請を行いますとともに、御協力いただいた事業者の皆様へ協力金を支給することを発表いたしました。その内容は、国が一部の地域などに限定をして取り組んでいる中、予防的な観点から一步踏み込み、県下全域を対象といたしまして、1事業者当たり1日2万円を支給するというものでございました。その後、国が、今月16日から来年1月11日まで、いわゆる年末年始の期間につきましては、1店舗当たり4万円までの支給を支援対象とするということを発表したことがございます。このことから、県でも協力金の内容につきまして改めて再度検討をいたしたところでございます。

私といたしましては、年末の書き入れどきであることも踏まえ、国の交付金が活用できるものならばできる限り活用をして、協力いただける事業者の皆様にお届けをしたいというふうに考えたところであります。また、単価や算定方法を拡充することによりまして、より多くの事業者の皆様へ御協力をいただき、感染防止の実効性も高めてまいりたいと考えたところであります。こうしたことから、最初に発表いたしました協力金の内容より、もう一步踏み込んだ決断をさせていただきました。

事業者の皆様には、年末の書き入れどきではございますが、一日も早い感染拡大の防止が本県経済の回復にもつながることに御理解をいただきたいと思っております。その上で、感染拡大予防ガイドラインの遵守を含めまして、可能な限りの御協力をお願いいたしたいと存じます。

次に、営業時間短縮の要請期間の延長についてお尋ねがございました。

飲食店などへの営業時間短縮の要請につきましては、本県よりも先行をして全国第3波の感染拡大が進みました東京都や愛知県では、御指摘もありましたように、それぞれ先月末から今月中旬までといたしました期間を、その後の感染状況を踏まえまして、年をまたいだ1月11日まで延長をされているというふうに承知しております。

感染の大きな波が少し遅れた形で、しかし急速に訪れました本県では、要請の対象といたしました今月16日から5日間しかまだ経過しておりませんので、まだその効果ははっきりと見える段階にはございません。昨日までの3日間でも、10人、13人、23人、合計で46人といった形でございますが、これを1日平均で見ますと、3日間の平均で15人以上の新たな感染者が確認をされているということでありまして、言わば高止まりの傾向が続いているというのがここ数日間の状況であるというふうに考えております。

規模の小さな居酒屋などの飲食店にとりまして、営業時間の短縮は、経営に与える影響が非常に大きいものとなります。また、そのダメージを最小限にとどめるための協力金につきましても、県に与える財政負担が大きいということがありますので、要請期間は必要以上に長くあるべきではないというふうに考えております。しかしながら、感染拡大に歯止めがかからないという場合には期間を延長せざるを得ないとも考えておりまして、今後の感染状況などをぎりぎりまで見極めながら、慎重に判断をしております。

最後に、第3波を鎮静化させ、県経済を再び回復軌道に乗せるための対策についてお尋ねがございました。

このたびの営業時間の短縮などの措置は、い

わゆる全国第3波を受けまして、今は感染拡大防止に比重を置いて取り組まなければいけない局面であると判断をし、苦渋の決断をいたしましたものであります。このため、感染拡大の鎮静化が図られた折には、官民挙げて経済の回復に向けた取組を強化していかなければならないと考えております。その際には、コロナ禍を受け強化してまいりましたオンライン商談の仕組みや、あるいは県内事業者の新たな商品開発、設備投資への支援、さらにはデジタル化による生産性の向上支援などの一連の対策が、経済回復の後押しになるものというふうに考えております。

一方で、仮に全国第3波に対応する感染拡大が長引いた場合には、本県の経済が再び大きく落ち込むことが懸念をされるわけでありまして。その際には、県内事業者の事業の継続と雇用の維持を図るための対策を強化することが必要と考えております。

このため、事業者の皆様の声に耳を傾けながら、随時県内経済の状況把握に努めてまいりますとともに、特別経済対策プロジェクトチームを中心に、状況に即応した対策を検討いたしますと同時に、国や市町村とも連携をいたしまして、必要な対策を講じてまいる考えであります。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 協力金の支給体制についてお尋ねがございました。

今回、営業時間の短縮要請に御協力いただく事業者の皆様の中には、多くの小規模・零細事業者の方がおいでになります。協力金は、営業時間の短縮に御協力いただいた謝金として支給するものではございますが、早期の支給がこうした皆様の生活を下支えすることにもつながると認識しております。このため、高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金の業務を現在委託しております企業に、今回

の協力金の業務についても委託したところでございます。

当該企業におきましては、これまで給付金の業務を実施したことによりノウハウが蓄積されておりまして、何より夕方5時までに支給決定を行えば翌営業日に事業者の口座に振込が可能であることのメリットがございます。委託先企業には、今回の支給に併せて人員の確保もしていただいております、現在オンラインでの申請受付や、年末年始における対応についてもお願いをしているところでございます。

コロナ禍の中で、非接触での対応を取りながら、営業時間の短縮要請に御協力いただく事業者の皆様迅速に協力金の支給がなされますよう、またできるだけ支給開始時期を年内に前倒しできますよう、委託先企業と連携を密にして対応してまいります。

○13番（加藤漠君） それぞれ御答弁ありがとうございました。質問の中でも、スピード感を持ってということをお願いさせていただきましたけれども、先ほど商工労働部長からも、年内に前倒しも目指してというような御答弁もいただきました。しっかりと御対応いただけているものというふうに承知をしております。よろしくお願いたします。

営業時間の短縮が要請されて、本日で6日目となりました。年末の忘年会シーズン、例年であれば夜の人出でにぎわう時期にもかかわらず、看板の明かりも消えて人通りの少ない町並みを見ながら、大変寂しく感じております。

しかし、裏を返せば、年末の書き入れどきにもかかわらず、飲食店の大半の方々も県からの要請に応じてくださっているというふうにも感じております。また、多くのお店では、要請前から、新型コロナウイルスの感染拡大を防ごうと、換気の徹底や予約の人数を制限したり、飛沫を防ぐためのアクリル板を設置するなど、様々

な感染対策も取られてきておりました。よく日本は、他の先進国と比べて感染者の数や死亡率が圧倒的に少ないと言われてますが、行政からのこうした呼びかけに対して多くの方々も理解を示し、協力がいただけているというのが、その理由の一つではないかと感じた次第でございました。

しかし、昨日の新規感染者数も23名となっており、知事からも御報告がありましたとおりですが、予断は許されない状況でございます。どうかこのたびの対応によって、改めて危機感を共有することで、一日も早い鎮静化につながりますことを切に願い、私からの質問の一切とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩



午前10時40分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑を続行いたします。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 日本共産党の米田稔でございます。追加提案されました第21号「令和2年度高知県一般会計補正予算」、高知県営業時間短縮要請協力金について質疑を行います。なお、重複する点もあろうかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

感染拡大を防止するために、県は飲食店に対して営業時間の短縮を要請するとともに、休業した場合も含め、1日4万円の協力金支給を決断されました。春先から続いているコロナ禍によって疲弊している多くの事業者にとって、感

染防止に少しでも役立て、安心して営業短縮に踏み切れる、協力金の額も少し上がり、何とか年を越せるかなど、歓迎の声も上がっています。

その上で、何点かお聞きします。まず、営業時間短縮の要請の対象施設についてですが、春の高知県休業等要請協力金のときよりも少し改善されているのではないかと受け止めています。いずれにしても、実態、目的にふさわしく改善することが求められていると考えます。

例えば喫茶店です。夜8時過ぎて営業しているところは8時に閉めれば対象になるのに、今回も夕方あるいは午後に閉めるところには協力金は出ないのか、私たちも人々の安らぎと集いの場を提供しながら、3密回避、感染防止等に必死に努めている、不公平だ等、怨嗟の声が聞こえてきます。酒類を伴うかどうかだけでなく、往来と密、接触などを可能な限り回避することが、感染拡大を防ぐ重要な手段の一つです。

そこで、午後には閉店する喫茶店なども休業要請の対象とし、協力金の支給対象にすべきではありませんか、知事に伺います。

なお、今回は対象施設に喫茶店が例示され、カラオケ喫茶、あるいは酒類を提供しているかどうかについては、条件、基準にはなっていません。

関連して、休業時間ですが、午後8時から翌午前5時までの休業でしか感染拡大を防止できないのか、知事の認識を伺います。効果的、効率的であるとするならば、エビデンスについて示していただきたいと思います。

次に、今回の県の営業時間の短縮、休業によって影響を受ける業者は、協力金の支給対象者だけではないということです。タクシー運転手や代行運転業の方々は、たちまち大打撃を受けています。家族を抱え、車のローン、維持費も払えず、総合支援資金も借りてしまい、年を越せない、また年金が少なくてタクシーに乗ってや

りくりしている等々、政治に対する不信と怒りが渦巻いています。

18日に、ちょうど知人からラインが入りました。今、知り合いから、県は飲食店だけにして、そこに品物を入れている酒屋、魚屋、八百屋さんなども困っている、そこにも支援の手を差し伸べるようにしてほしいという電話がありましたというメッセージでした。氷屋さんもおしぼり屋さんも、いっぱいの人が協力し合い、共に生きています。不公平感を持つ県民も少なくなく、県行政が、感染拡大を防止するためであってやむを得ないなどと言って済ませることができるでしょうか。

何よりも、結果として、県が飲食店等に要請した営業時間の短縮が、飲食店等と直接取引がある事業者を含めて多くの事業者の営業と暮らしを脅かしていることも、歴然とした事実ではないでしょうか。知事はこうした実態をどう受け止められるのか、認識を伺います。

コロナ第1波のとき、突然の一斉休校が実施をされ、学校給食も停止になりました。たちまち、学校給食納入業者、農家の方々などが苦境に追い込まれたとき、消費拡大のための支援が緊急に実施をされました。そして、新年度になっての休校や分散登校では、住民の声が広がる中で、子供の健康、食を守るためにと、給食は再開されました。また、学校を休む子も給食だけでも食べに来てくださいという対応が取られるなど、行政の努力もあり、大きく改善されたことは記憶に新しいところです。

当然、今回の要請など、必要な対策であっても、一方で住民に多大な負担や犠牲を押しつけるようなことがあってはなりません。協力金の支給の対象となっている飲食店の方々、対象とされないが関連する事業者の方々も含めて、協働して感染防止に取り組んでいけるようにすることが重要だと考えます。

については、営業時間短縮要請の結果、影響は受けるが協力金の支給の対象とならない関連事業者への新たな支援を検討すべきではありませんか、知事にお伺いをいたします。

次に、協力金の速やかな年内支給を求めるものです。一年で最も多忙なときで、年間売上げの多くを支えており、年末における営業時間の短縮、休業は、事業者の皆さんにとっても極めて大きな影響を及ぼします。年末の支払い、資金繰り、家族の生活を守り維持していくことなど、この年を越せるのかとのせっぱ詰まった深刻な事態を抱えている方も少なくありません。そして、年明けからの事業継続に対する大きな不安を持ちながら、感染拡大防止のための営業時間短縮の協力要請に向き合っています。

必要な方、希望する事業者の皆さんに、年内支給を最大限保障するようにすべきです。取組の状況と見通し、そのための体制について商工労働部長に伺います。

次に、協力金の申請漏れなどがないように、誠実な対応や対策の強化を求めるものです。今回の営業時間短縮要請協力金については、平成28年6月の国の経済センサスに基づいて、約5,000事業所が対象となります。

春の休業等要請協力金支給の経験も踏まえて、必要な方の申請漏れがないように周知徹底などすべきと思いますが、商工労働部長に取組について伺います。

次に、県の制度実施に合わせて、高知市、土佐市、いの町など、独自に1日1万円等の上積み支給を決定している自治体が出ています。事業者の方が、県にも市町村にも申請手続をすることになるのでしょうか。

感染防止の観点、多忙な年末における事業者の皆さんの手続簡素化の上からも申請手続の一本化ができないのか、急いで検討を求めるものですが、商工労働部長に伺います。

次に、協力金支給期間の延長についてです。国は、国民への協力を訴えた勝負の3週間が終わった後も事態の改善が見られず、感染拡大の歯止めにするために、また年末年始が飲食店等にとって忘年会や新年会等繁忙期であることを踏まえて、1日の単価の引上げや1月11日までの期間延長など、協力金への財政支援の強化を打ち出しています。

1年に及ぶコロナ禍の下、自助努力を超えて深刻な苦境が続く中、事業の継続と暮らしを支えるために、年末に続いて、国の対応に基づいて1月11日までの営業時間短縮の要請と協力金支給期間の延長を検討していくのか、知事に見解を伺います。

今回の追加補正予算、高知県営業時間短縮要請協力金は、コロナ感染が急拡大し高止まりする中で、これまでの対策の延長ではなく、飲食店等県民の協力の下、感染リスクを強力で封じ込めようとするものであり、しっかり効果が上がるよう願うところです。同時に、今回の時短要請のように、密や接触や往来などを思い切って回避する対策を強めることとともに、広くPCR検査を実施し、発見、保護をし、追跡をし、そして手前手前に対策を取っていく、これが感染症対策の常道であり、無症状を一つの特徴とする新型コロナウイルス感染症であることからしても、一刻を争って踏み出すことが決定的ではないでしょうか。

11月16日付厚労省の事務連絡でも、1週間の新規陽性者数の顕著な増加傾向を示し、強い危機感を持って積極的な対応を求めています。また、高知県は、10月26日付知事名で、行政検査以外の自主的検査に関する指針を策定し、感染症の早期発見・拡大防止に支障を来さないようにすることなどを求めた国への新型コロナウイルス感染症対策等のための緊急提言を行っています。

現在、その時点と比べ物にならないほどコロナ感染が広がり、特別警戒レベルにまで引き上げられ、まさに非常事態目前であります。12月に入り、瞬く間に感染者、陽性者が広がり、1日当たりの感染発表が3日から18日連続2桁となり、20日現在501人となっています。人口10万人対比で全国4番あるいは5番あるいは6番などと、深刻な事態となっています。濃厚接触者中心の対応では、感染拡大を防ぎ切れません。

さきの代表質問で、我が党の吉良議員が重ねて質問、提案を行いました。医療機関、高齢者施設等への一斉・定期検査、いわゆる社会的検査、そして大規模・地域集中的検査の実施に踏み出すことを強く要請するものであります。

以上、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、喫茶店などへの休業要請について、また営業時間を午後8時までとした根拠についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えを申し上げます。

議員のお話にありました喫茶店のほか、食堂やレストランなどの飲食事業者は、緊急事態宣言時に出されました国の対処方針におきましても、自宅などで過ごす国民が必要最小限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する者として、事業の継続が求められるという位置づけとされています。このため、こうした方々に一律に休業までを求めることは困難であるというふうに考えております。

その上でありますが、飲食、会食といった場が本県の最近の感染事例のキーワードともなっております。とりわけ、夜間の酒類の提供を伴う蓋然性が高い飲食が感染リスクが高いという判断を私どもではしておりまして、こうした判断に基づき、午後8時以降という線引きで飲食

店などへの時間短縮営業の要請に踏み切ったというところでございます。

また、具体的な営業時間につきまして、御指摘がありましたように、東京や北海道など、本県に先行して要請を行っていた他県におきましては、午後10時までとする例が多く見られたところであります。しかしながら、本県の場合は他県以上にこの12月に入りまして感染拡大が急スピードで進行しているということ、そして今月12日に国の分科会から出されました提言の中で、感染が拡大あるいは高止まり傾向にある場合は午後8時というラインも考慮すべきであるというような御提言が行われたこと、こういったことも踏まえまして、先行する他県よりもより厳しい午後8時までという線引きをいたしましたものでございます。

また、国の分科会が示します感染リスクが高まる5つの場面におきましても、ただいま申し上げましたような飲酒に伴う大声や長時間に及ぶ飲食によって飛沫感染のリスクが高まるというふうにされております。県民の皆様への、飲食は2時間以内という時間の短縮のお願いと併せて、お店には営業を午後8時までにしていただくということによりまして、感染リスクの大幅な低減につながるものというふうに考えているところであります。

次に、今回の営業時間の短縮への要請に伴います影響への受け止めと、影響を受ける方々への新たな支援についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

飲食店などへの営業時間の短縮要請は、飲食店などの事業者のみならず、御指摘がありましたように、食材や酒類などを納入いたします生産者やあるいは食品事業者などにも広く影響が及ぶものというふうに受け止めております。しかしながら、会食を要因とする感染が広がり、

さらに感染者が家庭内に持ち込んで拡大が見られているという状況にございましては、一日も早く感染拡大の鎮静化を図ることが経済の回復に向けて最優先であるというふうに判断をいたしまして、今回苦渋の決断をいたしました次第でございます。

一方で、仮に全国第3波に対応いたします感染拡大が長引いた場合には、本県経済が再び大きく落ち込むことが懸念をされるわけでございます。そのため、ただいま御指摘がありました生産者や事業者の皆様の声にも広く耳を傾けまして、また県内の経済の状況把握に努めてまいりますし、その上で、国や市町村とも連携を図りながら、事業の継続と雇用の維持、さらには経済活動の回復のための対策を一層強化してまいります。

最後に、営業時間短縮の要請期間の延長についてお尋ねがございました。

先ほど加藤議員への御答弁でも申し上げましたとおり、営業時間の短縮が事業者に与える経営面での影響あるいは影響を最小限にとどめるための協力金の支払いに係ります県の財政負担、この両面を考慮いたしますと、この要請の期間は必要以上に長くあるべきではないというふうに考えているところでございます。しかしながら、感染拡大に歯止めがかからないといった場合には期間を延長せざるを得ないという考えを持っておりまして、今後の感染状況などをぎりぎりまで見極めて判断をいたしたいと考えております。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、協力金の年内支給についてお尋ねがございました。

今回の協力金につきましては、県内の対象事業者の皆様にごできる限り速やかに支給を行っていくため、相談、受付、審査、支給といった一

連の業務を、現在、高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金の業務を委託しております企業に委託したところでございます。当該企業においては、これまでの給付金において、夕方5時までに支給決定したものは翌営業日に対象事業者への振込を行ってきたなどの実績がございますので、こうしたノウハウを最大限に活用してまいります。委託先には、今回の支給に併せて人員の確保もしていただいたところ です。

今後、審査等を迅速に行い、できる限り年内に支給が行われるよう、連携を密にして、しっかりと対応してまいります。

次に、協力金の周知徹底についてお尋ねがございました。

協力金の申請漏れを防ぐためには、いかに情報を対象事業者の皆様にお届けできるかにかかっていると考えております。そのためには、これまでの協力金支給についてのお話もお聞きし、様々なルートで対象事業者の皆様にご早期に情報をお伝えしていくことが何より大切であると考えております。

このため、新聞やテレビ、ラジオなどによる広報に加え、対象事業者の皆様にご身近な市町村や商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、金融機関などに、知事の記者発表後速やかに、協力金の周知についてをお願いをしたところでもあります。

最後に、市町村が上積み支給する場合の事務の簡素化についてお尋ねがございました。

今回の協力金につきましては、前回の協力金と異なり、それぞれの自治体で予算化しておりますため、制度上それぞれに申請していただく必要がございます。その場合でも、市町村と連携することで、事業者の事務の簡素化の工夫ができると考えております。例えば、独自支給を行おうとする市町村が、県の協力金の決定通知

の写しを活用することで、添付書類を省略することができるのではないかと考えております。

今後、市町村から相談があった際には、こうした点を積極的に提案してまいります。

○36番（米田稔君） 御答弁ありがとうございます。要請したいと思います。

知事は提案説明で、県民の生活や事業者の経営状況の把握をして、必要な施策の検討もしていきたいという前向きな提案をされたんですけど、本当に今そのことが強く求められている。早急に検討もして、支援が県民の手元に届くように、本当に心を込めた対策をぜひやっていただきたいというふうに思います。新年のさんSUN高知には、県民に寄り添うという知事のお言葉がありますが、本当に言葉だけではなくて、実際の行政においてもそのことが県民の皆さんに届くような、新たな支援も含めた対策をお願いしたいと思います。

とりわけ、関連業者の方は本当に大変で、例えば喫茶店の方も、これまで県の補助金も使いながら、エアコンも替えたり、お客さんごとにテーブルを除菌したりしていましたと。で、電話があったんです。幡多の方なんですけれど、幡多でもやっぱり陽性者が出る中で、喫茶店のお客さんももう半減をしているという大変な苦境を語られています。持続化給付金、家賃補助金も既に底をついていると。努力しても置き去りにされてしまう、何とか可能な支援をしてもらいたい、県民の声を聞いていただきたくて電話をしましたという、そういう御意見をいただきました。

また、代行運転業者の方からも本当にいろいろな意見が、声が寄せられています。一番収入のある12月の収入はほぼ見込めない、代行運転は飲酒運転をなくす対策として始められた、代行運転業の広がりもそれを助けてきたと考えていますと、いろいろと言われました。飲み屋の休

業や時間短縮で最も影響を受けるのは代行運転である、飲食店への営業時間短縮を要請し支援金を出すならば、同じように私たち代行運転業者にも緊急に支援をしてもらいたい、こういう切実な声が本当にたくさん、多くの方から寄せられていると思います。

そして、これも代行の方なんですけれど、パートナーと2人暮らしの70代の男性の方が、持続化給付金や生活福祉資金、110万円の貯金を使って暮らしていると。ほぼ貯金は尽きかけている、こういう、まさにSOSを発するような声も寄せられています。ぜひ県職員全体が、そういう声を生活実態をよくつかみながら新たな対応をしていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。

そして2つ目は、今経済活動を回復するためにも、暮らしの危機、経営の危機にこそ支援の手を差し伸べないと、経済の回復そのものも大ごとになるわけですね。ですから、そのためにどうするかということになると、やっぱりPCR検査を実施していくと、大々的に積極的にしていくことをぜひ検討して、実施に踏み切ってもらいたいというふうに思います。

この間、銀行や病院がまさにクラスター状況になって、自ら検査をやっていますので、今そういうところまで来ているというふうに私たちは思っています。ぜひ、感染拡大防止のためにもこの検査に真正面から取り組んでいくということを再度要請して、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、議案に対する質疑を終結いたします。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をい

たします。

(議案付託表配付)

○議長(三石文隆君) ただいま議題となっている第21号議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、商工農林水産委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末244ページに掲載〕



○議長(三石文隆君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日及び明後23日の2日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月24日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月24日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時7分散会

令和2年12月24日（木曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 22番 山 崎 正 恭 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 29番 大 野 辰 哉 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 岩 城 孝 章 君
- 総 務 部 長 井 上 浩 之 君
- 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
- 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
- 地域福祉部長 福 留 利 也 君
- 文化 生活 岡 村 昭 一 君
- ス ポー ツ 部 長
- 産 業 振 興 沖 本 健 二 君
- 推 進 部 長
- 中 山 間 振 興 ・ 尾 下 一 次 君
- 交 通 部 長
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 吉 村 大 君
- 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
- 林 業 振 興 ・ 川 村 竜 哉 君
- 環 境 部 長
- 水産振興部長 田 中 宏 治 君
- 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
- 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
- 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
- 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
- 事 務 局 長
- 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
- 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 織 田 勝 博 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 6 号)

令和2年12月24日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和2年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和2年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 11 号 令和3年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 12 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 13 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管

理者の指定に関する議案

- 第 14 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 15 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 18 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅰ))工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 21 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 請第3-1号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について
- 請第3-2号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について
- 請第4-1号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
- 請第4-2号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
- 追加
- 第 22 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 23 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案
- 追加
- 議発第1号 国民の暮らしを支えるコロナ対策の抜本的拡充と早急な実施を求め

る意見書議案

議発第2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書議案

議発第3号 障害福祉サービス等報酬改定に当たって食事提供加算及び送迎加算の継続を求める意見書議案

議発第4号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書議案

議発第5号 小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書議案

議発第6号 林野関係予算の確保を求める意見書議案

追加

議発第7号 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書議案

追加

議発第8号 土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書議案

追加

議発第9号 日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書議案

追加

議発第10号 後期高齢者の医療費2割負担への引上げを撤回し、誰もが必要な医療を受けられるよう求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末275ページに掲載〕



委員長報告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第21号まで及び請第3-1号から請第4-2号まで、以上25件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長浜田豪太君。

（危機管理文化厚生委員長浜田豪太君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（浜田豪太君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案から第6号議案、第12号議案から第14号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第3-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第4-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決し

ました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症対策として、患者が療養するための病床の確保に係る空床補償額について、国から新たに示された単価に応じて増額するための経費である。現在の医療提供体制は、医療機関において最大200床を確保するとともに、宿泊療養施設として民間のホテルを活用し対応を行っているとの説明がありました。

委員から、12月に入り感染者数が増加し、今後も感染拡大が進んだ場合、入院調整中の方がさらに増えることも予想されるが、どのような対応を取っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、これまで一旦は入院した後、病態を確認した上で宿泊療養施設に移っていたが、無症状や症状のあまり重くない方については直接宿泊療養施設に入らせていただくことで、入院調整中の方をできるだけ少なくするようにしているとの答弁がありました。

別の委員から、宿泊療養施設として活用しているホテルにおいて、医師や看護師など、医療スタッフはどのような体制を取っているのかとの質疑がありました。執行部からは、看護師が24時間常駐し、体温や酸素飽和度などのチェックを行っており、医療機関から退院された方については入院をしていた医療機関の医師が、また事前診療を行っていない方については県が確保した医師により、オンライン診療や看護師への助言を行うこととしているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」

のうち、ひきこもり対策推進事業費補助金について、執行部から、国の補助事業に採択された黒潮町のひきこもりの方の社会参加に向けた取組に対して、県を通じて補助を行うものであるとの説明がありました。

委員から、県が今年度行ったひきこもりの実態調査と今回黒潮町が行う調査とは、どのような違いがあるのかとの質疑がありました。執行部からは、県の実態調査は個人ではなく地域の状況を分析したものであり、黒潮町は県の調査データを基に個人にアプローチしていく。その後はアウトリーチ活動などで信頼関係を築きながら、徐々に社会参加や就労に向けた支援につなげていこうとするものであるとの答弁がありました。

別の委員から、ひきこもりの問題については、専門的な対応も必要となってくるが、支援体制はどのようなになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、医療的な視点からのアドバイスも必要であるため、県精神保健福祉センターが専門的知見からの助言、支援をしていく考えであるとの答弁がありました。

複数の委員から、今回の黒潮町をモデルケースとして、県全体で課題も共有し、取組を進めていくことが必要であるとの意見がありました。執行部からは、市町村に対して、県精神保健福祉センターによる支援を行っていくとともに、各ブロックの勉強会などで優良事例の共有を図りながら取組を広げていきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第13号「高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、令和3年度から令和7年度までの高知城歴史博物館の指定管理者について、引き続き公益財団法人土佐山内記念財団を直指定するもので

あるとの説明がありました。また、高知城歴史博物館の観覧者数は、平成29年度、30年度は第1期指定管理期間の年間目標数である10万6,000人を上回っていたが、その後は「志国高知 幕末維新博」の閉幕や新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより減少傾向となっている。第2期指定管理期間においては、年間目標観覧者数を8万5,000人と設定し、これまで行ってきた取組を継続するとともに、魅力ある企画展の開催や観光振興部と連携したプロモーション活動を強化し、観覧者数の上積みを目指していくとの説明がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染拡大の影響など今の社会情勢から見て、第2期の目標設定数はかなり厳しいのではないかとの意見がありました。

別の委員から、観光イベントの終了や新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しても、観覧者数は開館以来減少している。県外観光客はもとより、県民の方々が2度、3度と来館していただけるような取組も必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、観覧者の約6割から7割が県外からの来館者であり、新型コロナウイルス感染拡大による影響が観覧者数にも表れている。そのため、県内の多くの方にリピーターになっていただけるよう、地域に密着した企画展の開催や、県立歴史系文化施設連絡協議会において意見交換を行うなど、プロモーション活動の強化を図り、集客につなげていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、文化系施設だけではなく、観光部門などとの幅広い連携、意見交換も重要となってくると思うが、どのような取組を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、連絡協議会において、文化施設と県の観光振興部が誘客に向けて、文化施設の展示計画や観光情報などを共有し、意見交換を行い、連携を図っ

ている。また、歴史についての出前講座や施設見学の受入れなど、教育委員会とも引き続き連携しながら取組を進めていくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、危機管理部から、12月16日に宿毛市において発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応について、発生状況、検査結果、防疫作業などこれまでの経過について報告がありました。

委員から、作業に当たった職員については、初めての経験でもあり、今後メンタルの部分については心配なところもあるので、フォローもしっかりとお願いしたいとの意見がありました。執行部からは、机上での計画は十分立てていたが、今回の作業ではいろいろな経験をしたので、反省点や今後の対応も含め協議を行うとともに、併せて職員の心のケアにも努めていきたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部の報告事項についてであります。

新型コロナウイルス感染症に係る検査協力医療機関の年末年始の診療体制について、執行部から、年末年始の6日間新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応できるよう、休日当番医のほか、各福祉保健所管内に必ず1か所対応できる医療機関を確保するとともに、検査件数1日当たり約150件を目安に診療検査体制を確保することを目指し、現在検査協力医療機関と調整中である。決定した際には、新聞や県のホームページにより県民の方々に周知していくとの説明がありました。

委員から、年末年始の検査協力医療機関の確保について見通しはどうかとの質問がありました。執行部からは、各福祉保健所管内で少なくとも1か所は確保できると考えており、引き続きさらに対応できるよう協力を呼びかけて

いくとの答弁がありました。

別の委員から、年末年始の6日間においても、検査結果は順次判明していくと考えてよいのかとの質問がありました。執行部からは、抗原検査については30分程度で結果が分かるものもあり、また衛生環境研究所も対応することとしており、検査体制に隙間ができないよう準備をしていくとの答弁がありました。

委員から、検査結果が出た後の受入れ医療機関、入院調整、宿泊療養施設などの対応、体制も伴っているのかとの質問がありました。執行部からは、保健所は年末年始も対応できるようにしており、入院医療機関においても体制が取られているとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 商工農林水産委員長黒岩正好君。

（商工農林水産委員長黒岩正好君登壇）

○商工農林水産委員長（黒岩正好君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第9号議案、第15号議案から第17号議案、第21号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

21日に追加提出された第21号「令和2年度高知県一般会計補正予算」の営業時間短縮要請協力金事業費についてであります。執行部から、12月16日から30日までの営業時間短縮の要請に応じ、協力をいただいた飲食店等に、1店舗当たり最大60万円の協力金を支給するための経費

である。協力金の支給額を29億7,800万円余と見込み、民間業者に委託するための事務経費を含めた総額30億900万円余に対し、既存の予算執行残額を充てても不足する額について、予算を増額しようとするものである。業務の委託については、迅速な支給を行うため、既計上予算のうち4億円をもって12月17日に契約をしており、補正予算案が議決されれば、速やかに増額の変更契約を行いたいと考えているとの説明がありました。

委員から、情勢に素早く対応した制度であり、対象事業者に漏れなく申請をしてもらえるように、制度の趣旨の周知を徹底し、スピード感を持って対応してもらいたいとの要請がありました。執行部からは、金融機関や関係団体とも連携しながら、スピード感を持って取り組んでいくとの答弁がありました。

別の委員から、この協力金の交付のスキームは前回と異なり、県からの支給分とは別途に、市町村ごとに決められた上乘せ分が支給される地域もある。については、申請する事業者の手續の負担が大きくなるように対応してもらいたい。また、相談の対応に当たっては、必要に応じ、この協力金以外の支援制度についても紹介するようにしてもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、委託業者における相談対応、申請受付の業務について、年末年始の体制はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、相談、受付ともに、年末年始も休みなく対応する体制にしているとの答弁がありました。

別の委員から、コロナ禍において多くの事業者が影響を受ける中、協力金を支給する対象者について、不公平感を感じている事業者もいる。新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、対象施設を限定して営業時間を制限する要請に

についての協力金であることを明確に理解してもらえないような、広報の仕方が必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、引き続き相談や問合せの対応において丁寧な説明を行うことと併せて、いま一度しっかりと広報の取組を考えていくとの答弁がありました。

別の委員から、1日当たりの協力金の額が変更になったり、上乘せ支給する市町があるとの報道もあって、対象となる事業者においては情報が錯綜している実態がある。特に高齢の個人事業者などは、市町村役場に相談に行くことも多いのではないかと思われるが、そうした際の対応について、市町村との連携は考えられているかとの質疑がありました。執行部からは、各市町村には、相談があった場合に正確な説明をしてもらえるようお願いをしていく。また、地域の商工会、商工会議所の経営指導員は、地元で要請対象となる事業者を把握していると思われるので、巡回指導などの中で、しっかりと情報が届くように協力を求めていくとの答弁がありました。

別の委員から、営業時間短縮要請の期間中において、要請に応じて営業時間を短縮または休業した日を対象として支給することとなっているが、支給申請の審査に当たり、日ごとの営業時間等の確認をどのように行うのかとの質疑がありました。執行部からは、今年4月、5月の休業等要請の協力金支給の際と同様に、申請書には、要請に応じていただくことが分かる写真を添付してもらうことなどにより確認を行う。なお、申請要件に該当しない事実が疑われるような事案があれば、必要によっては現地で実態を確認することも含め、対応策を検討しているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第16号「宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案」について、

執行部から、来年度からの5年間を指定期間とし、現在と同じ高知県漁業協同組合を指定管理者としようとするものである。利用料収入から管理運営経費を差し引くと余剰金が生じるため、管理代行料の予算計上は行わず、毎年90万円を県に納付してもらう予定となっているとの説明がありました。

委員から、県漁協が管理業務を行っている当該施設の現状について、漁具などが乱雑に散らかっているところがあり、発注者として景観上の問題点も確認し、必要な指導をしてほしいとの要請がありました。執行部からは、今回公募した指定管理業務においては、プレジャーボート等管理施設だけの美化にとどめず、周辺の美化についても行ってもらう内容としており、しっかりと指導していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、農業振興部についてであります。

執行部から、JA高知県四万十営農経済センターにおける米の検査証明など不適切な取扱いの事案に関し、これまでの経緯と県が行った行政処分の概要、今後の対応方針などについて報告を受けました。

委員から、コンプライアンスをしっかりと確保するよう、JA高知県の体質を改善させる取組が必要だが、今後県としてどのように指導していくのかとの質問がありました。執行部からは、JA高知県の全12の検査事務所には、今年度中に立入調査を実施するとともに、JA高知県が行う課題の抽出と改善に、県として関わっていくとの答弁がありました。

別の委員から、今回の事案の経緯を見ると、生産者、消費者が信頼しているJA組織として不誠実さが感じられた。また、不適切な取扱いが行われた米だけにとどまらず、県農産品全体の信頼を落とすことにもなるので、改善命令の履行についてはしっかりと確認してもらいたい

との要請がありました。

次に、執行部から、県内における高病原性鳥インフルエンザの発生と対応について報告がありました。

500名を超える県職員を動員して殺処分等の防疫作業に当たったことに関し、委員から、今回のことを機に特殊勤務手当や心のサポートの体制についても検証し、今後の対応に生かせるよう、他部局とも協議して備えておいてもらいたいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

執行部から、高知県環境基本計画第5次計画の案について報告がありました。

委員から、計画のキャッチフレーズの中に、84の森とうたい込んでいるのは非常によいと思う。事業者や関係団体をはじめ、高知県は環境のことを考えて頑張っていることを前面に打ち出してPRし、計画を進めていくことが大事だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、本県の特徴を生かした見せ方というのは、県民の皆様にも響くものだと考えている。そういったところをしっかりと活用して普及啓発を行い、また全国にも本県の取組をPRしていきたいとの答弁がありました。

次に、執行部から、高知県地球温暖化対策実行計画の案について報告がありました。

委員から、例えば家屋の建材を選ぶ際、水害に遭った場合に廃棄物となってしまうような安価な新建材は、修理や再利用ができるものに比べると環境負荷があると思う。総合的に見れば、木材製品が環境面で優れていることを示す、新しい計算式などは検討できないかとの質問がありました。執行部からは、製造段階から廃棄段階までのライフサイクル全体で、どれだけ二酸化炭素が発生する商品かを示す制度があるが、一般的には広がっていない。消費行動において、二酸化炭素の排出量や環境負荷を考えて商品を

選択するような意識をどのように普及啓発していけるか検討したいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 産業振興土木委員長田中徹君。

（産業振興土木委員長田中徹君登壇）

○産業振興土木委員長（田中徹君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、産学官民連携推進費について、執行部から、起業への総合的なサポートを行うこうちスタートアップパークの充実と強化のための経費及び、本県の産業振興を担う人材を育成するための土佐まるごとビジネスアカデミーのオンライン化に向けた経費であるとの説明がありました。

委員から、コロナ禍の対応でオンライン化した場合、県内の産業振興を担う人材を育成するという目的をどう担保するのかとの質疑がありました。執行部からは、民間のオンライン講座は幅広いジャンルがあるので、申込みの際に企業内でどのような人材育成を行いたいかなど、目的を明確にした上で受講していただくよう説明するとともに、進捗状況についても把握していく。あわせて、県内のいろんな実情に詳しい講師による講座を拡充し、県内産業の担い手育成につながるよう努めるとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知の素材を活用して製品化していくことは重要で、製品の売り先を海外まで視野に入れる講座なども組み入れながら取り組んでもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、起業に当たり自己資金を持つことも大事であるため、専門家のアドバイスが重要であると思うが、こうちスタートアップパークで専門家についてはどう位置づけられているのかとの質疑がありました。執行部からは、起業総合相談会を昨年度から実施しており、税理士、中小企業診断士、社労士など専門家による起業後のフォローアップを行っているとの答弁がありました。

別の委員から、コロナ禍だからこそ求められる新しい生活様式に対応するための工夫に着目した起業なども支援してもらいたいとの要請がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光振興推進事業費について、執行部から、JR高知駅前のこうち旅広場における、観光案内や情報発信、にぎわいづくりなどを行うための管理運営に必要な委託費等を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、来年度開催される四国デスティネーションキャンペーンの取組と連動して、とさてらすの活用を検討してはどうかとの質疑がありました。執行部からは、現在JRグループの協力のもと開催する同キャンペーンに向けた商品企画などに取り組んでおり、観光情報の発信や旅行商品の造成・販売も行っている、とさてらすを含むこうち旅広場のキャンペーンにおける活用方策を検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、こうち旅広場の施設が外観からは何の建物か分かりにくいという声もあるので、外国の方や県外客に対して、観光案内所で

もあることが分かるような工夫をしてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、リョーマの休日キャンペーンの展開に合わせてサイン類の充実を図り、利用者への分かりやすいPRの工夫もしていきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、ポートセールス推進事業費について、執行部から、来年度高知新港に寄港する客船の岸壁における受入れ業務を民間事業者へ委託するものであるとの説明がありました。

委員から、国内クルーズが再開され、高知へ寄港した際には、さらに多くの乗客の方々に船から降りて、観光、買物等をしていただきたいが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、今後も乗船客の方々に下船して高知の観光等をしていただくべく、船会社と一緒に高知県の魅力を発信していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

中山間振興・交通部についてであります。

県内の公共交通の維持に重要な役割を担う、とさでん交通の経営状況について、執行部から、今年度前半の事業別の収支内容に基づく説明があり、会社における経営努力は続けられているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい会社運営が今後も続く見込みである。県としても、とさでん交通に限らず、今後の公共交通全般への支援策について、コロナ禍によるダメージからの回復、利用促進、持続可能な公共交通の実現に向けた支援の3つの柱を立てて検討を進めているとの説明がありました。

複数の委員から、路面電車などの減便も行われている中、利用者呼び戻す支援策はどのようなものを考えているのかとの質問がありました。執行部からは、利用者が減り、減便が進んで経営が厳しくなる状態がコロナ禍によって加

速しており、これを何とか断ち切るため、公共交通の安心・安全性を県民にPRして、公共交通に乗ってもらえるようにしたい。乗って守ろう公共交通という意識を県民に持ってもらうよう、例えば公共交通の重要性をテレビCMや新聞広告でPRしていくことを検討しているとの答弁がありました。

別の委員から、座席間のカーテンの有無など、バスによっては取組に差があると思うが、公共交通として十分な感染対策は取られているのかとの質問がありました。執行部からは、公共交通各社は、ガイドラインに沿って消毒やアナウンスを行うなど、車両ごとに可能な感染対策を行っているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 総務委員長横山文人君。
(総務委員長横山文人君登壇)

○総務委員長（横山文人君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第7号議案、第8号議案、第10号議案、第11号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第3-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第4-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、こうちふるさと寄附金事業費について、執行部から、ふるさと納税として高知県に寄附していただいた方への返礼品の調達や配送の委託などに係る経費であり、本年度の寄附実績が大きく伸びていることから増額しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、記念品配送等委託料の中には返礼品そのものの選定も含まれているのかとの質疑がありました。執行部からは、返礼品の選定についても委託料の中に含まれており、選定に当たっては仕様書で一定の要件をつけている。例えば、県内34市町村の特産品や県の施策に関連する商品を取り入れるなどの要件を加えた上で、業者から提案のあったものについて協議をしながら選定を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、ふるさと納税をめぐる事件も起きていることから、県民も注目している。返礼品の選定に当たっては適切に行ってもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、ふるさと納税は地方自治体の財源となるほか、返礼品の生産者など地域の方々にとっても貴重な収入源となっている。様々な意見はあるが、今後も制度の適正な運用に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料について、執行部から、来年度実施する教員採用審査の筆記審査のうち、教職・一般教養、専門教養に関する審査問題の作成や採点等に関する業務を委託するものである。問題の検討やチェックに時間を要するため、本年度中に契約ができるよう債務負担行為として計上しているとの説明がありました。

委員から、委託業者について、平成20年度以降毎年同じ業者に委託しており、その理由とし

て複数の業者に受託意思を確認するものの、幅広い教科を一括して受託できる業者が1社しかないためと説明があったが、同じ業者が長期間受託していることによる弊害はないのかとの質疑がありました。執行部からは、毎年事前に指導主事など問題作成委員で問題作成の意図を十分に練った上で委託を行っており、そのような弊害はないと考えているとの答弁がありました。

複数の委員から、本県の教育現場の状況を踏まえ、本県の地域的な課題等に適応した設問も必要と思うが、この点を考慮できているのかとの質疑がありました。執行部からは、例えば教育振興基本計画や人権教育推進プランに関する問題など、本県独自の問題を盛り込むよう仕様書の中で委託業者に求めている。これまでもそういう点に配慮しながら行っているが、なお徹底していききたいとの答弁がありました。

次に、基礎学力把握検査等委託料について、執行部から、生徒の学力状況を確認し、指導改善につなげる学力定着把握検査を民間業者に委託するものである。できるだけ早い時期に委託業者を決定し、学力向上に向けて、より効果的な対策を講ずることができるよう、債務負担行為として計上しているとの説明がありました。

委員から、高校生の基礎学力をはかることは本県の教育の核となるものである。本来、本県の教育現場や教育研究所などによって実施されるべきではないのかとの質疑がありました。執行部からは、全国的に広く受験される検査を利用することで、より客観的に生徒の学力をはかり、その結果を今後の授業改善等に反映させたいと考えて実施している。検査結果だけでなく、各学校の特徴も加味しながら授業改善に努めているところであるとの答弁がありました。

別の委員から、検査結果を学力向上に生かすことが最も重要となるが、具体的にどのように

取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、検査結果は各学校での校内検討会で活用するほか、教育委員会の学校支援チームも学校との協議の際に活用し、授業改善等に役立てている。また、生徒個人には学力状況と併せて今後の生活へのアドバイスなども返されており、担任との進路相談などの支援・指導の際にも活用されているとの答弁がありました。

複数の委員から、生徒の学力状況を確認し、指導改善につなげる大変重要な取組であるので、しっかり取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、外国語指導助手配置委託料について、執行部から、県立の高校及び特別支援学校に英語教育を推進するために配置を行っている外国語指導助手のうち、5名の配置を民間業者に委託するものである。来年4月当初までに配置を行う必要があることから、債務負担行為として計上しているとの説明がありました。

委員から、外国の方に来ていただき直接指導を受けることは生徒にとって非常に勉強になると思うが、委託業者がどのような人材を配置するのか把握はできているのかとの質疑がありました。執行部からは、委託業者とは本県の状況や生徒の状況も踏まえた打合せを行った上で、各学校に配置する人材を選出してもらっている。配置する方の略歴等については、委託業者からこれまでの経験がしっかりと分かるものを提出してもらい、確認を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、外国語指導助手の配置に影響が出ているのではないのかとの質疑がありました。執行部から、今年度本県では31名の方が勤務していたが、数名の方が新型コロナウイルスの関係により帰国しており、欠員に対してはすぐに新たな方の配置をお願いしているという

状況であるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、教育委員会であります。

高知県立特別支援学校再編振興計画第2次に基づく病弱特別支援学校の再編について、執行部から、令和3年4月の移転開校に向け高知市大原町において進められている高知江の口特別支援学校の施設整備等の進捗状況について説明がありました。

委員から、学校の再編に関連し、病弱な方がそれぞれの自宅や寄宿舎から通学するためにはスクールバスが必要になると考えるが、どのような対応を検討しているのかとの質問がありました。執行部からは、スクールバスの代替としてジャンボタクシーの利用を考えている。現在の校舎は高知駅の北側に位置しており、JRなどで通学している児童生徒もいることから、高知駅を中心としたコースを検討している。また、越前町に整備した寄宿舎と学校との間も距離があるため、通学の実情を踏まえた対応を考えているとの答弁がありました。

最後になりますが、今回の委員会でも、教育委員会、警察本部から、職員の不祥事に関する報告がありました。教職員、警察職員の不祥事が社会に与える影響は大変大きく、県民に対する信頼を損なってしまいます。今後、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止策を徹底していただくことを改めて要請いたします。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第20号議案まで、以上19件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上19件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第3-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よっ

て、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第3-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第4-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第4-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第22号—第23号)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末245ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第22号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」及び第23号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第22号議案は、高知県教育委員会委員の木村祐二氏と中橋紅美氏の任期が今月25日をもって満了いたしますため、新たに町田美紀氏と弥勒美彦氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第23号議案は、高知県収用委員会委員の西原眞一氏と山下訓生氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、両氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第22号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、町田美紀氏を高知県教育委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、町田美紀氏を教育委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、弥勒美彦氏を高知県教育委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、弥勒美彦氏を教育委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第23号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、西原眞一氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、西原眞一氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、山下訓生氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、山下訓生氏を収用委員に任命することにつ

いては同意することに決しました。



議案の上程、採決（議発第1号—議発第6号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号から議発第6号 巻末246～
258ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「国民の暮らしを支えるコロナ対策の抜本的拡充と早急な実施を求める意見書議案」から議発第6号「林野関係予算の確保を求める意見書議案」まで、以上6件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「国民の暮らしを支えるコロナ対策の抜本的拡充と早急な実施を求める意見書議案」から議発第6号「林野関係予算の確保を求める意見書議案」まで、以上6件を一括採決い

たします。

以上6件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上6件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末261ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「台湾のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)参加を積極的に支援するよう求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第7号「台湾のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)参加を積極的に支援するよう求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末264ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第8号「土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第9号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

[議発第9号 巻末267ページに掲載]

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、ただいま議題となりました議発第9号「日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書議案」について賛成の立場で討論を行います。

2017年7月7日に国連会議で採択された核兵器禁止条約の批准国が2020年10月24日に50か国に達し、来年1月22日には条約が発効されるという画期的な情勢の進展が起きました。そして、2020年12月11日現在、署名国は86か国、批准国は51か国となっており、今後もその増加が見込まれています。広島、長崎の被爆者をはじめ、核兵器のない世界を求める世界の圧倒的多数の政府と市民社会が共同した壮大な取組の歴史的な成果となりました。

この条約は、日本の被爆者の痛苦の体験と強い願いが実現の原動力となりました。条約前文には、核兵器のあらゆる使用がもたらす破滅的な人道的結果を深く憂慮しと記され、さらに核兵器使用の被害者、hibakusha及び核実験の被害者への容認し難い苦難と損害に留意しと、被爆者という日本語が書き込まれています。条約採択に当たり、中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表は、とりわけ被爆者の英雄的な努力を心に留めたい。その言語に絶する被害と疲れを知らぬ努力が、核軍縮条約を実現したと発言をしました。

核兵器禁止条約の背景には、2000年の核不拡散条約再検討会議で、核保有国を含めて合意した保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を盛り込んだ最終文書が採択されたにもかかわらず、核軍縮が進んでこなかった現状があります。核保有国の核兵器への固執は国際社会に対する背信行為であり、厳しい目が注がれているのです。

核兵器使用の危険は待ったなしとなっています。現在、世界の核兵器は1万3,410発ありますが、うちアメリカとロシアの1,800発は高度警戒態勢という警戒即発射という状況にあります。例えば、今年6月2日にロシアのプーチン大統領が署名をしたロシアの核使用条件は、1、弾道ミサイル発射情報、2、大量破壊兵器使用、3、核施設等への攻撃、4、国家の存続を脅かす通常兵器を使った侵略のときとなっており、これまで誤った情報によって核発射の手前までに至ったことが何度も発生しています。サイバー攻撃などによって制御不可能の事態に陥る危機も、以前にはなかった大きな脅威となっています。

2013年、核戦争防止国際医師会議は、核兵器100発で気候変動が起こり、農作物の不作などで年平均11億4,000万人が栄養失調、10年間で20億人が餓死すると警告しました。こうした危機は人類の意思で直ちになくすことが可能です。

核兵器禁止条約の発効を受けて、日本政府に禁止条約への参加を求める地方議会の意見書が501に達し、全自治体の28%を超え、増え続けています。また、全日本仏教会は、核兵器禁止条約の発効確定を歓迎する声明を発表し、これを喜ばしく思う反面、核保有国と唯一の戦争被爆国である日本がこの条約に参加していないことを憂慮していると表明しました。

日本カトリック司教協議会会長は、核保有国や日本を含む核の傘の下にある国々が、来年1月22日に発効する核兵器禁止条約に反対していると批判。世界的に世論を喚起して核保有国に圧力をかける必要があります、その中で被爆国である日本が先頭に立つべきだと訴えています。

今年9月には、国際NGO、核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANの呼びかけで、NATO加盟国と日韓の計22か国、56人の元首脳、国防相、外相経験者が共同書簡を発表しました。

核兵器が安全保障を強化するという考えは危険であり誤りだと強調し、核兵器禁止条約は希望の光だとして参加を各国に呼びかけたことも注目をされます。条約は、核兵器の開発、実験、生産、保有、使用、威嚇に至るまで全面的に禁止、違法化するだけでなく、核兵器被害者への支援を明記しており、ビキニ環礁水爆実験で多くの被災船員を出した高知県民にとっても、被災船員の救済に向けて大きな意義を持つものです。

発効によって核兵器に悪の烙印が押されたことで、既に変化が起きています。核兵器関連企業への投資をやめた海外金融機関は100社近くになり、日本でも生命保険主要4社が自制に踏み出しました。世界の市民社会の声が大国の政策を動かす時代となっています。気候危機や原発事故への危険を憂慮する声は、世界銀行や世界の著名な金融機関が原発、石炭火力を座礁資産と評価し、投資しない巨大な動きとなっています。

核兵器禁止条約の発効は、核保有5か国、特にアメリカによる敵対、妨害をはねのけてのものでした。アメリカは10月に、核兵器禁止条約に関するアメリカの懸念と題する書簡を各国政府に送り、条約への不支持、不参加を求めました。露骨な圧力、干渉であるとともに、いら立ち、恐れ、追い詰められているアメリカの姿勢を示すものともなりました。小さな国や途上国を含む多くの国々が、こうした圧力や干渉をはねのけて堂々と批准を進めていったことは、21世紀の今日、国際政治の主役が一握りの大国から、世界の全ての国々と市民社会に交代したことを明らかにしました。

日本政府が、唯一の戦争被爆国として、核のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードしていく責務があるとしながらも、この核兵器軍縮において画期をなす条約への参加を否定

し続けていることには大きな矛盾があり、国際社会からの失望を招いています。

先日、国連総会第一委員会では、核軍縮に関する日本政府が提出した決議案に批判が集中しました。決議案は、核兵器廃絶を究極の課題とした上で、核兵器禁止条約に一切触れず、昨年まであった核兵器廃絶の明確な約束も削除するというもので、共同提案国は2016年には109か国だったのに、今回は26か国へと激減をしています。

こうした核保有国に追従する惨めな外交から、唯一の被爆国、平和憲法を持つ日本として、核兵器禁止条約に参加しイニシアチブを発揮すれば、人類に貢献する大きな変化を起こすことは間違いありません。核兵器廃絶を求める国際社会の一員として、直ちに核兵器禁止条約の署名、批准を行うことを国に強く求めるときだと考えます。

同僚議員の御賛同を心からお願いし、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第9号「日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第10号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第10号 巻末270ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第10号「後期高齢者の医療費2割負担への引上げを撤回し、誰もが必要な医療を受けられるよう求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

33番岡田芳秀君。

(33番岡田芳秀君登壇)

○33番(岡田芳秀君) 日本共産党の岡田芳秀です。私は、ただいま議題となりました議発第10号「後期高齢者の医療費2割負担への引上げを撤回し、誰もが必要な医療を受けられるよう求める意見書議案」について賛成討論を行います。

政府は全世代型社会保障検討会議において、いわゆる団塊の世代が75歳になり始める2022年度から一定年収以上の後期高齢者、75歳以上の医療費負担を原則1割から2割に2倍に引き上げる方針を決めました。先日の政府・与党の協

議において、その一定年収は、単身者は200万円以上とすることで合意し、政府は12月14日、全世代型社会保障検討会議を開き、そうすることで最終的な取りまとめを行っております。このまま導入されますと、約370万人に影響が出る看過し難い計画であります。

今、社会保障で政府に求められているのは、第3波と言われるコロナ禍に立ち向かっている医療関係者を支援し、国民の命と暮らしを守ることです。医療関係者は、新型コロナウイルス感染拡大で疲弊する医療現場への支援を強く求めています。とりわけ感染リスクが高いとされる高齢者の命を守ること、これが最優先です。こんなときに後期高齢者の医療費負担の引上げを議論している場合ではありません。

高齢者は、安倍前政権による2度の消費税増税の下で、生活費を切り詰めて暮らしています。そして、このコロナ禍の下で、人に迷惑をかけるはいけない、自分が感染してはいけないと自らの行動や健康維持にとりわけ気を配って生活をされておられます。どうしてこんな時期に後期高齢者の医療費の負担増を急いで決めなければならぬのでしょうか。

日本医師会の中川俊男会長は、原則1割から倍にする議論をすること自体がそもそも問題だ、受診控えを生じさせかねない政策で、高齢者に追い打ちをかけるべきではないと指摘をしています。

後期高齢者は、収入の大半を低い公的年金に頼る一方で、複数の病気を抱え、治療も長期間に及ぶ人も少なくありません。年を取ると入院も増え、医療費負担は現役世代などの3倍から7倍近くになります。後期高齢者に窓口負担2割への引上げを求めることは、単純に医療費負担が2倍になるわけではありません。実質的な負担は現役世代の何倍にもなるのです。

高齢者に特有の複数、長期、重度などの病気

の特徴があるからこそ、高齢者の自己負担は軽減をされています。自己負担割合を引き上げて現役世代と同じにすれば、高齢者の受診抑制が深刻化するのは必至です。高齢世帯の生活保護世帯が増加しているなど、高齢者の貧困化が確実に進んでいる中で、年収200万円以上とはいえ、あまりにも人命を軽視するような無慈悲な政策であり、こうした政策は国民皆保険の根幹を揺るがすものとなります。

政府は、2018年度で約121兆円の社会保障給付費が2025年度には約141兆円に、2040年度には約190兆円に膨らむとして、抑制と負担増は必至だと宣伝をし、負担増を合理化しています。しかし、その国の社会保障給付費の水準は、実額だけでなく対GDP比で考える必要があります。GDP比では2018年度は21.5%、2025年度は21.8%、2040年度でも24.0%です。

厚労省の鈴木俊彦前事務次官は、2040年度に24%という水準は、日本よりも高齢化率の低いスウェーデンやフランスが現在負担している水準よりも低いものであり、国民が負担できないという水準ではないことが分かりましたと述べています。国民が負担という点は、私たちと立場が異なりますけれども、他の先進国と比較しても、今後の社会保障費の伸びに日本経済は十分対応できるということです。

社会保障の向上及び増進は、憲法第25条に明記されているように、国の責任で行うべきものです。国民の互助会のようにして世代間を分断し、双方に負担増を押しつけ合って向上させるものではありません。要は、国の責任で、能力に応じた税と社会保険料負担をどうするのか、他方で所得再配分機能をどうするのかということです。

今回の後期高齢者の医療費負担増は、現役世代の負担を軽減するというを名目としていますが、高齢者と現役世代の世代間対立をあお

りながら、高齢者に負担を押しつけることは許されません。そもそも、この間、高齢者医療の国庫負担を45%から35%に下げ、現役世代の保険料負担で肩代わりさせるという制度設計そのものに問題があると言わなければなりません。自助・共助ではなくて公助が重要です。

注目すべきは、後期高齢者医療制度の保険者である広域連合の動きです。昨年6月、各都道府県の広域連合の全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会は、75歳以上の窓口負担の現状維持を求める要望書を厚労相に提出しています。その要望書は、負担増の中止にとどまらず、被保険者の負担を将来にわたって抑えるため、後期高齢者医療制度に対する国庫負担の引上げをも求めて要望しています。

国の責任で国庫負担を増やすとともに、大企業へ応分の負担を求めることが必要です。実質賃金が低下し、国民生活が窮地に追い込まれている一方で、法人企業統計では2018年度の経常利益は84兆円で6年連続過去最高を更新し、内部留保は463兆円で7年連続更新しています。大企業と年間1億円以上の高額所得者に適正な税と社会保険料負担を課すべきです。

与党自民党の中にも大企業の内部留保に課税せよという声が上がっているではありませんか。そうすれば、後期高齢者に新たな負担をかけなくて済みます。後期高齢者医療制度が導入された2008年、当時首相だった麻生太郎財務相は、現役世代より低い1割負担で心配なく医療が受けられる、ぜひ維持したいと明言していたはずですが。長年にわたり日本と地域社会を支えてこられた後期高齢者に対して、医療費の2割負担を求めることは撤回をし、誰もが安心して必要な医療が受けられるよう国に強く求めるものです。

同僚議員の皆さんの御賛同を呼びかけまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第10号「後期高齢者の医療費2割負担への引上げを撤回し、誰もが必要な医療を受けられるよう求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末272ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付する

ことに決しました。



○議長（三石文隆君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（三石文隆君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、このたびの新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

また、入院、治療をされておられます方々に心からお見舞いを申し上げます。

さらに、県内における感染症の急拡大を受け、日々医療の現場等に従事されています方々の御労苦を考えますと、頭の下がる思いであり、ただただ感謝を申し上げるところでございます。

県内の感染状況も秋になり落ち着きが見られておりましたが、先月末から感染が急激に拡大をし、今定例会開会日の前日の9日には、対応のステージが上から2番目の特別警戒に引き上げられました。

そうした状況の中、今議会には新型コロナウイルス感染症への対策として、重点医療機関における病床確保のための空床補償を拡充することを含む補正予算、また21日には急激な感染拡大を防止するため、飲食店等への営業時間短縮の要請に伴い、協力金を支給するための補正予算が追加提出されるなど、当面する県政上の重要案件が提出されました。

議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをも

ちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

今年を振り返ってみますと、2月に新型コロナウイルスの感染者が確認されたことに始まり、今月15日には宿毛市で高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、大変な一年となりました。そのような中でも、7月の新足摺海洋館SATOU Iのオープンといった明るい話題や、また10月には県と大阪観光局による、アフターコロナにおけるインバウンド獲得を目指した連携協定が結ばれるなど、社会経済活動の活性化の取組も行われてきました。世界中がコロナ禍で苦しんでいる状況ではありますが、少しでも早くコロナが収束し、再び経済状況が明るくなることを願ってやみません。

さて、今年も残り僅かになりました。議員各位をはじめ執行部、報道関係者の皆様におかれましては、くれぐれも感染予防に留意され、御自愛の上、皆様お元気で新春を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年になりますよう心から御祈念申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 令和2年12月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、追加して提案をいたしました営業時間短縮要請協力金に係ります補正予算を含

む令和2年度一般会計補正予算案をはじめ、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、新型コロナウイルス感染症対策や関西圏との経済連携をはじめ、行政のデジタル化、中山間地域の振興、さらには教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も、一層気を引き締めて、今後の県政の運営に努めてまいります。

改めてこの1年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまでの日常が大きく変化をし、県政運営においてもいや応なく守りを余儀なくされた1年でありました。今月9日に、感染症対応の目安のステージを上から2番目の特別警戒に引き上げて以降も感染が拡大をしております。引き続き、県民の皆様を新型コロナウイルスから守り抜くという覚悟と緊張感を持ちまして、感染拡大の防止、医療提供体制の確保に努めてまいります。

今後、しっかりとした感染防止対策を講じ、その効果も見極めながら、社会経済活動の回復に向けた取組を順次推進してまいります。さらに、来年は各施策のさらなる発展に向けた仕込みを生かしまして、関西圏との経済連携など攻めの姿勢で着実に着手し、実行する重要な1年にしたいと考えております。議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いをいたします。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員の皆様方には御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し

上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。



○議長（三石文隆君） これをもちまして、令和2年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時29分閉会